

主義の如き廣義に於ける社會政策の實施により、その紛争を緩和せんとする主張も起された次第である。これらはいづれも、近世の工業的社會問題の發生によつて惹起されたる運動であつた。

鑛業特設電話(コセツデント)

鑛業特設電話は、鑛業及其附帯事業の専用に供する爲め、逓信大臣の許可を受けて、或一定の地域を限り施設する電話であつて、其設備及維持費は鑛業者が負擔する所のものである。凡そ鑛業の作業は數町村に跨つて行はれ、又是に附帯する各種の事業を經營するを常とするが、私設電話は非隣接町村に互ること、附帯事業に及ぼすことを禁ぜられて居り一方公衆電話は鑛業者の必要を充す程度に達して居らず、鑛業者が不便を感ずるといふ理由から、鑛業特設電話の制は設けられたのである。鑛業經營者は、豫め定められた地域内では、必要に応じて線路機械の増設を爲し、後に届出を爲すも差支へないのである。鑛業特設電話は、一見私設電話に酷似するけれども、性質は全く異り、政府が施設する電話の一部を形成するものと認められるのであつて、完全に電信法、電信電話線建設條令等一般電話に關する法令の支配保護を受けるの

である。

雇員(コイン)

雇員はまた傭員とも言ふもので、官吏として任官されることなく、官廳の庶務に従事する者の總稱である。官廳の庶務に従事してゐるものには尙屬官があるが、これは任官されるものであるに反し、雇員は單に雇ひ入れられるものである。文官任用令に依れば、同一官廳に五年以上勤続したものは、文官普通試験委員の銜を経て、判任官に採用するを得となつてゐる以上、官制上雇員を置く可き事が明記されてゐぬにせよ、實際上斯る官吏に非らざる雇員を官廳に使用することは差支へないことゝされてゐる。

個人警察(コジンケーサツ)

「普通警察」を見よ。

個人主義(コジンシュギ)

「總説」哲學上に於ける個人主義の主張は、廣汎且つ多岐であつて、一言にしてその概念を抽象するは、頗る至難の業に屬する。例へば近代に於ける個人主義思潮の分派を探究するにも、ステルナーの絶對的個人主義と、クロポトキンの社會的個人主義と、リップスの人格的個人主義とニーチエの超人格主義との間には、到底互ひに相容れない内容を包含

してゐる。而もこの思潮を希臘哲學の淵源より説き及ぼすときは、正に一篇の哲史史たりざるを得ぬ。蓋し哲學とは廣義に解して、個人に關する研究だといひ得るからである。そこで、茲には單に政治上、經濟上、社會上に現れた個人主義に對し、簡單にその概念を説くに止めざるを得ない。

由來、社會思想の根本原理には、社會又は國家を本位とする主張と、人類の各個人を本位とする思想とが、總えず對立的に存在してゐたものである。前者を廣義に於ける社會主義——もし社會主義なる名辭が經濟學上の一學説と混同され易ければ團體主義——又は國家主義であり後者が即ち個人主義である。この意味に於て個人主義とは、國家及び社會の組織は單に個人のために存するものであつて、個人を幸福にする爲の手段、一梯式であると思ふ。即ち國家又は社會が人類本來的目的であつて、個人は常に國家又は社會に從屬すべきものであり、必要の場合には個人は國家のために、一切を犠牲にせねばならないといふ思想と正反對の位置に立ち、國家又は社會は決して斯る特有の目的及び職能を有するものに非ずと主張するのである。故に社會思想の分野に於ける個人主義の主張は、謂ふと

この利己主義とは異なり、各個人の利益事項に對する國家及び社會からの、權力の干渉を否認するところの一種の人生觀であるといつていい。従つて個人主義は各個人が各個の自由意志により、公共的利益を圖る事、慈善行爲に出づる事等の處置を否定するものではない。反對する點は唯だ個人の意志を無視し、外部からの一定の強制的壓力下に個人を屈從せしむる事に對してのみである。哲學上に於ける個人主義は別問題として、社會思想上に個人主義が濃厚に色彩づけられて來た事は極めて近代の事に屬する。蓋し、近代の科學的自由討論の精神は、傳統的權力に對する反抗となり、教理信條に對する反逆となり、所謂偶像破壊の大運動となつた。即ち個人主義は一個の科學的學説として新たに勃興するに至つたものである。

【政治的個人主義】科學的學説として、先づ個人主義が主張されたのは政治哲學の方面に於いてであつた。グロチウス、スピノーザ、ホッブス、ロック等は皆その何れかの意味に於ける戰士であつて、彼等は自然法説を基礎とせる國家論を唱へた。即ち彼等は人類自然の權利なるものを認め、各人は皆その權利の上に立脚する故に、國家は個人のために存在

するものだとの立論をなした。然らば國家は個人に對して如何なる態度を採るべきかといふに、その點に關する論旨は二派に分れてゐる。元來、個人主義の本來的論理からするならば、この問題に關しては強者の自由行動を認め、その權力の發揮を承認しなければならぬ筈である。この立場を採つた者には、スピノーザ、ホッブス、ニーチエ等の代表的論者があるが、併し他の政治的個人主義者たる、近代の自由主義者なるものは、悉くそれと反對の結論を持してゐる。即ち、後者の立場をとる者は、人類一般に天賦の自然的權利を認むると共に、平等なる各個人の此權利を保護するのが、國家としての職分であるといふ。換言すれば、強者のために弱者が天賦の權利を蹂躙されざるやう、國家はこれを職分として保護すべきだといふのである。然らば國家はその權利を如何にして保護すべきか。彼等は保護を受くべき主要なる權利をば、個人的自由の權利と財産の權利との二つに歸せしめ、其他出版、結社、集合等の自由をも數へてゐる。斯くの如き思想が最も高潮に達したのは、佛蘭西革命に外ならなかつた。ある意味に於ける佛蘭西革命の先驅たるモンテスキューの三權分立論のごとき、ルソーの民約説

の如きは、いふまでもなくその代表的なものであり、その他ミラボー、ダントン、ロベスピエール、マラー、デデロー等の思想のごときも、濃厚なる政治的個人主義の色彩を有してゐる(佛蘭西革命參照)。

【經濟的個人主義】然し個人主義が最も主張され、而して最も顯著なる發達を遂げたのは經濟の方面に於てであつた。即ち個人主義は國內經濟上に於て、苟くも私法的制度に矛盾せざる限り、各個人の完全なる自由活動を認めん事を主張し一切の經濟政策的干渉を排斥するのである。詳言すれば、往時の職業組合的制定に於けるが如き、一切の特權を排斥すると共に、對外商業政策上に於ても、完全なる經濟的自由を要求し、保護關稅、輸入の禁止及制限・輸出獎勵金等の内國産業保護政策を撤廢せんことを要求した。これ即ち自由貿易説である。かくの如き學説の主たる主張者は重農派學徒、アダム・スミスおよびその學徒であつた(「フイジオクラット」「スミス・アダム」)「正統學派參照」。此主張は大體諸國に於ける自由主義的經濟政策を採らしむる事となり、所謂自由貿易主義は一世を風靡するに至つた。加ふるに内國的經濟に於ても、自由主義政策を各國が採用したので資本の集中が

行はれ、これに伴ふ幾多の弊害をば生じて来たのである(『自由主義』「資本主義」参照)。この弊害を匡救せんとする社会改良主義は、國家の保護干渉を要求し、この弊害を絶滅せんとする社会主義は、資本主義組織(個人主義経済組織)の改革を主張するに至つた(『社会改良主義』「國家社会主義」「論壇社会主義」「社会主義」参照)。何れにもせよ、國民經濟の發達は益々經濟的個人主義をして發展せしむべく、而してその無制限なる發達は、幾多の弊害を醸成せしむべく、従つてこれに對して正反對の位置を有する社会主義も漸次に勢力を得るに至るべき事が、現在のありの儘な状態である。

【社会的個人主義】社会的個人主義は元より個人主義の一分派であるが、政治的個人主義經濟的個人主義とは著しくその趣を異にしてゐる。この派の主張は現在の資本主義的社會組織を否認する點に於ては、社会主義の主張であるが、社会主義が個人の經濟的行爲を一切共同經濟的に規律せんとするに反し、個人の自由を極端に實現し、國家の強制を離れて自由の共同生活を営ましめんとするものである。即ちこれ言ふまでもなく無政府主義の主張である。その最初の主張者とも見るべきブルドーンは、國家の權力を否認し、各個人の契約によつて、個人間相互の關係を律せんとすることを主張した。此主張は個人に存する社會性は現存の權力的支配によつて障礙されてゐるが、これを撤去する事により、個人は健全なる社會生活をなし得るといふ樂天主義に出發してゐる(『アナキズム』参照)。然し社會的個人主義は飽くまでも個人の自由を本位とするもので、現存の國家制度、社会組織、私権を認めないのみならず、新たに生ずるかも知れない權力的支配をも否定し、たゞ自由なる個人の契約を基礎とする社會のみを是認するのである。

【個人的快樂主義】(コジジテキカ)個人的快樂主義(Individualistic Hedonism)は、或は利己主義・自我主義・自我主義・愛己主義なども云はれる、自己の快樂をもつて己が自衛的目的とする見解、若くは行爲の標準は自己の保存、利益又は快樂にありとする倫理學說である。之れを唱へたのは古代に於ては希臘詭辯學派、キレネ派のアリストテッポス、エピクルス等、近世に於ては英國のホッブス、マンデヴィル、獨逸のマックス・シュタルナー等を其主なるものとす。

個人的快樂主義の學說は種々ある。或は自己の幸福と快樂とを同一視するものあり、或はその肉體的快樂を主とするものあり、或は精神的快樂を主とするもの等がある。されどホッブスの學說は頗る的確明白に此主義を表明したものであるから、茲には彼の學說を概説することにす。

ホッブスに依れば、人には自己保存の本能があつて、始終自己の安全を圖つて止まないものである。而して、自己の保存を助くる活動は快樂を伴ひ、反對なる活動は苦痛を伴ふ。吾人は生れ乍ら利己的であつて、己れの快樂を獲んことを熱望する。一見利他的に見ゆる行爲も、仔細に觀察すると、其の根柢には利己の伏在することを認める。他人の不幸を見て憐む如きも、實は自己が同一状態に陥つた場合を想像するが故である。多數の人間が社會を形成し、他人の權利を認め、生命を尊重するのは、矢張り自己の利益の爲めである。道徳を守ることも間接に自己保存を助ける爲めである。國家の成立も亦人の利己心に基づく。人が各々自己を中心として行動し恣に爭奪吞噬を事とする時は、生命財產の安全は期し難きものとなる。こゝに於て互に相約して、各自に欲望を制限し、國家を組織し、主權者を立て、之れに絕對の權能を與へて各自が之れ

に服従し、國家を鞏固にする。斯くて平和安寧は得られ、自己保存は全うせられ、法律は各自の行爲の判斷の標準となるのである。

工場(コージョー)

工場(Factory)(英)Fabrik(獨)なるものは、ラテン語のfabricaより出でたるもので、單に語義的に解釋すれば、仕事場技術場等の意義から轉化して来たもので、加工生産の行はるゝ場所といふに過ぎない。しかし現在の意味に於ての工場なる概念は、單なる製造場又は仕事場の意味と異なり、多數の労働者を集中して労働に従事せしめ、大規模の加工生産を行ふ一定の建物を指してゐる。即ち工場は必ず労働者の住宅以外の建物たることを要とし、住宅と區別を設け得ない程度の、小規模なる仕事場の意味を含んでゐない。しかし斯くの如き解釋は、極めて常識的なる説明であつてさらに工場の意義を明白にせんとすれば、工業發展の歴史的事實、及び工場制生産の特質を知る必要がある。前述の如く、Factory, Fabrik, fabrique なる英、獨、佛語はラテン語のFabricaに發したものであるが、歴史的には幾多の變遷を経て来たものである。即ち大陸に於ては、十七世紀まで、この言葉は單純なる手工業と對立せる特別な形態に對して呼んで

るたのであるが、十八世紀に至りmanufactureなる文字も、等しく手工業と對立して用ひられるやうになつた。而して兩者の區別の標準は、前者が機械を用ふる場合を指し、後者が是を用ひない場合を指してゐた。つまりファクトリーは機械を使用し加工生産を行ふ建物であり、マニユファクチュアは多數労働者が住宅以外の一定建物に集り、茲に於て手工生産を行ふものであつた。英國に於てもファクトリー及ミル(mill)は同義語と解されてゐた事、大陸地方と同様であつたが、一八四四年の法律はファクトリーの意義を定めて、機械力を使用し、綿・手手等の纖維製品を製造する建物及び場所を指した。然るに漸次ファクトリーの意義は、纖維製造場以外のものを含むやうになつて来た。故に一九〇一年の法律は營利目的を以て、機械力を使用して、加工及びその附屬行爲をなす場所をファクトリーと呼び、機械力を使用せざるものをウォークショップ(作業場)となした。併し元來斯くの如き言葉は、歴史の變遷と共に内容も推移してゐるので、法律を以てその意義を決定するが如きは、根本的に困難なる事柄である。故に各國は労働者保護の目的を以て工場法を制定するに當り、工場の定義を與ふるに頗る

厄介な問題を控へてゐた。英國の如きは動力の有無を以て工場と其の他のものを區別し、獨・佛の如きは労働者の人數を以て(十人以上を使用するもの)その標準となしてゐる。わが工場法の如きは、工場の意義を與へてをらない。これを要するに、工場とは一般の慣用によれば多數の労働者が集合して、大規模の生産に従事する建物の謂であるが、工場の概念を明らかにするには工場制生産の特質を知らねばならない(『工場工業』参照)。

工場衛生(コージョー)

工業に従事する職工及び公衆の衛生上に及ぼす有害なる影響を豫防し、同時に工業に従事する者の健康を増進する施設を工場衛生といひ、而して工場に於ける工業衛生を工場衛生といふ。即ち工場の位置と構造、建築材料等一般衛生上の事は元より、換氣、採光、清潔保持、有害瓦斯及び塵埃粉末の排除、危險機械に對する防衛裝置、及び汽罐その他の動力機の保護等に關するものである。謂はゞ工場の設備に關する者が第一の種類である。次の施設は職工の就業條件に關する事項である。即ち労働時間・休憩時間・定休日等に關する一般的問題を始めとし、生理的に見たる幼年労働者・少年労働者・婦人労働者に關する特別な

規定及び職工の寄宿舎等に関する設備も一切これに含まれてゐる。けだし身神の過勞による健康障害、空氣の汚染による健康障害、工業中毒、作業中の創傷等を未然に防備するために生じたものである。『工場法』『労働者保護法』『工場労働者』『幼年労働者』(参照)。

工場衛生を最初に提唱したものは、伊太利人ロマヂニーであつて、十七世紀の末葉既にその立論をなしてゐた。而して法規を設けて、自國で斯かる設備をなしたのは英國で、一八〇二年に、職工の健康保護に関する法律が制定された。次は普魯西で一八三九年にその政策を施行し、次いで佛・埃・伊・露・瑞西等の諸國が、所謂工場法なる労働者保護の法律を制定した。日本も亦、近年この種の法規が設けられ、工場衛生に関する實行が始められたが、歐米諸國に比して遜色を有することは言を俟たない。

工場閉鎖(コージョーヒーサ)

ロックアウトと同じ。労働者の權力手段、即ち同盟罷工サボタージユ其他に對抗して、企業家が採る權力手段である。その目的は工業の一部若くは全部にわたる經營を停止して之に従事せる労働者を停職又は解雇し、其賃銀所得の途を失はしめ、之を苦しめて遂に自家

の意志に服従せしめんとするのである。故に名稱は工場閉鎖と云ふも、元來資本家が一般労働者に對して用ふる手段で、其適用方面は工場にのみ限られず、鑛山・鐵道・其他凡ゆる種類の工業に適用することが出来る。従つてその稱呼にも、閉鎖・労働閉鎖等種々ある。工場閉鎖は同盟罷工と同じく單に一工業に限られたものあり、一地方を包括するものあり、又は全國各種の工業に及ぶもの等その範圍に廣狹種々あり得る。また同盟罷工に攻撃的防禦的の兩種ある如く、工場閉鎖にも攻撃的防禦的の兩種があり、同情罷工のありと同様に同情工場閉鎖がある。即ち二三の工業に屬する労働者が同盟罷工をなした場合に、爾餘の工業家が自ら進んでその經營を停止するの舉に出るのである。斯る工業の結合の原因は二種ある。現在同盟罷工せる一部の労働者が成功する時は、爾餘の工業家も速からず其労働者の要求に聽従せねばならぬ事となるは必然なるが故に、禍を未然に防がんとするのが其一、而して第二の理由は聯合的工場閉鎖により同時に多數の労働者を解雇して収入の途を断つことは、労働者の資金を速に消費せしめ、従つて速かに工業家に屈服せしむる方法であるとの考である。由來工業は益大經營と

なり其數を減ずるのが大勢である故に、その結合も容易となり、同盟罷工の機勢と相伴つて決行の機會も頻繁ならんとする傾向を有してゐる。

工場法(コージョーヒー)

【概説】工場法とは賃銀労働者の雇傭に関する弊害を除去せんため、特に工場主と工場労働者との間に締結せらるる労働契約に對して制限を設くる規定をいふ。即ち雇主と労働者との契約によつて決定せらるべき労働條件に制限を加へ、工場衛生に関する規定を設くる等國家が労働者を保護すると共に、資本家に或種の干渉を加へるところの法規である。故に工場法とは労働者保護に関する諸種の法規の中、特に工場労働者に關するものをいふのである。『労働者保護法』(参照)。しかしながら茲に注意すべきは、斯くの如く工場法は工場労働者の保護のために成されたものであるけれども、法そのものの性質としては、單獨に資本家又は労働者のために制定されたのではなく、社會の健全なる發達をなさしむる目的の下に、労働者を保護するものである。即ち労働者のために労働者の利益を保護せんとするのではなく、社會全部の利益を考へて労働者を保護するのである。ゆゑに工場法の作用

が間接的に労働者の利益を進捗せしむる結果となつても法の性質としてはそれを目的とせざる事に注意を要する。故に幼少年乃至婦人労働者に對して加へる労働時間の制限、及びその他特殊なる保護をなすときは、これらの智力筋力に於て劣弱なる労働者を保護せんとする爲めではなく、偏へにこれら次の時代を形成すべき國民の萌芽たる幼少年労働者に對し、又はこれらの少國民を生む母たるべき婦人労働者に對して、過度の勞働をなさしむる結果、身心の發育を阻害するが如きは國家社會の一大損失なりとの趣旨に基づいてゐる。これは單に工場法のみならず、工業法及びその他の労働者保護の目的の下に規定されたる法規は、悉く労働者のためにその利益を保護するといふのではなく、國家社會を單位としたる全體的幸福の目的に對する手段として規定されたものである。

【適用範圍】然らば工場法なるものの適用範圍は如何なるものであるか。之は動力の有無、使用者數、業務の性質等によつてその範圍が決定されてゐるので、各國によりその適用範圍が一定してゐない。例へば佛蘭西に於ては二十人以上、伊太利に於ては十人以上の労働者を使用するを工場とし獨逸に於ては工場

と仕事場とに關せず、十人以上を使用する經營に適用してゐる。それに對して英國の如きは『工場及作業場』なるものを定め、加工又はその附屬行為をなす家庭、場所に於て、機械力(汽力・水力・電力その他の動力)を使用するものを工場となし、然らざるものはこれを作業場となし、夫々にこの法規を適用せしめてゐる。わが工場法が規定する法規の適用範圍は、當時十五人以上の職工を使用し、而も事業の性質が危険なるか、又は衛生上特に有害と認むる工場に對して、該法規の適用範圍を定めてゐる。併しながら以上の適用範圍によつて決定されたる工場に於ては、何人も同様の保護を受け得るのではなく、年齢別により自らその範圍を異にしてゐる。即ち先づ最低年齢を設け、一定の年齢以下の者は労働に従事する事を禁止、それ以上の年齢者に就ても、更にこれを幼年工・少年工・成年男工・成年女工等に區別してゐる。各國の立法例に従つて表示すれば、最低年齢の制限は、瑞西及新西蘭が滿十四歳、獨・佛が十三歳、英・白・關・埃・日が十二歳、印度が九歳である。幼年工とはこの最低年齢より、十六歳未満(佛・瑞)十五歳未満(伊・白)十四歳未満(英・白・獨・埃・印)等である。少年工の年齢は英・佛・瑞が十

八歳未満、白・獨・埃が十六歳未満であつて、關・印・日等は少年労働者なるものを特に定めず、幼少年労働者と成年労働者とを區別するのみである。尙、この間、特に白・伊の兩國は女工を保護し、滿二十一歳未満は幼少年労働者として取扱つてゐる。故に各國に於ける成年労働者は、英・佛・西が十八歳以上、關・獨・埃・瑞が十六歳以上、伊・白が十五歳以上、印度が十四歳以上としてゐる。斯くの如くして年齢別性別によつて分類されたる労働者の種類は、工場法の適用に就て重大なる關係を有するものである。先づ労働時間に就てこれを見れば、幼少年工に對しては概ね十時間以内の労働時間を規定し、休日及び夜間の労働を禁じてゐる。又女工に對しては概ね十一時間以上の労働を禁止し、且つ徹夜を禁ずるが常である。之れに比してわが工場法は幼少年工及び女工に對し、その最長労働時間を十二時間となしこれに休憩時間を含ませしめてゐる。成年男工に對しては瑞・埃が十一時間、佛が十時間を以て最長労働時間と規定してゐるけれども、爾餘の諸國にはそれらの規定が認められない。其他各國の工場法は危険豫防設備職工風紀取締、職工の雇傭周旋、工場規定賃銀支拂制度に關して規定を設け、工場工業に

伴に諸種の弊害を防御しつゝある（これら各國の工場法に就いては、英・佛・獨・瑞西等の諸國に分類して詳説する（『英國の—』其他参照）。

【沿革】 工場法は諸種の労働者保護法中最も重要な位置を占め、且つ最も古き歴史を有し、工場法の歴史は従つて諸種の労働者保護法の沿革を示すに足るものである。斯くの如き法規が最も早く規定されたのは、云ふまでもなく英國であつた。英國に於てはすでに十八世紀に於て『エリサベス徒弟令』の如きものが發布されてゐた。同法令は主として手工業組合制度の保護を目的とするものであつたが、産業革命以來紡績業の發展せるにより、諸種の工場工業に伴ふ弊害が續出し、幼少年工の虐待が甚しかつたため、一八〇二年に至つて『工場徒弟健康及道徳條令』なるものが發布されるに至つた。これ即ち現在の『工場及作業場法』の先驅をなしたものと見ていい。然るにこの條令は多く木綿工業中、特に幼少年工に對してのみの規定であつたがため、一八三三年に至つて修正され、幼年工を區別し九歳以下の幼童の労働を禁止、幼年工は一日八時間以下少年工は十二時間以下とした。而して兩者共に午前五時半以前、午後八時半以

後の労働を禁ずる事とし、且つ之を一般の職維工場に及ぼし、四人の工場監督官を以て監督せしめた。後一八四四年のピール案を以て不備を改め、且つ女子労働者に對する特別規定を設け一八四七年のフィルデング案を通過せしめて、幼少年及女工の労働時間を十時間以内とし（一時間半の休憩時間をも含む）、所謂十時間労働運動の目的は達せられたのである。次いで一八六七年に至りこれを單に紡績工場のみに限らしめず、冶金・機械・製紙・硝子・煙草等の製造工場にも及ぼした。尙、同時に『作業場法』なるものも『工場法』と對立して採用されたが、一八七一年に至り工場法と合併して、之を『工場及作業場法』と稱へたのである。その後この法律は一八九一年、一八九五年、一九〇一年と三度改正補填せられ、今日の現行法が生れたのである（英國の工場法（参照））。佛蘭西の現行工場法は一八九二年に制定された。該法規が制定される以前には一八四一年に少年工及び女工保護の法規が發布され、一八四八年に至り一般の労働時間を一日十二時間となし、各國に先ちて成年男工の労働時間を制定したけれども、工場監督の制定が十分でなかつたがために、一個の空文として葬られんとしたので、改めて一八四七

年に新工場法が發布された。斯くて工場監督官制定も行はれ、更に一八九二年の改正案と共に今日に及んでゐる。獨逸聯邦中にあつてはプロイセンが最も早く此問題に着眼し一八四九年法令を發し、九歳以下の幼童の労働を禁止、十六歳以下の少年工の最長労働時間を十時間に制限し、加へて夜間労働、日曜労働を嚴禁した。この法令が發布されると共に、他の聯邦諸國も労働者保護に關する諸規定を設け、一九〇〇年に至つて現行法が發布されたのである（獨逸の工場法（参照））。これらの諸國に比し、我國の工場法なるものは、漸やく明治四十四年法律第四十六號を以て發布され、大正五年四月一日よりこれが實施を見たに過ぎない。尤も明治三十一年農商務省が工場法案を發表した事があつたが、政府は議會に提出することをせず、且つ資本家側の反對意見が酷しかつたために臨時工場調査委員會に委して、調査に藉口して決する所がなかつた。然るに日露戦争以後、復興事業が勃興すると共に、工場法制定を要求する聲が熾んになつたに鑑み、四十三年一月これを衆議院に提出した。然るに夜間禁止に對する非難が喧しく、即決否決の虞ありしを以て直ちにこれを撤回し、尙、生産調査會の會議に附して修

正し、明治四十四年二月始めて兩院を通過せしむるに至つたのである。斯くて、現行のわが工場法は生れたのであるが、歐米諸國の該法規に比較すれば、不備なる點が決して少くない。これが修正を要求する聲は喧しいが、未だ改正される機運に至つてをらない。

工場委員會制度（ゴージョイイ）

【概説】 工場委員會とは一工場または一鑛山に於て労働者選出の委員と事業主側より選出した委員とが相會して賃銀・労働時間その他の雇傭條件並に保健・教育・慰安・救済等に關する諸問題を協議決定し、之を事業主に申達し、其實施を求むる機關を言ふのであつて、其形式は單一の委員會を有するに過ぎぬもあり、更に大規模の事業には一の代表機關を置き、その中より種々の委員を任命するもあり、又一の委員總會を組織する多數の部委員會より成るものもある。この外労働者の委員のみより成る下院と事業主側の上院とを設け二院制度を組織するものもある。各事業の情況に従つて、其形式は異り其名稱も異なるけれども、要するに工場委員會制度は左の三點にその特徴を有するものである。

一、工場に於ける労働者の代表者を選出すること。
二、代表者は一個又は數個の委員會を構成すること。
三、前記の委員と事業主側とが共同委員會を構成するか或は單に會合し協議すること。
抑も工場委員會制度は、歐洲大戰の結果生じた産業民主化運動の一形態であつて、泰西諸國に於て今や確實なる地歩を占め來れるものである。この運動の精神は、要するに、労働者と資本家の間に緊張し切つた對立關係に、一つの組織的緩衝地帯を與へ、兩者間の協調を圖らんとするのであつて、換言すれば労働者は資本家に取つて代らんとする希望を捨て資本家は労働者を機械視し奴隷視する事を止め、兎も角も表面は對等の人格者として、共同の産業支持者として、或る程度に於て産業の參與權を與へ、産業の發展そのものによつて、勞資ともに經濟的社會的利益の維持伸張を圖らんとするのである。かやうな思想は勿論社會政策的のものであつて、その思想の根本と見るべきは、（一）社會主義の如く私有財産制を廢止し、資本の社會化を行つて労働問題を根本より解決せんとするものに反對し、資本の所有は從來のまゝにして置いて、經營のみ

を社會化せんとし、（二）政治界に於て今日の文明國民が立憲制度を運用しつゝある如く、産業界にも立憲制度を採用せんとする觀念に外ならぬのである。工場委員會制度の實際的効能は、（一）労働者自身が産業の經營に參與するものであると云ふ自覺による心理的効果。即ち能率の増進。（二）労働者と資本主間に意志の疏通を圖る機關となり、双方の誤解を解き、労働争議勃發の機會を少くすること等であらう。
以上は工場委員會制度に共通する點に關する記述で、各國に於ける實際的施設は何れも異なる事情の下に異なる發達を示してゐるものであるから、次項には世界に於ける代表的の三型體として、英吉利・獨逸及び亞米利加の該制度を略説する。
【英・獨・米の工場委員會制度】
（一）英國に於ける現在の工場委員會制度は、戦争の産物たるホイットレー案に基くものである。一九一六年即ち英國が戦争に参加して三年目に政府は戦後起るべき諸問題に豫め備へる爲めに、改造委員會を設け、改造委員會の下に更に労働關係委員會なる小委員會を設け、（イ）労働關係の恒久的改善に資する諸方面の意見を考究し、自己も意見を立てること

(ロ) 勞資關係に關する事項を當事者即ち資本家勞働者に於て組織的に考究し、將來の勞資關係を改善すべき方法を案出する事の二任務を委ねた。委員會は、下院議員ホイットレーを議長とし資本家團體、勞働組合、經濟學者側の三方面の代表者より成る十二名の委員によつて組織された。其委員會の報告が所謂ホイットレー報告なるものであつて、その内容の主たる部分をなして居るのがホイットレー案と呼ばれる、工場委員會の方式である。該案は各産業をそれぞれ一個の單位と見做し、それを通じて勞資間の諸問題を解決しようといふのであつて、企業別に獨立自決の處置を取らうとする亞米利加式の工場委員會制度とは根本的に異り、産業的組合主義と響應するものである。従つて各産業毎に一體系をなす委員會を組織せんとするのであつて各産業毎に、其の勞働者の所屬勞働組合代表者と、その企業者の所屬團體代表者をもつて全國産業協議會 (National Industrial Council) 地方産業協議會 (District Industrial Council) を作り、その下に各工場に企業者勞働者双方の代表者より成る勞働委員會 (Works Committee) を作るのである。

に在つては、(イ) 謂はゆる集合協定 (團體交渉) の機關として働き、主要なる勞働條件に就いて標準的事項を協定すること。(ロ) 勞働爭議の豫防及び和解の爲めに勞資双方の準據すべき交渉方法を協定することの二つを主眼とする。次に勞働委員會は右の(イ)の協定準備事項に就て各工場に於ける實行上の細目を定め並にその履行を監視することを主たる任務とし、勞働爭議の豫防及び和解に努力するのである。なほ附帯任務としては各種の福利増進施設に關與する。

尙、英國の工場委員會制度の特徴として注意すべきは、(イ) 勞働組合を基礎とすること、(ロ) 集合協定を豫想すること、(ハ) 各産業を一體系一單位と見做すこと、(ニ) 設置を強制しないこと等である。而して今擧げた如く何等の強制も行はれなかつたに保らず、該制度は非常な速度で各産業に普及し、一九一八年には十八種の産業、一九一九年には四十種の産業、一九二〇年の初めには五十一種の産業に互つて實施され三百万の勞働者を包含するに至つた。(一) 獨逸では十九世紀の後半から各種の産業に互つて委員會が組織されこれに關する法律も發布され、或る範圍内に於て該制度の實施を強制してゐる(一九〇九年

の普魯西營業法に於ける使用勞働者百人以上の鑛山に對する該制度強制設置の規定。一九一六年の祖國奉仕法に於て所謂祖國奉仕業務に従事する勞働條件改善の要求をなすことを禁じた代償として、其事業には該制度を實施すべき事を強制したる規定)。然し乍ら本項目の所謂工場委員會に當るドイツの經營協議會 (Betriebsrat) と呼ばれる制度は、革命後に生じた產物である。一九一九年五月ドイツ政府は、一の宣言を發表して、産業上に於ける勞働者の會議權、利益代表權及び共同決定權を認む可きことを約束し、同年七月の獨逸新憲法は右の宣言に基づいて次の原則を定めた。

(イ) 勞働者及び使用人は雇主と同等の權利を以て、之と共に勞働條件の決定並に生産力の増進策に關與する資格を有す。

(ロ) 勞働者及び使用人はその社會的及び經濟的利益を擁護する爲めに經營勞働者協議會、地方勞働者協議會及び全國勞働者協議會に代表者を出席せしむる權利を有する。

(ハ) 地方勞働者協議會及び全國勞働者協議會は、企業者團體その他主要なる職業團體の代表者と共に地方經濟協議會及び全國經濟協議會を組織する。而して全國經濟

協議會は、社會政策的及び經濟政策的立法案に就ては政府より議會提出前に諮問を受け、且つ自らこの種の法律案を政府に建議するの權利を有する。

右の憲法に基き經營協議會法 (Betriebsrat-Gesetz) が一九二〇年二月に發布された。同法の趣旨は二十人以上の勞働者を有する企業には勞働者 (Arbeiter) 及び使用人 (Angestellte) の協議會を強制的に設置せしめ、從業員の利益の擁護と企業主の目的の達成の爲に兩者を協力せしむるにある。經營協議會の機能の主要なるものは、(イ) 企業の管理經營に参加すること、(ロ) 勞働組合と企業者間の集合協定の履行を監視し、集合協定の存しない事項に就ては關係勞働組合の諒解を得て雇傭條件の決定に關與すること、(ハ) 多數の勞働者を雇入れ、又は解雇するときは之に關與すること、(ニ) 勞働爭議の防止及び調停に努力し、並びに調停機關の決定に係る事項の履行を監視すること、(ホ) 以上の外一般福利増進施設に關與すること等である。

以上の機能を行ふ爲めに、企業者は協議會に對して次の義務を負ふ。(イ) 委員中の一人乃至二人を重役會議に列席せしめて之に發言及び表決を許すこと、(ロ) 協議委員の要求あ

るときは毎會計年度の決算表及び損益計算表を提示すること、(ハ) 毎年四回以上自己の事業及び一般事業上の景況に就き委員に報告すること、(ニ) 從業員の就業状態、賃銀給料、その他雇傭條件に影響を及ぼすべき一切の事業上の變化に就き遅滞なく委員に報告すること。これに對して委員は企業上の秘密を嚴守する義務を負ふ。獨逸の協議會の特色としては左の諸點を擧げることが出来る。

(イ) 筋肉勞働者及其他の使用人とを同列に見て、兩者に等しく協議權を認めてゐる。之れは獨逸の勞働組合が企業使用人と官廳使用人の組合とを包含してゐる事と照應するのである。

(ロ) 全經濟を一體と見、その全局に關する程度迄の協議權を勞働者及び其他の使用人にも認めてゐる。これは一産業一單位の英國流とも、一企業一單位の米國流とも異なる點である。

(ハ) 各經營に從て或る程度までの管理參加權を認めてゐる。

(ニ) 勞働組合と協力すべきものとし、集合協約を犯すべからざるものとしてゐる。即ち英吉利の委員會は勞働組合に對して從たる地位になり、獨逸の協議會は對等

の地位にある。

(ホ) 法律に依り設置を強制する。之を要するに獨逸の協議會は世界に於ける工場委員會制度中最も急進的のものである。

(ニ) 亞米利加の工場委員會は前二者と全くその趣を異にしてゐる。それは同國の國情、殊に産業事情の齟齬結果であつて、其事情とは、(イ) 資本の勢力が極めて旺盛なること、(ロ) 勞働者の生活が豊富で小資本家の氣分の濃厚なること、(ハ) 唯一の大勞働組合たる亞米利力勞働聯合會 (A. F. L.) の態度が穩健で同志の稀薄なこと等である。大體に於て勞働組合の勢力が振はず、非組合主義の上に立つ工場が多く、而して工場委員會は多くこの非組合主義の工場に實施されてゐるのであるから、その最近の發達は英國二國と同じく戰爭の結果であるにも係らず、内容も形式も著しく異つてゐる。一九一八年四月即ち大戰參加の翌年に戰時勞働局 (War Labour Board) が設立され産業爭議終審裁判所となつたが、その最初の審判で工場委員會の設立を命じたのを初めとして、引續き軍需品製造諸工場に對して之を推進し、此等諸工場の經驗を基礎として一原則案を作り戰時勞働局を公布して委員選舉の準則を定めた。爾來勞働局は凡

る方法に依て該制度の設立を奨励した結果急速に之を設ける工場が増加して、一九一九年の夏には二百二十餘に達し、それに包含される労働者の数は五十萬に達した。

亞米利加の工場委員会の特異の點は(イ)企業を一單位と見、一切の争議を企業内で自決すること、(ロ)労働組合とは何等の交渉を有しないこと、(ハ)委員会はやむをすれば労働組合の勢力を削ぐために利用されること、(ニ)謂ゆる福利委員会の色彩が濃厚であること等である。

【日本の工場委員制度】 歐洲戦後の日本には經濟界の好況に連れて幾多の労働争議が起つたので企業者の中には、勞資の階級争争を緩和すべく、歐米の例に倣つて委員会制度を採用し、若しくは懇談會等を設けんとするものが生じた。此等の初期に屬する該施設は殆ど企業主若くは官廳が、恩惠的に設けたものであつて外形は議事制を採つたものであつたが其内容に至つては單なる懇談會に過ぎぬものであつた。然るに大正八年下半年以降財界は不況を告げ、勞資の軋轢はヨリ激烈となり、労働組合中自ら工場委員制度の設立を要求するものが生ずるに至つた。大正十年には初夏の大阪電燈株式會社の争議を初めとして、

主として大阪神戸地方で工場委員会制度要求の運動が行はれた。同年六月實施された大阪電燈調査委員以下同地方に設けられた委員会の主なるものは、その數二十一で、うち形式に於て議事制を採れるものが二十、懇談制を採れるものが一である。またその職能として雇傭条件を含むものが八、含まないものが十二である。而して委員会の決議に對し、會社が履行の義務を負ふと云ふ如きものは一もなく、たゞ單に企業主の諸尋に應じ、提言をなす機關に過ぎないのである。

これより先き大正八年の末に労働委員会私案と稱するものが内務省から發表された。同案は「當時五十人以上の労働者を使用する事業に在りては一企業組織に於て本法に依り労働委員会を設置することを得」(第一條)、「労働委員会は區域共通の利害に關する左記事項に關し、企業者又は委員の提議により調査審議をなし企業者にその提議をなすものとす」(第十五條)と規定し、賃銀、就業時間及休憩に關する事項、作業規則に關する事項、危険防止及び傷害に關する事項、保健衛生及び風紀に關する事項、教育及慰安に關する事項、互助及救済に關する事項、能率増進に關する事項、其他労働者の福利増進に關する事項等の

職能を挙げ五人以上十五人以下の選出委員と、選出委員の數を越えざる指名委員によつて組織すべしとなすのである。然し之は遂に私案たるに止り、大正九年三月に東京府工場協会の工場協議員會規則が發表され、上記のものと大差なき職能を有する工場委員会の設置を各工場に懇願した。然るに前記の如く大阪地方の労働者間に工場委員会設立要求の聲が喧しくなるや大阪工業會は十年八月工場委員會要項案を發表し原則として之を諮議機關となし、職能としては工場の生産率増進、従業員福利増進、就業時間其他企業主が必要と認めたる事項等を挙げ各工場に從應した。かくの如くにして工場委員会制度への第一歩は既にふみ出されたと見るべきであらうが、上記の諸案に現はれた委員の權能は、極めて微弱なものであり、また實際實施されつつあるものも皆この範圍に止るのであつて、海外諸國のそれとは到底比較にならない程幼稚なものである。日本の工場委員会に關し大正十年十一月末に知られたる統計に次の如きものがある。

- (一)工場委員總數 三八
- (二)會議様式別 懇談制 議事制 計

一三 二五 三八

- (三)職能別 懇談制 議事制 計
- 雇傭条件を含むもの 四 一〇 一四
- 右条件を含むもの 九 一五 二四
- 計 一三 二五 三八
- (四)組織別
- 労働者のみにて組織せるもの 一七
- 勞資双方によりて組織せるもの 一八
- 勞資合同の會員組織をなすもの 三
- 計 三八

工場監督官(コージョーカントクカン)

工場監督官とは工場法を實施するに當り、各工場の労働状態、衛生設備等に就て實際上に視察監督し、該法規の適用に關して遺漏なからしむべき監督官の謂である。換言すれば工場監督官とは、工場法の効果を擧げんがために設けられたる諸種の實施機關中、最も重要な任務を有する運用上の一機關と見做し得る。蓋し、法規として如何に完備せる工場法にても、これが實施に關して、十分なる注意と觀察を缺く時は、遂に一個の空文として終るが常であるからに外ならない。工場監督官の制立を最初に採用したのは、一八八三年に於ける英國のそれであつた。爾來各國は皆此制度に倣ひ、佛國は一八七四年、瑞西は一八七七年、獨逸は一八七八年、澳太利は一八八

三年、和蘭は一八八九年、瑞典那威は一八九〇年、白耳義は一八九五年に此制度を採用した。然らば工場監督官の職責は如何なるものなるかといへば、工場法の實施に關して工場を監督し、法律違反の行爲を防ぐと共に労働者の状態に關する報告をなし、雇傭關係に就て立法上又は行政上の意見を提出し、労働者と雇主との間に存する紛争を調停する等頗る廣汎なる任務を有するものである。故に工場監督官の職能は、單に工場法實施の任に當る一行政官であるばかりでなく、更に工場主及

工場労働者より信任を得、社會改良の實を擧ぐる任務さへ有してゐる。

工場労働者(コージョーロードーシャ)

工場労働者とは即ち工場に働く労働者のことであるが、果たして如何なるものを工場とすべきかに就ては、多少の論究を要する。されど茲には統計を得るの便宜から、現今實施の工場法の適用を受くる労働者を以て工場労働者としよふと思ふ(「工場」工場法参照)。

以上の定義による日本の民間工場の労働者の數は、大正七年に於て次の如くであつた。

十五歳以上		十五歳以下		十二歳以下		合		計	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
六三・六五	六六・一六	三三・九四	九六・二七	五七	一・七三	六六・二二	七三・〇二	一・四九	一・六六
十四歳以上		十四歳以下		合		計		總	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
二四・六三	五・八二	三〇・四	二・五	二七・六	〇・三	二七・六	〇・三	二七・六	〇・三
計		計		計		計		計	
一八・七六		一・七三		一八・五三		一・七三		一八・七六	

同年の官業労働者の數は次の如くである。

大正十二年末現在工場労働者數は、官公營男子一三六、一七六、女子四〇、八四六、民營男子八一三、八〇六、女子八一五、三三六、總計一、八〇五、九八四であつた。

同じく工場労働者の異年比較は左の如くである。

年度	男	女	計
明治四十一年	二四八・七五二	四〇〇・九三五	六四九・六八七
同四十二年	二四〇・八六四	四五一・三五七	六九二・二二二
同四十三年	二七四・五七七	四四二・五七一	七一七・一六二
同四十四年	三七一・三八八	四七六・四九七	七九三・八八五
同四十五年	三四八・二三〇	五一五・二二七	八六三・四五七
大正二年	三五五・五九六	五四〇・六五六	九一六・二五三
同三年	三八・六六七	五三九・元七七	八三三・九六四
同四年	三五〇・九七六	五五九・八三三	九一〇・〇九九
同五年	四〇八・六三三	六六六・六六九	一・〇九九・三〇〇
同六年	五〇六・六四二	七二二・〇三二	一二七八・六四四
同七年	六〇六・二一六	七六二・〇八八	一三六八・三〇四

以上の表は農商務省の調査に係るものであつて、絶対には信頼し得ないかも知れないが、これによつて、約五千八百八萬七千の日本總人口中、約二、四二パーセント強が工場労働者であつて、而かもそれが逐年増加しつゝあることを観察し得るのである。而して、その過半数は婦人労働者によつて占められ、同時に幼年労働者の数が割合に多いことを知るの

年 度	農 業	工 業	商 業	學者、官公吏、資本收入生活者
一八五六年	五二・九		二九・一	九・一
一八六一年	五三・二		二七・四	九・五
一八六六年	五二・五		二六・八	九・五
一八七二年	五三・五		二四・一	一一・二
一八七六年	五三・〇		二五・九	一一・三
一八八一年	五〇・〇		二五・六	一〇・二
一八八六年	四七・八		二五・三	一一・一

ある。これは主として、日本が繊維工業國なるに起因するのであつて、將來婦人及び幼年労働者問題が重要となるべきことを示してゐる。大正十二年末現在数は上記の通りである。

次に注意すべきことは、總人口に對する工場労働者の数が比較的少ないことである。工業の先進國たる英國の統計に徴するに各職業人口の割合は次の如くである。

を要め、農業小作人其他の労働階級に比し、比較的良好的地位を占め、益々之を擴張せんとしつゝある。

工場制工業(コージョーゼ)

〔概説〕工場制工業とは、企業家が自己の資本を以て設備せる工場内に自由契約に依つて傭入れた労働者を集中し、労働者の住宅以外の一定建築物内に於て、労働に服せしむるところの經營形態である。即ち企業家が大資本を投じて進歩せる技術を用ふる設備をなし完全なる分業の方法を講じ、企業家の指揮の下に多數の労働者を使役して、合理的生産を行ふものである。故に工場制工業に於ては、手工業及家内工業等と異なり、生産の場所と労働者の住宅とを異にするのみならず、工業は企業家及び労働者の家族經濟の影響より完全に脱却し、經濟上並に技術上、全く獨立せる經營形態である。この制度は十八世紀の中葉より先づ英國に發達したものであつて、十九世紀に至り西歐諸國に普及した。日本が工場制工業を採用するやうになつたのは、明治維新以後歐米の文物を輸入したるのちの問題に屬する。斯くの如く工場制工業の特長は、多數の労働者を一工場内に集中せしむることにあるが、然し單純にたゞ多數の労働者を集

中せしむることがその本質ではなく、作業の行程を數段に分割し、熟練労働者と不熟練労働者、成年男工と女子少年労働者、精神的労働者と肉體的労働者、技師と普通労働者とを區別し、而して各人が生産の一小部分を擔當し、企業家の指揮の下に、組織的な一體として、共同生産に従ふのである。共同生産の結果各人の長所を利用し得るを以て、著しく労働の能率を増進せしめ、生産費を減少せしめる。故に工場制工業に依れば、手工業又は家内工業よりも、遙かに多額の生産を得、生産費も亦低廉なるを得るのである。而してまた工場制工業は、一面に於て機械の應用を容易ならしめる。其理由は、多數労働者の作業上の分業が作業機械の使用を可能ならしめたことにある。機械力使用の進歩せる生産手段の普及は、雖て工場制工業の有機的組織を一層完成せしめ、機械的生産は工場制工業と不可分のな關係を生ずるに至つた。蓋し分業の利益と製作上の監督の便利とは、多數労働者を一工場内に集中せしむる原因となつたが、一面に於てはマルクスのいへる如く、機械の使用が工場制工業の發生を助長したのである。

〔起原〕工場制工業の發生に關しては、マルクスの説明によれば、産業革命の結果、原動力及び作業機械が發明應用され、生産方法が手工業より機械工業に推移した結果、その自然的必然として生じたものである(『産業革命』参照)。これは元より最も重要な原因であつたが、工場制工業を發生せしむるに至つた條件としては、更に諸種の原因を數ふることが出来る。西歐諸國の經濟組織は、十五世紀時代以降、都市經濟より國民經濟の成立期に入り、貨幣・度量衡の統一、商業交通の發達により、大市場の發生となり、自足經濟の解體に伴ふ工業品に對する需要の増進、風俗習慣の變遷による需要の民衆化と相俟ち、工業製品の大産生産を促すに至つた。この社會的要求に對する手工業的經營は、生産額が小なるのみならず、その生産費も高價なるを免れなかつたために、茲に家内工業なるものが出現したけれども、これとて市場の大産需要に應ずることが出来ず、遂に統一的なる社會的經營による工場制工業が發生するに至つた。加ふるに機械の作用はこの傾向を一層増長せしめ、生産技術の進歩は機械による模造品又は代用品生産を容易ならしめたが故に、低廉なる機械製品が、世界の市場に送られるに至つたのである。また他の一面の理由は、十八世紀の中葉より、著しく人口が増加した

り、土地兼併の現象が著しくなつたりして、無産階級民が生じた事である。もちろん近代に於けるプロレタリア(無産階級)の増加は、工場制工業による機械生産の發達に基づくところ多かつたのであるが、既に工場制工業が起されんとする當時に於て、農業上の共同耕作制度の廢止、共有地並びに荒蕪地のエンクロジューア(地主の土地圍込)等の諸原因により小農階級より無産階級に落ちた者が多かつた。加之、當時はマルサスの人口論が發表された頃で、十八世紀中葉以前までは、人口増加の比率が僅か二分を算するに過ぎなかつたが十九世紀に入りては一刻一分乃至一刻八分の高率を以て増加するに至つた。故に一面に於ては農業上の失業者が増加し、また他の一面に於ては人口の増加によつて生ずる無産者が増加し、漸やく無産階級民の數を増して来た。機械なる企業家はこの傾向を利用して、無産者。失業者を工場に集中せしめ、これに加工生産をなさしめたのである。元より工場制工業は純然たる營利主義を以て經營されたものであつて、工業地の選擇、工場設備、資本及び機械の利用、製品販賣の方法等は、その企業上の利益を増す目的を以て決定されたことは言ふまでもない。従つてこれが指

導計畫に任ずる者は、豊富なる資本と卓越せる材能と、機械なる商才を併せねばならぬ。これが即ち企業家である。故に企業家の出現といふ事も、工場制工業を發生せしむる上に於ては、重大なる必要條件となつたものである。

【影響】 工場制工業の發達は、從來の小經營の場合のごとく、一企業者が自己の財産を以て事業の資本に充用し、而して直接に作業及び販賣の任に當る事が出来ない故に、事業を管理する上に多數の補助者又は相談役を必要とするのみならず、その資本の如きも、團體的に多數の出資者に據らねばならなくなつたのである。この意味に於て、株式會社は工場制工業には最も適當なる制度であつて、十九世紀以後の發達は、等しく工場制工業に負ふものである。換言すれば工場制工業の影響するところは、個人企業を衰微せしめて團體企業を起させるといひ得る。尙ほ工場制工業はこれが管理を行ふ上に於て、企業者と労働者との間に介在する、所謂役員なるものを發生せしむるに至つた。蓋し、事業經營をなすに當り、その指揮管理が複雑となつたので、企業者の決める方針に基づき業務の執行並に作業の監督をなすべきものを必要としたからで

ある。これ元より純然たる労働者ではないが企業家から自由契約により定額の俸給を受けるところの傭人である。これ工場制工業が整然たる組織を要する所以であつて、實業界に於ける屬僚政治化と見做すことが出来る。企業者と労働者との間に介在する傭人即ち所謂役員とも稱すべきものは、工場制工業が組織化さればされる程、その數を増すものであることは勿論である。斯くの如く工場制工業に於ては、所謂役員も労働者も、自由契約によるところの雇傭關係を有するもので、この雇傭關係なるものも、その影響の重大なる所産と數へざるを得ない。これ近代の社會問題として、最も重要な位置を有して来た影響である。手工業時代にあつては親方と徒弟とは主從關係を維持して来たけれども、工場制工業はその本質上、企業家が營利主義を以て經營するものであり、且つ近代の法律は個人的に人格の平等を認識して来たので、從來の主從關係なるものは存續し得ないこととなつた。加之、不斷の商況の變動は労働者の需要を増減することあるが故に、兩者の雇傭關係は、是等の變動に従つて結合又は解除され、契約の續期間だけ労働者は労働力を賣り、企業者はこれを買ふといふことになつて、茲に

近代の賃銀制度が生じた。即ち企業家たる資本階級と、労働階級とは、階級的に對立することとなり、兩階級間の階級闘争は激甚となつて来た。この闘争を緩和若くは未然に防備せんがために、國家の干渉に基づく労働者保護法が設けられ、その他労働者保險法、失業者救濟制度等の如き諸種の施設が企てられやるに至つた。これ工場制工業による影響の一つと數ふべきものである。

工場的手工業(コージョーテキ)「マニユファクチュア」を見よ。
交換(コーカン)

交換は社會の労働生産力が進むに従つて生じた一の歴史的産物である。即ち血族團體乃至共產村落のごとき原始的社會團體において、生産方法が發達し生産力が増進するに至ると全體員の消費する生産物の產出に要せらるる労働量は次第に減少して来る。例へば一共產村落において、從來よりも一層精巧な鋤鍬が發明されるが如き場合、その團體においては從來と同一面積の耕地を耕すに要する労働量が、遙かに減少して来るのである。かかる場合に、若しその團體内の全労働量に變動なしとすれば當然餘剰の労働力が生じて来る。假りに從來百人の労働を必要とした生産物が

七十人の労働によつて得られるとすれば、此處に三十人の労働力が餘ることとなる。マルクスは之を遊離労働と呼んだ。

この遊離労働は、其社會團體における生産機關が發達するに従つて、次第に増加して来るのである。そして此の労働は、必要なる消費資料以外の何物かの生産に當てられることとなる。若しその團體が發達せる生産機關と鐵鑛とを有するならば鐵製の器具が、又獸皮に富む團體ならば皮革品が、或は豊富なる陶土を持つ民族に於いては陶器が、此の遊離労働力に依つて製造されるに至るのである。此の種の特殊生産物を有する團體、即ち遊離労働を持つ團體同志が何等かの機會によつて接觸するならば、其處には當然、此等の特殊産物の交換が行はれることとなる。

即ち交換は社會の生産力の増進を前提條件として、異なる社會團體間に發生したものである。當時に於いて交換の對象となつたものは何れも他の社會團體の特殊生産物であり、己の團體に於ては、全然生産し得ざるか、又は他に優つて生産し得ざるものであつた。而して最初行はれた交換の形式は、今日に於ける如く貨幣の仲介を経る事なく、贈與の形でなされたのであつた。中央漢洲のチェリー人の

間において、他人の贈物に對して必ず相手の望む物品を以て返禮しなければならぬ習慣があり、グイニア印度人の間には各種族が夫々特殊の生産物を携へて、他の種族を訪ひ其の希望する他種族の生産物を得得る習慣がある等の事實は、これを證明してゐるものゝ如く思はれる。

然しかゝる原始的な交換も、それが屢々繰返されてゐる中では、何時しか原則的となり、其交換比例の間には何等かの標準が生じて来る。且つ交換が普遍的となるに従つて、或は森林に、或は境界地に市場が發生し一定時日を定めて交換の爲集合する事となるのであるが、かくの如く交換が一般的となると、最早異なる社會團體の間のみ、交換ではなくなる。即ち各團體に屬する個人は、その團體の爲に労働し、生産物の分配を受けてゐることに甘んじなくなり、自ら市場に赴いて交換に従ふに至るのである。

かくして交換が例外的にはなく、一般的に行はれることとなると、生産は交換を目的として行はれる計りでなく、生産物の分配も亦交換によつて爲されることとなり、共產社會は全く崩壊するに至るのである。かくの如き交換の發達は、何等かの貨幣を出現せしめる

のである。最原始的の交換形態においては、直接に相互の生産物が交換されてゐたのである。此の場合甲の得んとする物と、乙の甲に與へんとする生産物とが一致せず、また相互の交換比率を定めるに困難を感じる等の不便が多い。而も此不便は、交換が發達するに従つて益々痛切に感ぜられることとなるので、萬人が要求し且つ一定の比例標準となり得るところの、一定の生産物が現はれる。これが即ち貨幣である(貨幣參照)。

原始的なる交換は、直接相互の生産物を交換するものであつた。即ち物物交換であつた。然るに一と度び貨幣が發生すると、交換はすべて貨幣の仲介によつて行はれる事となる。而して此の貨幣の職分は、始めは種種なる生産物に與へられてゐたが、今日では貴金屬のみの占有するところとなつてゐる。今日に於ける交換は、一切この金屬貨幣によつて比較對象され、その仲介によつて行はれてゐる。而も交換が甚だ頻繁となり、貨幣の發達が進んで來た結果、信用交換とも呼ぶ可き信用による交換取引が行はれることとなつた。生産は一切交換を目的として行はれ、生活資料の獲得も亦交換によつて果されることとなつてゐるので、今日の社會に於いて交換の帯びる

機能は、頗る重大のものとなつてゐるのである(物々交換參照)。
膏血制度(Cooxett's Law)

膏血制度(Goutting System)とは十九世紀の初めからその末葉にかけて約一世紀に近しい間、英國を始めとして歐洲諸國で盛んに行はれてゐた労働力濫耕制度を指すものである。十九世紀の初葉に於いては、大抵の生産部門はいまだ家内工業に依つて行はれてゐた(家内工業の項參照)。膏血制度は此家内工業に附隨して起つた受負制度であつて、企業家と労働者との間には受負人、下受人スエーター等種々の仲介者があり、仕事は二重にも三重にも受負はれるのである。それ故に労働者は、これら様々の受負人の爲めに搾取されるので、非衛生的な作業場で長時間の労働に従事しながらも、尙且つ極端な貧困の裡に沈淪しなければならぬのである。

此制度は、その形態組織等常に一定してゐないが、何れにもせよ資本家の下には受負人があり、直接に労働者を使用する者はスエーターなる下受人である。そして此スエーターが自己の住居乃至小作業場を造つて其處に男女老幼の労働者を集め、低廉な個數賃銀を以て労働せしめ、手數料を兼ねてゐるのである。

然しスエーターは必ずしも之に依つて莫大の利益を得るわけではなく、中には少數の労働者を使役し自ら労働者同様の過度の労働に従事し労働者同様の貧困な生活をしてゐる者もある。四十人乃至五十人の労働者を使役して、多くの利益を収めてゐるスエーターなどは、比較的少數であり、多くは皆この貧弱な小スエーターのみである。

此制度は、十九世紀の初め、軍隊に供給する事を目的とする英國の衣服製造業者、製靴業者などが受負制度を以て其の生産を行ふ事となつてから、現はれて來たのである。即ち、製造業者は受負人、下受人、小下受人等に仕事を受け負はしめ事にしたのであるが、かかる受負制度が企業家にとつて有利な事が發見されると共に、一般の衣服製造業、製靴業を始め、漸次他の家内工業に於いて採用せられる事となつたのである。此の受負制度は、初めの内こそ大した弊害もなかつたのであるが、市場の競争が劇烈となるに従つて、商品價格を引下ぐる必要上、各製造業者が争つて生産費の低減に努める事となり、その結果は個數賃銀の著しき低下となつた。即ち労働者はその生活を支へる爲めに、勢ひ長時間の労働に従事しなければならぬのである。かくし

て膏血制度は始められ、労働者は過勞と貧困に苦しめられる事となつた。

膏血制度の意義は必しも一定して居らず、一八八八年の英國上院に於ける「スエッチング・システム」調査委員会は、労働者の必要を充足するに足らぬ賃銀、若しくは仕事に不相當なる低廉な賃銀と、過度の労働時間及び不健康な作業場とを此制度の特色としてゐる。然しかる悲惨な状態は、生産方法の遅れて居る産業部門即ち家内工業などに於いて著しく見られるのであるから、通例は家内工業に於ける受負制度を指して膏血制度云つてゐるやうである。此の制度は英國のみに特有なものではなく、家内工業の行はれる處には、必ず斯る受負制度が採用されて來た。我國でもマツチ貼、製本業等は今も猶家内工業として受負制度の下に行はれてゐる。これも亦膏血制度と云ひ得べきもので、スエーターの設けた作業場に集つて労働するもののみならず、自宅に於いてするものも、また此の制度の裡に包括され得るのである。

膏血制度に伴ふ弊害の最も甚かつた英國において、これに對する非難が起つたのは、十九世紀の中葉からで、キングスレーを始めとし、基督教社會主義者の一團が其の先鋒であつた。

一八八〇年代にいたり、外國人の移住者が増加するに従つて、膏血制度の行はれる範圍も亦擴大されたのであつた。それ故に此の制度の種々なる弊害は、甚しく世人の注目する所となり遂に上院に於いて、「スエッチング・システム」調査委員会が設けられるに至つた。此の調査委員会は、一八九〇年まで繼續してゐたもので、會議を重ねる事七十回に及び、その結果左の救済策を提出した。

- (1) 工業法及び公共衛生法を改良し、監督官の權限を擴大し、衛生上の設備を改良せしむる事とし、且つ下受人をして自宅労働者の登録を爲さしめ、又婦女老幼に或る種の労働を禁ずる事。
- (2) 實業教育を普及せしめ、労働者の技能を上進せしめる事。
- (3) 政府乃至公共團體が物品を購入する時には、膏血制度に依つて生産せる商品を選択する事。

此の調査委員会の報告に基いて、一八九一年には工場法が改正され多少の効果を收むる事は出來たが、而も猶その弊害は完全に排除されなかつたので、之を除去せんとする實際運動も盛になり膏血制度の製品を排斥する消費者同盟や、此の制度の下に於ける労働状態、

生産物等を陳列してその弊害を世に知らせやうとする博覽會、及び反膏血制度同盟等が現はれたのである。然しこれ等の試みも、大した効果を奏する事がなかつたので、シドニー・ウエップの率ゐるフェビアン協會は、立法手段に依つて之を救済すべき事を主張するに至つた(フェビアン協會參照)。

一九一〇年の職業局法は、労働賃銀の最低額を限定し、これを強制せんとするもので、これに依つて過少の賃銀を防ぎ、膏血制度を防止する爲めに行はれたのであるが、然し膏血制度は家内工業に附隨するものである爲め、嚴重に勵行する事が出來ず、従つて大なる効果を齎らすこともなかつた。

此の制度は單に斯かる労働者をして窮困と墮落の深淵に沈淪せしめる許りではなく、一般労働者の賃銀をも低下せしめ、労働階級全體の困難を招くものであるから、何れの國でも夫々對策が講じられたが、一定の生産方法に附隨して生じたものであるから、家内工業が存在する以上は容易に驅逐する事の出來ぬものであつた。然し乍ら、生産方法が進歩するに従ひ、即ち家内工業が漸次工場工業に征服されるに従つて、膏血制度も亦自然に衰滅して來た。今日では歐米諸國はもとより、日

本に於いても特殊な家内工業にのみ極めて例外的に行はれるものとなるに至つたのである。

公企業(コーキョー)

公企業とは、主として國家若しくは地方自治體の企業を謂ふのである。國家並に自治體の如き公法人が經營する所の事業は、經營上から見ると次の三種に分れる。第一は道路・橋梁・國防・警察・行政に關する事項の大部分等の如き、國民或は市民が各自に充すことの出来ない經濟上の欲望を、國家若しくは自治體の機關を通じて充す所の共同經濟であつて、各人はこれに對して別に代價を支拂ふことを要しない。これを純粹共同經濟又は公經濟と稱する。第二は國家若しくは自治體が設くる設備のうち、全然無償で其使用を許すのでなく、若干の代價を取るものである。然しその代價は、收益を目的とするのでなく實費を徴收すれば足れりとするのである。是れを公營造物と云ふ。第三は本項に類する所の公企業である。公企業は公營造物と酷似するものであるが、收益を期する點に於て前者とは異なるのである。勿論公共の機關によつて營まるものなる以上その終局の目的は、社會公共の福利に存するは云ふ迄もないことであるが、直接の

目的は他の私營企業と等しく營利を期するのである。日本の現在に於ては、國有鐵道・郵便・電信電話・市營電車等は、この企業たるの實質を備へてゐるのである。公法人が企業によつて收入を得ることは、財政上に於て課税に據らず歳入を豊富にし、之を各方面の社會的施設に振り向けることを得、また事業の性質上獨占事業となり易く、弊害を醸す虞れのあるものは、公共團體の經營に委任することに依つて種々なる利益を社會に齎らすことを認められ、いづれの文明國に於ても公企業は益擴張されつゝある。

國家(コッカ)

【概説】國家に就ての學説は學者によつて一様でないが、然しその單純にして明白なる定義を採れば、國家とは一定の國土の上に在つて統治組織を具備する所の人類の集合體を指す。即ち此定義に従へば、國家は先づ一定の國土を有しなければならぬ。而して其上に生活するところの人類がなければならぬ。而もその人類は統治關係、即ち政治組織を有するものでなければならぬ。故に國家は土地・人民・政治の三要素が結合して成立するのである。従つて人類が單に團體生活をなすとも、國土がなければ國家となることは出来

ない。また國家の上に集合する人類があつたにしても、その統治關係を有せざるものは國家を以て目する事は出来ない。換言すれば土地・人民・政治の三要素を必要とするが、特に重要なのは統治關係即ち一階級の他の階級に對する支配關係がなければ國家は成立し得ない。元より國家に對する斯くの如き解釋は、近代の完備された國家組織が、成立してから後に出でたものであつて、その意義も時代の推移と共に、幾多の變遷を経て來たものである。歐羅巴古代に於ける政治團體は都市に限られてゐた。即ち希臘人は國家に充つるに polis(市)の文字を用ひてゐたし、羅馬人もまた civitas または municipia なる文字を使用したに照しても、古代の國家は都市を中心としてゐたことが明らかである。この状態は中世に至るまで續き、政治は都市を中心として行はれてゐたものであつた。その後時代の變遷と共に、漸やく都市以外の地方の勢力をも政治上に見るに至り、都市に對して地方を表示する意味が加へられるやうになつた。即ち獨逸語の Landtag, Landstättchen の文字のごときは、この地方的發達の起原を示すに外ならぬ。然るに中世以後國土が廣大を極め、君主の權力が強盛を加ふるに及び、世界の帝國

を疆裡に描ける大國家主義の觀念が生じ、また國家と君主とを同義に解する思想が起され、漸やく近代的意義に於ける國家の觀念が決定するに至つた。かゝる推移變遷は支那に於てもこれを認められる。即ち周時代までの支那の國家とは、都市もしくは城市を意味してゐた。これを逆にいへば國もしくは國中といふは、單に都城内のことを指してゐたものである。然るに漢時代に至つて大帝國を形成するに至り、國家の觀念が漸やく變り、漢時代より六朝を通じて、國家なる文字を以て君主の代名詞と解し、或は政府を意味する國家の文字を使用するやうになつて來た。これ歐羅巴に於ける變遷と異なることなき所以である。然らば近代的意味に於ける國家の觀念は、如何にして抽出されるに至つたかといふに、それは政治上の事實が十八世紀以來推移せると共に政治思想上に大變化を來たし、從前の如く君主又は政府を以て國家と解せる思想に反し、國民を以てその本體となす解釋が行はれたに由來してゐる。これ等の變遷に就ては次節に説く。

【發達】國家の起源については神意説契約説といふ如き觀念論的見地を除き、社會學的見地よりするならば其有力なるものとして家族

起源説及び征服起源説の二がある。國家の起源が家族にあつたことは多くの學者の説くところである。即ち古代の國家は實に一家長の下に屬する人類の集團たるに過ぎなかつた事實が認められる。従つて古代の國家なるものは、極めて微弱なものに過ぎなかつた。然しながら單に古代の家族的國家のみならず、近世の大國家が起らざる前の國家は、所謂小國家制を採り、古代國家より僅かにその規模を大にしたものに過ぎなかつた。例へば十四世紀の日耳曼に於ける獨立國は、約六百を算せりといふが如きであつて、當時は幾多の小國家が分立せる状態を保つてゐた。これはいふまでもなく古代の家族的國家が、今日の大國家を成すまでの過渡的状态とも解されるものである。その間にあつても、世界的國家と見做すべき大帝國を形成するものがないではなかつたが、その實は武力が遠く及んだといふ程度に過ぎないものであつて、未だ完全なる國家を成すに至らず、征服者が多數の國家の上に盟主として臨んだに過ぎないものであつた。國家の單位は依然として舊來の小國上に置かれてゐた。然るに人類の知識が進歩し、社會的交渉が漸やく頻繁を加へ、交通機關が發達すると共に、生存競争は劇烈となるに至

つて個人たると國家たるとを問はず、弱肉強食の事實を濃厚にして來た。この自然の必要は、雖て小國家が相互に分裂してゐる事に不利を感じしむるやうになつたので、漸やくかかる小國家が合同して大國家を成すに至つたのである。即ち歐羅巴に於ける五六の大國と之に雁行する若干國、北米合衆國、日本及び支那を除く諸國は、ある他の國の植民地なるか、またはその勢力下に立つものゝ過ぎないのみならず、國家は單に強大なる大國家を成すを以て足れりとせず、同盟條約を締結して、その威力を結合せんとし、或は各國が競つて領土の擴張と植民地の經營に力むるは、かゝる自然的必要に出でたる手段と見られるのである。かくして近代の國家は、古代並に中世の國家とは全く其形態を異にするに至つた。故に國家の起源が家族國家または都市國家に置かれてゐるにしても、これとは全く異なる所あるものと解すべきである。即ち近世國家はそれら舊國家とは形態上にも性質上にも、全然異なる概念の下に考察されるやうになつたのである。

國家學(コッカガク)

國家學とは、國家の起源・沿革・本質等を研究するものであり、國家原論、政治學等と稱へ

られて来たものと、ほぼ同一範圍に屬する學問である。然し國家學に對しては、從來種々なる學説が行はれて居り、確定せる學説は表はれてゐないので、學者はそれ／＼特殊の解釋を加へてゐる。その中最も一般的なるものは、これを一層廣義に解するもので、國家の起源・沿革・性質・組織・作用・狀態等を研究するものとし、國家原論・政治學・行政學・國家歴史・財政學・統計學・公法學(但し刑法手續法等を除く)等をも包括する所の學説である。然し乍ら、かくの如く廣義に解する時は、學問上の系統、地位は甚だ曖昧となる。故に寧ろ狹義に解して是を國家原論に限ることが學問上の統系も明白となるものと云ふ可きである。

國家聯合(コッカロング)

國家聯合は聯邦組織とその外形が酷似するものであるが、その性質としては各國家が相依つて共同政治を採るけれども主權が各國家に留保されて中央政府を有せざるものである。即ちその目的とするところは聯邦組織と同様であるが、その組織を異にするものである。舊時のライン同盟、獨逸同盟、獨立以前の北米諸國の關係、一八一五年より一八四八年に到る瑞西聯邦等は、聯合國家を組織してゐたものである。故に聯合國家組織に於ては各國家

が各々その主權を有し、それ以外に新國家なるものが成立しないけれども、やがて多くは聯邦組織として新なる國家を形成するのが常である。即ち國家聯合は聯邦組織の準備行爲として存するものであつて、國家が先づ聯合し、而して後に合同するのが順序とされてゐる。瑞西聯邦の如きが即ちその代表的な例である。

國家社會主義(コッカシヤ)

國家社會主義なる名稱は、今日二様の意義に解釋されてゐる。即ちその一は集産主義(Ordnung)を指し、他は獨逸の宰相ビスマルクの取つた社會改良主義の謂である。後者がステート・ソシアリズム(Staatsozialismus)またはビスマーキアン・ステート・ソシアリズム(Bismarckian state socialism)と呼ばれるに對し、前者をナショナル・ソシアリズム(National socialism)と呼ぶ者もある。この條項に論ぜんとするはビスマルクの國家社會主義の謂であつて、コレクティブイズムに該當すべき國家社會主義に關してはこれを『社會主義』及『集産主義』の條下に譲る事とする。

國家社會主義はビスマルクが、社會改良の目的を以て採用したる一政策である。故に國家社會主義は純理的なものではなく、一個の中

なものである。たゞ社會主義と相似たる點は、國家自ら富の生産と分配の全部を運営すべしと説く點である。然しその手段に於ては、現存の社會制度を維持擁護して、社會改良主義を實行せんとするものと、現存の社會制度を破壊し、新たな社會制度を樹立せんとするものと、永久に相容れざる相違點に立脚してゐる。以上の理由によつて、國家社會主義の爲さんとする所は、飽くまでも現實上の施設方策であつて、國家の保護及び干渉により、極端なる自由競争によつて醸成された弊害を匡正せんとする所に存する。ビスマルクはこの主張を容れて、獨逸國內に社會政策の基礎を置いたのであつた。國家社會主義なる語はこれより各國に喧しく論ぜられるやうになつたが、ビスマルクが去つてより、餘り用ひられなくなり、講壇社會主義の名によつてその精神は繼承され而してその思想によつて、近代の社會政策の理論的素地を作るやうになつた。この意味に於て國家主義(ビスマルク的)なる言葉は用ひられなくなつたが、その主張は全世界に擴大され而もそれに立脚した諸政策は、文明各國に採用されてゐる。ロイド・デオーデの提出せる社會政策的諸法案の如きは、その最も代表的なものであつた(『集産主義』)

義『社會民主主義』(講壇社會主義等参照)。而してビスマルクが國家社會主義を提唱したのは、他方に社會民主主義の勃興を妨害する爲めからであつた。彼は國家社會主義の實行方法として勞働法制の完備に努めたと共に頗る慘酷な『社會主義壓迫法』を勵行し、社會主義者を抑壓するのみならず、勞働組合に對しても大膽な補滅策をとつた。この不純なる精神は所謂社會政策にも残つてゐる。要するにビスマルクの國家社會主義も支配階級の擁護策の一に過ぎずして社會主義の一範疇として論ぜらるべきではない。

國家有機體説(コッカイセツ)

國家有機體説は社會有機體説と同じく、十九世紀に至り個人主義、自由放任主義が流行の絶頂の達した頃、科學を根據として唱へられたものである。即ちその見解に従へば、國家は一の有機體であつて、各分子たる個人及びその團體は國家のために存在し、各々がその機能の一としての職分を有するものであるといふ。例へば國家は人類を以て組織するけれども一個の人體と同様である。即ち國にも首胸あり、軀幹あり、血管あり、神經あり、肢體内臟等を悉く有し、各々が職分を有すること、人體の機能と少しも異なるところなく、

性的なる政策に過ぎないものである。即ち國家社會主義は社會主義の諸觀念を、歴史的に發達したところの國家に繼せんとしたものである。かくして現社會の二大基礎たる私有財産制度及家族制度を土臺として、社會主義の美果を收めんとする政策である。故に國家社會主義に於ける國家の機能は、かゝる美果を收めんとする機關である。この意味に於て現在の私有財産主義を根本的に否認する社會民主主義の主張とは、先づ出發點を異にしてゐるものといはざるを得ない。従つて國家社會主義に於ては、一切の階級闘争なるものを認めないばかりではなく、明らかに上下階級の存在を承認し、而もこの兩階級の人民の上にあつた一勢力が、兩階級間の關係を指導監督して、兩階級の調整と平和とを確立せんとするものである。言葉を換へるならば、國家の行政官その人が、生産を指導し監督する所の『産業的戰士』となるのである。これに反して社會民主主義の經濟的國家は、その國家の行政が、全人民の上に實質的に均分せられるを得る所の方法を以て、民主的に處理せられることを主張するものである。その意味に於て社會主義(集産主義、社會民主主義)は、民主的であるに反し、國家社會主義は官僚的軍制的

畢竟國家と個人とは一身同體なりといふのである。かくの如く國家を一の有機體と見ることとは、必ずしも十九世紀に於て始めて出でたのではなく、希臘哲學者羅馬法律家の間にあつては、既にこれを一の生物として説明するものさへあつたのである。近世に至つてルソ、ホッブス等の如きも契約説を説いて、一種の國家有機體説を唱へてゐる(『契約説』参照)。たゞ十九世紀に至り科學的精神の勃興せると共に、社會心理學上よりまたは自然科學上より、國家を一個の有機體なりと觀察する方法が行はれるやうになつたのである。故に國家學者にして自由放任主義に賛せざるものは、好んで國家有機體説を採り、甚だしきは人體生理を以てこれを説明せんとする者さへ出づる程、その有機體なる事を論證せんとする傾向が甚だしくなつたのであつた。元より政治心理上よりいへば、國家は形態と精神とを有する生命の主體と見られる。故に國家を解するに生物學上の原則によつてたず方法も存在し得る。ただ然しそれを以て個人としての存在を否認することは餘りに機械的に國家の構成を考察したるものであると共に、餘りに生物學上の理法と資料とを利用して、比喩を巧緻ならしめたものといはれてゐる。

國庫(コンコ)

國庫とは單純にいへば國王の金庫といふ意味である。國庫(Treasure)なる言葉は遠く羅馬時代から用ひられたものであるが、この語が一般に採用される様になつたのは、十七八世紀に至つてからの事に屬する。當時にあつては國家を一個の財産上の法人と見做し、これに國庫といふ名稱を附した。當時の中央集權的國家に於ては、從前の封建時代とは反對に、極端に國家主權の觀念が増大し、國家の行爲は全て法律以上のものなりとなし、たゞ財産關係を有する場合に於てのみ人格を有すべきが故に、財産上には法人と認められたのである。國庫の名稱は即ちこの觀念に發したものと見られる。然るに十九世紀に至り、國法學が進歩すると共に、國家に對する從來の觀念が變化し、財産上のみならず國家それ自身が法人なりと考へるやうになり、從つて國庫なるものの觀念も、財産主體として國家を觀察するものといふ風に變つて來た。故に如何なる國家と雖も國庫の資格を有せざる國家はなく、而もその國庫は如何なる國家に於ても、一あつて二なきものといひ得る。わが民法に於ても亦國庫に對する解釋は、この意味に用ひてゐる。かくの如くんば國庫の文字は、國家と改

めても何ら差支なきことになる。然し日本に於ては國庫なる意義を、更にある特定の意味に限定し、狹義に使用してゐる場合がある。それは金庫規則、會計法等の如き行政法に屬するものであつて、これによれば國庫は「國家金庫」の概括的名稱である。

國教(コック)

國教とは、國家がこれを認定し、財政上などにも保護干渉を爲すところの宗教を云ふ。故に一般國民が信奉してゐる國民的宗教は、必ずしも國教とされるものでない。即ち、日本に於ては、佛敎が最も一般的に信奉されてゐるが、而も今日では、國家の認定を受くる國教なるものは存在してゐないのである。然し乍ら、神道・婆羅門教・ユダヤ教等のごとき世界的でない宗教は、同一宗教を信奉する者のみに依つて國家が成立する場合には、直ちに國教となる事を普通とする。古代の日本に於て、神道が國教として行はれてゐたことは、その爲めである。その他支那、印度、パロニア、アッシリア、イスラエル、エヂプト、ギリシア、イタリー等の古代の宗教も亦國教であつた。

ピロニア、アッシリア等に於いては、國家は最高の祭司であつた。更に印度、パロニア等に於ては、祭司は君主よりも大なる勢力を有してゐたのであつた。また、イスラエルは本來神政の國であつたので、宗教的生活の外に、國家生活なき有様で、國王は祭司によつて任免される状態であつた。近世に至るまで各國に於ける祭司の勢力は甚だ盛であり、從つて國教の勢力も亦甚だ旺盛であつたが、信敎の自由が叫ばれるに至つて、國教制度は次第に廢れて來、日本、ドイツ、オーストリア、フランス、オランダ、ベルギー、スウェーデン、米國等は、何れも信敎の自由を認める事となつて來た。イングランド(新敎)、スコットランド(長老敎會)、デンマルク、ソルウエー、スエーデン(各ルーテル派)等に於ては今も猶國教が存在してゐるが、國家と國教との關係は國によつて異つて居り、必ずしも一様でない。然しイギリスに於ける實例によれば、國家は敎會に對し監督權裁判權を有し、國王は國教を奉じ、戴冠式は敎會の司る所となつて居り、從つて敎會は國會の承認なくして、敎義乃至儀式の變更を爲す事が出來ぬ事となつて居る。財産の上から言へばイギリスでは國家が直接寄附金を爲すことはないが、ノルウ

廣告(コーク)

エーでは政府が敎會の維持者となつてゐる。廣告なるものは、本來、單に或る事實を披露することのみを以つて目的としたものであるが、その現在の意義に於ては、商工業者が、營業の繁榮成功を期するために、講ずるところの、一種の人心感化術である。蓋し、廣告なるものは社會の流行を變化し、世人の嗜好を誘弄する事に於て、魔術師の如く自己の自由意志を以て他人を動かすのである。故に現在の意義に於ける廣告なるものは、社會が商業時代に入るにつれて新なる内容を附與されたものと見ていい。單なる通知又は披露のごときは、廣告の一端の意味しか有せざるものである。

種がある。前者に屬するものは立看板、掲示板、柱懸し、ポスター、ハンガー、引幕廣告等であり、後者に屬するものは、商品目錄、引札、新聞雜誌廣告等である。第三の種類の屬するものは、口頭にもよらず、文書繪畫をも用ひず一見して廣告の體裁を備へないがために、これを廣告範圍に入れられないものもあるが、その効果は於ては直接廣告と同様である。慈善演説、救貧事業の如き、或は贈品配布福引景品の如きが即ちそれである。

れを要するに廣告の進歩は印刷術の發明發達通信運輸の發達、教育の普及、商工業界の競争が劇しくなつた事等の外的事情と共に發達し、また一面には眞摯なる廣告術の研究により、益々發達することになつて來た。

鑛區(コーク)

鑛區とは鑛業者が其の許可を受けた鑛物を探掘することを得べき境域を云ひ、試掘權を行ふ境域と採掘權を行ふ境域とを包含する。鑛區の境界は、地表に於ける境界線をもつて定め、地下は地表線の直下無限に達するものである。一鑛區の面積は、石炭に在つては、五萬坪以上、其他の鑛物は五千坪以上とし、共に百萬

坪を超過することは出来ぬ。蓋し鑛區の最小限を定めた所以は、過小資本によつて鑛山を濫掘する弊を防がん爲めで、鑛區の最大限を定めたのは鑛區占有の弊を除く爲めである。併し鑛區保護上又は鑛區分合上已むを得ざる場合は、百萬坪を越ゆることを許され、宮城、離宮、神社及皇陵の周圍三百間以内並に要塞地第一區内の場所は絶対に鑛區とすることが出来ぬ。陸海軍所管の軍港要港、火藥製造所、火藥庫、彈藥庫の周圍三百間以内並に要塞地帯第二區及第三區内の場所は所管官廳の許可がなければ鑛區とすることは出来ぬ。

國學(コクガク)

國學とは、漢學に對して、國史・國文等の研究を爲す學問を呼ぶ言葉である。かつては皇學、和學等の言葉が國學と同様の意味に用ひられてゐた事もあるが、今日では皇學は皇道、神道等の研究を意味し、和學は和文和歌等の研究に限られるのが普通となつてゐる。これ等は何れも古典的研究を意味するが、國學なる言葉の中には、近來更に科學的の新研究をも包括するに至つた。

國學院に於ては、國史・國文・道義の三科を國學の要素とし、一般の國史、國文の外、法制、有職故實、和文、和歌、音韻、語法、文法等に關

する科目を設け、日本論理の歴史的合理的研究を試みてゐる。またかつては東京帝國大學内に古典科が設けられた事もあるが、其後廢止され、今日では皇典講究所・國學院・國語傳習所等が僅に國學研究の機關として存してゐる。

國語(コクゴ)

國語とは一國特有の言葉を指すもので、我々が單に國語と云ふ場合には日本の國語を意味する事となる。日本の國語とは普通帝國領土内に於ける一般の言語を云ふのであるが、等しく帝國の領土内と云つても、臺灣、樺太に於ける土人、アイヌの言葉は、全く別種のものであり、また朝鮮語も我が國語の中に包括することの出来ぬものである。純粹の意味より言へば、漢語もまた我が國語と區別される可きもので、嚴格なる日本語のみが國語と呼ばれ得るのである。國語は『言海』に収録されてゐるもの許りでも、二・一・八一七の多數に上つて居り、これに漢語・朝鮮語・英語・ヨーロッパ語・南蠻語・アイヌ語等の外來語をも計算する時は、實に夥しい數に上るであらう。

國號(コクゴ)

國號とは國家の名稱の事である。我國は最初『やまと』と呼んでゐたが、これは大和に皇居

があり、大和平野を中心として、朝廷の勢力が發達して來たからである。支那に於ては早くから我國を倭と呼んでゐたので、『やまと』なる言葉は漢字を使用するやうになつてから、倭の字を以て表はされるに至つた。その後、推古天皇の朝、國書を隋に遣した時、初めて我が國を日出處と呼ぶ言葉が表れた。『日の本のやまと』なる連續語も、此頃から用ひられるに至り、遂には日本の二字をやまとと讀ましめることとなつた。日本といふ文字は、後更に、音讀せられるやうになつて今日に續いてゐるが、これ等の外、古代に於て、我國號として用ひられたものには、大八洲(おほやしま)、大日本豊秋津洲(おほやまととよあきつしま)、葦原中國(あしはらのなかつくに)、豐葦原瑞穗國(とよあしはらのみづほのくに)、等種々なるものがある。

國寶(コクホ)

國寶とは國家の寶物とす可きものであり、社寺寶物類の中で、歴史上の證徴として、美術上の模範として保存するに足るものたることを、内務大臣が認定したものを指すのである。王政復古以來百餘の制度が改革されると共に神道佛道の區別が定められ、社寺の財産並に、寶什を明細帳・什物帳に登録せしめた。

その後度々これ等の寶物に關する規定は設けられたが、古社寺寶物類の保存が困難である結果、次第に寶物が離散し、社寺毀敗するに至つたので、明治三十一年には古社寺保存法が發布され社寺の保存が企てられた。社寺以外のものも國寶として認められたものは、これを風分しまたは差押へることを禁じられ、質買・譲與・乃至は抵當としたるものは、六ヶ月以上三ヶ年以下の禁錮に處され、監守者がこれを竊取し、毀損し、又は他の物品と交換したる時は、一年以上五年以下の禁錮に處せられることとなつてゐる。

國寶の修理についてはまた、國庫から年々一定の補助金が支給されるのである。その補助額は國寶の等級により種類により、それ／＼異つてゐるのであり、古社寺保存會の決議を経て内務大臣がこれを定めることとなつてゐる。國寶の等級は製作の優れてゐるものを甲種とし、古社寺等特別の由緒あるものを乙種とし、歴史的證徴とす可きものを丙種としてゐるのである。その種類には、繪畫、彫刻、美術工藝、文書、筆蹟、書籍、金石文、刀劍等が、含まれてゐる。

國法(コクホ)

國法なる言葉の意味は甚だ明確を缺いてゐる

が、一般には極めて廣義に用ひられ單に國家の法律規則を指すものとされてゐる。即ち教育勅語中の『國法に遵ひ』なる一句は、此意味に用ひられてゐるのである。

國法はまた公法を指す場合もあり、憲法のみ對して用ひられる場合もある。然し乍ら法律的に用ひられる場合には、憲法と行政法とを併稱する事が最も多いやうである。

國民(コクミン)

部族の結合したる民族は、更に發達して國家を組織する事になる。國家とは一定の土地を有し、且つ統治組織を有する社會の謂である。この國家を組織する大衆の全體を稱して、これを國民といふ。民族が發達して國民の形式を採るやうになつた最初は、元より軍事的なものであつたが平和に向ふに従つて漸次國民は自由を要求し、法律を制定して、個人の生命財産を保證せんとするやうになつた。これが即ち法律時代と呼ばれる所のものである。而して既に法律によつて生命、財産の保證を得るやうになつてからは、一切の欲望を満足せしめんとする要求の下に、茲に所謂經濟時代なるものに入つた。經濟時代とは言ふまでもなく、消極的に個人の權利を守るだけでなく、更に進んで經濟的幸福を要求せんがため

に生じたものである。この時代に入ると共に外國との交通も頻繁となり、國民は國家を一種の國際的團體として擁護するやうになつて來た。これに隨つて各國の文明も漸次融合し類似し接近するに至つたのである。斯くの如き域にまで達したる社會を、人文的社會または國民的人文範圍と呼ぶものである。而して現在は經濟時代より人文社會へ向はんとしつつあるものだと言はれてゐる。

國民道德(コクミンドクトク)

國民道德とは國民性に應じ(國民性参照)、その國民間の傳統風俗に従つて生じた所の、國民相互の間における道德を指すのである。道德なるものは、一面において萬人の遵守す可き共通性を持つものであると同時に、他の一面においては特殊の社會に對して、特殊の規範を示すものであるから、國家なる一社會内において行はるゝものは、その社會の成員にのみ、即ち同一國民の間のみ共通する特殊性を持つものである。故に、國家の異なるに従つて、其國民道德も亦異なることとなるのである。

國民保險(コクミンホケン)

『簡易保險』を見よ。

國民經濟(コクミンケイザイ)

「經濟學」を見よ。
國民經濟學(コクミンケ)

國民性(コクミンセイ)

國民性(nationality)とは一國民に特有なる性質を總括したものを云ふ。即ち異國民と異れる人種・言語・傳統・風俗・習慣・宗教及政治状態の中のみ、この國民性が育くまれるものと見做されるのである。かゝる種々の條件によつて成立せしめられた國民性は、これ等の條件を缺くに至つても、猶、それ自身自立し存続するものである。即ちユダヤ國はその國家としての存在を失ひ、國民は異なる國家の臣民となり、異なる言語を用ひ、異なる宗教を奉じて残存して來たのであるが、而もユダヤ人の間には鞏固なる國民性が残つてゐるなどがそれである。此の國民性はユダヤ人種が一個の國家を形成してゐる間に發生したものであつて、一と度び成立した上は之を發生せしめた條件が失はれても、猶、存続して行くのである。斯くの如くして、國民性が維持され發達されて行く事には言語の統一力も與つて力あるものと云はれて居り、ル・ボン、ザント等の民族心理學者は、此點に就て種々なる研究を發表してゐる。

石盛(コクモリ)

石盛とは田畑の肥瘠に應じて、一段歩一個人の收穫米を測定し、租を賦課するために設くる所の穫米率であつて、豊臣秀吉が全國に檢地を行ひ、從來の實高の制を廢して石高の制を採り、その石高制度の基礎となしたものである。故に石盛は田畑品位の高低に従ふものであり、租米は石盛の輕重に従ふものである。文藝檢地の際の石盛は、上田一段は一石五斗、中田は一石三斗、下田一段は一石一斗であり、上畑は一石二斗、中畑は一石、下畑は八斗と定め、以下之に準じて下下田、下下畑等の石盛を制定した。而してこの石盛は如何にして算出したかといふに、一村を上、中、下、下下の四等に分ち、土地の肥瘠水利の便否等を參酌し、坪刈(一步の立毛)を基として推定したものである。例へば一步の立毛を一斗と假定すれば、その一段歩の收穫は三石であり、それを五合權と見做して一石五斗を算出するといふ風である。これは即ち上田に屬し、通常かくの如きは斗を單位として石盛十五と呼んでゐた。石盛が以上の如く算出されたならば、租米の割合は如何にして決定されたかといふに、之は場所と時代によつて異なるが、もし四公六民の割合ならば租米六斗を賦じ、九斗

を作徳としたものである。この租米を稱して根取といふ。その後幾多の變遷はあつたが、大體に於て斯くの如きものであつた。畑地もこれに準じてゐる。

穀物條例(コクモツジョーレイ)

穀物條例(Corn Laws)とは英國に於て十五世紀より十九世紀の中葉まで連續して穀物の輸入を拘束した諸法律の總稱である。穀物條例が制定せられたのは、最初は穀物の十分なる供給を得んとする目的に出でたものであつたが、後には農業上の利益を獎勵保護維持する事を主眼とするやうになつた。即ち農民に對しては農作物の價格を高からしめ、地主に對しては地代を維持または昂騰せしむる事であつた。それがため穀物の輸入を禁じたり、拘束したりしたものである。更に立法上國內の農業を獎勵發達させ、獎勵金を交附する等の方策をも取つた。第一期の穀物條例はエドワード四世時代に制定され、第二期に屬するものはウィリアム王及びメリー女王の時代であるが、之はデオード三世の時代に修正された。其後數百年、特別に農民及び地主を保護する目的を以て制定された穀物條例もあつたが、其間英國に於ける一般的傾向は、製造工業の發達と共に、穀

物の輸入を必要とするやうになつた。この形勢に立つや、コブデンは率先して穀物條例廢止同盟を組織した。これ即ち一八三九年の事である。斯くして穀物條例廢止に賛する人士が上下に多く、一八四六年實際上廢止されるに至つたが、一八五〇年に至つて名實共に廢止さるゝに至つた。かくて英國は工業偏重の國となり、農業及農民階級は一般人士の視界より遠ざかつた。此間に農業は荒み、農民は貧困に陥つたのである。

穀物倉庫業(コクモツゾコギョー)

穀物倉庫業とは、倉庫業者が自己の責任を以て、穀物を寄託者の所有物としてこれを保管し、その上尙ほ乾燥、依頼等その他適當の處理を引受け、更に倉庫業者が、これに對してその品質、數量等を記載せる倉庫證券を發行するものである。故に穀物倉庫業は商法上の倉庫業の一種である。然し、この倉庫證券なるものは、他の有價證券と等しく、自由に賣却又は讓渡し得るものであつて、倉庫業者はこの穀物證券所有者に對し、券面所載の穀物の寄託者と見做し、この者より請求あつた場合は、隨時に同種、同質のものを同量額だけこれに引渡すものである。この意味に於て穀物倉庫業の性質は、一般の倉庫業とはその趣

きを異にしてゐる。即ち一般倉庫業は權利を以て主なる目的となすに反し、これは農商取引の圓滑確實を期し、金融の潤澤、米質の改善、容量の完全を計る等、主として公共の利益を増進する機關に用ひられてゐる。加ふるに普通倉庫業者は寄託物の共同販賣、寄託物に對する金融機關たるの義務を有してゐないが、穀物倉庫業者に於ては、寄託物の共同販賣機關となり、且つそれに對する金融機關たるを以てその業務の一としてゐる。其他の特色として數ふべきものには、寄託物が穀物に限ること、同種同質の穀物を公同貯蓄すること、同種同級の穀物に對して共通せる預證券及び買入證券を發行する等の事實である。わが穀物倉庫は古來から米券倉庫なる名稱の下に行はれてゐた。江州大津の同倉庫が最も古く、莊内地方熊本地方等にこれに次ぐものがある。現在の米券倉庫の組織を見るに、その經營は私人・組合・株式會社・合資會社・農會又は産業組合の事業として行はるるもの等、種々多岐の方法があるが、審査・調製・保管・販賣・金融の各部に分れて經營に盡してゐる點は、大同小異である。而してこの穀物倉庫即ち米券倉庫によつて如何なる利益を收め得るかといへば、農業金融上、米穀販賣上に直

接農業者の受くる利益は元より、地主は小作授受について手數と費用を省くのみならず、現米授受到ける紛争などを防ぎ得るのである。其他米穀商は、現米取引の如き危険と故障なくして、註文者に迅速多額の米穀を供給し得る。而してこれが難て間接に及ぼすべき利益は、その地方に於ける米質を改良し、危険負擔の輕減を享受せしめることである。

國立保險(コクリツホケン)

「勞働保險」を見よ。

「公債」を見よ。

國際道徳(コクサイドウトク) 國際道徳とは、國家相互の間に於て、又異なる國家に屬する國民相互の間に於て行はれる所の道徳を指すものである。故に國際間の關係を規定する所の國際法のごときも、また一種の國際道徳と見做され得るのである。此國際道徳は、古代のごとく、各國家の接觸が甚だ稀であり、孤立主義・排外主義の行はれてゐた時代には、發生することのなかつたもので、十五世紀の末葉、國際共同の利害が生じ、從つて國際的思想が生じてから、始めて發生して來たものであるが、今日のごとく發達するに至つたのは、各國民の接觸が甚だ盛にな

り、且つそれらの國家は共通の利害を感じること多いため、國際條約等を締結する事が頻繁となつてからである。然し乍ら今日も猶各國家、各國民の共同を許さないやうな事情の生ずる機會が多い爲め、國際道徳の發達も尙完全であるとは云ふことが出来ないのである。國際道徳が完全に發達することは今日の個人的自由競争を根柢とする經濟組織が改められざる以上、到底望み難い事と言はなければならぬ。

國債法規(コクサイホーキ)

【通則】 茲に國債といふのは、所謂確定國債を指すのであつて、所謂行政國債は素より、大藏證券又は一時借入金を含まない。現今行はるゝ國債に關する通則は、明治三十九年五月大藏省令第二十三號國債規則に依る。此法律及規則は明治三十九年七月より施行せられた。その大要は、(一)取扱機關、國債の起債元金償還、利子支拂、證券及登録に關する取扱手續は、固より大藏大臣の定むる所であるが、其の事務の取扱は法律により之を日本銀行に任命する。日本銀行は國債事務の取扱に關し一切の責任を負ふ。而して同行は國內權要の地に支店及出張所を設置して、其事務を取扱ひ、また他の銀行に委託して、其事務を

代理させる。(二)證券、國債に對しては、無記名證券を發行するを原則とする。されど債權者の請求によつては、日本銀行に備へある國債登録簿に登録する。之を登録國債と云ふ。登録國債は證券を發行せざるを原則とするけれども、是れ亦債權者の請求あるときは記名證券を交附する。證券を發行せざる國債登録簿を甲種國債登録簿と云ひ發行したる國債登録簿を乙種國債登録簿と云ふ。

以上の如く國債の形式に種々區別はあるが、債權者の請求により、彼此自由に變換することが出来るのである。證券を發行せざる登録國債の制度は明治三十九年七月より我國に創設せられたものであつて、其便利は證券の如く亡失紛失の憂なく、讓渡の手續の簡便なるにある。登録國債を相續又は讓渡により、他人に移轉し、或は質權の目的としたときにはこの旨國債登録簿に登録するにあらざれば、之をもつて政府その他の第三者に對抗することは出来ない。國債證券の額面金額は、特別の規定あるものゝ外、五拾圓、百圓、二百圓、五百圓、千圓、二千圓、五千圓、一萬圓の八種とする。國債證券所有者は、汚染、毀損したる證券の引換、分割又は併合を請求することを得る。但し手数料を要する。

國際價值學說(コクサイカ)

國際價值學說とは、各國間に於て同一の商品もそれゝ生産費を異にし従つて其の價值を異にしてゐる事を主張し、かゝる價值の相違が國際貿易の唯一の原因となることを説く學說であり、リカルドによつて創唱され、デオン・スチュアート・ミルに至つて大成されたものである。此學說は自由貿易論の前提となつたもので、ケルンズ、バチョット等に依つて祖述され、マーシャル、バステブル、ダウジッヒ等の諸學者も亦大體承認してゐるので、此學說は正統派經濟學に於いて、相當に重要な地位を占めてゐるものであると言はねばならぬ。ミルの説く所に依れば國內に於ては資本及び勞働力の移動が極めて自由に行はるゝに

反し、國際間に於いては多く其の移動が行はれ得ない。従つて國際貿易は國內商業とは全く異なるものである。即ち國內商業の方は絶對的生产費の異なる地方間に行はれるが、國際貿易は比較的生产費の相違する處に行はれると言ふのである。

此の學說では價值たる觀念が甚だ不正確であり、従つて生産費なるものは投下された資本及び勞働力の價值總額であると解する根本的誤謬を含むのみではなく、また國際間に於いては資本及び勞働力の移動が行はれ得ないといふ全然誤れる前提に立つものであるから、吾々の立場より見れば勿論賛意を表し得ざるものであつて、各國の學者間に於ても亦種々なる反對論が生じてゐるのである。その最も代表的なものは、英國のクレッス、レスリー、ホブソン、佛國のクルノー、獨逸のレキジス等の反對論である。レスリーは國內にても資本及勞働力の移動が絶對的に自由ならざる事を説き、ホブソンは國際間の資本勞働力は近年甚だ自由となり、國內及び國外の區別を認むる必要なく、従つて國際價值なるものを認むる必要なしと云つてゐる。またクルノーは生産費を投ずることに依つて何れの國家に於いても同一の貿易品を製出し得るものではな

く、多くの貿易品は絶對的に生産不可能のものなることを説いて、國際價值學說の無意味なることを論じてゐる。レキジスは商品の貨幣價格が、その生産費とは全然異なるものであり、且つ國際貿易は貨幣價格を標準として行はれるものである事を以て、國際價值學說に反對してゐる。彼の説く處によれば、各國間に於てはそれゝ通貨の流通量が異つてゐる爲に同一生産費も貨幣價值を異にしてゐる。尙、此の外にも種々なる反對論があるが、重要なる問題ではないから、此處には以上の反對論に對する批評と共に省略して置く。

國際貨幣(コクサイカ)

經濟生活が複雑となるに従ひ、國際經濟上の關係も漸次密接の度を加へるので、各國が異つた貨幣制度を採用する事の不便を感じ、國際貨幣の必要を生じて來た。即ち國際間に於ける貨幣を統一し、各國の貨幣單位を同一にし、以て世界各國に共通なる貨幣制度を布かんとするものである。かくの如き思想が最も優勢であつたのは、一八六〇年乃至一八七〇年代のことであつて、或はラテン貨幣同盟なるものが組織されたり、或は佛國が首唱となつて國際貨幣制度の實行を企てたり、萬國複本位制度が論ぜられたりしたのは、悉くその

國際公法(コクサイホー)

當時の事である。蓋し當時かゝる議論が盛んに行はれたのは、一に交通機關の發達が顯著だつたこと、各國共に關稅を低減して外國貿易を盛んならしめた事に起因してゐる。然るに間もなく普佛戰爭が起されると共に國際思想も漸くその跡を絶ち、従つて國際貨幣の主張も、現實的勢力を失ふに至つたのである。今日この主張を爲すは、一部の學者のみに限られてゐる状態である。勿論國際貨幣制度の施設は經濟上、社會上に幾多の利便を増大する事は確實であるが、その實行上に、幾多の困難を免れ得ない。されど國際貨幣制度は貨幣制度の窮極の理想であり、國際間の經濟關係が密接の度を加ふると共に、必ず近き將來に於ては、實現さるべきものであらう。

國際公法とは、數多の國、又は少なくとも二つ以上の國家の間の權利關係を規定するものである。中世封建時代に於ては、一國內が諸侯、自由都市、僧侶等の諸權力に分割せられたので、完全なる國家の主權と云ふものは存在しなかつた。然るに現行の國際公法は幾つかの主權國の存在を前提とするのであるから封建制度の破壊と宗教革命とを俟つて、然る後に發達

したものである。所謂三十年戦争に於て獨逸内の諸侯は皆公然元首と認められ、各其領内に主権を行ひ、且つ他國と同盟を結ぶ權を獲るに至つたので、戦争の終局即ち千六百四十八年のヴェストファーレンの講和條約は、現行國際公法の發端と見られるのである。而してナポレオン戦争の後始末たる、一八一四年の巴里講和會議、及び翌年の維納會議をもつて其の第二期を開始したものとし、この第二期は現在に至る迄繼續するものと看做されるのである。

若干の國家が結合して共同の國際公法を行ふ時は、此團結體を稱して國際社會、或は國際團結と云ひ、而して此共同の國際公法を稱して、國際普通公法といふのである。

然るに普通公報の外に、各國は國際上尙、特別の法規を有してゐる。即ち各國は特別の條約、若くは習慣によつて、外國に對して自國特有の法規を行ふ。故に一國の他國に對する國際公法は、斯かる特別の法規と普通公法との二者を含有してゐる。二者を含有するものを稱して國別公法といふ。

國際聯盟(League of Nations)

國際聯盟(League of Nations)とは國際紛議解決のための、一の世界組織であるといひ得る。

従つて紛争を解決する機關として、國際會議執行委員會及び國際裁判を有する。この理想が主唱されたのは歐洲戦争以後各國民が皆その戦禍の悲惨に當面したる事實に鑑み、米國大統領ウキルソンの首唱せる所に基つてゐる。國際聯盟の組織の中心點をなすものは國際會議であつて、これは各國の代表者があつたり、國際間の平和を期するために、戦争を未然に防止せんための協議機關である。元より國際聯盟をして單に國際間の紛争解決の機關とせず、これを司法・行政・立法の機關とせんことを主張するのであり、且つそれを以て最高の理想とするものもあるが、事實に於てはその國際會議の如きも、偏へに戦争を未然に防止せんとするものみの機關となつてゐる。第一期は一九一九年二月、即ち國際聯盟の成立したる時にワシントンに開かれ、第二期はヘーグに開催された。而して第一期國際會議は國際紛争解決の機關として三種の機關を擧げてゐる。即ち第一は國際會議であり、第二は強國會議であり、第三は仲裁々判である。強國會議は執行委員會ともいひ、國際會議が國際議會であるに比し、世界内閣の位置を有し、屢々會合を開くべきものとされてゐる。第一期の執行委員會は米・英・日・佛・

伊及び他の加盟四ヶ國の代表者を以て組織されたものであるが、これはやがて他の諸大國をも加へた、所謂強國會議となるべき性質を有してゐる。然らばこの執行委員會は如何なる任務を有するかといふに國際紛争を代表者總會即ち國際會議に附議するものである。ただし、國際會議はその性質上單純な協議會であるが、執行委員會の委託によつて始めて紛争解決の機關となるのである。更に國際裁判は國際間の紛争中、法律問題に關するものを案議する機關である(「平和主義」參照)。

國際勞動會議(ドーキアイギ)

國際勞動規約(ドーキアイギ)

一八三三年、英國工場法が發布されて以來労働に關する立法が諸國に行はるゝこととなり、諸國間に於ける經濟或争により、國際規約によつて労働立法を共通にするの必要が生じ一八八〇年に瑞西が先づ之を試み、次で一八九〇年に獨逸が試み、終に一九〇〇年に至つて諸國の代表者が巴里に會して、労働立法國際協會を組織するに至つた。此の協會はバーゼルに國際勞動局(一九〇一年—一九二〇年)を置き、労働者保護に關する國際規約成立のために圖つた。事業としては一方に局

報を發行して諸國の労働立法に關する報告を爲すと同時に、他方に於ては實際的に労働立法に關する國際規約を實現せしむるに努めたのである。而してその結果は大正八年巴里の平和會議に於て現はれ、労働立法に關し諸國が共同の規約を結ぶことに就いて、平和條約の第十三章に其の規定を見るに至つたのである。

平和條約のこの規定に基いて、聯盟諸國は常設の機關を設けることとなり、國際労働會議及び國際労働事務局が設置された。前者は毎年一回開かれるもので、後者は労働理事會の管理に屬し、一九二〇年八月以後ジュネーヴに置かるゝこととなつた。而して國際労働會議は一九一九年その第一回を米國ワシントンに開き、第二回をゼノアに、第三回をジュネーヴに開いた。

國際労働規約は前述の如くにして成立するに至つたのであるが、今その條文中の重要なものを摘記すれば左の如くである。

第一部 同盟の組織

第三百八十八條 國際労働同盟は、(一)加盟國代表者の總會と(二)第三百九十三條に規定する執行委員會により監督する、國際労働局とより成る。

第三百八十九條 加盟國代表者總會は少くとも一年一回其他必要の場合に開催するべきものとす。該總會は加盟各國四名宛の代表者より成り、その内二名は政府側の委員にして、他の二名は雇主及労働者を各代表せる委員なりとす。

各委員は會議の各議事條項につき二名を限度として顧問を随伴する事を得。特に婦人に於ては顧問のうち少くとも一名は婦人たるべきこと。加盟國は民間委員を選定する

場合に於て、常該國に代表的雇主或は労働者の産業的團體存在するときは其の諒解の下に之を行ふべきものとす。一下略一

第三百九十二條 國際労働局は聯盟機關の一部として國際聯盟本部の所在地に設置さるべし。

第三百九十三條 國際労働局は下記の規定に従ひ任命されたる二十四名の委員より成れる執行委員會によりて管理せらるべし。

國際労働局の執行委員會は左記の如く組織さるゝものとす。

政府を代表するもの十二名

總會に於ける雇人側委員に依り選ばれたるもの六名

總會に於ける労働者側委員により選ばれたるもの六名

總會に於ける労働者側委員により選ばれたるもの六名

れたるもの六名

右政府を代表する十二名の内八名は産業上有力な加盟國より任命し四名は前記各國を除外したる總會の政府側委員に依り選定されたる加盟國より任命す。何れの加盟國が産業上有力なりや否は國際聯盟執行委員會に於て決定せらるべし。一下略一

第三百九十六條 國際労働局の職務は産業生活及労働條件の整調に關する總ての問題に就ての報道の収集供給及國際會議の結論に鑑み總會に提出すべき問題の審査其他總會の命令する事あるべき特別の調査實行を包含す。

國際労働局は總會の議事要目を準備す。一下略一

第二百一十條 締約國は産業に従事する賃銀労働者の身體上道徳上並に知識上の福祉は國際上至要なる事項なりと認め、此目的の爲めに茲に國際聯盟の機關と關聯して一常設機關を組織す。

締約國は氣候習慣風習經濟上の機會及び産業上の因襲の相違は労働條件の嚴格なる統一を至急に實行するを困難ならしむる事を認む。締約國は其既に認むる如く労働は單

なる商品と看做すべきものに非ずとす以上假令あらゆる産業社會に於て各自其特殊の自由ありと雖も其間自ら労働條件を律すべき方法原則の存するものと思考す。締約國の見る所に依れば此の如き方法原則中下記のものには特に緊急の必要あるが如し。

- 一、前段に説きたる労働は單に商品に非ずとの根本原則。
- 二、労働者及び使用人が一切の適法なる目的の爲めに結合する権利。
- 三、労働者に對し、その時及國に於て適當なりと諒解せらるゝ生活標準を維持するに足るべき賃銀を支拂ふべきこと。
- 四、未だ一日八時間又は一週四十八時間制を實行せざる所に於ては其達成すべき目標として之を採用すべきこと。
- 五、毎週爲し得る限り日曜日を含める廿四時間を下らざる休日と與ふるの制度を採用すること。
- 六、幼年労働を廢止すること並に年少者の労働に對し其教育の繼續及び身體の發育を確保するに足る制限を置く事。
- 七、男女共同一價値の労働に對しては同額の報酬を受くべき原則。
- 八、各國に於て労働條件に關し法律に依り定

むる標準に就ては適法に其國に居住する一切の労働者の公正なる經濟上の待遇に關し適當なる考慮を附せらるべきこと。

九、各國は労働者の保護を目的とする法律又は規則の實施を確保せん爲め監督制度を設け婦人をして之に参加せしむること。

國際労働者保護法(コクサイロド)

國際労働者保護法とは、労働者保護の目的を以て、各國が協定して同一なる保護法規を規定せるものをいふ。蓋し現在行はれつゝある各國の労働者保護法の規定は、その官嚴の程度が同等でないために、國際競争の地位にある各國工業の競争力に相違を來たすを以て、これを統一整齊し各國の競争力を可及的に平均せんとする目的の下に立案されたものである。然し事實上に於ては、必ずしも労働者保護法による労働者の保護が一國の産業上の競争力を薄弱ならしむるものとは限らざるを以て、工場法その他の労働者保護法を同一のものたらしむる必要はなく、ただ労働者の衛生に關する特殊なる事項のみに對し、之を國際的に統一する必要ありとの説が有力となつてゐる。

故に國際労働者保護法の當初の目的は、競争者の平均化といふことに置かれてゐたもので

を見る事は出来なかつた。その後一八九七年至り、ブラッセル並にチューリッヒに労働者保護會議を開催するに及び、労働者保護に關する法規の國際的協定をなす必要を痛切ならしめ、その結果萬國中央局の設置が議定された。續いて一九〇〇年には巴里會議の結果労働者保護國際協會なる具體的機關が設立されるに至つた。同協會はその本部を瑞西に置き一九〇一年以來バーゼルに國際労働局を置き労働者保護に關する諸種の報告書を發行する外、特に女工の徹夜業と危険工業とに關する調査をなす事に定められた。これら數年來の希望の一端は一九〇六年に至つて始めて達成された。即ち國際労働局は特に瑞西政府に勸説し、女工の徹夜業及び危険工業の二問題に就き、同國政府が主催者として萬國會議を開進せん事を要求したのである。國際労働局のかかる要求は瑞西政府によつて容認され、一九〇五年遂にベルンに國際會議が催され、所謂ベルン協約なるものを發表せしむるに至つた。ベルン協約とは一九〇六年九月二十八日に發表されたものであつて、工業に於ける黄燐使用の禁止、女子徹夜業の禁止に關する規定である。これが即ち國際労働者保護法の濫觴である(「労働者保護法」工場法参照)

國際私法(コクサイシホ)

國際私法とは一國の私法が適用せらるべき區域を定むる法規の總合である。古代鎖國の時代には其必要は無かつたが、國家間の交通が開けて一國の人民が他國に居住し、其地で結婚し、子を産み、又は契約を爲し財産を遺して死亡する等種々の法律問題が頻出するに至つて、其國の法律は果して如何様に適用せらるべきかが問題となる。これ國際、法の生じた所以である。

往時は、一國の法律は何處迄も人民に追隨して之を支配し、他國に移住した場合も猶自由の法律を適用せられたのであるが、其後國家の主權の觀念の發達に連れて、一國內にある法律關係は、假令外人に關する場合と雖適用すべしとの觀念を生ずるに至つた。前者を屬人主義と云ひ、後者を屬地主義と謂ふ。この兩主義を固執することは不便が多いので、近時の國際私法學者は、法律關係の性質の如何に依つて適用すべき法律を區別し、人の身分能力は其本國法に據るものとし、動産、不動産に關する權利は、其物の所在地法によるものとし、又法律行爲を支配するは當事者間に特別の意志表示なき限りは、行爲地法に據るものとする折衷主義を採用してゐる。

國勢調査(コクセーチョウサ)

國勢調査とは特殊の機關によつて、一定の時間、一定の場所に於ける人口及び生活上の狀態を直接に調査するをいふ。この目的の下に調査が行はれたのはローマ時代であつて、センサスといふはその濫觴とも認められる。然し乍ら特殊の機關を設けてこれが調査を行ふに到つたのは、一七四九年瑞典を以て嚆矢とする。その後米・英・佛・西・土・那蘭等の諸國に及び、今や何れの國もかかる特別の機關を設けて、國勢の調査を行つてゐる。しかして調査の目的は元より一國の人口にあるが、その人口とは現在人口(永住的、潛在的、一時的)常住人口、本籍人口を調査し、附帶調査として氏名・性別・年齢・身分關係・職業・宗教等その他の事項をも含むものである。大正九年十月一日を期して執行された第一回國勢調査の結果は、内地人口總數五千五百九十六萬千四百八十八人、内男子は二千八百四萬二千九百九十五人、女子二千七百九十一萬八千四百五十五人である。尙、この調査によれば都市居住者は全人口の四割に當つてゐる。而して全世界總數は千二百二十二萬二千五百三十三で、一家に就て約五人の家族の割合である。その他朝鮮の調査は人口千七百二十八萬四千

あるけれども、現在に於ては單に労働衛生に關する或る特殊事項に對してのみ、國際的協定を行はんとしてゐるのである。

例すれば黄燐・鉛・水銀・砒石等を使用する工業に於て、夫れれに特定の危害豫防設備を命じ、あるひは危険なる原料の使用を嚴禁するといふが如き事に對して、特に國際協定を必要としたものである。蓋し、斯くの如き保護取締を一國內だけの干渉に放任する時は、工場主及び労働者の目前的利益のために、十分なる規定を設け得ないやうになり易い事實に鑑み、これを國際的協定によるべしとなすに至つたのである。

以上のごとき希望によつて、各國に於ける労働者保護法の統一を計らんとしたのは一八八一年の事に屬する。即ち、瑞西聯邦政府が英・佛・澳・白・伊等の贊同を求めたのであるが具體的な結果を收むるに至らなかつた。次で一八九〇年に至り、獨逸皇帝ウィルヘルム二世が國際會議をベルリンに開催し、十五ヶ國の代表者を會同せしめた事もあつたが、これも單に希望を表明するに止まり、各國政府はこれを實施する義務を有しなかつたので、單に間接的に各國の労働者保護法を改正せしむる機運を醸成したのみで、直接的にこれが統一

二百七人、臺灣は三百六十五萬四千二百九十八人、樺太は十萬五千七百六十五人、總人口は七千七百萬五千五百十人を算してゐる。
國籍(コクセキ)

國籍とは各個人と國家とを結び付くる所の一鍵鎖であり、之を得ることを國籍の取得と云ひ、之を失ふことを國籍の喪失と云ふ。而して之を定むる方法を規定してゐるのが明治三十二年に公布された國籍法である。國籍法は二十八條を以て成り、日本の國籍に入る可きものと、入を可からざるものとを規定してゐる。即ち(イ)子の生れた時父が日本人なる場合、(ロ)子の生れた時には國籍を失つてゐても、懷胎當時父が國籍を有してゐた場合、(ハ)父が國籍を有せぬか又は私生兒の場合に母が日本人なる時、(ニ)父母共に不明であるが、共に何處の國籍をも有せぬ場合等に在つては、その子は日本の國籍に編入せられるのである。また外國人でも(イ)日本人の妻となつた時、(ロ)日本人の入夫となつた時、(ハ)日本人たる父又は母によつて認知された時、(ニ)日本人の養子となつた時、(ホ)歸化した場合等には日本の國籍を得る事が出来る。國籍を失ふ場合は、日本の女が外國人と結婚した時及び自己の希望に依つて外國の國籍を得

た時等に限りてゐるが、婚姻によつて國籍を失つた者は、離婚の上再び日本に住所を移すならば内務大臣の許可を得て國籍を回復することが出来る。
國葬(コクソウ)

國葬とは國家に偉大なる功勞のあつた人の薨去した場合、國費を以て、葬儀及びこれに伴ふ諸祭式を行ふことを云ふのである。國葬は必ず我國固有の神道葬祭式に依つて行はれるもので、大葬に次いで、重要な國家禮典の一とされてゐる。明治維新以後國葬に與つた功臣は、岩倉具綱公・三條實美公・有栖川煇仁親王・北白川能久親王・毛利天徳公・伊藤博文公・山縣有朋公・大山巖公等である。
救倉院(コクソーイン)

救倉院とは平安朝時代に於ける朝廷の倉庫であつて、畿内諸國に於ける調錢、所有者なき侵田・職田・没官田等の收斂を保管し置き、年中の藥物、賑給の料、學生の學費、役人の見物等を支出する爲め、大同三年に設けられたものである。
國體(コクタイ)

國體とは主權の存在する有様によつて、種々なる區別を附されてゐる所の、國家の性質を指すものであつて、我國のごときものを通常

君主國體と呼ぶ。即ち主權が特定の君主に存在してゐるものが君主國體であり、多數人民に主權が存在して、特定の主權者なき國家が民主國體である。また君主と人民とが同様に主權を有する場合に、これを君民同治の國體と云ふ。國體はかくの如き主權の如何によつて決定せられるのみならず、また政治上の状態の如何と、その傳統とに依つて種々なる差別がある。我が國は立憲政治であるから立憲君主國と呼ばれ、皇統連綿たる皇室を戴き特殊の君主國體とされてゐる。
國有林野(コクユウリンヤ)

國有林野とは國家の所有に屬する林野であつて、明治三十二年に發布せられた國有林野法はこれに對する規定である。同法は二十七條から成つて居り、國土保安、國有林野の經營等の爲めに國有として保存する必要のあるものは、賣拂譲與及交換を爲すことを禁じてあるが、次の場合には隨意契約を以て賣ること許されてゐる。即ち、(イ)公用又は公益事業の爲め必要あるとき、(ロ)市町村又は公立小學校の基本財産に充てる場合、(ハ)社寺に近接した森林を、その社寺に賣り拂ふとき、(ニ)特別の緣故ある林野を其緣故あるものに賣拂ふとき、(ホ)民有地。道路河川に介在す

る十町以内の林野を賣拂ふとき、(ヘ)道路・溜池・堤防・溝溝等の敷地として貸付けてある林野を、その借受人に賣拂ふとき、(ト)本法施行前、開墾・牧畜・植樹の爲貸付けたる林野乃至開墾地をば、其事業を果した者に賣渡す時等がそれである。
隨意契約を以て貸付け、又は使用せしむることを許されるのは、次の場合である。(一)公用又は公益事業の爲め必要なる時、(二)牧畜又は植樹の爲め必要なる時、(三)牛馬放牧のため、使用せしむる時、(四)開墾者のために使用せしむるとき、(五)一個年貸付料六百圓を越えざる時。

公共組合(コウキョウクミアイ)

公共組合とは公共事業の爲めに、一種の公法人として組織されたる公共團體を云ふのである。我國に於いて現行法上公共組合として認められるものは甚だ多いが、その主なるものを擧ぐれば、水利組合(これは普通水利組合と水害豫防組合に分たれる)及水利組合聯合・北海道土功組合・商業會議所・同業組合及同業組合聯合等である。
公共組合は國家の事業の一部を處理する爲めに、即ち公共の利益の爲めに設けられるものであるから、國家はこれに對して種々なる干

渉をしてゐる。即ち商業會議所・同業組合等の如きものは、一定の資格を備へたものに對して、國家は強制的に組合員たる事を規定して居り、或る種の同業組合及び水害豫防組合などは、關係者の意志如何に拘らず、國家は強制的に創立委員を任じ、強制的に設立せしめ、且つ一定の資格ある者は強制的に組合員たらしめてゐるのである。即ち公共組合の組合員は國家が之を任命するか、又は選舉によりて決定される場合でも、國家の認可によりて定められる事を常としてゐる。
米相場(コメソーバ)

江戸時代に於ては米穀取引所を稱して、これを米相場といつた。元來相場なる言葉は取引値段又は取引所を指すものであつて、この場合は後者の意味に用ひられたものと解釋してもいい。これに反して今日一般の通俗語として用ひられる米相場なる意味は、その前者の場合である。米相場が最も早く建てられたのは大阪であつて、既に徳川初期より見えてゐるが、名古屋のそれは享保八年に起り、江戸は享保十五年に米延賣切手相場會所なるものが設立されたのが最初である。この會所は間もなく停止され、文化十年、伊勢町に米相場を立て、次いで小網町、蠟燭町、濱町に三會

所を設けた。かゝる米相場が建てられるに至つた經濟的原因は、江戸幕府の貨幣制度が確立し、武士は扶持米、農夫は持米を賣拂つて貨幣と代へる必要が起り、反面には米を需要する商人が、急激に増加した結果に外ならなかつた。
公民(コウミン)

立憲政治を布く國の立法部は、國民の代表者を以てこれを組織するが通則であつて、二院制度を採る國にあつては、一院は必ずしも選舉によつて其議員を選定するとはかぎらないけれども、他の一院は必ず公選によつて組織するのが常である(議員政治參照)。即ち其國の選舉法の決定するところにより、選舉投票をなす有資格者を定め、その自由意志によつて議員を選定せしめるのである。斯る選舉權の所有者を稱しこれを公民といふ。従つて各國の選舉法は一定してをらないが故に、公民たるの資格も一定してゐない。現在のわが選舉法によれば、直接國稅三圓以上を納付する男子にして、一定の住所に二箇年以上住居する者には、その資格が與へられることになつてゐる。然し法律上の罪人、不能力者を始め、小學校教員、宗教家等は例外とされてゐる。故に公民とは制限選舉制度國たる、普

通選國たるを問はず、一般にかゝる選挙権を享有する資格を有するものに對していふのである。日本に於ては選挙権が常に財産上の制限を附せられてゐる結果、公民とは或る財産上の資格を必要とするかに考へられ、また斯く論ずるものもあるけれども、原則上よりすれば選挙権を有する者は悉く公民といひ得る。従つて婦人の参政権を認むる國にあつては、その婦人も亦公民たるの資格を有するものといはざるを得ない。然しながら今日の事情に於ては、如何に普通選挙制度を施行する國と雖も、全國民が悉く公民即ち選挙人たる事は出来ないので、必ず多少の制限を設けてゐるのである。即ち、幼年者・不能者・罪人・現役軍人は公民たるの資格がなく、其他大多數の諸國にあつては、婦人に對しても其資格を認めてをらないのが常である。故に公民なるものは、一定の選挙法の決するところの制限により、選挙投票をなし得る権利を有する者の謂である。

コムニオン

コムニオンとは通常自治團體、若くは自治團體の政治機關を指し、もとはラテン語コムニスより出た言葉である。ローマ政府の下に於て、各地方にそれ／＼自治機關が存し、

之をコムリアム若くはコムニオンと稱した。然し中世に至り歐洲大陸の多くの都市に人民同志の團體が出来た。この都市や村落に於ける人民團體は悉くコムニオンと呼ばれたのである(『ミールコムニオンズ』參照)。殊にフランスに於ては、コムニオンは非常な發達を遂げ、大なる權利を握つてゐたのであつたがルイ皇帝を中心とする帝國主義が盛となるに従ひ、夫等の權利は漸次に失はるゝに至つた。されど佛國大革命に際して、昔のコムニオンを復活せしめ、失はれた人民の權利を回復せんとする暴動や騒動は至る所に起つた。而して佛國民一般の心には、分權主義、地方自治主義の思想が植ゑ附けられたのであつた。その理想とする所は、コムニオンをもつて政治的・社會的中心とし、中央政府を極めて微弱な連絡機關たらしめようとするのである。バクスターを初め多くの無政府共產主義者の抱く政治的理想は之と同様である。

一八七一年の巴里コムニオンは、かゝる理想の下に行はれたものであつた。この理想を信奉するものをコムニョナード又はコムニョナリストと稱する(『巴里コムニオン』參照)。
小物成(コモノナリ)
 小物成とは江戸時代に於ける雜稅の總稱であ

る。山野河海の産物に課するもの、その他商工業等の生産に課せる運上・賣加分一等の諸稅は、悉く當時の雜稅として小物成と呼ばれてゐる。元來物成とは田畑の貢に對する名稱であつて、小物成とけ單に小年貢といふ程度の意味に過ぎなかつたのである。草年貢・茶年貢・海役・川運上等悉くこれに屬する。
コンマーシアリズム
 國際貿易即ち國民的營利競争に於て優越の地歩を占めることを最も重視する見解である。ナポレオン一世の没落後、歐洲諸國間の通商は急速な發達を遂げ、貿易は一國の繁榮を量る標準となつた。貿易の發達は弱國たるを免れなくなつた。國家の發展策は、領土の擴張と同時に國際商業戰で勝利を得ることにありと考へられ、コンマーシアリズムは唱へらるゝに至つたのである。

コムマーシアリズムなる語は、又通俗に營利主義の義に用ゐられてゐる様である。即ち、自分の金錢的利益を圖ることのみを主として、他を顧みないのを、コンマーシアリズムと呼ぶのである。
小宮山昌秀(コミヤマサヒデ)
 水戸の藩士小宮山昌徳の長子、字を子實、號を楓軒と曰つた。藩主の侍讀となり、郡宰に

拔擢されて民政に在ること、二十三年に及んだ。主侯齊昭の信任厚く後に町奉行を経て側用人に任せられ、天保十一年七十五で卒した。郡治の衝に當るや、村内に所を卜して力めて農民に接觸し村民に對する知己の如くであつた。荒野を開いて良林となし、貧民を訓諭して墮胎の弊風を一掃し、各村に訓へて稗を貯蓄し、凶年に備へしむる等二十年一日の如く民政に盡したので郡民譽つて徳を慕ひ、仰いで神等の父とした。尙、政事の餘暇、故事の農政に關するものを抄録した。『農政座右』三卷は學者の一讀に値する。

鑛務署(コムシヨ)

鑛務署は、農商務省に直屬し、鑛業に關する事務を取扱ふ官廳である。職員には、鑛務署長・事務官・技師・書記及技手がある。鑛務所の名稱、位階及管轄區域は左の如し。
 市縣鑛務署(東京市) 東京府・神奈川縣・千葉縣・埼玉縣・新潟縣・群馬縣・茨城縣・栃木縣・愛知縣・靜岡縣・山梨縣・岐阜縣・長野縣
 仙臺鑛務署(仙臺市) 宮城縣・福島縣・岩手縣
 青森縣・山形縣・秋田縣
 大坂鑛務署(大阪市) 大阪府・京都府・兵庫縣
 奈良縣・三重縣・滋賀縣・福井縣・石川縣

富山縣・鳥取縣・岡山縣・廣島縣・和歌山縣・徳島縣・香川縣・愛媛縣・高知縣
 福岡鑛務署(福岡市) 長崎縣・山口縣・福岡縣
 大分縣・佐賀縣・熊本縣・宮崎縣・鹿兒島縣・沖縄縣
 札幌鑛務署(札幌市) 北海道

鑛業法及砂掘採取法に定められた鑛務署長の權限の主なるものは左の如くである。
 (一)共同鑛業代表者の指定。(二)試掘に關する鑛業出願の處理。(三)鑛業施行案の變更命令。(四)試掘鑛產物處分の許可。(五)測量・検査、障害物除却の許可。(六)土地使用する許可。(七)鑛業警察規則に定められた鑛業警察事務。(八)危急の場合に於ける危険の豫防または鑛業の停止。(九)鑛夫雇傭及勞働規則の許可。(一〇)土地使用其他の場合に於ける採決。(一一)砂鑛採取業上の危険豫防の命令又は採取業の發止。(一二)砂鑛採取業の土地使用の場合に於ける判定。
コムニニズム
 共產主義と同じ、『社會主義』及び『共產主義』を見よ。

コント(イシドール・マリ・オーギユ)
 (スト・フランソア・ザグキエー)
 Conté (Isidor Marie Auguste Francois Xavier Comte) 一七九八年一月十九日佛國モンペリエ

リに生れ、初等教育を郷里の學校に受けた後、一八一四年巴里工學大學校に入り、間もなく教師に反抗して放校された。一八二四年に至るまで、サン・シモンに師事しその秘書となつてゐたが、それ以後は再び交ることになかつた。一八二五年に結婚し、翌二六年實證哲學の講義を開いたが、過勞と懊惱の爲めに精神の錯亂を來し、九ヶ月の後常態に復した。其後は金錢上の窮迫に苦しめられ、一八三二年工學大學に助手兼試驗員たる職を得、且つ傍ら、一私學校に教鞭をとる事となつたが、一八四二年一教師と衝突して其の地位を失ひ、妻とも合意の上別離して専ら友人門弟の補助に依つて生活し、一八五七年巴里に歿した。

彼は社會學の鼻祖であると共に、實證哲學の創設者であつた。彼の學說の根本となるものは、人間精神發達の三段階説、科學段階説である。前者は人間の精神が、必ず神學時代、形而上學時代、實證時代の三階段を経て發達して來るものであることを説き、後者は科學が數學・天文學・物理學・化學・生物學・社會學の順序を経て發達することを説くのである。故に彼によれば、社會學とは社會現象の一切を包括し研究するものである。彼はまた社會學

を『實證時代』に到達せしめんとして努力したものであつた(『社會學』參照)。

コンドルセー(マリー・ジャン・アントン・コンドルセー(アン・ニコラス・カタリ)

ニコラス・カタリ(Nicolas Caritat Condorcet)は一七四三年佛國リベモンに生れ、幼にして數學に對する天稟を示し當時の學者を驚嘆せしめた。後チュルギーと交るに至つて、經濟學の研究に努力し、多くの著書を出した。一八八二年には佛國アカデミーの會員となり、佛國大革命の起つた時にはジロンド黨に屬して國會に列したが、ジアカピン黨の爲めに同黨が倒されるとともに、捕へられて、ブル・ラ・レーンの獄に投ぜられ、一七九四年毒を仰いで自殺した。コンドルセーはチュルギーの影響を受けて、營業交通の自由、獨占特權の反對等を主張したが、彼の學說中今日の經濟學・國家諸學に重要なものは、研究法論と一般的社會學の存在を認めた點とである。オーギュスト・コントが己れの先人として彼を推稱したのは即ちその爲めである。

混合保險(コンゴールホケン)

混合保險とは二種の保險が結合して行はれる事をいふのである。例へば生存保險と死亡保險とが結合して行はれる養老保險のごときも

のを、混合保險といふのである(『養老保險』「保險」を見よ)。

コンラッド(ヨハンネス・コンラッド(Johannes Conrad))

は一八三九年二月廿八日西普露西ボルカウに生れ、初めは自然科學を修めてゐたが、後柏林及びイェナで國家學を修め、一八六四年イェナ大學の學位を授けられた。伊太利・佛蘭西・ポーランド・埃太利の諸國に遊學した後歸國し、一八六八年イェナ大學國家學私講師となり、二年後には員外教授とされ、一八七二年にはハルレ大學の正教授となつた。

彼の學界に對する第一の貢獻は『國家學大辭典』の編纂である。之はユルスター、レキジス、ローニングの三氏が協力したもので全部七巻から成つてゐる。其他、彼の著書としては『經濟學大綱』が最も聞えて居るが、これは一八六九年より一九〇四年に互つて、四部分つて刊行されたものである。

公任主義(コーニッシュギ)

公任主義とは行政機關の組織に關して官僚主義に對して用ひられる言葉である。即ち官僚主義が官吏制度を採るに反し、公任主義は行政官を専門的業務となさずして、普通一般人民の選舉により、且つ國家はその地位に一定

の任期を設けて、交代せしむる制度をいふ。この制度の特色は官廳と人民との間の連絡を保ち、國民自治の實效を擧ぐるに適してゐる。而して現在この制度を採用する最も代表的な國家は米國で、同國に於ては大統領の更任ごとに、一般行政官の更迭を見るのみならず、鐵道委員・保險委員・裁判官・技術家等、その他行政上の特殊技能を必要とするものまで、一般人民の選舉によつて決する例を有つてゐる。つまりわが市町村自治體の行政組織を國家の行政事務の上に乗せて及ぼす制度である。然しながらこの制度は官吏に適材を得られない不利を伴ふが故に、一八八三年官吏任用令なるものを制定し、一部官吏の試験登用制度を採用してゐる。然しながらかかる試験制度によつて採用された官吏は、その一半を滿たすに足らないもので、他は悉く大統領の更迭ごとに更迭し、新なる任命者を選擧する制度即ち公任主義に従つてゐるのである。

コ・オペレーション

(コ・オペレーション(Co-operation))とは共通の利害關係に於て、其營利目的を達せんがために、協業者を組合員となすところの團體である。故にコ・オペレーションは偶然的營利關係

コレギア

コレギア(Collegia)とはラテン語で仲間といふ意味を有してゐる。この制度はローマ共和

より生ずる結合である。協業組合または信用組合と稱するものは、コ・オペレーションの日本語的命名である。斯くの如くコ・オペレーションは組合員がその組合員たる間全體の組合員が永久に組合事業の損益、及び其他の一切に關して、利害關係を持続すると共に、これに拘束せられるところのものである。この意味に於てコ・オペレーションは友愛協會(Friendly society) 労働組合(Trade union)と異なり、又營利的結合なる株式會社等とも異なるものである。信用協業組合即ちコ・オペレーションはこれを大別して生産者組合と消費者組合との二種となす。尙、生産者組合はこれを細別して信用貸付組合・農業信用組合・労働者生産組合の三種に分つものである(『信用貸付組合』「農業信用組合」『労働者生産組合』參照)。消費者組合はまた購買組合ともいひ、消費者の便宜上組織されたものである(『購買組合』參照)。これら諸種の組合は更に幾多の細別が設けられるが、何れも必然的なる營利關係から成立するところの、拘束的結合である(『協業運動』參照)

政治時代に廣く存在してゐたもので、主として宗教上の目的を有する團體であつた。この點に於てはわが講に頗る類似したものであり(『講』參照)、またギルドやツンフトとも類似してゐる『中世ギルド』「ツンフト」參照。蓋しコレギアの最初は宗教的目的に組織された團體であつたが、漸次に隣保組合たるコレギア、職人のコレギア等の如きも出現したのである。此等の中、特記を要すべきは、いふ迄もなく職人コレギアであつて、その組織を見るに、マガステルと稱する親方が集會を司り、財産を管理する責任を有してゐた。その下にはクラトレス、クエストレス、トリブニ、エデレス、スケリベ、デクオリネス等の諸役員があり、更にその下に一般の部員が置かれたのであるが、此等の部員も多く自由民であつて、奴隸等を含む事は稀であつた。この點は頗る中世紀のギルドと似てゐるけれども、獨占排外といふ事實、同業者に加盟を強要したる事實はなく、製品の取締乃至徒弟の年期制度の如き事實もなかつた。然るに共和制時代の末期に及び、政府はコレギアを行政上の目的に利用するに至り、コレギアは都府の日用品を供給する責任を持たされるやうになつて來た。かくてコレギアは法律の取締を

受ける強制的團體と化したのである。其代りコレギアの部員は夫役、兵役、地租等を免除される特權を與へられ、其特權は世襲となつたけれども、義務の負擔は特權の利益よりも重く、ためにその強制を免れんとして亡命する者さへ出て來た程である。これは第三世アウレリアス帝の頃であつたが、ローマの工業はこれがため、頗るその發達を害されたのである。

公吏(コーリ)

公吏の中には公證人、執達吏等をも含む場合があるが、普通の意味では公共團體即ち市町村等の吏員を指すものとされてゐる。公吏は官吏と異つて、任命によつてその地位を得るものではなく、選舉若しくは選任に依つてその地位を得るものである。而もその主要なるものは、官吏のごとく專任職ではなく、名譽職である事を原則とする。專任の公吏は常置有給吏員と稱せられるもので、何れも公共團體に屬し、その事務を擔任するのである。

功利主義(コーリシユギ)

功利主義はベントナムによつて唱へられた主張であつて、専ら功利(Utility)を要旨とする所の、所謂最大多數の最大幸福説である。最大多數の最大幸福説なるものは、ベントナム以前

既にベツカリアによつて唱へられてゐたものであつたが、これを學說的に大成したのはベトナムである。彼の見解によれば、人は快樂及び苦痛の支配を免れないものであつて、人の行動は個人的に彼自らに對して、最も幸福ならん事を希ひ、而してそれと同時に苦痛の最少ならん事を望んでゐる。故に眞の利益と稱すべきは、經濟上の生活に於ても、または政治上、社會上の生活にあつても個人の利益を外にして存し得ないものである。ただ立法上の目的並に企圖は、一般的にして個人的ならざる所の、最大多數の最大幸福でなければならぬと説いた。而も彼の論理的は飛躍して、治者の個人的利益は、被治者の一般的利益と合致するものとなし、一般的利益の思想は利己主義に歸すると説いた。要するに功利主義の根本觀念なるものは利己心であつて、其目的とする所は功利である。人は常に快樂の追求者であつて、その欲望の充足は即ち幸福である。而して人は常に、此幸福を追求して行動するものであり、幸福は功利そのものによつて達し得るものだとするのである。本來ベトナムは彼の政治哲學を説く上にこの主張を應用したものであるが、これを經濟哲學の上にも及ぼした。即ち商業上の功名心とか競争

とかいふものが、何らの障礙もなくして行はれ、又は支障を排しても行はれるのは、各人が社會に生起する一切の事件に對して、自ら中心たらん事を願ふためだと説いてゐる。即ち人間は一般的幸福のためには何物をもなさず、只自己の個人的利益によつて動くからだといふのである。故に經濟上の自由競争が、如何なる災害を個人の上に及ぼさうとも畢竟は最大多數の最大幸福に歸着すべきものであるといふ。この點は實質的にアダム・スミスと同一の歸着點に達してゐるのである。然し功利主義を經濟上に應用したのはゴッセンであつた。彼れはベトナムの思想を承けて人間の目的は快樂の最大量を得んとするもので、而もこの幸福を得んとする目的は一般的なものだとした。然し快樂に對する感受量は快樂の一定量を永く適用することによつて、次第に飽滿の點に向下して減少するものであり、また従前享樂した快樂の状態を繰り返へす事によつて、その度毎に快樂を感じる度は減少するものである。これ彼の所謂經濟學上に於ける、効用漸減の法則であつた。故に異なつた種類に於ける快樂の一定量を、最も有効に使用するには、享樂の限界的感受量を享樂の各種類について、均等に按排すべしと

説いた。

コロヌス・コロシ制度(一セード)

コロヌスは普通隷農と呼ばるる勞働者であつて、所謂奴隷とは異なる階級である。羅馬帝政時代に發達したる莊園に屬する土地は、一部は直營地として耕作され、他の一部は貸地とされた。この貸地の耕作者が即ちコロヌス(Colonus)であり、直營地の耕作者が即ち奴隷である。コロヌスは法律上自由民であつて、自ら家を有して獨立の經濟を営んでゐたけれどもその實際は何等奴隷と異なる點はなかつた。即ちコロヌスは永久にその耕作地に結び付けられて離れられず、不動産の一部として取扱はれ、もしその土地が他に賣却された時は、コロヌスは土地に從つて主人を代へる掟であつた。而もこの土地隷屬の關係は個人的なものでなく相續的な強制關係に置かれてゐた。かくしてコロヌスは自己の經濟を以て土地を耕作し、地主に年貢を納し賦役に任ずる義務を負ひ、且つ地主の行政權に服する義務を負はねばならないのである。斯くの如き制度を稱して、コロシ制度といふ。然らばこのコロシ制度は如何にして起つたかといふに、畢竟この制度が奴隷の勞働による直接經營に比し、幾多の有利な點が存在した

からに外ならない。即ち土地の集約的耕作をなす必要増加するに従ひ、奴隷の強制勞働よりも、利己心の刺戟に基づき自己の經濟にて耕作する農を便利として來たのである。加ふるに農業は季節労働なるを以て、農事閑暇の折りには資本たる奴隷を徒らに養はねばならない不利益が生ずる故に、年貢を収めしめるコロシ制度の利益が多いのである。殊に耕作地が遠距離にある場合か、地形上直營となすに不適當なる土地に於いては、負擔付きの貸地となす事が有利であつた。此等の經濟的、社會的條件により、コロシ制度なるものは成立したのである。この制度はフランク王國に於ても羅馬の土地大所有の制度とともに存續してゐた。

が自由民であつて、而もその年貢債務の負擔が小なる場合には、子孫は元より、その交代耕作者も負擔は小なる規定であつた。これに反してコロヌスの身分がリーテン又はセルギであつた場合は假令後に自由民の手に移つたとしても、其負擔は大なるものであつた。これによつてこれを見れば、コロシ制度下に於けるコロヌスの年貢債務の負擔は、耕作當事者たるコロヌスの身分によるのではなく、最初その土地を耕作したるコロヌスの身分によつて決定されるといふ方が妥當である。蓋しコロヌスは法律的には自由民として認められてゐるが、その中には純粹の自由民と、半自由民と、而して奴隷と同様なるものとの、三種が存してゐたのである。コロヌスの上中下三段の地位が平準したるものが、即ち一つの半自由の隷農たる實を備へたに外ならなかつた。

コルベール(ジャン・バチスト)

コルベール(Jean Baptiste Colbert)は一六一六年八月佛國レイムの織物商に生れ、エズイットの學校に教育を受け、巴里の銀行家、公證人等の事務所に勤務してゐたと傳へられる。二十歳に近き頃、其縁戚である陸軍大臣ル・テリエの傳手にて陸軍省に入り、一六

公債(コイサイ)

四三年にはル・テリエの秘書となり、一六五一年以後は大宰相マザランに接近し、漸次重要な政務に與り、其政策を扶くるに至つた。一六六一年マザランの逝くと共に財政監督官に擧げられ、數月の後には大藏大臣となり、越えて一六六五年には宰相の位に上つた。彼はマーカンチリズムの權化とも見做される人で、一面においては商工業の獎勵發達に意を用ひ、他の一面においては課税の公平を計つた。即ち佛國の消費する製造品は、之を外國に仰ぐことなく、自國において生産せしめるに努め、貿易の保護、通貨の改良統一を計り、農業・鑛山業・航海・植民にも、その保護監督の手を展ばし、人口増加を獎勵する爲めには、大家族に年金を附與せんと試みた。また當時盛に行はれたる財政官吏の私曲を摘發し、課税の公平を保たんが爲めに、當時細民に重壓を加へたる租税を改良したのである。しかし乍ら彼の晩年は、ルイ十四世の寵遇も政敵たる陸軍大臣ルチアに及ばず、失意悶々の中に一六八三年フォンテンブローに歿した。

【概説】公債とは國家及公共團體の債務を云ふ。そのうち國家の債務を國債と謂ひ、公共團體の債務を地方債といふのである。【地方債】

参照)。公債に於て主要なるは國債であつて普通公債と云ふ時は、國債を意味する場合が多い。故に、本項には國債をもつて公債を代表せしむることとする。

公債の種類は多種多様であつて、起因も從つて多いが、その最も重要な目的は經常歳入で支辨し能はぬ臨時の費用を調達し、財政の運行を圓滑ならしむることである。それ等の臨時費は、鐵道の敷設買収、軍實創設等の經濟的事業費と、道路港灣の建設修築費、軍事費、行政改革費等の政務費に支出されるものであつて、直接間接に公共の福利増進の爲めに企てらるべき管のものである。

臨時費調達の方法は、租税の増徴專賣品の値上げ等によるか、公債によるかしなければならぬが、斯かる場合に際して近來公債は頗る便利なものとして、利用される場合が非常に多くなつたのである。

公債證券の發行には平價發行、呼價發行の二種あり、平價發行とは百圓證券を百圓で發行するものを云ひ、呼價發行とは特に利率を安くし例へば八十圓といふ如き額面以下の値段をもつて百圓の證券を發行するものである。呼價發行の公債證券は、市價の變動を蒙り易

く、投機者達の好む所のものである。公債募集に當り「シンヂケート」即ち應募組合を組織することがある。學術上「間接發行」と稱する所のものであつて、近來盛に行はるゝ所の方法である（「シンヂケート」参照）。

公債の利子支拂に關しては、本邦では支拂期は之を年二期に分つ。然し元金の高が大になると利子支拂期は經濟界に大なる影響を及ぼす月となり、英國の如きは年四回制をとるも猶、「利拂月」と稱する金融變動期の存在を免れることは出来ない有様なのである。故に日本では各種の公債の利拂期を交錯せしめて、其弊を緩和せんと計つてゐる。利子の支拂は以前は各府縣廳で行つたが、今では其取扱は中央銀行に一任されてある。

【公債の種類】一、確定公債。確定公債とは法規をもつて債額募集額及金高を確定するを得る所の公債であつて、整理公債及事業公債等は之に屬するのである。今その種類及名稱を擧ぐれば

- (一) 一時拂公債
 - (二) 有期定期支拂公債
 - (三) 有期隨時支拂公債
 - (四) 永遠公債
- となる。一時拂公債とは期限に至つて一時に

その元金を償還するものであつて、巨額の起債には適しない。何となれば巨額の償還金が一時に市場に現はれると著るしく財界を擾亂するのみならず、貸借の各當事者に多大の不便不利を來すからである。

第二の有期定期支拂公債は、例へば五ヶ年据置き六ヶ年目に若干額七ヶ年目に若干額といふ様に、順次この計算法によつて償還する事を募債當時に約束するものである。この方法による時は、假令財政に餘裕ある場合にも進んで償還することが出來ず、また財政の窮迫せる場合にも、高利の新公債を起して舊債を償還しなければならぬといふ如き不便を伴ふものである。

第三の有期隨時支拂公債とは、例へば五ヶ年据置き六ヶ年目より向ふ五ヶ年間に隨時適宜の時を見計つて現金を拂出す方法をとる公債である。此方法は財界の狀態に應じて屈伸自在なるを得る便利なものであるが、其缺點とする所は、債務の最長限例へば五十年までは償還するもせぬも隨意であるが、其期に至れば財界の景況の如何に係らず、償還の義務を果さなければならぬことである。

第四の永遠公債は確定公債の最も發達した者であつて、此方法は例へば五ヶ年据置き六ヶ

年目より隨時償還し償還期限を定めないのである。償還期限を定めないのでは一見理由なきものゝ如く見ゆるのであるが、元來公債所有者の目的とする所は利子及び公債價格の變動に基く投機にあるのであつて元金の償還は別段必要としないのである。

二、流動公債。大藏省證券、郵便貯金預金規則による預金及保管金・供託金等を含む。金額に一定の限度あることなく、政府の需要なくも多額に上り、其需要あるも少額に止ることあり、隨意に其高を増減する能はざるものである。

大藏省證券は、國庫一時の融通の爲め利附若くは割引をもつて發行する短期の公債證券であつて、其表面に元金の額は勿論、償還期日及利子又は割引歩合等を記載したものである我國の大藏省證券は明治十七年布告第二十四號により發行せらるゝものであつて、其目的は會計年度内に於ける一時の歳入不足の補充をして年度の進行を全うするにあり、而して償還は發行年度の收入をもつてするものである。

三、年金。年金は普通公債と異り普通公債は元利を區分して支拂ひ、元金償還に至る迄は利子のみを支拂ひ、満期若くは抽籤の時に至

つて元金を支拂ふが、年金は其期限中元金の一部分と殘留元金に對する利子とを毎年支拂ひ、元金は逐年遞減して終に消滅に至るものである。而して年金には(一)終身年金と(二)有期年金とあり、其他實動年金又は英國に行はるゝ死後拂渡す年金等があるが、前者は國家が功勳のあつた者に酬ゆる者であり、後者は生命保險の類に屬し、茲に述ぶる年金とは性質が異なるのである。終身年金とは、例へば茲に千圓を拂込む者があるとすれば政府は其人に對し終身毎年若干金額を拂ふことを約し、その人の生命の上に權利を設けるものである。有期年金は政府が若干金額を受取り其元利支拂の爲め、例へば十年若くは三十年の期間中毎年若干金を支拂ふ方法である。而して年金の期間を三十箇年とすれば、政府は毎年元金の三十分の一に利子を加へた金高を拂つて行く。故に其元金は年々に遞減し、隨つて利子も遞減することとなるのであるが、年金受領者の便宜の爲めに、期間中に支拂ふ可き元利總額の平均をとり毎年支拂ふ高を一定するものである。

有期年金はかくの如く簡單明瞭な方法であるが終身年金に於ては、生命保險の如き手段をもつて年金者の生命の平均を推斷し、計算の

基礎とするの必要が生ずるのである（「年金」参照）。

四、特別公債。確定公債、流動公債及年金の外に尙特種の公債がある。即ち鐵札附公債、特別募集公債等である。鐵札附公債とは抽籤に際し花籤を設け射的的利益を約するもので、この種の公債の發行に競争の行はる時は、國民の射的心を挑發し、濫發の弊を來すべきが故に、その發行機關は必ず競争なき特種の者を選ぶ必要あり、日本に於ては勸業債券が之を行つてゐる。

特別募集公債とは、或る一定の地域内のみから公債を募集する方法であつて、例へば東京灣を築港する時は東京市民は直接多大の利益を蒙るものなるが故に、特に當局者と市民と相圖つて、低利の公債發行を約束し東京府内のみより募集するものである。佛國は屢々この方法を利用しマルセイユ、ドンケルク、ルーアン、カレイ等の築港はこの如き方法によつて資金を募つたものである。

【公債の國民經濟に及ぼす影響】公債の募集は國民の經濟に多大の影響を及ぼす。巨額の公債の募集は流動資本と固定資本との關係に變動を惹起し、資本の分配を亂すの結果を來す。例へば東京灣築港の爲めに五千萬圓の公

債を起した場合、特別募集の方法に據らざる限りは全国の流動資本は東京に集中し築港要材、労働賃銀等に轉化するのである。不生産的なる、例へば軍事費の爲めの募債の如きは國民の資力を吸集濫費し、民力を疲弊せしむる。現に歐洲戦争後の諸國は、米、日等僅少の例外を除いて、皆内外の公債の爲めに苦しめられてゐる。

尙、公債の募集に關しては政府は必ずしも豫め議會の協賛を経るを要せず、その費途も臨時費にして議會に於ては事後承諾を求むる場合が多いのであるから、當局者と金融業者或は産業資本家との間に陰密なる關係を作るには非常に都合よき機關たり得ることは注意に價する。

小作(コサク)

小作とは期限を約して、他人の田畑を耕作し、地主に對しては相當の作徳を出だし、その餘りを作人の所得とするものである。これを反面からいへば、土地所有者が自ら農業を經營する技術なき場合、又はその經營を欲せざる場合、若しくはその所有地が廣大に過ぐる場合、特定の期間だけ或る一定の報酬を得て、土地所有者が農業者に貸與し、これを使用収益せしむるをいふのである。而してこの小作

契約により、地主の土地を使用収益するものを小作人といふ。我國に於て小作といふ言葉が用ひられるやうになつたのは、江戸幕府時代以後の事に屬し、下作・入作・諸作・控作・卸作といつたのは皆この別名であつた。しかし小作といふ言葉は用ひられなくとも、既に鎌倉時代にはこの事實が行はれてゐた。いふまでもなくわが上古の土地制度は貴族貧富の別なく、各人が悉く耕種の業を営んだものである。然るに中古時代に至つて所謂賃租の制度が起るに及び、年分の收穫を計り、價値を定め毎年これを貸與して耕作せしめたものである。この田を買ふ者は後世の小作人に該當するものであり、茲に地主と小作人の關係が生じたものと斷ぜられる。後一般に土地私有の制度が確立されるに及び、諸種の事情によつて富者と貧者の距離を著しく離隔せしめ、地主の土地兼併の事實が行はれるやうになり、小作農地及び小作人の數は著しく増大して來た。即ち最近時の統計によれば、わが明治二十七年の農事調査は戸數に於ける百分比例自作農三三・三四%、自作兼小作農四六・〇三%、小作農二〇・六三%を示してゐる。それが明治四十一年の統計となるに及び、自作農三三・二五%、自作兼小作農三九・一七%、小作農二

七・五八%に増大し、農地の百分比は自作田地五〇%(一・四三七・一八七町歩)小作田地五〇%(一・四三六・三七〇町歩)自作畑地五九・六%(一・五六八・五〇八町歩)小作畑地四〇・四%(一・〇六二・五八六町歩)を示してゐる。この傾向は單に日本ばかりでなく、各國に寧ろこれ以上の比率を以て、小作畑地及び小作人の數を増加せしめつゝある。これ近代に於ける地主小作人間の紛争を益々激甚ならしむる所以であつて、社會問題として看過すべからざるものである。

小作の種類は普通永小作と年期小作に分類するが、『永小作』(參照)、其目的物の大小によつて、大小作(その一層大なるものを過大小作)及び小小作(その一層小なるものを過小小作)に分つのもあり、また分地小作と労働者小作に分つのもある。その他純粹の小作關係ではないが、分益小作(又は分益農)と稱する労働關係の要素を含むものも、その一種として見做されてゐる(『分益農』參照)。尙ほ小作には一年小作・自由小作・又は隨意小作・大小作・名田小作・別小作・受負小作・家守小作等、その他種々あるけれども、これらは單に、一定の微細なる特色を以て呼ばれた名稱で、質的に見れば、いづれの種類も永小作か年期小作か

耕作強制(コーサクキョーセー)

の一種と見做し得るものである。

耕作強制とは農業者が往時の農業制度の關係上、その植付耕作收穫をなすに當り、他の農業者と同時になさなければならぬ義務をいふ。蓋し、各農業者の所有地が過去幾百年間に幾回かの相續を経、賣買を経、分割を経たる結果として、所謂農場交叉の状態に置かれたる時、各人の所有農場は幾多の農場に分れて散在するが故に通路を缺き、従つて同時に同様の耕作經營を施さねばならない場合に、この方法が用ひられるのが常である。それと共に三圃農業を行ふ場合には、土地所有者以外の放牧地地權者を有する事となるので、この場合に於ても農地經營の順序を共になす必要があつたのである。故に耕作強制とは各人の土地經營を同一ならしめて、他と單獨に耕作經營を許さない制度を意味する。換言すれば各耕地に達する充分の通路なくして各耕地が交叉混合せる場合、並に共同放牧及び放牧地役權が存在する場合、即ち耕種と養畜との二方面の必要から割出された一種の制度であつた。

耕作強制を必要とする條件は以上の如きものである。之れは主として、部落定住の地方に

於て行はるる制度であるが、單獨定住の地方に於ける例外としては、獨逸の或地方で、牧夫なしに農家の家畜を放牧する習慣を有する結果、地區による耕作強制を行つてゐた事實を擧げ得る。即ち耕作強制は部落定住の時代に、唯だ穀物及び草類を目的とする穀草式。三圃式等の簡單なる耕種式が採用されてゐた際、その必要として行はれたる經營關係に外ならぬ。然るに十八世紀の後半に至り、農地經營の方法が進歩し、合理的經營法が一般に要求される様になると共に、耕作強制の下より農地を解放せんとする運動が起された。十八世紀より十九世紀にかけての農業解放運動の、主要なる内容を形成せるものは此所にあつたのである。この運動の結果、放牧地役權が廢止せられたり、農場交叉が廢止せられたり、或は所有地分割乃至は耕地整理等が實行されたので、耕作強制の必要もまた自然的に消滅するに至つたのである。

小作人(コサクニン)

「農業労働者」を見よ。

高札(コーサク)
法度。控書等を書き附けて建てる板札を高札と云ひ、之を建てる場所を高札場と云ふ。永正

五年播錢に關して高札を洛中に建て、治く市民に知らしめたる如きはその例である。本文は多く箇條書にするを常とする。徳川幕府のときには御料、私領其他宿驛等に必ずこれを設けた。左に正徳年中、江戸日本橋以下六箇所に建てた高札の一を掲げる。

きりしたん宗門は累年御禁制たり自然不善なるものこれあらば申出づべし、御ほうびとして、

ばてれんの訴人 銀五百枚
いるまんの訴人 銀三百枚
立かへり者の訴人 同 斷
同宿並宗門の訴人 銀百枚
右の通り下さるべし、たとひ、同宿宗門のうちたりといふとも、申出る品により銀五百枚下さるべし、隠し置き、他所よりあらはるに於ては其所の名主並に五人組迄一類共に可被行罪科者也

正徳元年五月 日 奉 行
個性(コセイ)

個性(Tadividuality)とは個人に屬する性質と云ふことであつて、人々の心的状態に起因する差別的方面を指すのである。即ち感覺の鈍銳、注意の粗密、忍耐の強弱等は總べて個性

の別により生ずるものである。個性の原因は大別して先天的・後天的とすることが出来る。先天的に属するものは、男女の性、氣質、特殊の遺傳等であつて、後天的のものは家族の状態、周囲の境遇及び教育の結果等である。その他、年齢も個性の差に影響を及ぼすものである。

男女の性の差は幼年期には著しく現はれない。十二三歳頃から體格・言語・舉動等の方面に段々現はれて来る。智に於て男子は總じて思考に長じ、分解・綜合して、事物の論理的關係を發見せんとする傾向を有し、女子は事物を其儘に記憶することに長じ、情意に於て男子は概して發動的であり、意志強く、女子は感受的であり、感情に富んでゐる。

氣質は一般に個性の主なる原因と認められてゐる。氣質には多血質・膽液質・神經質・粘液質の四質があると云はれてゐる(『氣質』参照)。祖父母・父母等の特殊の才能が子孫に遺傳して、生れ乍らの個性を形つてゐることがある。その詳細は遺傳學によつて知るべきである。以上は個性の先天的原因であるが、後天的には家族の状態、即ち家の地位、家の職業、父母兄弟の存否、實母繼母の別、家族の有する思想宗教などは、個性の形成に重大なる影響

を及ぼすものである。次ぎに周囲の境遇、即ち住める地方が都會なるか田舎なるか、又は文化程度の如何、氣候・人情・風俗等、地理的、社會的百般の現象は、無意識の間に人の身心の上に大なる關係を有するものである。

荒政(コーゼー)

人民が天災地異によつて困厄に陥つた際、これに對する救恤政策を荒政といふ。換言すれば饑饉に對する救濟法を意味するのである。元來この語は支那に出でたものであるが、日本に於ても同様の意義に用ひられてゐる。凡て天災地異は時と所とを問はず、偶然發生するものであるが故に、人力を以てこれが發生を未然に防備する事は不可能で、平常に於て豫めこれに應ずる準備を備へ、發生したる際に適宜の措置を取るより外に方法はない。故に荒政には事前策、當事策、事後策の三種を分つ事が出来る。支那に於ては事前策を備荒といひ、當事策・事後策を救荒といふが、日本はこれに對して備荒儲蓄の方法を重要視した。例へば農桑を奨励し、樹植を廣め、倉儲を豊富にする等の諸策を主としたのであるが、これに對して當事策とは租税を免除し、錢粥を支給し、米穀を輸送し、穀價を低減し、

病故者を收容埋葬するが如きものであり、事後策とは土木を起し、種子を配與し、法禁を緩漫にする等の諸政策に就いていふものである。この三政策が具備して、始めて荒政の實は擧げられるのである。日本に於ける荒年の對する備荒儲蓄の機關として主なるものは、屯倉・義倉・不動倉・常平倉・町會所等が有名である。要するに交通の發達しない、資本主義經濟組織以前に於て重要な意義を有したものであり、現代に於ては特に切實の意義を有しないものである。

戸籍(コセキ)

戸籍とは一家の組織・變更等を明かならしめる爲めに、法律上の條件に従つて、公吏が作成する公成帳簿を云ふのであり、各個人はそれ(此の戸籍に記載されてゐなければならぬ)のである。戸籍法は即ち、かゝる戸籍作成を規定する法律であるが、それに依れば戸籍に記載する可き事項は、戸主、前戸主、家族等の族籍本籍地、生年月日、家族となつた年月日、家族となつた理由(即ち婚姻等のごときもの)等であり、出生、嫡出子否認、私生兒認知、養子縁組、養子離縁、婚姻、離婚、後見隠居、失跡、死亡、家督相続、推定家督相続人の廢除、家督相続人の指定、入籍離籍及び

御籍拒絕、分家及び廢絶家再興、國籍得喪、氏名及び族稱の變更、身分登記の變更等の場合は必ず届出を爲す可きものであり、之を怠つた場合には十圓以下の過料に處せられることとなつてゐる。

公設市場(コーセツジョー)

公設市場とは下層階級の消費難を緩和する爲めに、政府乃至公共團體が設ける市場を指すのであつて、我國においては東京、大阪の兩市において最も盛に行はれてゐる。公設市場に於いて提供する商品は一般市場におけるよりも價格が低廉でなければならぬので、設立者が直接商品の購入及び販賣の任に當るものであるが、我國に行はれてゐる公設市場は設立者が直接に販賣の任に當るものではない。即ち東京、大阪に於ける實狀を見ると、何れも市若くは府が設立してゐるものであるが、尙、當局者は單に一定の地域を劃して市場を設け、之が監督を爲してゐるに過ぎず、實際上商品の購入販賣に當つてゐるのは、普通の商人である。これ等の商人は當局の許可を得て、其監督の下に商業を営んでゐるので、公設市場の中にはそれ(の)の商人がそれ(の)の店舗を有してゐる譯である。我國に於ける最初の公設市場は、大阪市が福

島、境川等に設けたもので、大正七年四月から開場されてゐる。その後増設されたものを加へると大正九年七月までに、十箇所上つてゐる。東京市では大正八年八月、九段牛ヶ淵と本郷眞砂町に設けたのが最初で大正十年九月までに二十四箇所となつてゐる。

公設浴場(コーセツヨクジョー)

公設浴場とは政府または公共團體が公衆の爲めに設ける浴場で、一の社會政策的施設である。公設浴場なるものは極めて古くから行はれ、古代羅馬において既にテルムと云ふ一種の公設浴場が存在してゐたのである。羅馬が滅亡して以來は、公設場の見るべきものに、回教國におけるサラケン浴場があつた。その後十三世紀に至つて、獨逸における都市政廳は、都市の内外に發達した多くの浴場を管理してゐたのであつた。然し乍ら、近世に至つて一般的に公設浴場を設けたのは英國が最初である。即ち一八四四年リバプール市が率先して設立してから、市町村に公設浴場を設置し得る浴場法案が議會を通過し、ロンドン、バーミンガムを始めその他の都市も亦争つて之を設けるに至つたのである。獨逸において公設浴場の建築が盛になつたのは、一八六六年以來のことだ、今

や各都市において、その設けがない所はないのである。

また米國は一八九五年、紐育州の法律で人口五萬以上の都市には必ず無料浴場を設置す可きことを規定してから漸次他州に普及する事となり、一九〇四年には三十四都市は何れも公設浴場を有するに至つたのである。我國に於ては、國民一般が入浴を好むにも拘らず、公設浴場の發達は極めて遅く、今發達の途上にあるといふ有様である。大正六年に於ける内務省の調査によれば、村落における公設浴場数は全國に互つて百四十五に及んでゐるが、都市に於いては、明治四十四年に辛亥救濟會が淺草玉姬町の貧民長屋に附設したものの外、殆んど見る可きものがないのであつた。然るに大正八年に至つて、大阪市救濟事業後援會が、市營の小住宅及び共同宿泊所に浴場を附設して附近居住者に開放したのを始め、東京府社會事業協會は日暮里の同會經營住宅に、神奈川縣廳は横濱市高島町に何れも公設浴場を建設するに至つたのである。此の中でも横濱市に於ける公設浴場は、最も模範的のもので、一時に四百人を入浴させる事が出来る程宏壯な建築物であり、階上には娛樂室、理髮・髮結室があり、ヴェランダには日用品

廉賣所が設けられてゐるのである。而してその入浴料は平均一日一錢、日曜日無料と定めであるので、一日平均入浴者数は一千以上上つてゐる。
東京府ではその後、五十萬圓の豫算で四箇所に公設浴場を設置する計畫を立てゝゐるが、未だ實現されてはゐない。これは一箇所十萬圓宛を以つて理想的の設備をなし、理髮所、和洋食堂、喫茶店、運動場、娛樂場の外、婦人の爲め髮結所化粧室等をも設ける豫定だといふことである。

興信所(コーシンジヨ)

興信所とは商工業者のために、債務者が債務を履行する意志がありやなしや、もしくはこれを履行する能力ありやなしやに關する調査を行ひ、その審問に對し迅速且つ正確なる回答を與へ、商工業をして安全に取引をなさしむる機關である。而してこの信用調査をなすに就ての手段、又はその副業を行ふ事業の範圍の如きは規模の大小と國土の相違によつて一定してをらない。従つてその組織の如きも非營利的のものもあり、營利的のものもあるが、前者に屬するは、銀行業者が費用を分擔して維持しつゝある手形交換所に比すべき商業界の公益機關であるが、後者に屬するもの

は通信業の一種として商業の一分科と見做すべきものである。斯くの如く興信所の職務は商工業者のために信用調査をなす意味に於いて貸倒れ不渡手形等に對する豫防機關と目することも出来る。元より興信所とて安全なる取引をなす上に於て、網對に可能なるものとはいひ難いけれ共、かゝる危険を豫防する上に於ては効能を有する。故に興信所の本質は豫防そのものにあつて既に發生したる危険に對しては、他の相當の對策を講ずべきである。信用取引拒絶、信用取引保險等の如きが即ち後者の方法であつて、興信所の本質となるものではない。わが國には大阪商業興信所東京興信所の二つが代表的なものである。その他にも多くの興信所が築出したが、それらの或るものは單純に營利を目的とするものであつて、資本も少なく、婚家縁組・尋人・紛失物の詮索をなすことを以て、本業としてゐるものも少なくない。しかし興信所の本來の職能は、商業上の調査のみに限らるべきであつて信用疏通の事業として興らなければならぬものである。

皇室費(コーシツヒ)

一國の君主及びその家族の固有の需要に應ずるため、その國の歳計中より、特に支出せらるるにあつては、賣淫を一種の營業と見做してゐるのであつて、たゞこれを制限し干渉する事によつて取締つてゐる。日本の如きも公許の方針に従ひつゝある事いふまでもない。かゝる政策を採る場合、一定の規定に従つて、許可を受け一定の干渉を受けつゝ賣淫する婦人を稱して、これを公娼といふ。

税を徴してこれに充て君主自身の經費は自己所有の財産を以てこれに充てるか、或は國庫よりこれがため毎年一定の金額を支出する事となつたのである。後者が即ち皇室費なるものである。この現象は專制國と立憲國との間はず何れの國にも自然に發生した現象であるが、立憲政體の諸國に於ては毎年議會の議定する經費は國家本位の經費に止まるが故に、君主の諸經費の如きも國家より一定額を支出する以外、最早國家の豫算に計上されなくなつた結果、最も明白に區別されるに至つたのである。しかして、この先驅をなしたものは英國であつた。わが皇室費に關しては憲法第六六條に現在の定額を以て毎年國庫より支出し、將來増額を要する場合を除く外、議會の協賛を經る必要がないと規定されてゐる。尙、現在額に於ける皇室費は毎年四百五十萬圓であつて(明治四十三年以來)皇族の諸費は皇室より分與せられてゐる(但し李王家は朝鮮總督府特別會計より年額百五十萬圓支出される)。

公娼(コーショー)

賣淫の事實を黙許するか、公許するか、絶禁するかは、各國の等しく迷ひつゝあるところである(賣淫参照)。公許する方針を採る國

公娼は各國の方針により、集娼制と散娼制との二種に分たれる。集娼制とは或一定の場所を限り、その營業を許す制度であつて、わが廓制度の如きがその代表的なものである。散娼制とは一定の鑑札を所有してゐる何れの地に於ても自由に營業する事を許されてゐる。然しその何れも公娼たる意味に於て、制規の検査及びその他の制裁を監督官廳から受けなければならぬ事は當然である。日本は前述の如く主として廓制度を採用するが故に、ほほ集娼制と見られるけれども、地方によつては散娼制を採る所も決して少なくない。散娼は獨・澳・佛等の都會に多く見られる所で通例これを街娼の名稱を以て呼んでゐる。

日本に於て公娼制度を始めて採用したのは徳川時代の初期であつて、それ以前は、遊女・白拍子等の賣春婦が存在してゐたけれども、政府は何等の取締をもなさず、所謂自由賣春婦

るゝ一定額の經費を稱して、これを皇室費と呼んでゐる。故に皇室費とは皇室の支出金全體をいふのでなく、特に歳計中より毎年支出さるゝ所の一定額を指すもので、君主の所有にある財産よりの収入は、これを皇室費の中に數へない。故に獨逸聯邦の或る國の如く、一定の國有財産を皇室の利用に供しこれより生ずる収入を以て皇室の諸經費を支ふるにしても、これを皇室費とはいはないのである。それと共に共和國が大統領の地位を維持するに必要な費用は、元よりこれを皇室費に數へないばかりでなく、一種の俸給と見做すべきものである。皇室費はまた君主のみの經費ばかりでなく、所謂皇族費を含むものであつて、理論上は君主の家族としてその費用を分擔されるものと解されてゐる。

しからば皇室費なるものは、如何にして生じたかといふに、時勢の進歩による諸經費膨脹の結果、國家政務の費用と君主固有の經費とを分離せねばならない必要に迫られたからである。即ち以前に於ては君主が巨大なる財と、その特權收入とを以て兩者の費用に充當してつたのであるが、經費の膨脹はこれを以て維持する事が出来なくなつた。茲に於て兩者を分離せしめ、國家の政費は一般人民より租

として放置してゐた。慶長十七年庄司甚右衛門なるものが、江戸に一定の公認遊廓を設け諸方に散在せる娼家を一定區域に集めん事を町奉行に建議し、五ヶ條の規定を以て許された。其一條には傾城町の外傾城商賣すべからずとの明文が規定されてゐた。これが集娼制の嚆矢である。而して此區域をば吉原と稱し其地以外の賣淫者をば厳しく處罰した。これ元和三年の事である。その後京都・伏見・大津・大阪・兵庫等の諸地方にも遊廓が設けられた。元祿年代には全國二十五箇所に殖え、娼妓の數も吉原二千、島原(京)八百と傳へられてゐる。その間、幕府は種々の弊害に鑑みて夜間營業を禁止したり、身分あるものゝ出入を禁止したりした事があつた。これが率先者たりしは松平越前守と水野侯であつた。尙、當時の妓樓には、種々の格式が設けられ、大籠・半籠・大見世・小格子・切見世の階級が出来、娼妓にも大夫・格子・局女郎・端女郎・初見世女郎・百藏・喧鈍・鐵砲・散茶女郎・梅茶女郎・茶女郎の階級があつた。

明治に入ると共に、國家が公娼制の方針を採り、可及的に私娼の撲滅を企てた結果、検査その他の取締も嚴重になつたが、公娼及び妓樓の數も増加して來た。即ち大正八年の調査

によれば、全國各所の遊蕩數五百四十二箇所を算する程である。而してその有する娼妓の數は東京府が五千四百一人、大阪府が七千三百三十七人、兵庫縣が二千四十九人を數ふる程で全國の數字は、十萬を以て數ふべきである。元よりこの數字は官廳の許を受けて營業しつゝある公娼のみであつて、その他一定の健康診斷を強行されて、内密に賣淫を許されてゐる所の半公娼と稱すべきものは、一切これに含まれてゐない事いふまでもない。尙、同年に於ける娼妓の健康診斷の跡を見れば、四百八十六箇所の診斷所が一日平均四萬七千七百四十三人の娼妓を診斷し、その延人員三百萬を以て數へるのである。而して大正七年度統計によれば、全國の受診娼妓中有病者は二・九パーセントであつて、高知縣の六パーセントが最も高く、富山縣の〇・八四パーセントが最も低い。娼妓に對して、娼妓取締規則なる内務省令がある。十八歳未満のものは娼妓となり得ないことになつてゐる。娼妓となる原因は貧困を第一とし、農村の女子が最も多い。

黄色組合(コージュクタクミアイ)

黄色組合とは一般的に軟派組合、御用組合の義に用ひられてゐる。即ち資本家によつて設

立せられ、資本家によつて資金を給せられ、同盟罷業等に際してはストライキ破りの役目を勤めるものである。英・獨・佛等の諸國では可成大な勢力として存在してゐる。英國の自由労働協會は、その最も代表的なものであるが、獨逸でも此種の組合は十六七萬の會員を有してゐたものである(英國労働運動「獨逸労働運動」参照)。佛蘭西の黄色組合は斯かる露骨な御用組合とは全く意味を異にする。即ち革命的サンヂカリズム赤色組合と呼ばれるに對し、軟派的意味を含む改良主義の組合を黄色組合と呼んでゐるのである(「サンヂカリズム」参照)。この言葉の使用されたのは黄色が中間の曖昧な色彩を意味するからである。

耕種組織(コージュソシキ)

耕種組織は單に耕種式と呼ばれるもので、圓上に於ける作物の選擇、作付の順序、面積の比例等を定むる組織をいふ。その主要なるものとして、次の二十種を數へ得る。即ち一毛式(一作式・園式・樹園式)・藝式・間作式・切替畑式・工藝式(工機作物式)・數草式(これにコツベル式・エガルテン式あり)・混作式・三毛式・主穀式(これに一毛式乃至五圃式等あり)・隨意式・代田式・二毛式・副業式・放牧式・無畜式(綠肥式)・焼畑式・火田式・輪栽式・圃方式(圃付)が

それである。斯くの如く諸種の耕作組織が多くなる所以は、農業所在の各地に於て、各種の事情によりてそれが支配を受くると共に、經營者自身の事情も異なるからである。その意味に於て耕種組織の差違は、自然的方面と經濟的方面との雙方から觀察される。即ち氣候風土はその土地に成育する作物の種類に對し、一定の範圍を與ふるが故に、集約的に經營すべきか粗放に經營すべきかと分れ、更に温度の高低によつて作付の回数が決定される。更に經濟的方面から見れば、消費地即ち市場の遠近大小・運輸の利便等により、土地の價格・勞力の多少、勞賃の高低、經營者の能力・勞働者の熱練如何により、自らその組織方法の上に變化が生ずるものである。故に耕種組織の選擇は總じて相對的なるものといはざるを得ないのである。

公衆的快樂主義(コイラクシューギ)

公衆的快樂主義(universalistic hedonism)は、別に功利主義、功利説と呼ばれ、人類の道德的目的は最大多數の最大幸福にあり、行為の道德的標準も亦これに外ならずとする倫理學説である。一般に快樂主義は最大快樂の獲得をもつて、目的とするのであるが、快樂の獲られる主體

が個人なる場合には利己主義、又は個人的快樂主義と云ふ(「個人的快樂主義」参照)。他人の最大快樂を主眼とするものを、利他主義・愛他主義と云ひ、佛國のコムトの唱道せるものである。社會又は一般人類或は廣く有情生類の最大快樂を目的とするのを、公衆的快樂主義といふのである。十九世紀に於て英國のペレー、ペンナム、アウステイン、ジョン・ステュアート・ミル等の主張せるものであつて、功利主義者(utilitarian)てふ語はミルに依つて廣められたものである。

公衆的快樂主義が功利主義と呼ばれる所以は、行為の價値を判斷するにそれが快樂を獲、苦痛を避くるに適する割合、即ち功利(utility)を以てするが故である。ペンナムは曰く、天は吾人をして宇宙に於ける二の主權者の下に立たしめた、快樂と苦痛の主權者の下に。吾人が平常或る事柄は爲さざる可からずと思ひ、或る事柄は爲すべからずといふのは、此二者に支配されるが故である。又彼は云ふ。快樂を生ずる行為は善であつて、苦痛を來たす行為は惡である。道德なるものは、快樂を享受し、苦痛を避くる方法に過ぎない。人は皆快樂を欲するものなるが故に、道德的行為とは己れ一身に快樂を來

すものではなくして、社會公衆に來すものである。人生究竟の目的は最大多數の最大幸福である。而して快樂即ち幸福を計る標準は、強弱・長短・確否・遲速・牽力・純雜・人數の七標準がある。然かも、快樂の分量上の差異は認めることが出来るが、性質上の差異は認めることは出来ない。『若し獲得する快樂の量が等しければ、ブツシ・ビン(遊戯の名)も詩歌も變りはない』と。ジョン・ステュアート・ミルは、この性質無差別に反對して曰く、『豚となりて満足せんよりは人となりて不満足なるにしかず。愚者となりて満足せんよりは、ソクラテースとなりて不満足なるに若かず』と。即ち快樂には、分量上の差異のみならず、性質上の差異もありとしたのである。ペンナムの如き説を量的快樂主義(quantitative hedonism)といひ、ミルの如き説を、質的快樂主義(qualitative hedonism)と云ふのである。

コスモポリタニズム

コスモポリタニズム(cosmopolitanism)は譯して世界主義といひ、學術上、政治上、經濟上、その他あらゆる社會生活の上に於て、一國土一地方、一個人といふが如き偏局的な觀念を脱却し、普遍共通、一視同仁、世界を以て家と

個體發生(コタイハッセー)

生物學及心理學上の用語であつて、個體の精神又は肉體の(例へば、胎兒の時より諸器官が分化して完成せる生物となる迄の)發達を指

し、世界民たることを以て主義とするものである。故に基督教、佛敎の如き宗教はコスポリタニズムを持するものといはなければならぬ。近世に於てこの主義を熱心に主張したものはオーギュスト・コントとジョン・ステュアート・ミルである。ミルの如きは都會地が漸次世界的となりつゝある事情を顧み、やがて人智の開明と共にコスモポリタニズムは實現されるものと解してゐた。然しこの理想はナポレオン帝國の没落後、各國が競つて國民主義を取るやうになると共に、その勢力を失つて來つゝあつたが、一方には又宗教運動・社會運動が國際協同の精神を以て萬國的に結合するといふごとく、一面の人心を支配して來た事は事實である。殊にコスモポリタニズムは平和主義の運動として、即ち國際仲裁々判國際刑事局、米國赤十字社の運動として現はれたのが、最も目覺しいものがあつた。コスモポリタニズムは此意味に於てインターナショナルイズム(國際主義)と同義である(「平和主義」参照)。

す。系統發生即ち下等生物より高等生物に向つての進化に對しても用ゐられる。

交代本位(コトイシホン)

交代本位とは貨幣の本位となるものが交代する制度をいふものであつて複本位制度に對する別名である(『複本位』參照)。いふ迄もなく單本位制度にあつては、貨幣の本位は單一なるが故に、貨幣の本位が交代する事はあり得ないが、複本位制度には貨幣の本位となるものが二種あり、而もそれらが同時に、本位貨幣として流通する事はなく、時の事情につれてその何れかの一方が流通し、他の事情が生ずると共に、他方の貨幣が流通するといふ懸梅で、畢竟事情の變化に従ひ相互に交代するを以て交代本位の名稱が付けられた次第である。複本位制度なるものは實際上金銀の複本位制度なる故を以て、交代本位もまた金銀複本位制度を指してゐる。然らば如何にして金銀複本位制度が交代本位制度に代るかといふに、大體次の如き關係がある。即ち金銀複本位制度に就ては法律上金銀の割合を一定し、共に自由鑄造を許し、共にその一定したる割合を以て無限通貨となすが、その金銀の法定比價は實際上には地金銀市場に於ける割合と一致するとは限らない。故に法定比價は法律

の改正されざる限りは一定してをれども、地金銀市場に於ける金銀の相場は、絶えず需要供給の關係によりて動搖してゐる。斯くの如く金銀の法定比價が、金銀市場に於ける比價と一致せざる時は茲にグレシアムの法則が行はれて、安く見積られた貨幣は驅逐されてしまふ。即ち法律上で地金銀に於ける比價よりも高く見積られたものは之れを地金銀場に送るよりも貨幣として流通せしめた方が利益なので、この貨幣のみが自然的に流通される事になる。これに反して、法律上の比價が安い時には、之れを貨幣として置くより寧ろ地金銀市場に賣放つ方が利益なのである。斯くして自然的にグレシアムの法則が行はれる結果金銀が並行して行はれるといふ事はなくなり金銀いづれかの一方のみが行はれる。然るに地金銀の相場は絶えず動搖し、ある時は金を法律上高く見積る事もあり、またある時は銀を法律上高く見積る事もあり、従つて金銀相互に交代して流通する事になるのである。茲に於て金銀の複本位制度は、交代本位の實を備へるといはずを得ない。その一例を求むるならば、日本は明治四年以來、金本位制度を實施して來たけれども、當時開港場に限り通用を許した貿易銀なるもの

を鑄造してみた事がある。然るに明治十一年に至り、此貿易銀なるもの一般通用を許した。その結果、日本は複本位の國となつたが當時は銀の相場が下落する一方であつた爲め、わが金は漸次海外に流出し、銀のみが貨幣として流通されてゐた。この現象は明治三十年の貨幣制度を改正するまで續いたので、金或は銀が貨幣として交代する現象は見られなかつたが、銀が法定比價を低下するか、地銀相場が上騰すれば、交代の現象は完全に行はれる筈である。

固定資本(コトイシホン)

『資本』を見よ。

古典學派(コテンガク)

經濟上古典學派なる名稱は、アダム・スミス及その直系をひく學者、マルサス、リカルド、ジエームス・ミル、マカロック、シーニョア一等又稀れには佛國重農學派にも適用される。ブレンタノ教授の説明によれば、彼等の學説は、恰も古典的な彫刻を見るが如くである。それは一般的普遍的性質を表現する爲めに、個性といふものを没却してゐる。古典派學者は『經濟人』といふ、非現實的な漠然とした抽象的人間を作り上げて、それから何事も説明しようとして試みてゐる。かくの如く抽象的な原

理を前提として、現實の經濟現象を演繹せんとする學者は、みな古典學派に屬すべきものである(『歴史學派』參照)。

高等警察(コトイシカツ)

高等警察は保安警察の一局部をなすものである。保安警察は、公共の安寧秩序を保持する事を目的とするものなるが故に、高等警察も其目的の一部を達せんとするものに外ならぬ。高等警察は安寧秩序に對する危険が國家又は國家の機關に對して起つた場合に之を除却する警察である。高等警察として、一般に法令で定められたものは無いけれども、普通左の如きものを包含する。

結社警察、集會警察、出版警察、秩序警察、賭博警察、戒嚴警察、選舉警察。

幸徳秋水(コトイシクシュイ)

日本社會主義運動の先驅。名は傳次郎、秋水はその號である。四國土佐に生れ、夙に中江米民門下の俊秀として知られ、萬朝報記者として斯界に重きをなした。明治三十一年に耶蘇教徒の社會主義研究團體である『社會主義研究會』の幹部となつた。同會は三十三年に至つて『社會主義協會』と改稱し、社會主義者のみの團體となつた。明治三十四年五月二十日、安部磯雄、片山潜、木下尚江、河上清、

西川光二郎の五名と共に『社會民主黨』を創立し宣言を發表したが、政府によつて同日直ちに解散を命ぜられた。明治三十六年日露戦争の風説起るや、當時萬朝報記者であつた幸徳秋水は、堺枯川と共に同紙上に非戰論を唱へ、戦争が不可避の形勢となつて萬朝報が主戰説を採るに至り、幸徳、堺は退社して、『平民社』を創設し三十六年十一月十五日を以て平民新聞を發行した。同紙は強硬に非戰論を主張したため屢々發賣禁止の厄に遭つたが、三十七年十一月十三日發行の一周年記念號に幸徳、堺の共譯した『共黨宣言』を記載した際で、新聞は發行を禁止され、幸徳は五ヶ月の禁錮に處せられ、社會主義協會は解散を命ぜられた。三十八年七月出獄後、堺、石川、木下の三名と共に連帶責任をもつて『平民社』の協同經營の任に當つてゐたが、十月に至つて、『平民社』は解散し、越えて十一月、彼等は米國に赴いた。翌年六月無政府主義者となつて歸朝した彼は堺等と日刊新聞を計畫し、明治四十年一月『平民新聞』と題して第一號を發行したが、二月二十八日の紙上に、その前日行はれた社會黨大會に關する報道を爲して官憲の忌諱に觸れ、遂に發行禁止となつた。明治四十一年六月、神田錦輝館に行はれた山口義三

の出獄歡迎會に於て、幸徳一派のものが西川光二郎等の温和派に對する示威のため赤旗を振りかざした事から、所謂赤旗事件なるものを起し、堺、大杉等十二名の者が起訴された。明治四十三年六月、日本の社會主義運動史上に痛ましき黒斑點を残した大逆事件が起つた。取調は極秘裡に行はれ翌年一月二十五名の被告に判決が下り、その内幸徳を初め十二名は死刑に處せられた。秋水の著書には、『社會主義眞髓』『基督抹殺論』『帝國主義』等がある(『赤旗事件』『大逆事件』參照)。

交通(コトイシ)

【總説】交通とは運輸・通信等を總稱する言葉で、人物・音信等が場所的に移動される事を云ふのである。故に交通は人類社會生活に重要な關係を持つてゐるもので、常に社會の經濟的・社會的發達と密接な關係に立ち、互に層層轉車の關係で進んで來てゐるものである。即ち文化の發達、生産關係の進化は、分業を擴大し且つ複雑ならしめて、有無過不足の交換・補充を頻繁ならしめる事となり、結局交通の發達を促すに至るものであると同時に、交通方法の改良發達は、反對に文化的經濟的發達を扶ける事ともなるのである。それ故に人類社會の經濟的文化的發達は實に交通

の發達に表裏して来たものだと言ふことが出来る。

【交通の發達】 人類の經濟生活が幼稚だった時代には、交通の必要も少くその方法も簡單であつた。然るに經濟的發達が進んで來るに従つて、交通範圍は次第に擴大され、交通の機關も發達して來た。即ち生産が交換を目的として行はれ、異種族團體と交通する事が劇しくなるに従つて、車輛船舶等が發生する事となつたのである。

交通はその初め主として、水路に依つて行はれた。陸路に比べると、河海等の水路の方が通路を開闢するなどの面倒もなく、天然の水流風力を利用する事も出來て、餘程便利の點が多かつたからである。故に古代に於いては水路の便ある地方が特に著しい發達を遂げたのであつた。之に反して陸路の發達は甚だ遅々たるもので獸類を用ひる車輛が利用される事となつたのは、比較的後代の事である。交通が特に著しい發達を遂げたのは、十五世紀の末葉に至つて喜望峯航路と、亞米利加新大陸の發見された以來の事である。殊に重商主義が盛になり、各國とも争つて商業保護の政策をとる様になつてからは、通路・水流・運河等の政策が盛に行はれたので、交通の發達

は直接間接に甚だしく刺激されて來たのである。

十八世紀の中葉以後は、産業革命によつて生産界の活動が盛になつて來たので、交通の重要さも益々増加して來て、從來の獸類や車輛船舶だけでは、その要求を充たす事が出來なかつた。かくて蒸汽力が交通機關にも應用される事となつて、十九世紀の二十年代には、蒸汽船の大洋航海が行はれるに至つた。更に十九世紀の三十年代には鐵道が、四十年代には電信が出現する事となつて、交通方法は全く面目を一新したのである。これ以來、交通方法は益々發達して、獸類・車輛・汽車・電車・自動車・汽船・飛行機・電信機・電話機・無線電信機等が、その機關として用ひられ、かゝる機關の動力には、人力・獸力・水力・風力・蒸汽力・瓦斯力・電力・壓搾氣力等が使用されるに至つた。

我が國では社會の經濟的文化的發達が、歐洲諸國に比して遅れてゐたと同様に、交通も亦甚だしく遅れてゐた。明治に至るまでは、僅かに車輛・船舶・籠駕等の貧弱な機關が、運輸交通の任に服し、通信機關としては僅かに飛脚(其項参照)が存在してゐたに過ぎなかつたのである。然るに明治の初年、鐵道・電信

等の交通機關が輸入されてからは、これも開國によつて移植されて來た資本制生産と相俟ち、兩々相扶けて長足の進歩を遂げるに至つたのである。

【交通發達の影響】 交通の發達進歩は、社會の經濟的發達と表裏するもの丈けに、經濟關係に對しては甚だしい影響を及ぼすのである。即ち世界到る處に交通の便が開け、貨物が安全にして低廉に輸送され得る事になると、到る處から低廉にして精良な生産原料を蒐集し得る事となり、従つて生産費は縮少され、生産量は増大する。且つまた運輸の迅速と文化の普及とは商品の販路を擴張せしめることとなつて、遂に外國貿易を發達せしめ、商業の繁榮を招來する許りでなく、生産を益々統一的大規模的ならしめて、資本の集中を盛んにするのである。

此の資本の集中と産業の大量化とは今日の經濟社會を支配してゐる所の最も著しい傾向であつて、社會に於ける貧富の懸隔を甚だしくし、資本家階級と勞働階級との對立を明白にし従つてその鬭争を招いてゐるものである。勞働階級の増大とその階級的反抗も、反資本主義的思想の隆興も皆かゝる事實によつて生れるもので交通の發達が社會に及ぼす影響の

著しい事は、是によつても知る事が出来るのである。

また交通の發達は、異つた種族異つた社會の接觸を多からしめるので、通信・新聞・雜誌等の發達と關聯して、文化の平均的發達を招き社會の擴大化と錯綜化とを扶ける事にもなるのである。

交通政策(コーツーセーサク)

經濟的進歩が國民經濟及び世界經濟時代となるにつれ、諸種の經濟的事業の中にあつて、交通手段の如く公共的利害關係の大なるものは少くない。社會上、政治上、經濟上の事物は、悉く交通に依據するものであるから、交通方法の設備の善悪は、社會の盛衰にも多大の關係を及ぼしてゐるものである。茲に於て交通手段に對しては、國家の特別な保護干渉が必要となつて來る。交通手段は身體に於ける神經系統や血脈系統と等しきものであるから、國內的にも國際的にも、その統一を計る必要が起り、その獨占權に對しては時に保護干渉の任を果たさなければならぬのである。けれども、交通手段には道路交通・水路交通・鐵道交通・通信交通等の如く、様々なる種類があるを以て、その本來の性質上、經濟的任務を異にするものがあり、これに對する政

策も自然異ならざるを得ない。今茲に交通方法の大體に對して國家の採るべき政策を、方針の上から觀察すれば、次の十一項を數へ得る。

- (1) 通路の配置をば公共全般の利害を標準として、統一のならしめる事。
 - (2) 政治的經濟的任務の輕重により、通路階級の秩序的決定をなす事。
 - (3) 公衆一般の利益を考慮して、獨占權及び特權を附與する事。
 - (4) 交通の設備又は經營に關し、その統一または集中を計る事。
 - (5) 通路及び運輸具に關する技術的設計規定を設くる事。
 - (6) 交通方法利用上に公平を期する事。
 - (7) 交通の秩序安寧を保持するため、警察的規定及び監督をなす事。
 - (8) 運賃及び料金の制定を圖る事。
 - (9) 國際的に交通の聯絡統一を期するため、國際的法規協約を設くる事。
 - (10) 直接間接に係らず、私營交通に補助を加へる事——以上が即ちそれである。
- 尙、交通政策は、交通の經營制度に關する政策と、交通手段の財政に關する政策とに於て數多の種類に分別する事が出来る。即ち前者の分類によれば、公營制度、私營制度、公私營混合制度の三種があり、後者は營利主義、無營主義、手数料主義の三種となす事が出来る。この分類は多く交通手段の種類によつて

決せられるものである。

小賣(コウリ)

『小賣商業』を見よ。

【概説】 小賣商業とは顧客の種類によつて區別される商業の一種類である。蓋し、商品の販賣には通常二段の連絡を要するもので、第一段は卸賣で、小賣はその第二段である。即ち卸賣は小賣商(又は生産者)を顧客としてその商品を賣るものであり小賣は最後の消費者を顧客とするものである。従つて小賣は卸賣より大口に仕入れたる商品を、小分して賣捌くを以て職能としてゐる。然し個々の取引の大口なると小口なるとは、卸賣と小賣との差別を決定するものではなく、今日の小賣大商店(デパートメント・ストア)の如きは、如何にその營業の規模は大であつたとしても、決して卸賣と稱し得ないことによつて明らかである。斯くの如く商品が生産者の手を離れて、小賣商人により消費者に渡されるまでには順次に數人の卸賣の手を経るのである。以上の事實によつて小賣の概念を抽象すれば、小賣とは直接消費者を顧客とするものであつて、卸賣より大口に仕入れたる商品を、小別してこれを賣捌くものである。従つてその經

營に關しても、卸賣の如く自由競争が激甚ではなく、寧ろ個人的知己の關係並に廣告の如何によるものと見られる。小賣商業が目覺ましき發展を遂ぐるに至つたのは、最近半世紀の現象である。地方に於ては、自己生産が減少し日用品貯蔵の習慣が衰退した事、都會に於ては、人口が密度を加へ、生活程度も上進して來たこと等に起因し、小賣業の賣上高は増加し、従つて小賣商人口數をも増して來たのである。それと共に小賣經營の方法も進歩し、單に經營が廣大となつたのみならずその商品の種類も漸次専門的となつて來た。故に昔時の萬屋的小賣店は都會から姿を消し、僻遠の地に僅に名残りを止むるに反し、都會の小賣商業は年と共に、専門的に分業化する傾向が著しくなつたのである。

【組織】 前述の如く昔時の小賣業は極めて萬屋式であつたけれども、交通機關の發達、及びその他の理由により、小賣商業の組織は益々専門的に分化する傾向を加へて來た。例へば獨逸に於ては、従前製造品の小賣は、織物・金物・陶磁器・小間物の四種に限られてゐたのであるが、現在はこの四種の中に無数の專門が生じ、且つ其何れにも屬せざる新職業さへ發生してゐる。この傾向は單に獨逸ばかりの

現象ではなく、世界共通の事實であつて、日本の如きもその例に洩れず、曾て西洋小間物と命名されてゐた小賣商が、今日では帽子専門、文房具専門、洋傘専門、襟巻専門といふごとく、幾多の部門に別れてゐる。その他運動具店、寫真材料店、繪畫書店といふ如き、新なる小賣職業が生ずるといふ風である。これらは皆小賣商業の分化傾向を語るものでなければならぬ。

小賣商業の組織は斯くの如く分化の傾向があると共に、他の一面に於ては反つて合成の新現象を生ぜしめてゐる。これ小賣商が消費者の便宜を考へ、商品の組合せを消費者の需要本位に組織するやうになつたからである。往時の組合せ方法は多く産地本位であつて、例へば江州産物商、伊勢産物商といふものであつたに比し、現在は同一の消費者が同時に使用するべきものを一括して取扱ふやうになつてゐる。即ち所謂唐物屋が、下衣・襟飾・洋傘・帽子・靴下・猿股等を販賣するは、小賣の組織が斯くの如くに合成化しつゝある事を語るに外ならない。この傾向を最極點にまで及ぼしたるものは、彼のデパートメント・ストアであつた。デパートメント・ストアは近世の大企業に養成された大經營の精神を小賣業の

上にまで遺憾なく應用したものである(「デパートメント・ストア」参照)。小賣商業に於ける斯る合成傾向は小賣業者自身が顧客の便宜の爲に生ぜしめたのである事は言ふ迄もないが、この傾向を助成せしめたのは、都市の交通機關の發達であつた、從來交通機關の發達せざる間は、大都會と雖も各區域に住居せる市民は、主としてその區域内の小賣商店より、衣食住その他の必需品を購入してゐた。然るに交通機關が發達した結果は、近所の小賣店のみを選ぶ必要がなく、全市に互つてこれを求むるに容易となつた。これを反面からいへば、何れの小賣商人も近隣の消費者のみを目的とせず、全市民を顧客とするやうになつて來たので、勢ひ商品の組合せも合成的とならざるを得なくなつたのである。

【將來】 過去半世紀に於て目覺しき發展を遂げた小賣商は、今後如何になり行くべきか、注目に値する問題である。殊に最近の傾向は消費者の需要を本位として合成化の傾向が見え、大商店が直接生産者の手より商品を取引するといふ傾向も多くなつたので、小規模の小賣商人に與ふる打撃は、決して鮮少なものはない。元より日用の食料品・酒・煙草・菓子等の如く、日々少量づつ買求むる商品には

さして大なる影響はないが、衣服類・裝飾具類・道具類等の如く、その品質・體裁・編柄等を趣味性の上から選擇する種類のもものは、勢ひ大商店に壓迫されざるを得ないこととなつてゐる。これは單に都會に於てのみならず、地方に於てさへも、小商店は都會の大商店から壓迫されざるを得ない。而して都會の大商店は場末の小商店を壓迫し得るのみならず、支店又は臨時出張店を設けて、小都會をも之が勢力範圍となすは極めて容易である。假令大商店が斯かる積極的手段を用ひないとしても、交通機關が發達し、信用取引が盛んなる今日に於ては、郵便註文法による通信販賣が行はれるから小都會の小賣商が間接に受くる打撃も甚大である。

加之、更に小賣商人を脅威するものは消費組合の發達である。消費組合なるものはその本來の性質上小賣商の排除を以てその主要目的となすが故に、大商店たると小商店たるとを問はず、小賣商人は甚だしき打撃を受けなければならぬものである。然るにも係らず、小賣業は特別な熟練をも資本をも要せざるため、小賣界に投ずる者は益多く、その結果として、小賣商人の營業は、益困難を加へつつある有様である。殊に日本の如きは大商店

の數も少なく、且つ消費組合の發達も幼稚なるため、他國に比して小賣商人の數は頗る多く、その競争も激甚を極めてゐる。その上日本人の習慣は、公設市場を利用する事に不熱心であり、消費組合を發達せしむる努力にも乏しく、ために小賣商人をして暴利をむさぼらしむる原因を作つてゐる。生活難の苦悶、物價高騰の絶叫は、蓋し、かゝる原因に發生したものとはいはざるを得ない。それは兎に角として、歐米諸國に於ては大商店の發達も著しく、消費組合の發達も著しきが故に小賣小商店の苦境は悲慘を極めたものがある。従つてその苦痛を政府當局に訴へ、或は中等階級運動の一形式として現はれ、議會に於ける政治問題となつた事も決して一再にして止らなかつた。故に所謂小賣商人は、小賣大商人(デパートメント・ストア)と消費組合の兩者から壓迫され、頗る困難なる境地に立つてゐる。これを緩和せんため佛獨其他の諸國は、小賣大商店に對して普通營業税以外の特別税を賦課し、消費組合に對して多大の制限を加へる等の政策を施して見たけれども、之れが調節の目的を達する事を得ず、小賣商人の苦境は年と共に増加して行く傾向がある。此意味に於て小賣商業の將來も多難なりといはざるを

小賣大商店(コウリダイシヨウテン)
「デパートメント・ストア」を見よ。

雇傭者責任法(キヨウシヤセ)
雇傭者責任法は労働者補償法なる別名を有する如く、主として労働者の保護を目的とし、その身體傷害の補償責任を規定するものである。その意味に於て雇傭者責任法は民法上損害賠償義務に關するものを、雇傭者の責任として特に抽出規定したものともしはれる。即ち雇傭者責任法の定義は、労働者又は使用人が、一定の業務に従事し或はその業務に従事した事により、身體に不意の障害を蒙るかそれがために死亡するに至りたる時は、これに對する雇傭者の個人的補償責任を規定したる特別法なりといひ得る。この法制の發達したのは、僅かにこの半世紀以來のことであつて、それ以前は民法の損害賠償規定により業務災厄の責任をば直接雇傭者乃至その代理人の過失による場合に限り、雇傭者に問ひ得るに過ぎなかつた。然るに各國産業の發達が著しく進み、機械・爆發物・藥品等の危險物を使用する事が多くなるにつれ、これより受くる障害も亦増加して來たのである。茲に於て雇傭者責任法なるものが新に制定され、從

來民法上の規定に於いては殆んど無効にも等しかつた雇傭者の補償責任を問ひ得ることになつた。これ社會政策上並に産業政策上の必要より立案されたるものに外ならないのである。

雇傭者責任法の内容に至つては、元より各國に於て、多少の差違を細目の上に認めざるを得ないが、その精神とするところは、賃銀の喪失を填補し、且つ醫藥費葬儀費等に費消したる實際上の損失を填補する目的に存する。然しその補償額の測定方法の如きも一定するところなく、被害者が死亡したる時の責任補償の如きも一定してをらない。獨逸法の規定では、療養費・葬儀費・療養期間中の収入・喪失に對する財産上の損害全部並に扶養權利者の扶養をもつて喪失額の全部と見做してゐるが、英國法の規定はその遺族が全部死亡したる労働者の賃銀によつて衣食したか、或はその一部分が衣食して居たかによつて解決が異なり、前者に於ては該労働者の前三年間の賃銀に等しき額が與へられ、後者はその範圍内に於ける適當の額を與へられる。これに反し佛國法は年金給付の制度であつて、その金額は配偶者・遺子・尊族親によつて、多少の差異が設けられてゐる。

日本の雇傭者責任法に關する制定は未だ甚だしく幼稚なものであつて、唯だ鑛業法及び工場法の中にその實質を有する一項目が加へられてゐるに過ぎない。かかる特別法の制定は一部社會の人々に強く要求されてゐる所であるが、未だ實施されないのは遺憾の極みである。それは兎に角、明治二十三年に發布されたる鑛業條例の規定によれば、鑛夫が自己の過失に非ずして、就業中に負傷又は死亡したる時は、診療費・醫藥費を休業中は相當の相當を支給し、死亡したる際は埋葬料並に相當の遺族扶助料を與へ、發疾となりたる際は一定期間だけ補助金を支給すべしと規定されてゐる。次で明治三十八年に發布されたる現行の鑛業法は僅かに一步を進めて、自己の重大なる過失に非ざる限りは、雇傭者に補償責任あるものと見做し、治療費診療費の實額、休業中は賃銀の三分の一以上の手當を支給し、葬祭料は十圓以上、遺族扶助料はその賃銀の百百分以上、不具發疾者の扶助料も其賃銀の百百分以上と決定された。然し歐米諸國の該規定と比較する時は、労働者保護の目的が、十分に達成されてゐない憾が深い。斯くの如く雇傭者の補償責任の規定は、鑛山にのみ行はれてゐたものであつたが、明治四十二年に

發布したるわが工場法によれば、その第十五條に殆ど鑛業法八十條と同様の規定が設けられてゐる。然し本法の適用は十五人以上を使用する工場にして、而も事業の性質が危険なるか、又は衛生上有害なりと認めらるゝ工場に限られてゐるが故に、鑛山労働者を合はせても、適用され得る人数は百萬にも達してをらない。而も歐米諸國の法規は細目に互つての規定が設けられてゐるに反し、わが規定は極めて概括的であるといふ非難を免れ得ないので、その實際上に適用するに當つても、幾多の不備を含んでゐる。

鑛山労働者(コーザンロードーシャ)
鑛山労働者には金屬山、石炭山、其他非金屬山の坑内、坑外の採掘、選鑛、精練等に從事する労働者が含まれる(『鑛夫』參照)。
日本の鑛山労働者の總數は、大正三年には二十九萬人、五年には三十五萬人、六年には三十五萬人、七年には五十五萬人といふ風に増加しつゝある。是等の労働者は多く僻遠の地にあり、兎角世の視線外に立ち易く被搾階級の悲惨を露骨に表はしてゐる。鑛山労働の特徴を擧げて見れば、(一)作業上に危険の多いこと。(二)作業場の非衛生。(三)病氣災難に罹り易いこと。(四)賃銀の低廉。(五)殊に

炭山に於ては夫婦小兒の共稼が盛に行はれる事。(六)無教育者の多い事。(七)移動率の多いこと。などであらう。

大正九年度の鑛山労働争議は件數が八〇件で、人員が八・一八二人、その内の數件は暴動の性質を有するものであつた。過去には明治四十一年二月の足尾銅山の暴動は、日本に於けるこの種の労働運動の皮切りをしたものとして有名であり、同年六月には別子銅山にも狂暴な騒擾が起つた。最近に至る迄、鑛山労働者間には一種のギルド制に似たものが嚴守され親分子分又は兄弟分の關係によつて全國の坑夫は密接に連絡され、就職周旋、相互共済の組織等はかなり完備したものであつたが、時勢の變遷と共に漸次に廢れ、現在では労働組合が是に取つて代らんとしてゐる。

鑛山労働にはまた『飯場制度』と稱する特殊のものがある。詳細は其項に説く。

クバード

クバード(Covered)とは子供の生れたる際、男子がその子供を抱いて寝る習慣をいふもので、摘要すれば男寝ともいふ習慣である。この言葉は元來佛蘭西の南部に行はれたるものであつて、それが広く一般に使用されるやうになつてゐる。クバードの習慣の起原に就て

は、種々の異説があるけれども、母系が父系に變ずる過渡期に起されたものだとなす説が有力である。即ちプロッスの説によれば、賣買結婚が行はれたる際、男子はその妻たる女子を購買し得たけれども、その間に出來た子供は母にのみ屬して、これを購ふ事は出來なかつたのである。故に父がもしその子を得んとすれば父が母と同様な苦痛をなし、以てその子は自己のものたる事を主張する基礎となさんとした。それがため男寝の習慣が一般に行はれるやうになつたといふのである。現にこの習慣は中南米の諸國、佛蘭西の南方、西班牙の北方、北海道のアイヌ族の間に行はれてゐる。その一例を示せば、妻が子を生む時に夫が大病人らしく臥床して絶食する事、動物の肉を食する事を禁ぜられること、神父が棒を以て夫の頭を打つ事等によつて、女子の苦痛をば身を以て經驗する事を意味してゐる。然る後に夫たる生子の父は生子を抱養して、一種の信仰により、その精神を生子に傳へんとする習慣が行はれるやうになつたのである。

口分田(クブンデン)

『班田』を見よ。
苦汗制度(クカンセード)

苦汗制度とは(sweating system)のこと、膏血制度とも呼ばれてゐる(『膏血制度』を見よ)。

熊澤蕃山(クマザワバンザン)

陽明學派の人、中江藤樹の門下のうちで最も卓絶して居つた。名は伯繼、字は了介、息遊軒とも號した。元和五年京都に生れた。本姓は野尻、熊澤氏の養子となつて備前侯に仕へた。藩主の仁政を輔佐して聲名があつた。後に松平信之に厚遇せられたが、貞享四年の多幕府に封事を奏して内政の改革を促した爲め將軍の忌諱に觸れて、幽囚四年の久しきに及んだ。元祿十四年、七十三で死去した。

著書には、集義和書・集義外書・論語小解・二十四孝評・神道大義・大學或問・女子訓・易經小解・孟子小解・宇佐問答・源氏外傳・三輪物語・夜會記等がある。

組(クミ)

組は又『仲間』とも稱し、徳川時代にあつて江戸・大阪・京・その他の都府に於ける企業者の聯合せる同業組合である。組の目的とする所は凡ての同業組合と同じく、營業上の弊害を除去し、且つ營業を組合員の手で獨占して、その利益を收めんとするにあつた。而して組は官憲の保護のもとに成立して來たものであ

る。組に加入せんとする商工業者は、『株』と稱する一種の権利を持たなければならぬ。従つて新加入者は廢業者の株を譲受けるか、又は組に於て新に増加せる新株を、高價を以て購はねばならなかつた。斯くして組に加入したる組員は、組費を負担し、冥加金を納むる義務があつた。而して組に加入せざる者は絶対に營業する事を許されなかつたので、官廳保護の下に獨占事業を営んだのである。この組の事務所を會所と稱し(會所参照)、選ばれたる組代表者を行司又は行事と稱し、會所に開かるゝ集會を寄合と稱した。申合條目なる組の規定は信用を中心としたる道徳的制裁を主とし、官憲の許可を受くるを常としてゐた。この點は頗る中世紀のギルド組織に酷似してゐるが、彼は生産を主とするに反し、此は分配を主とし、且つ政治的・宗教的なる結合ではなかつた(『中世ギルド』参照。組なるものゝ起原は既に鎌倉時代に存したる『座』に、その源流を認められる。而も組は江戸時代に完成されたもので、その意味に於て糸割符の如きは組の濫觴と見做す事が出来やう。幕府もまた商工業者に對する執政上、取締上大いにこれを奨励し、その代り一種の營業税として冥加金なるものを取つてゐた。か

くて組は所々に起り、文化十年には江戸に六十八組、天保四年には大阪に九十八組を算した。その後、組の事業獨占より物價の暴騰を來たしたので、天保十二年に至つて一時これに解散を命じたが、物價緩和の目的を達する事が出来ず、且つ冥加金を徴收するの必要から、嘉永四年幕府は其政策を變じ、文化以前存在した組合を復興した。復興した組合は明治維新に及ぶまで存在してゐたが幕府が倒れると共に一旦解散し、これと異なる形式を以て、新に諸種の同業組合は組織されたのである(『中世ギルド』参照)。

組合(クミアイ)

【總説】我が私法上の解釋によれば、二人以上の當事者が出資をなし、共同の事業を営む事を以て組合と呼ぶ事になつてゐる。然し今日一般に組合と呼んでゐる概念は、かゝる狭義のものではなく、必ずしも社団法人たる事を必要とせず必ずしも合法的なる事を必要としないものである。寧ろ産業組合法に規定される産業組合に近いもので、共同の事業を営むに當つて聯合し、その組合員の營利もしくは經濟の進歩を企圖し、而も組合員の定数を限定せざる結社を意味する。故にその性質によつて大別すれば、營利組合と經濟組合の二

者に分つ事が出来る。故にまたその形態も決して一律なものではなく、或は組合員が組合に提供すべき財産出資額を限度として責任を負担するもの、或は組合員が連帶無限の責任を負担するもの、又は財産の結合たるものも、勞力の結合たるものもあり得るのである。而してその實際を見るに、組合員はたゞ總會に出席して經營の方針を決定するの権利を有するのみであつて、而もその事業は主として組合が、各自の經濟又は家計のために行ふべき業務の一部を引受くるを普通とする。故に組合なるものは資力少なき小企業の組織手段である。即ち組合は手工業・農業・及び工業上に於ける勞働者並に小中産者階級の、家計遂行の範圍に於て行はるゝものである。その他組合には勞働者が小資本を合して共同に勞作し、一の生産的經營を営むものもある。故にこの組合の意義は、英語のコ・オペレーション(Co-operation)の意味する所と範圍を等しくするものである。

【種類】組合の種類は頗る多岐に分れてつて、これを類別するにも種々の方法が用ひられてゐる。然しこれを最も一般的なる分類法即ち表面上に現はれたる目的を以て區別を立てれば、次の九種と見る事が出来やう。(一)組

合員の信用貸借を便ならしめる『信用組合』、(二)組合員の生産品を販賣する『販賣組合』、(三)家計又は産業上の必要品を購入して組合員に分配する『分配組合』、(四)共同賣店を設けて販賣する『賣店組合』、(五)生計必要品を分配する『消費組合』、(六)原料を共同購入する『原料組合』、(七)組合員に住宅を供給する『建物組合』、(八)組合員の生産品に加工し、または組合員に産業上の必要品を使用せしむる『加工組合』、(九)共同計算を以て生産販賣をなす『生産組合』以上の九種である。然しこれは形式上の分類であつて、更に内容的に目的の性質によつて種別するならば、經濟的技術改良を目的とする組合、各個經營の經濟獨立を維持し、且つこれを鞏固ならしむるを目的とする組合、勞働者の地位を高め、その經濟的獨立を得せしむる組合の三種がある。加工組合は第一例の代表的なものであり、信用組合賣店組合等が第二例に屬し、生産組合(消費組合も然り)は第三例に屬してゐる。わが産業組合法による分類は信用組合・販賣組合・購買組合・生産組合の四種である。組合は斯く有益なものであるが、資本の不足、事務的手腕の不足等によつて、十分なる發展を遂げ難い。

【沿革】組合の最も早く發達したのは英國であつて、その先驅者となつたのはロバート・オーウェンである。彼は一八二五年その實際計畫を施し、一時は四百を算する程まで組合を造り上げたが、その計畫が杜撰なるために失敗し、その後基督教社會主義の領袖モリス等が運動を繼承した。然しそれも思はずになかつたが、一八四四年に至りロッチデールのフランネル勞働者二十八名が一消費組合を設立した。この組合はやがて一萬七千七百七十五人の組合員を數へ、總取引高十八億八千萬馬克その利潤二億九百萬馬克を算するまでに達した。その他一八五一年には百三十有餘の消費組合が出来たけれども、ロッチデール組合には及ぶべくもなかつた。佛蘭西のピユッシーに發したる組合運動は、サン・シモン、ルイ・ブラン等の社會主義者によつて指導され、一八四八年の國民議會で三百萬法を組合設立の費用として下附する事を議決したので、その機運は急速に發展し巴里だけでも三百乃至四百の組合が設立されるに至つた。然るに政府は之に對して却つて壓迫の政策を採つたので、次第にその勢は沈衰に向つたが、再度その勢を挽回し、一九〇五年には三百二十の工業的生產組合と、一千九百八十九の消費

組合並びに二十二の平民銀行を有する様になつた。獨逸の組合運動も亦社會主義によつて導かれた。即ちフェルデナント・ラッサレこそ其の先驅であつた。彼は生産組合を以て社會主義時代を招來する楔子なりと信じ、此見解から運動を開始したが、時代には餘り容れられなかつたやうである。獨逸には寧ろ勞働者の組合でなく、却つて小資本階級の經濟的技術改良を目的とせるもの、小農階級の經濟的獨立を維持せんとするものが發達し、貸金組合・農業組合・家畜組合・倉庫組合の如きが、全國的に起るに至つた。斯くして九〇七年には全國に二萬五千七百四十四の組合と、三百八十六萬四千三百三十三人の組合員があつた事を見ても、如何に獨逸がこの方面に官民共に力を盡したかや明らかである。而して更にその内譯を調査するに、組合に於ては信用組合が一萬五千六百二、消費組合および商品仕入組合が二千三十七、生産組合・原料組合・商品組合等の如き農業方面に屬すべき組合數が五千九百三十九、工業方面に屬すべきものが一千三十七、其他建場組合が七百六十七を有してゐる。これに對してその組合員總數を見るに信用組合員二百十萬餘人、消費及び商品仕入組合員百四萬三千八百八十八人、建築組合員十

三萬九千五百八十八人、その他の諸組合中農
業に属すべき組合人員四十六萬四千二百五十
九人、工業に属すべきもの六萬六千三十八人
である。以上の表によつて見ると信用組合の
大部分は農業貸付組合であつて、獨逸の組合
は農業に於て最も發達せりと見做すべきであ
る(『産業組合』『ゴオペレーション』『消費組
合運動』参照)。

勳章(クンシヨウ)

勳章は國家に功勞あつたものに與へられるも
のであり、その功勞の種類によつて様々なる
種別がある。勳章の授與が天皇の大權に屬す
る事は、憲法に於いて、天皇は爵位勳章及そ
の他榮典を授與す」とあるに見ても明かなる
ことである。

勳章は明治二十三年に創設せられたるもので
あつて、次の如き種類がある。尙金鷄勳章は
明治二十七八年の戰役以來行はれたものであ
つて、戰功のあつた者に附與せられる。

- (1)大勳位菊花大綬章。(2)勳一等旭日桐花
章。旭日章。瑞寶章。寶冠章。(3)勳二等旭
日章。瑞寶章。寶冠章。(4)勳三等旭日章。
瑞寶章。寶冠章。(5)勳四等旭日章。瑞寶章。
寶冠章。(6)勳五等旭日章。瑞寶章。寶冠章。
(7)勳六等旭日章。瑞寶章。寶冠章。(8)勳

七等桐葉章。瑞寶章。寶冠章。(9)勳八等桐
葉章。瑞寶章。

クラフト・ギルド

『中世ギルド』を見よ。

クラインズ(ジェー・アール)

クラインズ・ジェー・アール(Cline's)は英
國下院に於ける労働黨議員であつて一八六九
年オールド・ハムに生れ、青年時代は綿絲工場
の労働者であつた。一八九一年ガス労働及び
一般労働者組合からランカシャーに組合を組
織すべきことを委任され、また労働組合會議
の議員に選ばれた。而して十年間、オールド
・ハム及び地方労働會議の書記を務めたが、一
九〇六年マンチエスターより選ばれて下院議
員となつた。一九二四年一月労働黨内閣成立
と共に、入つて尙官兼下院代理總理の椅子
についた。

クラーク(ジョン・ペーツ)

クラーク・ジョン・ペーツ(Clarke J.P.)は一八
四七年一月二十一日合衆國・イランド
近郊に生れ、郷里のブラウン大学のアマハー
ストカレヂを終へた後、獨逸に渡り、ハイデ
ルベルヒ及びチューリッヒ兩大學で主として
經濟學及歴史學を修め一八七五年歸國してミ
ネソッタのカールトン・カレヂの講師となり、

によつてその職司を盡くす所以である。斯く
の如く君主國にあつては君主自らが統治權を
行ふ專制君主政治と、統治機關に命じて擔當
せしめる立憲君主政治の二形式が存する。日
本のごときは後者に屬することいふまでもな
く、その他現在の君主國は概ね立憲政治を採
つてゐる。專制君主政治は概ね家長政治の域
を脱せざる時代に限られてゐる。モンテス
キエーはこれに對して、專制君主政治は國土
の極めて廣大なる處を統治するに適し、立憲
君主政治はその廣狹大小の中庸を得たること
ろに適すると説いてゐる。然しながら立憲政
治と專制政治との區別は、かゝる外的條件に
よつて支配されるよりも、寧ろ一般國民の政
治上の意思能力が發達し、民政思想の熟した
るところに立憲政治は行はれ、しからざると
ころに專制政治が行はれてゐる事はいふまで
もない。蓋し、立憲政治は國內のあらゆる實
勢力を統總しその共同一致の力によつて國政
が擴張し、統治機關の規模を大ならしめるも
のであるが故に、君主統治權と何等の矛盾を
有するものではないのである。

君主特權(クンシヨウ)

封建時代にあつては諸侯が領土の所有權を有
し、その領地に所屬せる權利は諸侯の掌中に

歸し、人民は單なる小作人に過ぎなかつた。
領土の觀念が一變して合法的な性質を有する
やうになつてから、これは君主に附屬せる他
の一切の權利と並行せるものと認められるや
うになつた。而して君主は其特權に基準して
各種の特權收入を得てゐたのである。君主特
權とは國法上、國王が一國の元首として有す
るあらゆる權利を汎稱したもので、決して統
一的權利の總稱ではない。即ち地主としての
權利、政治上の權利、財政上の權利等一切を
包含するものであつて、種々雑多なる權利の
總稱であつた。然し斯くの如き觀念は英佛に
於ては早くから民權思想の發達と共に廢れ、
獨逸では十九世紀の中葉に至つて廢れるに至
つた。

栗田栗里(クリタリツリ)

天保六年水戸市に生れた。諱は實、元服して
利三郎、栗里はその號である。水戸公に出仕
して彰考館編輯專任となり、爾來官職に歴任
し明治二十五年帝國大學文科教授となり、三
十二年文學博士の學位を受くると間もなく六
十五歳を以て逝いた。

クロボトキン(グロトキン)

クロボトキン(Peter Aleievich Kropotkin)は
一八四二年にロシア最高門地の公爵家の息子
として生れた。十六歳にして帝王の侍從養成
所に入りて學び、二十一歳にして中尉となつ
てコサック聯隊に屬し、五年の間東部シベリ
アを旅行し、この間に地理學及び地質學を研
究したが、自ら軍隊生活を経験するや、軍人と
して適せざることを知り、一八六七年軍籍を
脱して自然科学の研究に専心し、地理學會の
幹事に擧げられた。一八七二年ベルギーに旅
行した際バクレーンと邂逅し、その革命的無
政府主義の意見と合ふところがあつたので、
相携へて、英國社會黨の運動に投じた(『バク
レーン・ミハエル』『インタナショナル』参照)。
これクロボトキンが無政府主義に入つた最初

一八七七年正教授となつた。一八八二年ノ
サムプトンのスミス・カレヂに轉じ、一八九三
年母校たるアムハーストカレヂに赴任し、一
八九五年にコロムビア大學の教授となり、又
一八九三年より九年に至る迄亞米利加經濟協
會會長を勤めた。クラークは理論經濟學に造
詣深く、この方面に於て米國學界の代表者
で、其著『分配論』は有名なものである。

君主政治(クンシヨウ)

君主政治とは君主政體によつて行はれる政治
の義である。抑も國家といひ、政治といふは
畢竟するに命令と服従の關係であつて、君主
國にあつては統治權の主體は君主であり、人
民はその客體である。共和國にあつては原理
として統治權所在を人民に置くが、君主國に
あつては主權者たる君主のみが、その權能を
固有するものである。然しながら統治權を行
ふにあつては、主權者たる君主自らがその
最高權を行ふこともありこれを機關に命じて
専ら擔當せしめることもある。蓋し、統治機
關は自ら統治權を有するのではなく、統治者
の命令によつて、その職司を盡くすものであ
る。立憲政治はこれらの統治機關の分立と、
その關係を明らかにしたものであつて、立法・
行政・司法の三機關の分立は、統治權の命令

を語るものである。就中、氏族及莊園の沿革
の如き彼の最も興味を注いだ點であつた。

『大日本史氏族志』『食貨志』等は、永く日本古
代社會經濟史研究の嚮標を成すものとせられ
て居る。其の他の著書には、國造本紀考・神
祇志林・佛事志・職官志・氏族志・神祇志・陰陽
志・公卿表・氏族考・上古職官考・中古職官考・
鎌倉職官考・室町職官考・新撰姓氏錄考證等が
ある。

クロボトキンが無政府主義に入つた最初

である。茲に於て彼は本國に歸國するや、當時起れる革命運動に加はり、後捕へられて、ペテルブルグのセント・パウル牢獄に投ぜられた。然し彼の科學者としての名聲は、獄中に於ても氷河時代に關する著述の筆を取る優遇を受けしめた。然るに病を得て頗る重態に陥つたので軍隊の衛戍病院に送られたが、一八七六年病院を脱して英國に亡命した。翌年瑞西に赴き、ジエネバに於て機關紙『謀叛』を創刊したが、一八八一年同國より追放せられることになつた。然るに一八八三年彼は無政府主義煽動嫌疑の下に佛蘭西のリオンで捕縛せられ五年の禁錮に處せられたが、佛蘭西大統領に許されて英國に渡つた。彼は茲に於て機關紙『自由』の發刊を企て、爾來久しき間に涉つてロンドン郊外のハロー丘に住み、無政府主義運動の理論的、實際的指導者として盡くしてゐた。その後瑞西に移り著作研究に耽つてゐたが、露西亞革命起るや本國に歸つた。ボリシエキエキ政府に對する彼の態度は、無政府共產主義者たる彼としては妥協的であつたと傳へられるし、又その獨裁政治に對して忌憚なき攻撃を加へたために、政府から壓迫せられてゐたとも傳へられるが、事實は革命運動の先驅として立場の相違に係らず、あ

る尊敬を以て迎へられてゐたものらしい。彼はかくして靜かに閑林にその妹と共に老後の身を養ひ、畢生の著述として企てたる倫理學に關する書物も脱稿し得ず、一九一九年に逝いた。彼の著として有名なものは『相互扶助論』『パンの搾取』『自傳』『青年に訴ふ』等である。絶筆として『倫理學』の著がある。

クルツール
『文化』を見よ。

草間直方(クサマナオカタ)
寶曆三年九月に生れ、幼名を文次郎と呼んだ。幼少より鴻池家に仕へ、長じて鴻池三州家の一である草間家を襲つた。通稱は鴻池屋伊助天保二年、七十九歳の高齡で歿した。

著す所の『三貨圖彙』は歴然たる一箇の日本貨幣史である。寶政五年稿を起して文化十二年の冬を以て成つた。書中、三貨の沿革に伴ふ物價の高低を詳記した點は數ある類書中の白眉とすべきである。その他の著書として聞えてゐるのは草間伊助筆記等である。

空想的社會主義(クワイソウテキ)
『社會主義』を見よ。

苦痛經濟(クツウケイザイ)
苦痛經濟(Pain economy)とは米國のバツテンが唱へたもので、社會發達の過程は苦痛經濟

より、快樂經濟(Pleasure economy)に移るものだとしたに由来してゐる。蓋し未開時代に於ては、人類は外界によりて生ずる苦痛を避けんがために活動したもので、これ取りも直さず苦痛經濟である。社會が發達するに従つて、外界に於ける苦痛の原因は、漸次に排除せられ、外界は恐怖すべきものでなくして却つて資料を供給する貯蔵となつてくるのである。斯くして人智の進歩は苦痛を餘儀ならしめた條件を破壊し、以て快樂經濟を可能ならしめる。故に苦痛經濟が消極的に苦痛を避けんとする事の目的に發してゐるに反し、快樂經濟は積極的に快樂幸福を目的とするものである。苦痛多き境遇より脱して、利益多く且つ外敵に對して恐れなき新境遇に移るや、從來人性を保護してゐた觀念・理想・衝動等は新境遇に對して不適當となり、個人は容易にこれに適應する事が出来なくなつて来る。そののみならず、苦痛經濟時代に養はれた堪苦力及び努力が衰へて、怠惰・不道徳に陥り、苦痛經濟の行はるる所の人民に、容易に滅ぼされるやうな結果になるものである。

——これバツテンが、社會學上に新に提出した問題であつて、一種の歴史哲學であり、また一種の經濟發達階段説でもあるのである。

キアヒダリズム

『資本主義』を見よ。

競賣(キョウバイ)

體なる言葉の意味は種々様々である。普通の市場で行はれる賣買の、ある形態に對しても用ひられれば、民法上のある手段として行はれる賣買に對しても、亦同様に用ひられるのである。

普通の市場で行はれる競賣とは、競り賣り乃至競争入札を指すもので、一商品に對して多くの購買者が購入價格を述べ、最も高價にその商品を購入する價格を述べしめた上、最も高價に買ひ入れやうとする者に賣り渡すのである。執達吏が債務者の財産を賣却する場合も亦これと同様の方法に依るので、この場合にも競賣と稱へられてゐる。

然し、民事訴訟法に依つて、債務者の財産が競賣に附せられるときは、普通の意味の競賣とは違つて賣却者の自由意志ではなく、債務の辨償を果さぬ爲め、強制執行の手段として行はれるのである。

協調會(キョウカウ)

協調會は三井三菱等約九十名許りの富豪によつて寄附された六百八十餘萬圓と、國庫から補助された二百萬圓とを資金として、大正八

年末に成立した所の一大財團である。その綱領によると、『事業主と労働者との協調を圖り、社會政策的施設の調査と其の實行を促進する』事が協調會の目的であり、その爲めには次のごとき事業を實行し、若しくは誘助するといふのである。

(1)公私の機關と連絡を取り社會政策に關する調査研究を爲し、其の結果を公表する事。

(2)社會政策に關し政府の諮問に應じ又は政府其の他公私機關に對し意見を提出する事。

(3)講演會圖書館等を開設して事業者及び労働者の修養に資する事。

(4)職業紹介所事業の中央機關たる可き適當なる施設を講ずる事。

(5)労働紛議の仲裁和解に盡力する事。

(6)其の他時勢の推移に應じて必要なる施設を講ずる事。

また協調會が今日行つてゐる事業としては次のごときものがある。

(1)社會政策講習所、これは社會政策を研究し、又は社會政策的施設の實務に當らんとする者を養成するもので、大正九年四月に第一回講習會を開催して以來、毎年二回

宛開催される事となつてゐる。

(2)労働者講習會 大正十年二月以來官設工場の職工を講習員として四、八の兩月を除く外、毎月短期間の講習會を開催して協調主義の宣傳に努めてゐるが、近來では民間工場からも聴講の希望が多いので民間職工をも参加せしめることとしてゐる。

(3)印刷物 大正九年九月以來雜誌『社會政策時報』を發行し、また臨時單行本をも發行して協調主義の宣傳と、社會政策の宣傳とに努めてゐる。尙、大正十年以降『人と人』なる労働者向きの雜誌を發行し、其の趣旨の宣傳を行つてゐる。

(4)宣傳 隨時講演會を開き各地方からの要求に應じて講師を出張せしめ、また活動寫眞・講演等による宣傳にも従事してゐる。大正十年中に前後二回に亘る懸賞募集の結果、數種の活動寫眞を得て脚色撮影した。また大正十一年三月より開催されたる平和記念東京博覽會には協調の趣旨及び事業を世間に紹介す可く、協調パノラマ、其の他諸種の統計・圖表等を出陳するのみならず、同博覽會平和館において、協調會作製の活動寫眞を映寫した。

(5)職業紹介所 大正九年六月以來中央職

業紹介所を開き、全国各紹介所と連絡をと
り、各地よりの報告を受けてこれを総合し
て各紹介所に通報し、また各地の労働需給
状態失業防止施設等を調査したり、事業主
及び労働者中の適任者を嘱託して委員会を
設置し、これによつて職業紹介事業に關す
る意見を徴し紹介所の増設その他改善を計
る可く努力してゐるのである。

(6)工業補習學校 東京高等工業學校附屬
工業補習學校を譲受けて工業補習學校を經
営してゐる。

(7)其他 深川區猿江裏町に設立される
セトルメント・ハウスは善隣館と命名さ
れ、大正十一年三月中に建築される事にな
つて居り、芝公園第六號地には協同會館を
設立して活動の中心たらしめようとの計畫
がある。

共同經營(キョードーケーエー)

【總説】共同經營とは利益分配制度の更に進
歩したもので、單に労働者をして企業の利益
に均霑せしむるのみならず、進んで出資者の
列に加へんとするものである(「利益分配制
度」参照)。此制度の目的は、利益分配制度
と等しく、労働階級の反抗を防ぎ、彼等を忠
實ならしめて、労働能率の増進と企業利潤の

安全とを計らんとするにある。利益分配制度
は、分配金を現金で支給するか、救済金の中
に繰り込んで置くかの方法をとるに過ぎない
ので、尙、十分な効果を擧げる事が出来ない。
労働者はかゝる僅少の特典に執着するよりも
労働組合員としての利益に均霑した方が利益
であると感ずる場合には何等の心置きもなく
會社を去る事が出来るのである。現金を以て
分配金を支給されることは、要するに貸銀の
一部分であるかの如き感を生ずるのみである
から労働者に取つて何等の興味もない。然る
に、かゝる分配金を現金を以てし、又は經濟
基金とすることとなつて、労働組合に依つて
得られる目前の利害に走る可く少なく、永く
會社に留るに至るのである。かくてこそ利益
分配の目的は完全に果されることとなるので
ある。されば利益分配制度を實行してゐる企
業家は、次第に此方法を採用するに至つて來
た。これが即ち共同經營と呼ぶるものなの
である。

【組織】共同經營とは即ち労働者に對して、
企業利潤の一部分を現金と株券乃至債券とを
以て、或は株券債券のみを以て支給する制度
である。かゝる株券乃至債券を所有してゐる
者は、兎も角も會社の出資者であり、その出

資に對して(即ち株券又は債券に對して)配當
を受けることが出来るのである。労働者は斯
くして貧弱ながら出資者となると同時に、多
くはまた業務の執行に就いても幾分參畫する
事を許されて來る。共同經營の行はれてゐる
所では、必ず此の株券の給與と、僅かなる發
言とを許されてゐるのである。之は一見労働
階級にとつて甚だ幸福な制度であるかに見え
るが、然し事實に於いては却つてその隷屬を
増すに過ぎぬもので、かゝる會社の重役が獨
占し得る利潤は、他の組織に於ける會社の重
役が得る利潤と異なるものではないのである。
以下二三の會社に就いて實例を擧げて見る
【利益分配制度】の實例参照)

【實例】(1)メイソン・ルクレア社 之は二
名の無限責任社員に依り經營されてゐる合名
會社である。この社には全使用人の中から特選
された一定數の出資労働者があり、社の權機
に參與してゐる。即ち責任社員が死亡又は退
社した場合には、會社の使用人の中から後任者
を選擧する責任を持ち、且つ毎年八名の協議
委員を互選して、全使用人の勤怠の調査や處
分やを爲すのである(「利益分配制度」参照)。
(2)ゴデン合資會社 佛國の鐵工場ゴデン合
資會社は一八七六年以來共同經營組織をとつ

てゐる。即ち無限責任社員は、社長のみであ
るが、全労働者を四級に分ち、三級までの勞
働者は出資者とされてゐるのである。一級社
員に對しては、種々たる特權が與へられ、殊
にその組織たる監査委員會の職能は、普通の
會社に於ける監査役と同様であると言ふ。そ
して利益金の分配は、純益金の七割五分を資
本と労働に對して同率に分つのである。然し
労働者の受ける分配額は、勤続年限に依つて
異つて居り、四級社員に與へられる分配金は
一括して救済基金に繰入れ、全労働者の救済
費に當てられるのである。但し一二級社員の
受くる分配金は、現金ではなくて會社の資本
に對する權利である。又利潤の二割五分は業
務擔當理事、業務執行委員、監督委員等の手
當金・賞與金等に宛てられてゐるのである。

(3)ネルソン會社 ネルソン工業會社は一八
八七年から利益分配制度を實施してゐるが
(「利益分配制度」参照)、一八九〇年からは會
社の株券を分配することとし、一九〇五年か
らは更に會社と取引關係ある顧客をも參與せ
しめ、且つ重役會議には労働者と顧客との代
表者を出席せしめることとなつた。即ち同社
の經營は使用人と労働者のみならず消費者も
加へて共同に行はれる形となつたのである。

そして總收入中から資本に對する六分の金利
と、若干の準備とを差引いて、殘額を労働者
消費者使用主に對して貸銀・購買高・俸給の
大小に従つて分配する事とした。此の分配金
は、現金を持つて支拂はれることなく、會社
の株券を以て與へられた。此株券は普通に投
資される場合と同様のもので、株券そのもの
からも配當を受け得るものである。それ故同
社の労働者は、極めて少數の者を除く外、勞
働組合に加入してゐるものなどはない事とな
り、利益分配制度の、したがつて共同經營の
目的は、十分に達せられてゐるのである。

(4)レヴァー兄弟會社 ポートサイライトの
石鹼工場レヴァー兄弟會社では、共同經營證
券なるものを發行して労働者に分つてゐる。
これは五ヶ年以上の勤続者で、且つ社長の許
可する者のみ與へられるものであつて、優
先株・特定普通株・普通株・特別證券等に、そ
れれ、五分以上一割五分迄の利息を拂つた殘
額を、此の共同經營證券と普通株との所有者
に分配する。此の場合普通株は二重の配當を
受けるのであるが、それは同株所有者は現金
を拂込んだものだからで共同經營證券が五分
の配當を受ける時は、普通株は合計一割の配
當を擧げることとなるのである。又一人の所

有し得べき共同經營證券の額は、豫め制限さ
れてゐる。即ち最高は一年の收入七百五十磅
以上までの證券を所有し得ることとなつて居
り、最低は年收百磅以下の者で、額面三百磅
以上を所有することが出来ぬのである。この
證券は所有者が一定年限を勤続せずして退社
する場合には無効となり、その他の理由に依
つて退職する場合及び死亡の場合には特別證
券となり、所有者乃至その寡婦に對して配當
を與へられるのである。

共同經濟(キョードーケーゼイ)

人間は社會的動物であつて、自然的並に精神
的要求に従ひ、他人と共同に生活し、共同に
勞作するのが常である。經濟的生活を遂行す
るに當つても、家族・自治團體・國家・組合・
教會等の一員として、他と共同的にその經濟
を營むものである。この意味に従つて、一定
時期の間、物質的貨物に對する多數人共同の
欲望を満足させるために、一人格の主宰の下
に行はるゝ組織的行爲の、整然たる秩序組織
を包括すべき概念に對してこれを共同經濟と
呼ぶ。換言すれば、一經濟主體の下に立つて
經濟を營む多數人の集團を稱するものである。
一例すれば今日の家族の如き、國家の如き
は共同經濟を營む集團である。原始時代に於

て、食物收得の目的を以て結合した群團に屬する者は、毎日の收獲の分配に與る權利を有し、且つ共同に生活してゐた。群團なるものが數多集まつて、封鎖的團體を形成したる種族も、また共同經濟を營んだものである。農業時代に入るに及び、欲望満足の本源を土地に求むるやうになると共に、一村または部落が共同に土地を所有し、而して共同に耕作する風習が生じ、茲に村落共産團體を生ずるに至つた。茲に於て種族の一部を形成してゐたところの氏族が滅び、大家族制度が生ずるに至つたのである。即ちこの大家族制度とは一家の父は生産の主體として、また財産の擁護者として、自家經濟の支持者として多數の經濟行爲者たる妻子並に奴隸を統率し共同經濟を營みつゝあつたのである。今日の家族制度は此父權的家族より發達して來たものである。人類は家族の一員として、共同經濟を營むと共に更に大なる共同團體の一員として、他と共同するのである。即ち一定の人民及び團體は、統治權の作用により結合されて國家を形成した。然るに國家の生活が多様多様となるに及び、各種の共同經濟的經營を悉く國家の手に集中する事が困難となつたので、政治生活のためには、府縣・郡・市町村等の團體

を生じ、又その目的を遂行するために、寺區學事組合・職業組合等の如きものを生じたのである。斯くの如く共同經濟の組織は分割したが、前者の如く共同經濟中に於ても、法律的基礎を公法に置くものを公經濟といひ、後者の如くその法律的基礎を私法に置くものを私經濟と云ふ。私經濟結合は個人の任意的自由の上に成立してゐるが、公經濟は他の政治單位と同じく、強制權を以て維持される。故に前者は通例任意的共同經濟といひ、後者は強制的共同經濟といつてゐる。即ちその差異は、團體に對するその團體各成員の經濟的地位が、如何なる關係に置かれてゐるかによつて生ずるものである。

共同耕作制度(キョウドウキョ)

共同耕作制度には二様の意味がある。之を廣義に解すれば、共有地を共同して使用収益する意味であり、狹義に解すれば、共有地を期間を分つて分割し、その期間分配されたる土地の上に個別的に耕作し、その期間が満つると共に、更に割替を行ふところの割地制度の意味である。農業史上に見るならば、廣義における共同耕作制度が先行し、所謂割地制度は稍後れて出現した。蓋し經濟生活の原始的時代に於いては、土地を私有する必要が

なく、各人はその欲する所に從つて使用してゐた。稍々進んで民族團體を形成するやうになつてからも、個人の所有權は認められず、農民民族は團體の共同地に對して、使用収益の權利を有し、共同耕作に従事するやうになつた。これが即ち、廣義に於ける共同耕作である。然るに割地制度の共同耕作には、これと異なる諸種の原因がある。歴史的に見れば本來の共同耕作、即ち廣義に於ける共同耕作が發達し、個別的觀念が發達すると共に、比較的永續性が生じ、その結果ある期間だけ、ある耕作地に繼續的使用權を認め、自然的に割替制度が案出されたものと解される。のみならず割地制度は租稅增收の關係により、國王が全領土を自ら掌握し、人民には一定期間その使用収益を許す場合にも、この制度を採用する場合もある。この場合には往々一國王が他國を征服した結果、壓制手段として敢行するのである。その他一村内の土地分配の不公平を匡正するために、この制度を採用する事も少くない。共同耕作制度の最も代表的ものは嘗てロシアに存在してゐたミール(Mir)制度であつた(ミール參照)。これは割地制度を採用した獨特のものであつた。現在でもシアパ島には一種の割地制度があつて、耕作地は

悉く村落の所有に歸し、村落その者が直接に納稅の義務を有するもので村落民はただ使用權を有するのみである。印度でもザミルダル制度(又はヒンドー村落制)なる一種の割地制度が行はれ、この制度に於ては一村落が小會社の形式をなし、村落はそれを代表する地頭を置き、租稅は村全體が納入してゐる。これに對して英國の政府は村全體を一個の所有權の單位と見なしてゐる。殊に收穫物は村落の共有財産となし、地頭がこれを農民に分配する方針を採つてゐる。斯くの如く共同耕作の制度は遊牧の時代より土地定住の時代に移るまでに必然的に通過せねばならない所の制度であつた。即ち原始時代からや、進んで民族團體を成すに至り、茲に團體の觀念が生じた時、他民族よりの侵入と食物の供給不足とを生じる様になつて來た。此處に於て他民族と自民族との區別を認め自己民族のみによる英國の土地支配權を生ぜしめるやうになるは必然である。人類が一度は共同耕作制度を通過せねばならない所以はここに在る。而してやがて農業時代に入るに及び、一定の居住をなすに至つてからも、各自の屋敷には土地の私有權を認めたが、しかしその他は皆共同使用の土地であつた。尙、それが進んで一定の

耕作地を分割し獨占的使用をなす風習が生じて、殘餘の土地に就ては、共同耕作制度の遺物とも目すべきものがある。南方スラブ人の間に保たれる家族共産體、ケルト人の間に認められるクランの組織も、本來の共同耕作制度等に數へられる(家族共産體參照)。我國には徳川時代に地割・割地・くち地などの名稱の下にこの制度が行はれたが、主として租稅徵收の便宜に出づるものであつた。

共同市場(キョウドウシヤ)

共同市場は貨物供給者と需要者とを直接に接觸せしめる機關である。蓋し商品の種類によつて分業的に商業を營む結果、それによつて生ずる弊害を防止し、需要者と供給者との双方の無駄な努力と手数を省き、物價を低廉ならしめ、新鮮な品物を得せしめる等の、種々な目的の下に生じるのである。即ち往古の直接交換主義に、今日の新たな制度組織を加味したものと云ふ事が出来る。我國の中古の經濟史には八日市・四日市・二日市・十日市等の如く市の日を地名としたものが見えて居り、近世には米市・牛市・馬市等の如く大規模に市場が開かれてゐたが、漸次衰調に向ひ、昔の盛況を傳へるものとは少ない。ただ青物市場・魚市場・織物市場の如きは、或は昔日以上

に盛んであるけれども、その多くは本來の共同市場たる性質を失ひ、寧ろ一部供給者の機關であつて、一般需要者のために存在せず、從つて需要者と供給者とを直接に接觸せしむる機關とはいひ難い。近時、デパートメント・ストアが起ると共に、著しく兩者の關係は密接になつたけれども未だ共同市場としての性質形態を備ふるに至つてをらない。

共業(キョウギ)

共業とは元來臺灣に行はるゝものであつて、數人の共有に係る財産といふ意味を有してゐる。即ち動産なると不動産なるとを問はず、數人の共有せる財産を共業といふ。共業をなす主なる原因は、共同取得・合夥營業・合股營業等の場合であるが、その多くは第一の場合である。共業は臺灣に於てキオキャンブと呼ばれてゐる。

協業(キョウギ)

協業とは一定の目的を達成せんが爲めの勞働を、多くの異なる勞働者が擔當し組織的共同的に活動することを云ふ。故に協業は必ず分業に伴つて行はれる。何故かと云へば分業は一定の目的を達せんとする全勞働行爲を單位として、その勞働行程の個々に分割されることを云ふのであるが協業は同一の現象を個々

の分割された労働行程に立脚して見るに過ぎないのである。分業と協業とは結局同一現象に對する、二様の異なる立場よりの觀察によつて生ずる觀念である(『分業』參照)。

分業や協業は近世の資本制生産にのみ附随する現象ではない。それは原始共産制の下に於いても既に存在してゐたものである。印度の共産村落において、全體員の消費する生産物を得る爲めに極めて高級な分業が行はれてゐたことや、アメリカ印度人の間において狩獵の爲めに頗る組織的な協業が行はれてゐると云ふが如き、何れもその證左でなければならぬ。また農業労働は最初から協業として共同的に行はれてゐたことが多かつた。土地を各家族に分割し、且つそれ／＼一定の所有地の上において、全然單獨の労働に従ふと云ふが如きことは、極めて近世の現象である。我國の農村においても、播種等の場合において、數家族が集團となつて共同労働に従ふが如きは、此の原始的協業の遺習と見なされる可であらう。

近世に至つて資本制生産が行はれることゝなると、協業は全くその性質を一變した。原始的協業においては労働は相互の爲めに爲される。従つて其の生産物も相互に分配されるも

のであつた。然るに近世的協業は決して労働者相互の爲めに行はれるものでない。それは多數の労働者を雇ひ入れて、これに共同的労働を強制するところの資本の支配權のもとに爲されるものである。故に近世的協業は決して労働者自身の爲めの生産物を齎らすものではない。全生産物は資本を有するところの、即ち生産機關を所有し、全労働行程に對する絶對的支配權を有する資本家の手に占有されるのである。

協業は近世の資本制生産の最初の方法であつた。中世における自作的農業と手工業との孤立的なる小規模の生産に對立して資本制生産がとつた方法は即ち協業であつた。新たに出現した資本家は其の資本によつて多數の労働者を雇ひ入れ、これに協業的労働を課することに依り、多くの剩餘價值を獲得することゝなつたのである。

協業は、かの中世に於ける單獨小規模の生産方法に比すれば、著しく大なる労働生産力を有するのである。即ち少數の労働力を以てしては、到底實行することの出來ぬ労働も、多數労働力の合同される場合には、甚だ容易に行はれることが多い、例へば三人の労働力を以てしては、絶對に運搬することの出來ぬ大

木も、三十八人の労働力を合すれば、容易に持ち運ぶことが出来るのである。また建築の際に煉瓦を足場に上げるがごとき場合、労働者を一列に連らべて甲より乙へ、乙より丙へと順次に運ばせるならば、それは個々の労働者が各自煉瓦を携へて足場に上ると比較して非常に迅速な速度を以て爲し終へられるのである。其の他人間が社會的動物であることの如き、即ち多數の者が合同して働く場合には自ら元氣も湧き競争心や功名心が働くこととなり、個々労働に比べて甚だ迅速な進行を見ることが出来ると云ふがごとき、いづれも協業に依つて労働生産力の増進する一例外ならぬ。

近世的生産の出現した當時においては、かゝる増進せる労働生産力は資本を有するものゝみに與へられる特典であつた。資本の所有者が中世的孤立的なる生産者を壓倒したのは此の協業の力によるが多かつた。協業即ち社會的共同的労働が多くなると、協業即ち今日と雖も變りがない。ヨリ大なる資本家はヨリ大なる協業を爲さしめることが出来る。即ちヨリ多數の労働者を使用し得るものは、次第に少數労働者による生産者を壓倒して行くのである。かくて協業乃至分業は、今日の

生産制度の一基調を爲してゐる者であり且つ益發達して行くのである。まことに、今日の資本制生産の特質と見做す可きものは、交換の爲めの生産即ち商品生産と、協業生産とにありと云はねばならぬ。

協業運動(キョーギョウワンドウ)

『ゴ・オペレーション』を見よ。

共變法(キョーヘンホウ)

伴差法、又は相變法とも云はれる。ミルの歸納法と呼ばれるものゝ一である。ミルの公理は次の如し。

『一現象に或る變化の起る毎に、之に伴つて他の現象も變化するときは兩者の間に因果的關係の存すること、若しくは兩者が或る他の因果的事實によつて關係せしめらるゝことを推定し得べし』

之を形式で示せば次の如くなる。

甲に乙なる時は丙 甲乙……………丙
 甲に乙なる時は丙 甲乙……………丙
 甲に乙なる時は丙 甲乙……………丙
 故に乙なる時は丙 ……乙……………丙

教育學(キョウイクガク)

教育學は英語にて science of education 即ち教育の科學と云ふことを意味する。この學問は支那及日本では從來整然たる組織をなして

るなかつた。明治維新以來米・英・佛獨の順序にて漸次に外國より輸入され、現今に至つて稍々獨立の組織をなさんとしつゝあるものである。

西洋では、プラトン、アリストテレスを以てこの學問の鼻祖とする。後世に於てはロック、ルソー、ベスタロツチ等は夫々斯學に於て有名である。又カント以後の哲學者にして教育學に手を染めないものは殆どない。教育學の性質は如何と云ふに、教育は元來術にして學ではないと唱へる者もあるけれども、教育は術なると同時に學なることを得るは恰も醫學の如くである。教育學は教育と稱する現象を其科學的研究の目的物とするものである。教育學は應用科學である。醫學なるものが生理、解剖の兩科學に基ける應用科學である如く、教育學も亦倫理心理の兩科學を基礎とする應用科學であると云ふ學説があるが、乍併醫學と雖も疾病と云ふ自然現象を研究する一の純正科學であつて、教育學も亦教育と云ふ人生現象を研究する一の純正科學たり得るのである。教育學は自然科學か精神科學かと云へば勿論精神科學であつて、廣義に謂ふ社會科學の中に置かるべきものである。

教育學は歴史的教育學、即ち教育の歴史的研究と

究と、系統的的教育學、即ち教育の組織的研究とに大別される。又系統的的教育學は更に理論的教育學と實際的教育學とに分つ。教育學の講座は東京帝國大學にある。又京都帝國大學文科大學には、教育學教授法講座がある。

教育統計(キョウイクトウケイ)

『概説』教育の發達普及が一國社會の盛衰に至大の關係を有すべきは勿論で、この意味に於て各國は競つて文運の隆盛に力を盡くしてゐる。殊に勞農露西亞の如きは大部分の勢力を傾注してゐる有様である。斯くの如く教育の發達普及は國家の盛衰にも關すべき問題であつて、普通教育より高等教育に至るまで、各般の問題に就て、統計的に調査して置く事は肝要である。教育統計とは此目的の下になされるものであつて、これにより時代を異にせる一國內もしくは一地方内の同種の事實と比較し又は時代を同じうせる他國もしくは他地方の事實と比較觀察する時は、一國一地方の文教の跡を尋ね得べきは勿論國際間に於ける開明の程度を推知し得べきものである。然し教育統計の可能性は、數量によつて表はし得べき範圍に限定されてゐるもので、その内容的もしくは實質的な方面を表はす事は出来ない。即ち教育統計とは要するに官公私立の

教育的施設に關し、有形的の事實を數量によつて算したる所謂學校統計なるものに過ぎないのである。有形的事實とは校數・學級數・教員數・學生・徒數といふ如きものであつて、家庭教育・宗教的教育・風俗の改革といふが如き實質的の方面に於て、これが統計を求むるといふ事は至難の業に屬する。

なほ教育統計はその目的物の異なるに従ひ、これを八種に分つてゐる。即ち(A)普通教育統計、(B)中等教育統計、(C)高等教育統計、(D)實業教育統計、(E)師範教育統計、(F)社會教育統計、(G)教育費統計、(H)學校衛生統計の八種である。この中最も重要なものは普通教育統計であつて、この統計によつて一國の文化程度は畧々堆知し得る。如何となれば普通教育は一般國民が必ず受くべきもので最も普遍的なものであるからである。その他の統計は調査の不便といふ事もあり、普通教育の如く重要視されてをらない。

教化(キ・モ・イカ)

教化は内面的の精神形成である。たゞ智識若くは技能を得たのみでは教化を得たとは云はれない。教化に於ては精神がその得たる材料を自由に呵使するを得、而して之れをして精神の結果を生ずる様にあらしめるのである。教

化の目的とする所は、精神的內容及び心的確定である。故に一旦學んだ所を忘却し去つても、尙、教化の所得は残存するのである。教化の階級、種類或は傾向には、學者的教化・世間的教化・工場的教化及び通俗教化の區別がある。

教權主義(キ・モ・イケンシユギ)

宗教の特權が社會の或る一階級、即ち僧侶の手に掌握される制度を謂ひ轉じて僧侶間の階級制度即ち僧侶間の意に用ゐられる。原始的社會に於ては政治と宗教は混同されてゐるが社會の進歩に連れて政權と祭禮の事が分立し、國權は飽く迄も宗教を強制的に左右することが出来なくなる。若くは形式上國權の統治下にありとするも、實質的には獨立することを常とする。古代の埃及及び印度には斯ることがあつた。羅馬法王を中心とした教權主義も亦是と同様である。羅馬法王の宗教的統治の下に、僧侶間としての教權主義は隆盛の極點に達した。羅馬法王の教權は文藝復興と宗教改革によつて先づ破壊されたが、更にフランス革命によつて徹底的に打破せられた。資本主義社會に於ては、最早古代世界に於けるが如き教權の復活は絶望である。

恐慌(キ・モ・イコウ)

る分類を見るよりも、寧ろ恐慌發生の原因に對しての種別といふべきである。恐慌は資本主義社會の特徴を成すものである。即ち生産の無政府状態は必然に恐慌の週期的爆發を喚起せざるを得ぬ。これがため資本主義社會の基礎は危くされる。かくて恐慌は資本主義の内部に存する矛盾であり、その自壊作用の一と見られる。

局外中立(キ・モ・クガイチュウリツ)

局外中立には永久局外中立と普通局外中立とがある。永久局外中立とは條約に依つて自國の局外中立地であることを保證されてゐる場合を指し、普通の局外中立は他國間に戰爭の開かれた場合に、自己の權利として自由に中立し戰爭の渦中に投ぜざるものを云ふのである。永久の局外中立を爲してゐる國家は、條約締結國より戰端を開かるゝ事はなく、若し第三國より攻撃された場合には、條約締結國がその攻撃を防止するものである。従つて此永久局外中立國は、能動的の戰爭を外國に對して爲すことを許されず、平時にあつても固く中立を守る可きものである。

普通局外中立は、一時的のものであるから、中立を欲せざる場合は何時でも中立を廢して戰闘に従事する事が出来るのである。然し乍

恐慌とは經濟社會に於ける混亂、または經濟生活上の疾病とも解すべき言葉である。本來この語は英語の panic なる語の譯語であつて、醫學上の術語に出でゝゐる。然し譯語としての恐慌といふ意義は、單に經濟的なる混亂疾病のみに限られてゐる。恐慌を招く原因に就ては、外部的原因と内部的原因との二者がある。外部的原因とは天變地異・戰爭・内亂・革命・暴動等の經濟社會以外の突發事變によるものであり、内部的恐慌とは生産の過剩・機械の失敗、信用の破壊、物價の暴落等、凡て經濟社會内の事變に由來するものである。恐慌の原因に關しては外部的なるものと、内部的なるものとの兩者が相關連して勃發する場合もあるが、前者は概して昔に多く、後者は今日に多くこれを見るやうである。従つて前者を稱して舊式恐慌といひ、後者を稱して新式恐慌と呼んでゐる。従つて今日恐慌の原因に就て論ずる場合は外部的原因に由來する者は不問に附すが常である。即ち主として生産と消費の甚だしき懸隔に基き、信用の破壊に發する經濟社會の混亂に關しての問題である。斯くの如く恐慌とは生産と消費、需用と供給の不調和に基づくものであるが、不景氣 (Depression) 及びパニック (Panic) とは内容を

供給需要(キ・モ・イキョウ)

ら局外中立の中には、表面中立を宣言しつゝも何れかの一國に對して好意を示し反對の戰闘國に對して妨害を試みるものもあるもので、嚴正なる中立と然らざるものとの二種がある事を知り得られる。若し外國間の戰爭に對して、我が國は局外中立を宣言する様な場合には、國民もまたよくその布告を遵守せねばならぬのである。若し局外中立の布告に違反したる行為を爲す者があれば、六ヶ月以上三年以下の禁錮に處せられ、十圓以上百圓以下の罰金を課されることは、我が刑法の明記する所である。

異にする。不景氣は事業界の慢性病體を意味し、パニックは金融界の急性病體を意味する。即ちパニックは心理的原因により、例へば荒唐無稽の傳電事件などによつて生ずる突發的の恐慌をいふ(デプレッション)に就ては不景氣の條項を見るべし。この三者は、概ね相關連して起り、相連續して發するが常である。恐慌の種類は頗る多くして概括的に論ずる事は出来ないが、農業恐慌・工業恐慌・商業恐慌・投機恐慌・貨幣恐慌・信用恐慌等の如く、之れを経済的立場から分類する方法と、世界恐慌・内國恐慌・地方恐慌等の如く、これを地理的方面から分類する方法もある。然しながら便宜上斯くの如く種別して見ても、それらの關係は相互に不可分のものであつて、今日の如き發達せる交通經濟時代に於ては、一波起りて萬波を伴ふが如く、農業に起された恐慌は結局事業界全面に渡る恐慌となるべく、更に投機の沈没より起る投機恐慌の如きも、金融界全般に對し恐慌を捲き起すやうになるも當然である。更らにまた事業界の恐慌が常に金融恐慌を隨伴すべきはいふまでもない所であり、一地方に起つた恐慌は一國內に波及すべきは勿論、やがて世界全體の恐慌を呼ぶべきは明白である。故にこれは恐慌の性質に關す

先づ第一に、需要が供給に對して大なるときは價格を高め、これと反對の時は反對の結果となるといふことである。即ち需要は價格に正比例し、供給は價格に反比例する。需要が増加したる割合に供給が増加せず若くは需要が原狀を維持してゐる場合に供給が減少すれば、需要者間に競争を來し、價格を昂騰せしめ之に反して供給が増加したる割合に需要が増加せず、若くは供給が原狀を維持しつゝある場合に需要が減少すれば、供給者間に競争を來して價格を低下せしめるのである。されど需給關係には反對に價格によつて左右される方面もある。即ち價格が騰貴すれば需要が減退し、價格が下落すれば、需要は増加するのである。

これ等の關係はまた需要の弾力性の影響を受ける。ある種の商品に於ては、價格の小許の下落は、多大なる需要を喚起し、供給を大いに増加することを得、また少許の騰貴は著しく需要を減退せしめる。之に比して或る種の商品は、價格が下落しても少許の需要増加を來すに止り、また價格が騰貴しても少許の需要減退を惹起するに止る。前者の如き商品は弾力性を有する商品と云はれ、後者の如き商品は、弾力性なき商品と云はれるのである。

以上は市場に自由競争が行はれる場合に當該するものであつて、今日の經濟組織に於てはこれが原則となつてゐるのであるが、供給の獨占又は需要の獨占が行はれる場合に於ては上記の作用は實現すること不可能である（『價格』「獨占」参照）。

虚無（キヨム）

虚無とは老莊の説に従へば、道なるものゝ屬性である。道とは天地以前に獨立存在してゐたもので、思議する事の出来ない所の一切を超越したものであるといふ。即ち道とは萬物の分出する原因たるもので、何等の意思をも意識をも有せざるものである。従つて道は萬物を生育するけれども、全然無心なるものであるが故に、その働きたる結果を有するの意思もなく、又その功ありとの意識もない。全くの無心そのものなのである。而してその道の屬性を以て虚無となす。斯の如く道なる語は純粹形而上學的主義としても用ひらるべくまた倫理上、經濟上、政治上の主義としても用ひられるものである。従つてその屬性たる虚無の意義も、道の意義の變化に従つて、それぞれに變化するものである。

虚無主義及虚無黨（キヨムシユギオ）

虚無主義 nihilism)なる言葉を最初用ひた

流論追放等の刑に處し、監禁投獄をなした。加ふるに一八六三年波蘭獨立運動が起つた時、虚無黨が秘かに波蘭國民に應援したる廉を以て、政府は武力を以てこれを壓迫した。然るに一八八〇年虚無黨の一青年カラコゾフが皇帝を暗殺せんとして失敗してより、皇帝の虚無黨に對する壓迫は極度となり、政府もまた文相デミトリ・トルストイの政策によつて、貧乏人の子弟に對して中等學校の入学を禁じ、以て虚無思想の涵養するを防がんとした。その結果、青年學生の多くは瑞西に留學したが、當時の瑞西はマルクス、バクレーニンを始め諸國の亡命客によつて満たされてゐたので、彼等は虚無主義より來たれる革命思想の上に、新に國際的に科學的なる社會主義の感化を受け、メツカを中心として秘かに運動を企ててゐた。政府は大いに驚き彼等黨員の留學生に歸國を命じた。彼等は歸國すると共に新しい見解の下に運動を起さんとした。然し政府の監視壓迫は彼等の一舉手一投足を拘束したので、虚無黨は暴に剛ゆるに暴を以てせよとなし、諸方に於て暗殺による威嚇手段を敢行し、警視總監メンチエニエフ、その後任者ドレンステルン（命は取り止む）クロポトキン公等を兇刃に仆し一八八一年三月皇

帝アレキサンダー二世をグリネウツキーなる虚無黨員が暗殺するに至つた（『テロリズム』参照）。この兇變によつて政府は猛烈なる鎮壓策を講じ、苟くも虚無黨員は假藉せずといふ態度を採つたのである。それと共に一方に於ては、人民も虚無黨の運動には好感を示さないやうになつたので、次第にその勢力が衰へて來た。加ふるに當時は既に虚無黨の領袖ドブロリユボフやビザレフは死し、チエルヌイシエフスキーは西伯利亞に流されてをり、バクレーニンは西歐を放浪してゐるといふ状態であつて、黨員の多くも追放投獄刑死するに至つたので、一八八一年以後は次第に衰へ、これに代つて西歐流の社會主義、即ちマルクス主義が憲政運動と提携して政治界に浸潤する傾向を生じて來たのである。

教理（キヨム）

教理とは觀念思想を一系統に組織し之を他にも教へんとするものを指すので、或る思想が單に理論に止る時は、これを學説と云ひ、學説と共に實行し、且つ他人をしてこれを奉ぜしめんとするものを教理と云ふのである。故に教理なるものは多く宗教上の思想（即ちそれは必ず實行と宣傳とを伴ふ處の）に對して用ひられたが、近世に至つては意義が廣汎と

のは、ツルゲネエフであつて、その小説「父と子」の中の主人公バザロフの、何者にも屈せず何者をも信ぜざる態度をニヒリズムと呼んだ事に由来してゐる。バザロフの絶對的自由を要求する態度、何者にも屈せざる態度は、痛く當時の青年の間に影響を及ぼし、ニヒリズムなる言葉が一般に行はれるやうになつた。當時即ち一八六〇年の頃、チエルヌイシエフスキーはその經營せる雜誌「現代」を中心として大いに虚無主義を鼓吹しつゝ當時の壓制政治を根本的に改革せんと欲して、『我等何をなすべきか』といふ有名な小説を出版して世に問ふところがあつたが、遂に逮捕されて西伯利亞に追放さるゝに至つた。丁度この頃バクレーニンはマルクスと衝突して露國に歸つて來たが、かゝる虚無主義の運動に向つて聲援を與へた。ここに於て青年學生を中心とせる虚無主義者の群は、バクレーニンの無政府主義と結んで秘密結社を作り、主義の研究と宣傳に盡くすやうになつた。これらを稱して虚無黨と呼ぶ。虚無黨の勢力は次第に智識階級の間には浸潤して行つた。皇帝アレキサンダー二世はかゝる運動に對しては可成寛大な處置を採つてゐたのであつたが、事態容易ならずと見るや、虚無黨員を一網打盡に

なり、例へばマルクスの教理、レーニンの教理と云ふが如き使方法も生ずるに至つた。

共済組合（キヨミサイクミアイ）

【概説】 共済組合とは、組合員が相互に救済し合ふ爲めに組織するものであつて、豫め一定の掛金を爲して一定の事故の發生した場合には、一定の條件に基いて一定金額を給付し以つて組合員の災害を救済せんとするものである。故に共済組合は組合員が疾病・負傷等の事故に遭遇した場合には救済金を交付し、死亡の際にはその遺族に埋葬料及び扶助料を與ふることを常とし、また天災・事變・婚姻・出產・入營等の場合にも一定の給與を爲すものである。共済組合はかくの如く、相互に他人の危険を負擔するものであるから、一種の相互保險團體とも見做すことが出来るのである。共済組合にはまた強制的に加入せしむるものと任意的のものとの二種があるが、原則としては強制加入が行はれ、共済組合の設置されてゐる處に備はるゝものは、必ず組合員たる義務を負はされてゐるのである。共済組合は單に組合員の共済を行ふのみならず、勤續職工に對しては奨励金又は年金を與へ、娯樂機關を設備し、醫務所を設ける等労働者の福利を増進する爲めの、温情主義的施

設を爲すものもある。また共済組合は、工場法による救済と屢々衝突することがある。即ち工場法による扶助規則は共済組合の有無に拘らず、強制的に行はるゝ者であるから、労働者は時に二種の救済を受けることとなるのであるが、共済組合の中には、かゝる場合の救済を爲さざるもの及び制限するもの等もある。工場法による扶助を受ける場合には共済組合の會長は、相當の參酌を加へて救済金の高を決定し、または救済金を給與す可きか、否かを決することがあるのである。然し乍らかくの如く工場法による扶助と差引するが如きは極めて稀に見るところであつて、多くは工場法と併行する場合にも、組合の規定通り救助を與へてゐるのである。

【沿革】 共済組合は歐米に於いてこそ早くから發達したものであるが、我が國においては極めて最近に發達したものである。即ち我が國における工業の發達が極めて遅かつたが爲め、これに附隨して起る可き共済組合もまた遅れてゐたのであつた。我國における共済組合の嚆矢と見る可きは、明治二十三年山口縣の某セメント製造會社で、共有倉なる名稱のもとに、職工各自が掛金を爲し、且つ工場主より幾分の補給を受けて、職工の疾病、負傷

死亡及び家族の死亡等に對して給與金を與へてゐたのである。その後明治二十六年に至つて栃木縣下一つ、明治二十八年に京都府に三つの共済組合が組織されたが、何れも微々として振はなかつた。然るに大正年間に入つてからは、共済組合の設立は急激に増加し大正元年に三〇、二年に三一、三年に三七、四年に四三、五年に七一と云ふ風に、次第にその設立數が進んで來たのである。共済組合はその發生當時にあつては、主として工場労働者の間にのみ行はれてゐたが、近來ではその範圍も擴張され、警官・教員・電車従業員等の間にも共済組合が組織されるに至つたのである。

【實例】 (一) 東京市電氣局共済組合 之は大正九年八月に内務大臣の許可を経て條例・規定・施行細則等を公布したものである。此の組合では特別組合員と、普通組合員との二種があり、普通組合員たるものは、雇員・車掌・運轉手・信號人・轉轍手・職工・工夫・給仕・小使・雜役人等であり、特別組合員はかゝる従業員以外の職員で、市長の定むる處に依つて加入する者である。何れにもせよ組合員は毎月給料の百分の二を納付する義務を有するものであり、組合は此の財源に依つて、救済金の給

與、醫療、相互救済及び福利の増進等を行ふのである。給與金は(イ)公傷、(ロ)疾病、(ハ)災害、(ニ)死亡、(ホ)妊娠、(ヘ)退職養老等に分たれ事故の異なるに依つてそれ／＼給料の二年以下又は三年に該當する金額を與へることとなつてゐる。尙、此の組合は電氣局理事を組合長とし、電氣局職員を評議員としてゐるものである。

(二) 警察官共済組合 これは大正九年十日から行はれてゐるもので、内務大臣監督のもとに内務次官を組合長としてゐるのである。組合員たり得るものは、警部補以下巡查及び判任官待遇の消防手であつて、創立當事の組合員は四萬三千七百九十人に及んでゐた。組合員は毎月月俸の百分の二を納付し、地方費からこれと同額の補助金があるもので、此の警察官共済組合の財源は比較的豊富である。救済金は(イ)醫療金、(ロ)死亡給與金、(ハ)疾病給與金、(ニ)罹災給與金、(ホ)脱退給與金に分れて居り、公務及び公務以外の疾病に對しては醫療金を、組合員及び其配偶者、現に扶養しつゝある祖父母、父母子女等の死亡に對しては死亡給與金を、治療の見込なき傷疾、傳播の危険ある病等によつて退職するものには疾病給與金を、非常災害の場合には罹災給與金

退職の場合には脱退給與金をあたへるのである。この外、病院・住宅・購買組合等を設立する計畫ださうだが、今日は實現されて居らない。

(三) 學校職員互助組合 これは大正十年度から行はれてゐるもので、全國の公立中等學校職員及び小學校幼稚園の職員二十三萬人を強制的に加入せしめ、組合員からは俸給の百分の一を徴收し、これに對して政府及び各府縣は相當の補助を與へてゐるのである。教員の共済組合は、これまでも千葉・茨城・新潟・神奈川等の各縣におけるが如く、法人組織の組合があり、また一郡のみの組合は各府縣に可なり存在してゐたのであるが、それ等は何れも僅少の積立金を爲すのみであり、従つてその救済も小規模に行はれてゐたのであるが、此の互助組合は組合員の積立金に相當する金額を國庫より補助して、單に死亡、退職、疾病等について救済するのみではなく、積極的に組合員の子弟教育等をも扶けることとする方針の下に設立されたのである。

共産主義(キョーサンシユギ)
歴史的に使用される共産主義なる語は必ずしも論理的の定義と一致せず時代と國によつて種々變遷した。拉典諸國では温和な社會主

義が共産主義と稱し、それに對して革命的社會主義者は集産主義といつたことがある。又その後社會主義なる語は主として小ブルジョアの社會主義者によつて用ゐられた爲め、革命的社會主義者は之に對して共産主義なる語を用ひた。マルクスが其團體を『共産主義同盟』と云ひ、其宣言を『共産黨宣言』と云つたのは之が爲めである。其後社會主義なる語がインターナショナルに加盟せる各國の社會主義者によつて一般に使用されたが、世界戦争の爲め、インターナショナルは動搖し、ロシア革命が勃發するに及びボリシエキストは從來のインターナショナル社會主義(社會民主主義)と區別して、自己の革命的社會主義を呼ぶに共産主義を以つてし、共産主義は勞農主義の意味で今日普及するに至つた。されどこれは論理的の共産主義と必ずしも一致せず、ロシアの勞農主義は事實上に於て寧ろ集産主義と稱すべきものである。論理上の共産主義の定義に就ては、別項『社會主義』を見よ。

共産黨(キョーサントー)
共産黨とは共産主義者の結社をいふ。然し共産主義なる言葉は歴史的に種々なる意味に用ゐられ、ある時代に於ては改良的社會主義を意味し、ある時代に於ては革命的社會主義を

意味したことがあつたので、所謂共産黨なる言葉は本來の共産主義者の結社ばかりでなく、かゝる歴史的事實によつて今日の社會黨と同一の意味を有してゐることがある。即ち十九世紀の中頃に於ては、勞働階級の革命派が小ブルジョアの社會主義と區別する爲に共産主義といひ、革命後のボリシエキキが第二インターナショナル派と區別するにボリシエキズムを共産主義と呼んでゐるのである。而して一般に共産黨といふのは、此後の意味に於ける共産主義の結社を指してゐる(『共産主義』『インターナショナル』參照)。かゝる意味の最初の共産黨は、一八四七年に倫敦に成立したる『共産主義同盟』である。同盟の濫觴とも目すべきは、一八三六年パリ滞在の獨逸亡命客が、ワイトリングの思想を精神として作れる秘密結社である。然るに一八三九年のバリ騒擾が起るや、この結社に屬する亡命客は悉く追はれて倫敦に逃れ、其處に勞働者のための一の研究的集團を作つた。この研究會には單に獨逸人のみでなく、匈牙利・波蘭・丁抹・瑞典の亡命客や、英國の不平家が加はつてゐた。多くの團體は倫敦を中心として勢力を増し、國際的にも種々の運動を策してゐた。それと共に陰謀的な秘密結社の性質を

改め、一八四七年の春に至り「共産主義同盟」と名乗つて第一回大會を開き公然宣傳團體たる性質を現はした。この頃マルクス、エンゲルスの二人は、巴里又はブラツセルにあつて社會主義に關する新しい説を發表してゐたが、共産主義同盟は次第に二人の意見に感化せられ、遂に二人を同盟に加へると共にその大會を同年の冬、再度倫敦に開催するに及び擧げられて共産主義同盟の宣言起草委員に選舉された。かくして翌年二月初旬に發表した宣言こそ、有名なる「共産主義宣言」に外ならなかつた。「共産主義宣言」然るにこの宣言の發表された二月の二十二日に至り、歐洲はまたもや巴里を中心として戦火が點せられ、労働運動も影を潜めざるを得ないやうになつた。斯くして共産主義宣言も何等の反響を呼ばず、共産主義者同盟も一八五二年に至り自然解散の運命に陥つてしまつた。これ最初の共産主義の没落である。

次の共産主義はボリシエキを中心とする第三インターナショナルである。ボリシエキは社會民主労働黨中の多数派であつて世界戦争前は露國に於て存在するを許されなかつた政黨であるが、一九一七年の十一月ボリシエキの頭目レニンは、ケレンスキー政府

を倒して政權を奪ひ在來のボリシエキの外に社會革命黨中の敗北派(チエルノフ、ゴーツ等を領袖とす)マルトフル派、トロツキ一派の勞兵會過激分子等を加へて、巨大なる一勢力を形成するに至つた。茲に於てレニンは内に在來のボリシエキ正統派の外の勢力を含み、外に社會主義と呼ばるる第二インターナショナルと區別せんため、ボリシエキを共産主義と呼び、ボリシエキを共産黨と改むるに至つた。斯くして共産黨の政府をモスクワに置き、ベトローグラードにその別働隊たるベトローグラード共産委員會を設け、チタに極東共産黨政府を樹立せしめた。「ボリシエキ」「ボリシエキズム」「インターナショナル」(参照)。

その他共産黨と名乗るものは、米國を始めとして他の諸國にも數種存在したけれども、それは概ね規模も小なるものであつて特別に記すまでの事はない。

共産黨事件(キョーサントーシケン)

共産黨事件とは、堺利彦、山川均、佐野學等の社會主義者が日本共産黨なる秘密結社を組織してゐたと傳へられる事件のことである。即ち大正十三年五月五日、東京地方裁判所檢事局は警視廳と共に、突如社會主義者の檢擧

唱したことを、端なくも警視廳の捜査を受け、右書類が押收され遂に發覺するところとなつたのである。檢擧に先だつて、佐野學、高津正道等は何れかに行方を晦まし、豫審終結の際も猶所在不明であつた。事件發覺の當時は恐るべき陰謀として世人の耳目を聳動したが、然し云ふに足る程の根據を有するものではない。起訴されたものの氏名は左の通りである。

- 堺利彦、山川均、猪俣津南雄(早大講師)、小岩井淨(辯護士)、徳田球一(辯護士)、市川義雄、松浦啓一、渡邊眞藏、渡邊政之助、浦田武雄、西雅雄、市川正一、野坂三二、上田茂樹、橋浦時雄、田所輝明、吉川守邦、荒井邦之助、高野竹治、中曾根源和、川内只彦、高瀬清、田代常二、佐野學(早大講師)、辻井民之助、荒畑寒村、山縣懸藏、近藤英藏、高津正道、川崎悦行。

共産黨宣言(キョーサントーセンゲン)

共産黨宣言は一八四八年にマルクス及びエンゲルスによつて發表せられたものである。當時ロンドンに於て國際的社會主義者の團結たる「共産主義同盟」なるものが起されてゐたが、この同盟の大會の決議によつてマルクス説が採用されるに及び、彼はエンゲルスと共に

に共産主義同盟の爲に、その理論上及び實際上の綱領を書き上げた。これが即ち共産黨宣言(Communist Manifesto)に外ならない。その意味に於て共産黨宣言は管にマルクス學の古典として文獻的に重要であるのみならず、社會主義の運動史上に、一時期を劃したるものとして知られてゐる(「共産黨」参照)。

「一箇の妖怪が歐洲を徘徊してゐる——共産主義の妖怪。古歐洲の全權力者はこの妖怪退治のために神聖同盟に加入した。法王及びツァーもメツテルニヒもギゾーも、佛蘭西の急進黨及び獨逸の警察も」といふ一句に始まり、「……階級をして共産的……の前に戦慄せしめよ。労働者の失ふところは鐵鎖のみ、而してその得る所は全世界である。萬國の労働者團結せよ」の有名なる一句に終るまで、すべて四節より成つてゐるが、そのうちで第一節の「有産者と無産者」なる部分は、經濟學批判の序文と共に、唯物史觀の要點が語られたものとして有名である。

「——資本階級がこれを基礎として勃興するに至つた其生産手段と交通手段は、既に封建的社會に於て作り出されたものである。これらの生産手段及び交通手段の發達が一定の階段に達する時は、封建的社會が依つてもつて

に着手し、爾來取調を續けてゐたが大正十三年一月山川均の起訴を最後として檢擧を打ち切り、二月十六日には豫審終結し、三十名の社會主義者が治安警察法違反で東京地方裁判所の公判部に廻されることとなつた。豫審決定書に依ると、彼等は勞農獨裁の社會を實現せんが爲め、大正十一年十一月頃から各自宅に會合し、十二月に至つて日本共産黨なる秘密結社を組織するに至り、十二年三月には起訴された三十名の被告が之に加入したのだといふ。大正十一年一月頃、第一回委員會を開き黨規の改正を行ひ、堺利彦を總務幹事長、佐野學を國際幹事、吉川守邦を會計幹事に擧げ、三月に至つて綱領起草委員を設け佐野學之が委員長となつたが、綱領の起草及び議國モスクワに派遣すべき代表者の選定を協議す可く、三月十五日第二回委員會を開催した。そして荒畑勝三がモスクワに派遣すべき代表に選定された。事件の發覺の端緒は同年四月早稲田大學内に於ける軍事研究團と社會主義團體なる文化同盟の衝突にある。この衝突を見て、佐野學は社會主義者の檢擧を豫想し早大研究室内に隠匿して置いた黨の書類を取出し、之を元嶺天濤谷本次郎なるものに託して保管せしめた。しかるに濤谷等が革命歌を高

生産及び交換を営みしところの關係が、即ち農業及び工業に關する封建的所有の關係が、すでに發展せる生産力に對し、最早や適應し得ないこととなる。これらのものは生産を奨励する代りに却つてこれを妨げることとなる。これらのものは正に夥多の障礙物となつてしまふ。従つてこれらのものは崩壊されなければならぬし、果してまた崩壊されてしまつた。

「これに代つて自由競争なるものは、これに適合せる社會的及び政治的の制度と共に、又有資者階級の經濟的及び政治的支配と共に現はれ來たつたものである。有産者階級はその百年足らずの階級的支配の下に於て、總ての過去時代を總合せるよりも尙ほ廣大なる生産力を作り出した。自然力の征服、機械工業及農業上に於ける化學の應用、汽船、鐵道、電信全大陸の開墾、河川の開通、魔法にて喚び起せるごときこの人類——誰か前世紀に於て斯る生産力が社會的労働の裡に包含せらるゝことを思ふたであらう。

「かくの如き偉大なる生産手段及び交通手段を魔法の如くに喚起せし資本家的の生産關係及び交通關係は——資本家的の所有關係は——現代の資本家的社會は、今や恰も魔術師が

自ら呪文を唱して諸々の下界の力を喚び起し
ながら、最早やこれを制御するの力なきに至
れると相等しい。數十年以來の工業及び商業
の歴史はたゞ現代の生産力が現代の生産關係
に對し、謀叛を試みつゝある歴史である。
吾人はその證明として、かの商業上の恐慌—
—一定の期間を隔て、繰り返へし來襲するこ
とにより常に有産社會の全存在を脅威しつゝ
あるところの商業上の恐慌——を挙げれば十
分である。……有産階級が封建制度を顛覆し
たる武器そのものが、今や却つて有産階級に
向けられてゐる。有産階級は常に自己を死に
致すべき武器を鍛錬したのみならずその武器
を揮ふべき力をも産み出した。——現代の勞
働者、無産者が即ちそれである。』
以上が共産黨宣言の中に於て、特に注意さる
るところの第一節の唯物史觀に關する要領で
ある(『唯物史觀』參照)。

臣・親方・職人・農奴があり、封建制度の崩壞よ
り產出したる近世の町人的社會も、新なる階
級と新なる壓制手段と、新なる争闘を齎らし
てゐる。しかし有産者本位の社會に於ては、
階級的對立を單純化するを以て特徴とす
るが故に、全社會は擧げて二個の敵對せる階
級、即ち有産者と無産者に分裂しつゝあるこ
とを説いてゐる。

強制保險制度(キョウセイセーホ)
強制保險制度とは國家が立法を以て強制的に
労働者を保險組合に加入せしむる制度をい
ふ。例へば獨逸の規定を見るに、特定種類の
工業労働者は疾病組合に、鑛山労働者は鑛夫
保險組合にその加入義務を強制されてゐる。
これは労働者に加入義務を負はしめる事によ
り、前者に於ては疾病の場合、後者に於ては
疾病及び老病の場合に對して、有効なる保險
を行はんと試みた結果である(『労働保險』參
照)。元より國家として労働者が疾病に罹つ
たり、老病に際する場合の必要として、労働
者に保險の加入義務を強制したのであるが、
この制度は理想として非難すべき理由がなか
つたに拘らず、實際に於ては幾多の弊害を醸
したものであつた。即ちその一は被保險労働
者は、市場に放ける需要の減退(一)に、或は

雇主の意思如何によつて、失職せねばならな
い位置に置かれてゐる者であるが故に、保險
料を支拂ひ得る唯一の財源を喪失するので、
組合は労働者が疾病乃至老廢に際したる時
き、十分なる扶助を與へる事が出来なかつた。
この事實は逆に被保險者が失職・處刑等の事
故によつて必要なる掛金を支拂ひ得ないが故
に、疾病・老廢の時機に際しても保險上の扶
助を受け得なくなる。それがため被保險労働
者は解雇されれば直ちに扶助債求權を奪はる
結果となるを以て労働者の雇主に從屬する
程度を一層大なるものならしめる。即ち労働
者が如何に不利なる條件を與へられても、保
險を得んとすれば諸々として處使に甘んじな
ければならぬのみならず、終始雇主によつ
て脅威されてゐなければならぬのである。
故に強制保險制度は労働者の能力の自由なる
展開を阻止するのみならず、労働者に何等の
現實的保證をも與へるものではない。此意味
に於て強制保險制度は、任意的協濟組合より
も幾多實行上の缺陷を有するものである。

競争衝動(キョウソウシヨウドー)
競争衝動の發露は動物界に於て明白露骨に觀
取ることが出来る。動物界に於ける競争を
其對象に從つて分類すれば、(一)食慾によ

る競争、(二)性慾による競争、(三)優勝慾に
よる競争となる。その中最も強く根本的のも
のは食慾である。性慾に關するものは亦食慾
と相關聯すれども、其特色は性慾の満足を得
れば直ちに消滅する事にある。優勝慾に關す
るものは複雑で實は前二者の何れかに基くも
のであるが、直接の目的をそれに置かず、ま
た發生的には食慾又は性慾に原因するものも
發達した形に於ては優勝の爲めの優勝慾とな
る。人間の競争衝動も分析すれば結局右と同
様となる。たゞより複雑であり、露骨でない
と云ふ相違を存するのみ。兒童に就きその發
達を見ると食慾及び優勝慾に關するものが先
づ起り、青年期に近づくに従つて性慾に關す
るものが現はれて來るのである。

供託(キョトウ)
供託とは第三者をして或る物品を保管せしむ
ることを言ふのであつて、法律上の供託と云
ふのは明治三十二年に發布された供託法の規
定に依るものを指す。其規定に依れば、供託
を爲す可き場合に種々あるが、辨濟の爲にす
るものと、擔保の目的を以つてするものと
二種に大別されるのである。

場合、及び債權者を確知することが出来ぬ場
合に、債務者乃至その他の無償者が、目的物
を一定の法定場所に託して、債務を免かるゝ
ものであり、擔保の目的を以つて爲す供託は、
訴訟行為その他或る行為をなすに際し、裁判
所の命令又は相手方の請求によつて、その擔
保として物品をば供託するのである。

債務辨濟の爲めに供託を爲す以上は債權者に
過失ありとしても、債務者には過失のないも
のである。然るに若し供託を爲すことに依つ
て、債務を免かれる事が出来ぬものとすれば
債務者は債權者の過失乃至任意の行為の爲め
に、不當の損害を負ふこととなるのである。
故に供託を爲すことに依つて債務を免かれし
むる規定が設けられたのであるが、辨濟の目
的物が供託に適せず、又は滅失毀損の虞れあ
るとき、またその保存に多大の費用を要する
ことある時は、辨濟者は裁判所の許可を得て
これを賣却し、現金に換へて供託することを
許されるのである。

擔保の爲めに供託が爲されるのは、民事訴訟
の爲めに行はれる場合が最も多く、その他の
目的の爲めに行はれたる事は、比較的少い
のである。民事訴訟法の規定する所に從へば、
訴訟の當事者が特別の合意を爲してゐる場

合、裁判所の意見に一任する場合を除き、裁
判所が擔保に十分であると認める丈の、現
金乃至有價證券を供託せねばならぬ事となつ
てゐるのである。

協約労働(キョウヤクロウドー)
協約労働とは現在の契約労働に基いて、労働
者の團體と、雇主若しくは雇主の團體とが、協議
して豫め團體の労働條件を決定し置き、各勞
働者は其協約の範圍内に於て、雇主との間に
夫々箇別の契約を結ぶことであつて、その目
的は、労働争議の未然に於て有利な労働條件
を決定するにあり、労働組合の發達に從つて
最近に現はれ來つた現象である。

協約労働が行はれるときは、原則として雇主
は協約の最低限度以下に労働條件を低下せし
むることが出来ず、又労働者はその最高限を
超えた要求をする事が出来ないものである(但
し最高限を定めない場合もある)。而して協
約は一定の年限を定めて有効期間とし、年限
が盡きれば、更に新たに締結するのである。
故に特別の事情がない限り、この期間内に於
て同盟罷工は起らならないことになるのであ
る。協約は以上の如き効能を有してゐると
もに、次の如き欠點を有してゐる。(一)協
約の更新に當つて兩者間に意見の不一致を見

るときは大規模の争議が惹起されること。
 (二) 法律は契約を認めるが協約を認めず、
 萬一協約を無視するものが生じた場合に何等
 の法律的制裁も行はれないこと(但し瑞西の
 新協約法第三百三十二條には「雇主又は雇主
 團體と、労働者又は労働團體との契約により
 雇主及労働者間の労働關係に付き一定の規定
 を設けることを得」同じく第三百二十三條に
 は「共同労働契約に従ふべきことを約したる
 雇主及労働者の締結したる雇傭契約の規定に
 して、其共同契約に定めたる條項に牴觸する
 ものは之を無効とす。無効の規定は共同労働
 契約の當該規定を以て之に代ふ」と定めてあ
 る。他の國には未だかゝる法律はない。(三)
 經濟界の事情に激變の生じたときは、協約は
 全然効をなさなくなる。(四) 協約作成
 の上に於て、一地方丈の協約にすべきか、
 全國に亘るべきか、一工場限りにすべきか、
 一工業全體となすべきか、また期日、労働周
 旋、論議調停の機關等に就て幾多の困難を孕
 むこと等である。

働者の数は三百萬人に達したと云ふことであ
 る。我國には未だ斯かる事實の存することを
 聞かないのであるが、近年労働組合が起すに
 至つた團體交渉權獲得運動は、労働團體たる
 組合が労働者個々に代つて、雇主に交渉する
 の權能を獲得せんとするのであつて、協約勞
 働への一傾向と視ることが出来るのである。

共和政治(キョウワセーヂ)

共和政治とは共和政體による政治といふ意味
 であつて、本來は政體上の區別によつて設け
 られた名稱である。即ち共和政體は其原理と
 して主權が人民に在りと解するもので、人民
 各自が主權を行ふ事が出来ないから國法の擬
 制によつて大統領と名づくる國の元首を造り
 出し、統治權總攬のことに當らしむる政體を
 いふ(政體參照)。故に共和政體とはその形
 態より謂へば、世襲君主が國の主權者ではな
 く、人民によつて選舉された大統領を以て
 これに代ふる政體をいふ。尤も共和政體はそ
 の原理として主權が人民にありと解するもの
 であるが、たゞ人民自らが各々主權者となつ
 て主權を行使する事が出来ない理由があるを
 以て、君主政體に擬制して大統領なる元首を
 造り、選舉によつて即位する君主とその地歩
 權能を同じからしめ、統治權總攬の事務に當

らしめるものである。故に共和政體に於ける
 大統領は、對外的には國家を代表し、對内的
 に國家の各機關の上に立つてこれを監督する
 のである。かくの如き命令と服従の國家組織
 を共和政治と呼ぶ。斯る共和政治は古代希臘
 の民主諸國の間に、國民直接政治の名に於て
 行はれてゐたが、しかしこれは寧ろ家長の連
 合會議によつて政務を處理してゐたものに過
 ぎなかつた。共和政治と呼ばれるものはその
 他にも存在したけれども、これらの諸國は單
 に世襲君主を有せざるのみであつて、自ら政
 權を握る階級が存在し、自ら實權を握る政
 治家が存在してゐて、政府の武斷專制による
 專政政治を特色としてゐた。然るに十八世紀
 に至り北米合衆國が獨立して共和政體を組織
 し、佛蘭西が革命以後共和政體に變更されて
 以來、共和政治は歐羅巴に行はれる様になつ
 た。これ等諸國は悉く近世國家に立てる民主
 的共和政治を行ふもので、少くとも現在に於
 ては共和政體は專制政治を伴ふことなく、必
 ず民主的政治によるものと解されるやうにな
 つてゐる。即ち人民主權説が、その基礎原理
 とされるやうになつたのである。斯る共和政
 治の原理を説いたものは、和蘭の哲學者スピ
 ノザであつた。彼れの解釋に従へば主權とは

國家の全局を支配する主權であつて、單一
 なる自然人の力を以て、これを行使するは不可
 能なるを以て、君主政治といふことは、實際
 上あり得べからざるものとなした。故に共
 和政治を説く彼れは、主權が自然人たる元首
 にあるを認めず、主權は原理として人民にな
 ければならぬことを説いた。スピノザによ
 つて説かれたこの理論は、やがて民主的共和
 政治を説くものによつて繼承され、國民全體
 が統治權を行使する事が出来ない關係から、
 擬制的統治者とその統治機關とを設け、國家
 の政治を行ふものを共和政體と呼ぶやうにな
 つたのである。故に共和政治の議論には國家
 なるものが家長の命令と家族の服従によつて
 なされたる家族制度の發展したものと解する
 説もあり、國家發達の歴史とは一致しない節
 もある。此點はグロチウスの如き君主政治
 を説く者の非難する所であり、且つ共和政治
 は大統領の如き擬制的元首を造出するを以
 て、君主政治の變態に過ぎないとなす點であ
 る。

救貧負擔(キョーヒンブタン)

救貧負擔とは公共團體が救貧費に充當するた
 めに、特に設定して賦課徵集する救貧税及び
 救貧收入に對してこれを總稱して命名したる

名稱である。故に救貧負擔とは公共團體の設
 定に係る救貧事業のために、特に人民が負擔
 する租税その他をいふ。公共團體が救貧事業
 に自ら當るといふやうになつたのは、最近の
 事實であつて、その必要な財源を捻出するに
 際しては、特種の税目を起すか(救貧税)、然
 らずんば救貧税以外の租税を以て、(救貧收
 入)その收入の一部若しくは全部を支辨せざ
 るを得ない。之を救貧負擔と呼ぶのである。
 然し私設の救貧事業に對して、公共團體より
 これに補助するやうになる事があつても、こ
 れは固有の意味に於ての救貧負擔とはいはな
 い。蓋し私設の救貧事業を補助するために、
 特に一種の救貧税を賦課するが如きはあり得
 ないからである。尙ほ救貧負擔中には、基本
 財産上の收入や、個人の寄附金の如きを含ん
 でをらない。蓋し之もまた個人の寄附金や、
 基本財産上の收入に對して、一般人民の負擔
 と見る事が出来ないからである。これを要す
 るに、救貧負擔とは救貧事業のために一般
 人民が、特に負擔する租税の謂であつて、それ
 に救貧税と救貧負擔との二種が存する(救貧
 税「救貧收入」參照)。

救貧收入(キョーヒンシュニユー)

救貧收入とは、救貧税以外の租税又は手数料

の謂であつて、救貧費用の一部を支辨するた
 めに徵收するものである。而してその課税の
 容體は、諸外國の例によれば娛樂的興行物に
 課する租税を以つて、主要なるものとしてゐ
 る。佛蘭西に於ては革命以前この種の税目が
 存してゐたが、その後暫らく廢止されてゐた
 のを、救貧收入として徵收するやうになつた。
 而してその税率は總收益の十分の一を徵する
 ものと四分の一を徵するものとの二種があ
 る。その徵收法の如きも、巴里は直接徵收法
 を採用してゐるが、その他の地方に於てはこ
 れを一種の受請制度として徵收する方法があ
 る。プロイセンも亦佛蘭西と同じく娛樂的興
 行物に對して課税し、これを以て救貧收入と
 なしてゐる。然るに獨逸聯邦内にもザクゼ
 ンの如く、畜犬税を以てその其途に宛て居る
 もの、墓地税を以てその收入とするもの等、
 種々なるものがある。併しその何れにもせよ
 救貧收入となすべき諸税は、畢竟支出税に屬
 すべきもので、比較的富者の負擔を以て、こ
 れに充當せしめてゐるのである。日本は救貧
 收入として徵する税種なく、僅かに基金制と
 一般課税制とを以てこれに充て、特別に徵收
 するやうな法制はない。

救貧税(キョーヒンゼー)

公共團體がその經營に係る救貧事業を維持するに、一般の租税によつて支辨するか、特に救貧収入によるか、或は救貧税を賦課するか、兩者その一を選ばなければならぬ。一般の租税によつて負擔するものを稱して救貧負擔といひ、特種の税目を設けて課税するを救貧税といふ。故にこの救貧負擔と救貧税を混同する論者もあるが、嚴密な意味に於ける救貧税とは、第三の場合を指示してゐるものである。救貧税を賦課してゐるものは英國のみである。救貧税が法律上の根據を有するやうになつたのは、エリザベス王朝の救貧法に發してゐるが、課税の客體は各寺區に於ける不動産上の純利益に對してであつた。現在は所謂混合制法を採り、地代或は賃借價格を純収益計算の基礎となし、この収益より租税及び公共の負擔を控除し、更に修繕費保險費を控除したものを、救貧税賦課の目的物としてゐる。

救助權(キユーリジメン)

一般に救助權と呼ばれるものは、國家がその制定したる救貧法によつて貧民に生活資料を給與するといふのであつて、嚴密な意味に於ては國家の慈善事業に屬し、個人の權利に屬するものではない。これを救助權と呼んで個

人の權利の如く解するは、自然法説が行はれるに及び、その原理たる平等なる生命身體の保全權なる觀念に基づき、貧民は國家によつて生活資料を給與する權利があるとされて以來である。自然法の原權を理論的に演繹すれば、むしろ當然法的社會主義のいふ生存權なる觀念に到達しなければならぬのである。一般の自然法論者及び法理學者は、巧みにその結論を避けて救助權なる新なる觀念を抽出したのである(『生存權』參照)。従つて一般の常識によれば、救助權は全く生存權と同義異語に解されてゐる。然し乍ら、救助權は國家の方面より見れば、貧窮とか、虛弱とか、癆疾とかいふ一定の條件の具はれる者に對する、單純なる慈善に過ぎないものであつて國家はその制定する救貧法によつて何等の法律義務を負擔してをらない。のみならずこれを人民の方面より見れば、救貧法より生ずる或る特定個人の利益を意味するだけであつて、國家に對する救助請求の權利を意味するものではない。これ即ち救助權と稱し乍ら實は眞の權利を意味するものではないのである。従つて生存權と救助權とは理論的に全然反對の立場に立つものである。然しながら、これを實際上から見れば、救助權は少くとも生存權

の一部分を充たしてゐると解すべきであるのみならず、その法律が愈々完成し、その適用の範圍が益々擴張せられたならば、貧民の多數は生存權を認められたる場合に受けると殆んど同様な利益を、現行の救貧法によつて受けることは、必ずしも不可能ではないのである。更に救貧法以外に種々なる労働保險法例へば疾病保險法・災害保險法・癆疾保險法・老年保險法・失業保險法等が施行せられ、又養老年金制度等が施行せらるゝことにより、生存權が實際上實行し得ると同様の種々の形態が行はれ得ることになる(『救貧法』『労働保險』『失業保險』『疾病保險』等參照)。これを要するに救助權の觀念は十六世紀に於て英國に發せし、十八世紀末より歐洲諸國に於て一般に國法上承認されて來たのである。即ち一七九一年及び一七九三年の佛國憲章、一七九四年の普魯西憲法等には貧民に労働又は救助金を與ふる義務を、國家又は公共團體に認むる規定が設けられてゐるのは、その觀念が國法上に承認されて來た事を語るものである。その後救助を受けるものゝ範圍が漸次擴張されると共に、その施設もまた擴張されて來てゐる。

舊救社會運動(キユーリジメン)

舊救社會運動とは、十九世紀中葉に起れる英國の基督教社會主義の範疇に屬し、現在も亦獨逸の舊教徒間に多少維持されてゐるところの、多量に社會改良の要素を含んだ社會運動である(『基督教社會主義』參照)。其主張によれば、基督教は人類共同の祖先より出でたものであり、従つて國民は悉く平等であらねばならないとするものである。この理想に従つて基督教は奴隷を解放し、今は労働者を解放するのだと宣告する。さればといつて基督教及び教會が直接に外的手段で社會を改革するといふのではなく、先づ人間の精神を改造するところから出發するといふ。この意味で舊救社會運動の立場は、英國の基督教社會主義と同じく、労働階級及び資本階級の自助的救濟策を採り、主として任意主義を以てその根據としてゐる。而してその實際運動の方面を見るに、旗幟が精神改造にあるを以て、目覺ましき運動は見られなかつた。しかし獨逸の中央黨なるものは主として舊教徒より成立してゐるので、同黨が労働者保護問題國家社會主義的政府案、労働者保險強制案、災害保險等に對して採つた態度は、少くとも舊教徒たる實に副ふものと見るべく、而して彼等は常に社會主義案に反對して來てゐるにより、社

會政策的復古主義乃至は社會政策的急進主義の立場を持つるものと見ていい。
給料(キユーリジメン)なる言葉は、種々なる場合に用ひられてゐて、明確なる定義を下し難いものである。私人の營利會社などの使用人が給與される報酬を意味する場合もあれば、下士兵卒又は雇員に對して國家が支給する金銭上の給付を意味する場合もあり、又自治團體に於ける事務職の吏員、即ち有給吏員に對して、その職務の繼續報酬として支給する金銭を指す場合もある。
現行法の上では主として最後の場合に用ひられてゐるが、これとても確定してゐるものではない。然し何れにしても一定の勞務に對する報酬であることには變りがなく、不定の勞務に對して與へられるものは給料と呼ばれ、事がない。又賞費辨償の性質を持つ日當のごときものは、勞務の報酬と云ふことが出來ぬので、給料と呼ばれる事がない。給料は一定の報酬に對し、一定の期間に於いて支給されるものであるから、臨時に支給されるものは何種類のものでも給料ではなく、又年金扶助料などの如きものは、服務の終了した後に與へられるのであるから、一定の時期に支給さ

れるものであつても給料とは云ふ事が出來ぬのである。
救世軍(キユーリジメン) 救世軍は基督教の一派であつて、ウィリアム・ブリスの創設に係る。此教派の特色はその制度を軍隊組織に倣つた事と、その性質が單なる宗教運動を超えて、一種の社會運動の色彩を濃厚ならしめる點に存する。救世軍の濫觴は、一八六五年ブリスが東ロンドンの貧民窟傳道を起した時に發してゐる。而してそれが救世軍と稱するに至つたのは一八七七年以來である。救世軍は自ら The Salvation Army と名づけたるだけであつて、神の軍隊現役義勇兵たる事を期してゐた。故にその運動方法の如きも獨特なものであつた。即ち其の目的となした所は、單なる精神改造のみでなく貧民・失業者・墮落者等に對する實際的救濟に存してゐる。救世軍の事業は幾多の反對迫害を経ながら、その社會改良の事業に貢献した功績は甚大なるものであつた。今その功績の一端を數字の上から調べて見ると、その社會改良の事業に資した跡を窺ふに足るものがある。一九一〇年度の救世軍年鑑によれば全世界にある同軍の社會事業部の數は九〇五、貧民學校は五二二に及んでゐる。更にこの社

會事業なるもの、事蹟を擧げれば次の如きものがある。安宿及安料理店一〇五（内男子八四、女子二一）、勞働寄宿舎二二（内男子一〇三、女子九）、而してこの一年間の宿泊者延人員六百餘萬人、食事總數一千萬餘回を算してゐる。勞働紹介所の五十八支部が一年間に職業に就かした人員五六・三七一人で、その上救世軍經營の工場一三、勞働場四、薪割場一六を有し、こゝに收容した人員は五九・七四三を數へてゐる。尙ほ救世軍の社會事業としては、出獄人救濟所を設け、その支部數五十八、救濟人員二・二七〇、酒呑感化院支部數六、收容人數一七四、育兒院及び保育所を設け、兩者を合算して五十九、收容人數二・八七〇等の成績を擧げてゐる。もし夫れ救世軍の大事業たる婦人救濟事業に至つては、婦人ホーム數一・一八を有し、一年間に收容し、その中堅實なる方面へ救濟し得たものは六・一三七人に及ぶといふ。その他妊婦預所二一、農業部一七、貧民宿傳道部一四七、病院、村落銀行等は八六を數へてゐる。以てその一半を知り得べきであらう。

統計によれば小隊數六十二、信者（將校、下士、兵卒）六・七七〇人で、天主教會に次ぐ多數である。日本に於ける救世軍の事業としては、何人も知る如くその功績の第一は娼妓の自由廢業を公認させた事と、貧民宿に對する慈善袋の施與であらう。然し出獄人救濟所、水夫館、失業者救濟所、安宿、禁酒、簡易食堂、失業外國人救濟所、學生寄宿舎、陸海軍人ホーム等の事蹟を残してゐる。然し何といつても目覚ましきものは墮落婦人を救濟する婦人ホームである。その數僅か二個所に過ぎないが、今日まで茲に收容した延人員二千人を超え、約八割をしてその後堅實な道に進ましめつゝありといふ。その他貧民病院及び附屬看護婦學校の設立、大規模なる失業者救濟機關等の新事業は未だ思ふ様に計畫が進んでをらないと聞く。

M

マーカンチリズム

【概説】 マーカンチリズム(Mercantilism)はキトマーカンチル・システム(Mercantile system)とも言はれるもので、重商主義と譯される。マーカンチリズムは、十六世紀頃から十八世紀頃までの間、歐洲諸國に於ける政治經濟思想の基調となつてゐたもので、商工業の保護政策によつて、國民經濟の發達を促進せしめ、それによつて國家の發達を計らんとせるものであつた。

【發生及びその發達】 十六世紀以前に於いては、今日の所謂國家なるものはなく、従つて今日の統一的商業政策なるものもなかつた。即ち國家は無數の小邦に分たれ、封建諸侯、自治都市等が各地に散在して居り、各々政治經濟上の獨立を保つてゐた。その上ギルド(『中世ギルド』參照)、ツンフト(『ツンフト』參照)等の手工業者の自治的組合が勢力を得てゐたので、商工業は各都市、諸侯乃至はギルド等の自治的組合による極端なる保護主

義・干渉主義・排外政策の下に行はれてゐた。然るに東印度航路と亞米利加大陸とが發見されて以來、歐洲諸國の政治狀態・經濟狀態は全く一變される事となり、政治上には中央集權制度が成立し、漸次に統一的近世的國家が發生して來たのみならず、經濟上にも國家的統一が行はれ、初期の國民經濟が成立する事となつたのである。此の政治的、經濟的統一は相互に甚だ密接な關係を有してゐるのであつて、産業を發達せしめ、外商を驅逐し、植民地の獲得、航海の發達を圖つて商品の販路を擴張し、金銀の吸收に努めることは、直ちに國家の富強、繁榮を計る所以とされた。この目的を達成する爲め、國家は商工業の保護干渉を盛にす可きものであるとの思想が生れたが、此思想及び是に伴ふ制度をマーカンチリズムと云ふ。故にマーカンチリズムは、決して單なる經濟上の保護主義でも、商業干渉主義でもなく、經濟上の富強を計ることに依つて、國家の完成と發達とを期せんとする思想であつたのである。マーカンチリズムが貿易の振興と金銀の吸收とに傾き過ぎる傾向があつたことは、當時の歐洲國家の完成が、主としてかゝる條件の如何によつて決定される可き状態にあつたからで、貿易振興・金銀吸收が、

必ずしもマーカンチリズムの全目的ではなかつた。

當時歐洲各國に於いて採用してゐた所のマーカンチリズムの政策の中で主要なるものは、關稅政策・植民政策・海運政策・貿易特許制度・貿易禁止制度・掠奪的戰國政策・金銀吸收政策等であつた。即ち内地の關稅を撤廢して、國境關稅を設け、外國の海運を壓迫し、植民地を獲得して販路の擴張を計り、武力的戰國によつて自國の富強を企て、貿易特許制度によつて國家の監督を便にし、貿易禁止によつて幼稚なる工業を保護して金銀の吸收に努めることにあつたのである。

【マーカンチリズムの落着】 マーカンチリズムの政策は斯くの如く金銀の吸收に努める事を大なる特色としてゐたが、その手段は直接的から間接的に、消極的より積極的にと進展し發展し、その學說も亦著しい發展を遂げて一時は全歐を風靡してゐたが十八世紀の後半以後は次第に衰微して來て、フランス革命當時には遂に全くその影を没して終つた。これはマーカンチリズムの目的たる統一的、近世的國家の成立が完成され、經濟上の發達も進んで來たので、反つて保護干渉政策よりも商工業者の自由行動を必要とする時代に達し

たからであつて、技術及び交通の發達、海外市場の膨脹、貨幣經濟の進歩、信用組織の發生等は次第にマーカンチリズム的束縛を苦痛とするに至つたのである。かゝる經濟上の關係に附隨して、自由主義的思想の勃興して来たことも、またマーカンチリズムの餘命を縮むる重大な原因の一つで、自然法哲學を背景とする國家觀・社會觀は人類社會には自然界に於けると同様に、人類の行爲を支配する機械的法則があり、如何なる行動が此の法則に適合するかは行爲者それ自身のみで定ると教へ、故に國家は一切の干渉を排し、個人を自由ならしめて自己の利益の爲めに活動せしむ可きことを説くに至つたのである。フランスに於けるフイジオクラット(フイジオクラット「参照」は、實にかゝる個人主義・自由主義の先驅だつた。その後アダム・スミスがでてフイジオクラットの思想を祖述し、個人的自由主義の經濟觀を組織するに至つてからは、約三世紀に亘つて行はれてゐたマーカンチリズムも全然その勢力を失つて終つたのである。

マクドナルド(ラムセイ)

マクドナルド(Ramsay Macdonald)は英國労働黨の領袖で、一八六六年スコットランドのロ

ッシーマウスに生れ、教育を受けた。一九〇〇年から一九〇二年迄労働黨の秘書であつたが、一九〇六年初めて下院に議席を得るや、労働黨の議長となつた。爾後、彼は指導者の地位に立ち一九〇九年に及んだ。一九〇二年『エコー』紙の爲に南亞弗利加を訪れ一九〇九年『デーリメール』紙の爲に獨逸を訪うた。彼れは一九一一年の英國の鐵道罷業に當り政府を援けて鎮撫に力を盡した。一九一二年には印度の公益事業に關する王室委員會の一員となつた。一九一四年一月労働黨内閣を組織し其總理大臣となる。社會主義叢書の出版者として彼は印刷業に従事する婦人の社會學的研究を出版した事がある。アデルハイドの『婦人労働者の自傳』及びムーアカーディー・ラツダックムードの『印度の根本的統一』に序文を書いた。その外彼の著書としては『社會主義と社會』『社會主義と政府』及び組合主義の立場よりサンヂカリズムを攻撃した『サンヂカリズム』等がある。

マンチエスター學派(——ガクハ)

第十九世紀の前半英吉利に於て自由貿易を唱道した人々の一團を指し延いて經濟生活の自由放任主義を提唱する學徒を呼ぶ名稱となつたものである。その淵源はアダム・スミスに

發する。スミスの經濟的自由主義説はリカルドを経て、英國に大いに勢力を得たのであるが、未だ實際には保護干渉主義が行はれて居つたので、マンチエスター商業會議所を中心とする自由運動が猛烈に起つた。穀物關稅撤廢運動に至つて頂點に達したのである。コブデン、ブライト等は該運動の指導者たる地位に立ちマンチエスターの商人並に製造業者等が之に参加したのである。斯くて該運動はその名を外國に知られてマンチエスター黨と呼ばれ、其提唱する自由貿易主義は又マンチエスターの名をもつて呼ばれたのである。故にマンチエスター學派なる名稱は本來なればマンチエスター運動とも呼ばるべきものであつて、學派と稱するのは少しく穩當を缺く憾がある。彼等の主張はセーによつて佛國に移入され、フアウエル、ミハエリス等によりて獨逸に移植され、十九世紀中葉の歐洲の思想界及實際社會に一大運動を惹起し、而して彼等自由放任論者を呼ぶにマンチエスター學派とするに至つたのである。

マニユファクチュア

マニユファクチュア(manufacture)といふ言葉は、織維工業がその主要なる部門であつた爲めに、往々織物工業を呼ぶに用ひられ、また

日本では「製造業」と譯されてゐる。然しマニユファクチュアは織物工業を指すものでもなければ「製造業」の意味にのみ用ひらる可き言葉でなく、更に歴史的の意義がある。手工業及び機械工業と對立せしめてマニユファクチュアと言ふ場合には、手工業に次いで勃興し機械工業の發達するまで盛に行はれてゐた所の工業生産上の特殊の形式を指すのである。マニユファクチュアは手工業的熟練を基礎とする、工場制工業であつた。これを工場的手工業と譯するのは、蓋し此意味を採つたのである。マニユファクチュアにおいては、總ての操作が人間の手によつて行はれてゐた。然し乍らそれが手工業と異なるのは、一商品の生産に要する全労働が個々の獨立手工業者によつて果たされるのではなく、多數の賃銀労働者によつて爲されるところにある。従つて手工業者の作業が複雑多様であり、彼等の労働が孤立的であつたに反し、マニユファクチュア労働者の作業は頗る單純單調であり、且つ集團的にその労働を営まねばならぬのである。即ち馬車の製造を目的とするマニユファクチュアにおいては、從來獨立の手工業者であつたところの車匠・馬具師・裝飾師・塗繪師・硝子細工師等によつて、全労働行程の各部分が

果たされるのであり、これ等の手工業者は賃銀労働者として同一労働場に集められ、同一資本家の指揮命令を受けねばならぬのである。此の場合において、マニユファクチュアは協業によつて行はれると言はねばならぬが、また一の手工的作業を更に分化せしめることに依つてマニユファクチュアが行はれる事もある。例へば從來一人の手工業者に其全作業を果させてゐた針製造のごとき場合、同様の作業に従ふ多數の労働者を同じ労働場に集めてゐる中に、針製造に必要な作業の各部分を夫々の労働者に分割擔當せしめることとなる等がそれである。何れにもせよマニユファクチュアにおける労働者は、全く資本家の指揮命令の下に立つ賃銀労働者である。従つて手工業者のごとく獨立の目的意識を有することなく、只一箇の労働カククリにおいて、それ／＼他動的成分となるに過ぎぬのである。此の毎日單純なる作業のみを繰返さしめることは、労働者をして割當てられた範圍内の熟練を非常に増進せしめることとなる。且つまたその労働器具をも完成せしめるに至るのである。それは絶対に一作業のみに使用される爲め、以前の萬能の労働器具に比べて一層有效となつて来るからであつて、マ

ニユファクチュアにおける労働器具は次第に特殊的となつて行くのである。労働器具の著しい發達も、マニユファクチュアの時代においては、その作業の根柢を爲すところの手工的熟練を驅逐するに至らなかつた。而して此の手工的熟練と云ふことは、當時の労働者にとつて有力なる強味となつてゐたもので、器具の發達に對抗して手工的特徴を保持することは彼等の最も努力したところである。當時のマニユファクチュア賃銀労働者は相當の手工的熟練が必要であつた故に彼等は一作業に定着してゐることが出来たのである。然るに労働器具の發達が次第に進み、嘗ては労働者が爲したると同様の作業を爲す近世的機械が出現するに及んで、此の手工的特徴は全く驅逐されることとなつた。即ち爛熟せるマニユファクチュアは、近世の初頭に發明された種々なる新機械を生産するに足る組織的な工場を出現せしめ、機械工業の地均しを勤めたのであつて、機械の使用による手工的特徴の驅逐に従つて自然に滅亡せねばならなくなつたのである。かくて十八世紀の末葉以來マニユファクチュアはその生産界における地位を機械工業に譲り、今日においては極めて特殊の産業部内においてのみ、僅かにそ

の片影が見られるに過ぎなくなつたのである。要するにマニユファクチュアは中世手工業より近世機械工業に至る間の特殊の生産形態であり、而も資本制企業最初の形態であつた。中世の終りに於いて、手工業者の團體たるギルドが産業界に獨占權を握つてゐた爲め、ギルド組合員たる親方となることの不可能なる手工業職人が頗る増加してゐたのである。即ち工業の自由はこれ等不遇の手工業職人の叫ぶところであつた。然るに此の十四五世紀の頃においてアメリカ新大陸及び喜望峯航路の發見、アメリカの金銀鑛發見、東印度に對する劫掠等が引續いて起つた爲め、歐洲商業界は著しい緊張を示し、商業資本は急激に増加したのである。しかしして多額の資本を擁する商人はその資本を増殖する爲めに、これ等ギルドに依つて排斥されてゐる手工業者の勞働力を買ひ入れ、最初の企業生産を行ふこととなつたのである。故にマニユファクチュアは資本制生産の出發點であると言はねばならぬ。マニユファクチュアに於ては、從來の中世手工業とは異つて生産機關の所有者と勞働者との間に嚴然たる區別がある。従つてその勞働者と企業者とを結ぶものは、勞働力の取

引關係である。手工業における親方と職人の關係とは全く異つた性質を帯びて來た。即ち勞働力の商品化は此の時より始つたのである。マニユファクチュアはまたその企業家に對して、多量の餘剩價値を齎らし、その資本の蓄積を可能ならしめた。このことは技術上の條件とともに、近世の機械工業を出現せしめるところの重大な動力となつたものである。

マノール

マノール(Manoor)とは十一世紀の頃から十四世紀の終りに至るまで、英國に存在してゐた一種の莊園制度である。當時は交換の行はれる事が極めて例外的であつたので、主として農業を基礎とする自給自足の經濟が行はれてゐた。マノールは即ち斯かる自足經濟の一單位となつてゐたもので、村落とその隣接地とは領主に所有されて居り、住民は領主に隸屬し共同の勞働に従事し且つ種々の課税を負担してゐたのであつた。マノール全體の結合は極めて強く、領主はその上に鞏固な權力を把持して居つた。マノールは農業者の團體であつたが他の共産村落(例へばミール、マルク團體等)などは異つて、土地に對する所有權は領主のみに屬してゐたのである。そして領主

は一個のマノールを有する許りではなく、時には數箇のマノールを統轄してゐた事もあつた。マノールの住民には種々なる區別があり階級の異なるに従つてその領主より貸與される耕地の多少も決せられ、課税の種類も定められてゐたのである。住民の服すべき課税は主として領主の直營地に出でて勞働する事であつたがこれには毎週作業と特別作業の二種があつた。前者は毎週二三日宛の作業に従ふものであり、後者は毎年春秋二季のごとく、特に農業の繁忙な場合に、數日間の勞働に従事する事を言ふのであつた。この外にも尙種々の勞働に服せしめられたが、かゝる勞働力の提供のみならず、又一定の年貢をも納めねばならぬのであつた。マノールは又、その内部の秩序を維持する爲めに、作業の監督をする多數の役員を有し、裁判所をも設けてゐた。裁判所は三週間毎に開廷されるものであり、事件に關係のある者は悉く出席して、犯罪者の所罰、小作地の振替等を決定してゐた。そして若し特別の審議を要する様な犯罪が行はれた場合には、上級裁判が開かれる事もあつたのである。尙マノールでは、日常生活に必要な生産物が、すべて團體の内部で生産されて居つたので、水車・風車・手工場・鍛冶

屋・大工等を營む者もあつた。また教會も設けられてゐて、農業者が兼務する所の僧侶が祭祀のことを掌つてゐたのであつた。

マノールの住民は外部の者と接觸する機會が殆んどなかつた。然しマノールの内部に於ける生産力が次第に進み、生産物が過剩となつて來るに従つて、各マノールの接觸は次第に頻繁となつて來た。即ち生産物の餘剩を有してゐる各團體は自己の餘剩生産物を以つて交換しようとする要求を抱き、かゝる要求を充たす爲めに、各地に祭市・週市等の市場が開かれる事となつた。かくの如くして生産物の交換が規則的に行はれて來ると、マノールの住民も亦市場に赴いて交換を行ふ事になり、生産もまた交換を目的として行はれるに至るので、マノールの結合は次第に弛緩して來た。それに加へて、領主も亦交換によつて生産物を得る事を便利とし、住民をして勞働力を提供せしめるよりは、貨幣若しくは其の他の一般的に要求される生産物を以つて、年貢を納めさせるに至つた。故に住民は漸次自由なる小作人と化し、若し領主が勞働力を必要とする場合には、賃銀を以つて勞働者を雇ひ入れる外はなくなつて來た。即ち農業を基礎とする自足經濟に發足したマノールは、交

換が普遍的となり、商品生産が發達して來ると共に、次第にその結合を弱め、十四世紀の末葉に至つて終に崩壊したのである。

マルチブル・ストア

マルチブル・ストア(Markthale store)とは、大都會の中央に一の仕入部を設け、大規模に廉價に仕入れたる各種の物品を、少量づつ適宜に取揃へて市内の各所に設けたる小規模の販賣店に分配し、此處に於て顧客の需要に應ぜしむるものである。この制度は、英國に多く行はれ、ブーツ商會、リプトン商會等の如き代表的なマルチブル・ストアが存在してゐる。この新組織が商業上に現はれたのは、特に多數の製造家並に卸賣商から仕入物を取揃へる必要のあるもの、例へば賣藥・化粧品・食料品等の如きものに對しては、全體の仕入高が多い場合と少ない場合とにより原價の上に著しき相違を生ずるを以て、大經營組織を非常に利益としたからであつた。しかしこの種の商店はその組織が複雑であり、支店監督の方法も困難なので、未だ著しき發達を遂げてゐない。

マルク團體 (— マンタイ)

マルク團體(Markgenossenschaft)とは、獨逸に行はれてゐた村落共産團體で、中世の後半以

後特に著しい發達を見させてゐた。これはマルクと呼ぶ共有の土地に對して、共同の使用權を持つ者に依つて組織されてゐたものであり初めは一個の村落がその單位となつてゐた。然るにその發達に伴はれて、次第に多數の村落が一個の團體を形成するに至り一單位を構成するやうになつて來たのである。一村のみの團體は、通常小マルク團體と呼ばれ、數個の村落に依つて組織される團體は、大マルク團體と呼ばれてゐる。

マルク團體の共有土地は、單に耕地許りではなく、牧草地・放牧地・森林・原野・荒蕪地等もあつて、團體員たる農民は、初めは何れに對しても同様の使用權を持つてゐた。然るに團體の範圍が次第に擴張され、人口の増加が著しくなると共に、使用權の上にも自ら制限が附せられる事となり、且つ團體内には一定の規則が設けられるに至つたのである。即ち最初は、獨立の一家をなす者に對して、一樣に使用權が許されてゐたのが、新たに村落に移住して來た者や團體員としての一定の義務を果さない者には、それ／＼使用上の制限を設けられるに至つた。かくてマルク團體の中には一定の制度が生じ、役員が生じ、團體員の行爲は從來の習慣に基いて作られた規則の爲

めに制限される事となつて来た。かゝる制度をマルク制度と呼ぶ。即ち大マルク團體では種々なる役員があつて、團體の統轄、共有地の保護などに従つてゐたのである。併しマルク團體は、其後經濟上の發達が進み、農村の一部から市街地が發生するに至つて、次第に勢力を弱め、且つ政治上の干渉等を受ける事となり、遂に全く崩壊してしまつた。

○マルクス(カール)

カール・マルクス(Karl Marx)は一八一八年獨逸ツリエルに生る。その成人後の著書『猶太人問題』の中で猶太人に對する當時のプロイセン政府の暴虐なる行爲を攻撃した彼は、父から猶太人の血をうけてゐたのである。郷里普通學校卒業後、ボンヌ大學に入學し、後一八三六年ベルリン大學に轉じて哲學・法律學・歴史・文學等を研究した。彼がヘーゲル左黨の青年文學者の間に堅き地歩を占めたのはそれから間も無い後のことであつた。二十四歳の時、當時ライン地方に漲つてゐた反抗と自由の精神の中に身を投じライン新聞の主筆となり時の檢閲官と頑強に戦つた。一八四三年官憲は遂にライン新聞の發行禁止を命じた。其後彼は友人等と協力して『獨逸年報』を發行したが、之も亦前同様の運命に遭つた。

然し此事業を機縁として彼は終生の盟友エンゲルスと相知るを得たのであつた。一八四三—四年頃は、マルクスの内的生活に於ける重大な時期であつた。彼が社會主義者となつたのは其頃である。『獨逸年報』の廢刊後、マルクスはエンゲルスとの連名を以て『神聖家族』を刊行して、當時の思辨的哲學を痛烈に批評した。其後、彼の研究の對象は經濟學に向けられたが、一八四七年に發表された『哲學の窮乏』は、ドイツ哲學からイギリス經濟學への彼の研究の轉向の跡を示すものとして注目し得るものである。マルクスは、其間絶えず、普魯西政府に對する筆硯の戦を怠らなかつたが、其のため、同政府はフランスに迫つてマルクスを國外に放逐せしめた。彼は白耳義ブラッセルに奔つた。一八四六年、巴里在住の獨逸亡命者によつて『共產主義同盟』がつけられ、マルクスもその一員となつた。一八四八年、此同盟はその第二回大會の宣言の起草をマルクス及エンゲルスに一任した。かくして生じたものが即ち有名な『共產黨宣言』である(『共產黨宣言』參照)。共產黨宣言の發表後間もなくドイツに二月革命が起つた。その影響をうけてブラッセルにも不安の氣がただよひ始めた。白耳義政府は直ちにマルクス

を國外に逐ひ彼は巴里に奔つた。然し其後も依然として祖國革命の援助のために力を盡してゐた。やがて、彼の爲に革命的活動の舞臺が祖國にひらけた。一八四八年三月彼は祖國に歸り來つて先きに禁止されたライン新聞の再興を計畫した。六月、エンゲルス等をも記者として勇敢なる戦闘を開始したれども、またもや政府の爲に強壓せられ、翌年の五月には赤色に印刷された終刊號を出さねばならなかつた。一八四八年六月以降漸く衰へかけて來た革命運動は翌年九月再び燃え始めた。マルクスはフランスに奔つた。然し滞留を拒れたので、更に倫敦に奔らねばならなかつた。マルクスの一生に於ける最大の犠牲時代はこれより始まる。かの『共產主義同盟』は一八五二年末解散した。そしてマルクスは其後は主として科學的研究に従事し、一八五九年には『經濟學批判』を公にした。一八六四年、倫敦に集つたフランス、ドイツ、ポーランド、イギリス、アメリカ等の労働者の代表者の協議會を開いて、國際労働者同盟の設立を議した。一八六四年九月二十八日を以て、『國際労働者同盟』が倫敦に設立せられ、マルクスはその宣言・綱領等を起草した。十六年前共產黨宣言によつて叫ばれた『萬國労働者團結せよ』との

アピールはこゝにその一部分を實現したのである。そして此運動の中心人物はマルクス其人であつた(『インタナーショナル』參照)。マルクスは其間にも絶えず科學的研究に刻苦精勵してゐたのであるが、一八六七年、遂にかの不朽の名著『資本論』を發表した。『資本論』は三卷より成り、マルクスが生前に於て完成し得たのは其の中の第一卷のみであつた。未完成のまま残された彼の大偉業は、その盟友エンゲルスによつて繼承され完成されたのである(『資本論』參照)。一八七〇年に普佛戰爭が勃發した。翌一八七一年には有名な巴里コムミュンが起つた。萬國労働者同盟は労働階級の勝利のために之を指揮したが其効なくコムミュンは惨敗に終つた。コムミュンの意義如何その惨敗の經驗は何事を教へるか、マルクスによつて書かれた『佛國內亂』は此質問に答へてくれる(『巴里コムミュン』參照)。巴里コムミュン敗北後の萬國労働者同盟は、對外的並びに對内的に大なる變化を生じた。一八七一年にはマルクス派とバクーニン派との分裂を來たした。一八七三年のゼノア會議は同盟の解散を決議した。これより後、マルクスは主として學理の研究に従事しながら、各國、ことに獨逸の労働運動に絶えず怠らざる

注意をむけてゐた。そして一八七五年のゴータ大會へは、その綱領を批評せる貴重なる文獻を送つた。ロンドン生活は全部は、犠牲的であつた。彼の生涯の中でも殊に甚だしい苦闘の期間であつた。病弱と貧困とは容赦なく彼を苛んだ。一八七七—七八年の頃や、健康を回復したので、その手記の整理と、資本論第二卷の印刷の完成とに努力したのであるが、その努力の酬いらるゝを見る前に、彼は自己の勞力がやがて最後に近づくであらうことを認めねばならなかつた。南フランスへの轉地の後、一八八三年三月十四日この偉大なる魂は遂に此世から逝つたのである。彼の著作には次の如きものがある。『資本論』全三卷『剩餘價值學說史』『經濟學批判』『哲學の窮乏』『神聖家族』『佛國階級闘争』『革命と反革命』『ヘーゲル法理哲學の批判』『道德批判と批判道德』『歴史法學派の哲學的宣言』『デモクリタス及エビクターア自然哲學の比較』『價值・價格及利潤』『賃銀労働と資本』『路易奈翁』『猶太人問題』『自由貿易論』『共產黨宣言』等此等の著書は各國語に翻譯せられ、『資本論』を初め重要なものは、大抵みな邦譯されてゐる。

トマス・ロバート・マルクス(Thomas Robert Malthus)は一七六六年二月十七日英國サレリーなるドアクィングに近きルーケリーに生る。十歳のときよりリチャード・グレイヴスの黨陶を受け、一七八四年劍橋大學のジース・カレッジに入つて歴史・文學・哲學を修め一七八八年バチエラー・オヴ・アーツとなり、一七九五年マスター・オヴ・アーツとなり、一七九八年サレリーのオルベリーで僧侶となつた。マルクスは夙に著述家として立たんとするの意志を有し、一七九三年處女作『危機』(公刊せず)を著し、一七九八年には有名な『人口論』第一版を公にし、翌年獨逸・瑞西・諾威・芬蘭・露西亞に旅行し、一八〇二年更に佛蘭西・瑞西に遊び、人口論に關する統計資料を蒐集し、歸來一八三〇年をもつて『人口論』の第二版を公刊した。一八〇五年東印度會社が倫敦の近郊ヘーリーベリーに大學を創立するや彼は招かれて史學經濟學の教授となり、同時に大學附屬の禮拜堂の司祭となり、三十年間勤続した。其間に經濟學論其他幾多の著書を公にした。一八一七年愛蘭に視察旅行を試み、一八二五年大陸に保養旅行をしたが、一八三四年十二月二十三日心臟を病んでパッサの地に逝いた。享年六十八。生前一八一九年を以

883
210
65

つて『王立協會』の一員に擧げられ、一八二一年『經濟學俱樂部』に入會してジェームス・ミル、リカルド等と交際し、一八二四年『王立文學協會』の特待會員に選ばれ、年金一百ギニーを受け、一八三四年『統計協會』の設立に關與して最初の會員となつた。佛國學士院は彼を外國五會員の一人となし、伯林學士院も亦彼を會員とした。

マルサス主義(一) シュギ

マルサス主義とはマルサスがその著『人口論』の中で明らかにしたる法則に従ひ、人間が自ら情慾を制して獨身を守り、人口過多の自然力を防止すべしといふ學說である。マルサスの人口論を要約すれば、(一)自然界の一切の生物は(人間も)常にその食物範圍以上に増殖せんとする傾向を有してゐる。(二)この不斷の傾向の結果として、生物は常にその食物の不足に苦しむ。自然界に種々なる悲慘がありまた人間社會に忌むべき罪惡貧困の絶えないのはこれがためである。(四)故に人間社會からこれらを根絶するには、先づ一家を養ふ資力なき者が、自ら情慾を制して獨身を守り、かくの如き人口過多の自然力を防止せねばならないと説くところにある(『人口論』參照)。その後新マルサス主義なるものが唱道さるゝ

に及び、人間社會の貧困罪惡は必ずしも人口過多の結果のみでなく社會組織の缺陷も確かにその一部を成してゐるし、且つ人口を制限するために、制慾や獨身を強制するは慘酷なるが故に、それよりも一層自然的であり、また健康に害のない避妊の方法を以て産兒を制限するがよいと唱へられるやうになつた(『新マルサス主義』『産兒制限』參照)。マルサスの制慾主義はかくの如く多少の修正を加へられるやうになつたが、しかしかゝる主張の前提たる自然界の生物が食物範圍以上に増殖せんとする傾向を有するとの法則は、新マルサス主義者によつても不動の眞理として認められてゐる。しかもマルサスが主張した中心點は、この生物が食物範圍以上に増殖する傾向を有するとの法則、即ち彼に従へば人間は二十五年毎に倍加し、幾何級數的に増殖するといふ所に存したのであつて、彼自身は謂ふところのマルサス主義を説いたものではなかつた。元來マルサスは牧師としての立場から彼の人口論が、謂ふ所のマルサス主義者によつて利用される事を嫌つてゐたといはれてゐるが、しかし彼がそれを嫌ふと否とに係らず彼の法則が確固不動の眞理として容認せられてゐる間は、人口過多の必然的傾向たる罪惡や

貧困を根絶せんとすれば、勢ひ制慾(マルサス主義)なり、避妊(新マルサス主義)なりによつて防止せざるを得ないものと考へられる事は當然である。たゞ人間は一方に知識といふ武器を有し、この武器によつて、自己と同一の食物を要求する他生物を排撃して、自己の食物たるべき相手の食物をその勢力範圍内に引入れる事も出来るし、更に機械を用ひ技術を施して、自己の食物たるべき生物の食物を精選増大し、それによつて間接に己が食糧を改善増大することも出来れば、又人為淘汰によつて人間の要求通りその生物の組織體形を改造する事も出来る。しかし如何に生産技術の發達あればとて、一方に土地の豊度に制限があり、また一定豊度の土地に加へられた労働の生産力に限度あるべきものとすれば、人間の食物範圍は早晩その擴大を停止するの外はないのである(『收穫過渡の法則』參照)。かくてマルサス主義乃至新マルサス主義は、人口過多の自然力を防止するためには、拒否することの出来ない眞理とされるに至つたのである。

メー・デー

メー・デー(May-day)とは五月一日の意味である。五月一日は萬國労働階級の國際的祭日

又は労働祭とも云はれてゐる。此の五月一日が労働祭日となる源は、約四十年前の米國における八時間労働運動に存する。一八八五年アメリカにおける有力なる各労働團體は、八時間労働制實施運動の目的を達成せんが爲に、翌八六年の五月一日を期して全國の労働者が一齊に八時間労働を要求し、萬一拒絶された場合には罷業を行ふことを決議したのである。而して其の日には全米國の労働者が、『今日より後、一人の労働者も八時間の上は働くな。八時間の労働!八時間の休息!八時間の教育!』と叫びながら、盛んなる示威運動を試みた爲め、數日ならずして全米國の資本家が、悉く八時間制を承認するに至つたのであつた。米國労働者の此の成功は、歐羅巴労働者を著しく刺戟することとなり、一八八九年巴里に生れた第二國際社會黨は翌年から五月一日を期して萬國労働者の國際的同胞主義と階級的一致を示す爲めの世界的大示威運動を行ふ日と定めたのである。一八九〇年の五月一日には歐米兩大陸を通じて無數の都市に於ける労働者が、『労働階級のみを國際的祭日』を祝つた。而してそれ以來メー・デーは年年盛になつて來たのであるが、歐洲大陸の勃發するに及んで全世界の労働運動は四分五裂し、

『萬國労働者の國際的同胞主義』を捨て何れも祖國の爲めに戦ふと云ふ状態に陥つた。然るに戦争が終結してからは、第三インターナショナルによる労働階級の國際的團結が復活すると共に、メー・デーもまた復活する事となつたのである。日本においては、歐洲大陸による資本主義の著しい勃興に従つて、労働運動も始めて盛になり、一九二〇年(大正九年)以來此のメー・デーが祝はれることとなつて來た。而して一九二二年のメー・デーにおいては、勞農ロシアの承認が叫ばれ、英國労働者は日本大使館に對してシベリア撤兵を迫つたと傳へられてゐる。日本における最初のメー・デーに可決された宣言書は次の如きものであつた。

吾人は茲に日本最初の労働祭を舉行す。労働祭は労働者の自覺・訓練・團結を表現する祝祭にして、此祝祭の歡喜は労働者のみ之を知る。吾人は今日、世界萬國の労働者と共に労働階級の解放と萬人の自由とを絶叫す。

吾人は我國最初の労働祭に於て、現下の我國労働階級が三箇の大要求を有することゝを發表す。第一に治警法第十七條の撤廢、第二に失業の防止、第三に最低賃銀法の制定これなり。今や恐慌來り資本家の破綻相繼ぎ、労働者は不合理の犠牲たらんとす。恐慌は資本主義經濟組織の一大特徴也。吾人は敢然として、其餘波の吾人に及ぶを防衛せざるべからず。

労働祭を祝せよ。而して吾人の此日の祝祭に意義あらしめよ。

メンガー(Anton Menger)は一八四一年九月二十一日奥國ガリチンなるマニオグに生る。維納大學にて法律を學びドクトルとなり一八七二年より母校に民事訴訟法の講座を持ち一八七七年正教授となる。一八九五年總長となり一八九九年には病の爲め退いたが、民事訴訟法及び法律哲學名譽教授の稱を贈られ一九〇六年二月羅馬に客死した。メンガーは元來法律學者で、一八八〇年代より社會問題の研究に専心し遂に社會主義者となつたのである。彼の社會主義的見地は法律界に現はれては『新國家論』となり、經濟界に出でれば『労働全收權論』となつて何れも新界に一新生面を開いた。メンガーの『新國家論』は一九〇二年に公にされたものであるが、之は一八八六年初版の『労働全收權論』の結論を詳論したものと見るべきである。而して、此書は從來

の社會主義的改造論を、總括せるものであつて、今や社會主義世界觀實現の機運熟せる事を説き、此の世界觀に立つて先づ第一編に國家及法律論を論じて居る。彼の國家觀は通常實力説と呼ばれる所の社會學的國家觀の一種であつて、『社會學的國家觀』(參照)、第五章法律及國家の發生の中で明瞭に論ぜられて居る。『我等の住する現代國家は如何にも宏壯な建物であるが大多數の勞働者は屋根裏に逐ひ込まれてゐる』如き現狀を救済せんがため彼は實力説を以てして居るのである。次に現在國家と未來國家に就いては第七章の個人主義的勞働國家と民衆的勞働國家及び第八章の民衆的勞働國家の動機を考察に於て之を説明して居る。茲に少しく注意すべき點は彼の社會主義的世界觀が經濟的法則の外ならぬとすれば、社會進化の經驗的法則の探究たる唯物史觀と同一の傾向に屬すべきやうにも考へられるが、彼は唯物史觀に對しては徹頭徹尾反對を表明して居る。

メンガーは固より法律家である。彼の社會主義が法律的手段によるとの批評が出るのも止むを得ぬ。彼れの社會主義思想は『新國家論』第二編及第三編に就きて見るべく、内第二編第七及第八章の『主觀的分配制度』と『客觀

的分配制度』とは、彼れの社會主義社會に於ける分配制度を描けるもので、第三編に於ては第五章に至つて民衆的勞働國家の行政は治安行政と經濟行政とに分れねばならぬと説き及んで居る。又第四編の『民衆的勞働國家へ至る道程』に就て、彼は革命手段を斥け法律の改正による平和手段を執ると評する者があるが、彼自ら「頗る不明瞭で且つ偶然の事情による」と言つて居る事を考慮すべきであらう。次に彼は經濟學方面に就きては、經濟的三大權利なるものを唱へた。一八八六年の『勞働全收權論』に於ては無産者の爲めに論じて、人は第一に自己の勞働の結果たる生産物を全部收受せざるべからず、又は欲望と之が満足手段との割合を正義的ならしむる法律制度を望むと云つて、勞働全收權と生存權とを認むべしと説いた。然し乍ら如上の二權利は社會主義國家により始めて確認せらるべく、現時には行はれ得ない事は明らかである。従つて此の際、過渡の手段として何等かの權利を與へねばならぬ。茲に於て勞働權なるものを唱へ出した。即ち勞働能力ある市民が國家又は地方團體に勞働を與へしむる權利である。之と前二權と異なる所は、勞働の中に土地資本に對する報酬を含みぬ點で勞働全收權

と異り、必ずしも生活必要額の要求に非ざる點で生存權と區別せられる。彼は現制度の下に於ては勞働權の確認が最良の手段であるとし之より出發すべき事を教へた。而して又彼は十八世紀中葉以來の英佛學者の所説を敘し勞働全收權に關する學說の發達を示し、經濟界に多大の資料を残すと共に、社會主義經濟學にも甚大の貢獻を爲した。

メニシエキエ

メニシエキエ (Menjshewski) とは、ポリシエキエ (Poljshewski) が多數派を意味するに對し、少數派といふ意味であつて共に露國社會黨(露西亞社會民主勞働黨)内の一派である。露國社會黨が多數派と少數派に分離したのは、一九〇六年のストックホルムに於ける第三回大會の時であつて、ブレハノフとレニンの間に生じた思想上の相違に由来してゐる。この相違は既に、第二回大會に際して萌芽し、レニンは中央委員會を極端に強力なるものたらしめ、之れが一切の權力を握つて勞働者を革命の前衛軍たらしむべく訓練すべしとなし、ブレハノフは勞働組合を圓滿に纏めるための機關となし、勞働組合に經濟的實力を與へしめようとしたのであるが、遂にレニンに賛成する者が多數を占めたので、レニ

ン派をポリシエキエ、ブレハノフ派をメニシエキエと呼ぶ様になつた。その後ブレハノフは主として書齋に於て著述に耽り、尙ほ社會黨の長老として一身に尊敬を集めてゐたが、その思想は更に軟化して、或る程度まで第三階級との聯合内閣を組織することさへ望むやうになつて來たので、更に固有のメンシエキエとも分離するやうになつてしまつたのである。露西亞革命に際してこれらの少數派の二派は、ケレンスキー、チエルフ等の社會革命黨と歩調を共にして主戰論を唱へ、ポリシエキエに對抗せんとしてゐた。革命後もその關係が續いてゐたが間もなくブレハノフの死と共に一層微力となつてしまつた。戰爭當時に正統派メニシエキエは『勞働新聞』を出し、ブレハノフ派は『統一』を出してゐたが、知識階級に多大の勢力を有する外、何等の活氣も持たなかつた(『ポリシエキエ』『ポリシエキエ』參照)。

民本主義 (ミンボンシユギ)

『民本主義』を見よ。

民衆藝術 (ミンシユゲイジュツ)

民衆藝術なる言葉の使用法は頗る多様であつて、従つてその概念も明白に決定されてはをらない。例へば少數の特權階級のための藝術

ではなく大多數の平民階級の教化、慰養又は娛樂のために作られる藝術といふ意味にも用ゐられるし、また特に教養ある鑑賞にのみ理解される高級藝術ではなく、遍く無智の俗衆にも理解される通俗藝術といふ意味にも用ゐられるし、更に職業的専門家の作つたり演じたりする藝術でなく、全く素人の公衆が自ら作つたり演じたりする藝術といふ意味にも用ゐられてゐる。何れにもせよ、かゝる主張が新しく起されるやうになつたのは近代藝術の貴族化(もしくは専門化)と近代人の社會意識の發達とに由来してゐる。

元來藝術なるものは、すべて其起原に於ては民衆的なものであつた。例へばこれを最原始的藝術たる歌舞の如きものについて見るに、その作者が民衆自身であるばかりでなく、その目的も民衆全般に置かれてゐて、胸琴に觸るる所何人も歌舞するといふ有様であつた。然るにその後君主の特權が確立されると共に所謂宮廷文學なるものが生じ、歐洲の宮廷詩人とか、わが源氏物語の作家等の如き、貴族乃至宮臣が貴族のために貴族の生活を讚美する藝術のみが行はれ、民衆全體の生活とは全く分離してしまつた。古事記・萬葉集・古今集等に現はれた詩歌を見れば、直ちにその特色が

窺はれる。藝術のかゝる特殊化に反抗したのが、西洋ではルネッサンス以後の近代藝術である。これは貴族藝術の形式主義に反して内容主義を採り、心的生活の直接なる表現物たらしめんとした。従つて近代藝術は作者が自己の個性にのみ尊貴を求めた結果、所謂藝術のための藝術に墮して來た(『ルネッサンス』參照)。加ふるに産業革命以來、資本家階級と勞働者階級の二階級が生ずるに及び、勞働者階級は生活に迫られて藝術を觀賞する餘裕を失ひ、益所謂藝術とは縁が遠くなると共に、それは僅かに一部の有閑階級の玩弄物たる位置を與へらるゝに過ぎなくなつた。茲に於て大多數の勞働者階級、即ち民衆の生活に直接の交渉を有する藝術が要求される様になつて來た。これ民衆藝術の要求するに至つた主要なる原因である。然らば民衆の要求する藝術とは如何なるものか、ロマン・ローランは『偉大なる目的を喚起し、意志を鞏固にし、生活に對する見解を擲め、人々の情緒を純化し、また深化するやうな藝術』こそ要求するものであつて、民衆は有閑階級の生活に描かれたる諸相例へば普通事件といふやうなものに對しては、何等の興味をも有せざるものだと云ふ。蓋し、近代藝術が個性主義、内容主義

を強調した結果として藝術のための藝術に墮し、従つてそれが有階級に獨占されるに及び、藝術は嘗て宮廷文學の時代に見たると同様、有階級に屬するものが、有階級のためには有階級の生活を描くものに過ぎなくなり一般民衆の生活から全く離れてしまつた。茲に於てかつて封建時代の貴族藝術を打破して、商工階級が新に自己階級の生活藝術を樹てたやうに、行詰つた資本階級の藝術から離れて、労働階級がその生活に即したる藝術を創造しなければならぬ。これが民衆藝術と呼ぶべきものだといふ。プロレタリア藝術社會主義藝術といふも、等しく民衆藝術を意味するものである。藝術を生活に即すべしといふ要求は、ウキリアム・モリスに於て最も急進的な見解を求められる。彼は労働そのものに創造の悦びを伴はしめること、即ち労働を藝術化せねばならないといふ主張のもとに、藝術的社會主義を唱へた(『モリス・ウキリアム』『藝術的社會主義』參照)。蓋し、生活と藝術の一致を説く民衆藝術の絶頂は、かゝる藝術的社會主義の理想に達すべきものである(『カーペンター・エドワード』參照)。

民衆娛樂なるものゝ概念も民衆藝術と同じく種々なる方面から決定され得る。然し民衆なる語は一般に民衆藝術の場合と同じく、公衆といふ意味ではなくて無産階級といふ意味に用ひられてゐる。従つて民衆藝術とは無産階級の娛樂といふに過ぎない。娛樂は人間生活に取つて疲れたる心身を休め、新なる創造力を附與するものとして缺くべからざる必要である。然るに現在に於ける娛樂機關は、概ね有産階級によつて壟斷され、一般民衆はそれを享受する機会を奪はれてゐる。例へば芝居に於てこれを見るも、金錢と時間とに餘裕を持たざる無産階級は、所謂大劇場の芝居なる娛樂機關からは絶縁状態に置かれてゐるのである。従つて民衆と稱せらるゝ無産階級に許される娛樂機關は、小芝居・寄席・活動寫眞等の如く、比較的短時間内に小額の金錢を以て享樂し得るものに限られてゐる。故に現在の意味に於ての民衆娛樂なるものは、かゝる社會的事情によつて己むなく區分されたものであるが、比較的短時間内に、小額の金錢を支拂つて、手軽に享樂し得る娛樂に對して用ひられてゐる。その意味に於て淺草式の小劇場・活動寫眞館・寄席等は、その代表的なる娛樂享受機關である(『民衆藝術』參照)。

民主主義(ミンシユシユギ) 民主主義とはデモクラシーの譯語である。デモクラシー(Democracy)とはギリシア語の *δημος*(人民)及び *κρατος*(權力)の合成語であつて「人民全體の政治」を意味する。更に嚴密に言ふならば「各階級、各社會部面に含まるゝ個人全體の意志に基づく政治」若しくは斯かる政治の實現を期する「主義主義」を意味する。デモクラシーには外に「民本主義」といふ譯語もある。之れは民主主義といふと何となく君主政治に反對するものゝ如く聞え、官憲の氣受けも宜しくなからうとの、意識的無意識的懸念から吉野作造等に依つて造り出された言の葉であるが、意味は同じである。斯の如くデモクラシーは人民全體の意志を基礎とするところの政治組織を意味するものであるが、人民なるものは元來單一の總合體ではなく種なる社會部類、ことに今日に於ては種々なる社會階級に分割されてゐるので、此等の意志を總合的に代表せしめるには、立法上及行政上に一定の政治形態を要することになる。即ち立法方面に於ては代議制度を採用するは勿論、議員の選挙は各階級を網羅すべき普通選挙制を基礎とし、行政方面に於ては、議會

に實権を有する政黨をして内閣を組織せしめ内閣は議會に對してのみ責任を有すべきものとする責任内閣制を採用するが如き即ち之れである。其他普通選挙に依る代議制度の缺點を補ふべき比例選挙制、レフェレンダム、イニシエーチヴ等の如き、又裁判上における陪審制度の如き、みなデモクラシーの顯現形態として見ることが出来る。デモクラシーは本來政治上の制度形態に過ぎぬものであつて、經濟上の制度に對しては直接必然の關係を有するものではない。随つて資本主義でも社會主義でもデモクラシーと一致し得るのである。然るに労働爭議が頻發し、社會問題が喧囂を極むるに従ひ、かくの如き政治上のデモクラシーをば更に産業上にも應用しようとするものが生じて來た。即ち産業民主主義(Industrial democracy)と稱するものがそれであつて、工場委員會制度(『工場委員會制』參照)のごときはその適例である。ほかに社會主義の一派として社會民主主義(『社會主義』參照)なるものがある。之れは經濟制度の上にも民主主義を行はんとするものではなく、經濟上における社會主義を實現する道程として必ず政治上のデモクラシーに依らなければならぬと主張するものである。即ちデモクラシーは社

會主義制度の實現上における必然不可缺の條件であると説くのである。然しながら今日の如き階級對立を特色とする社會において政治上にデモクラシーを行ふならば、その結果事實に於て優勢階級(若しくは夫れを代表する政黨)の獨裁を齎らすに至るは避け難きことである。社會民主主義はかゝる結果を豫想し且つ是認するものであつて、此意味において社會主義獨特のデモクラシーを形成するものと云ひ得る。

民族心理學(ミンソクシンリガク) 『發生の心理學』を見よ。

ミラボー(オノレ・ガブリエル) 十八世紀に於けるフランスの政治家ミラボー(Honoré Gabriel Riqueti Mirabeau)は一七四九年ヌムールに近きピニオンに生る。若年放逸にして負債を重ね、爲めに父の怒を買ひ數次各地に送附せられた。ヴァンセンヌに在る時『ヴァンセンヌの書』を著して、文名顯はる。一七八一年、幽禁を解かれてイギリスに遊び、其の憲法政治を觀る。一七八六年より八七年に互り政府の密旨を奉じてベルリンを訪ひ歸來直ちに『プロイセン王國』を著し同國の制度を痛論す。一七八九年選ばれて國民公會(Etats Generaux)の議員となる。當時彼は民

主主義を標榜して英國流の制限的王權を主張し、革命後議會の一員であつた際も、専ら此種の見解を持して秩序的改革を唱へた。其新憲法では「宣戰講和の權」を王に歸し、王の「拒否權」を存続せよとしたり。そして王家の危急に際しては極力之が救済を企てた。享年四十三にして死す。

ミル(ジェームス) ジェームス・ミル(James Mill)は一七七三年フォーフアー地方の僻邑ノースウオーター・ブリッジに生れ、一八三六年倫敦近郊に死す。父は小學校教師であつたが母は女丈夫であつた。父の意見に依つて一七九〇年よりエディンバラ大學に學んだ。九八年に至り、宣教師たる資格を得たが職に就くを好まず、なほ數年の間史學倫理學政治學等を研究し、一八〇二年倫敦に移り文筆を以て身を立てる事とし、『文藝叢書』等の雜誌に、幾多の論文を發表した。一八〇四年穀物貿易につき論文を公刊した。これが、彼の經濟上の處女作である。一八〇六年からは『印度史』の編纂に全精力を捧げたが之は十二年を経て一八一八年に公刊せられた。一八〇八年よりペンタムと相識り學說上の意見もよく一致し性行も相融合した。いづれも英國に於ける功利主義の創建者となつ

た(『功利主義』参照)。著書には前述の他『人心の解説』『マッキントッシュ雜觀』等あり、『大英百科辭書』第五版の有力なる執筆者ともなつた。ジョン・スチュアート・ミルは彼の子である。

ミル(ジョン・スチュアート)

ジョン・スチュアート・ミル(John Stuart Mill)は、一八〇六年倫敦に生れた。彼は父ジェームス・ミルの周到なる家庭教育を受け、十二歳にして論理學を修め、十五歳の時佛蘭西に遊び、歸國後はローマ法を學んだ。十七歳の時印度會社の書記となり、其の解散に至るまで三十年の間忠實に勤め、傍ら學問上の研鑽に耽つてゐた。一八三〇年よりテラー夫人と相愛したが交際を續ける事二十年、一八五一年に至つて之と結婚した。印度會社解散以後は専ら研究を事とし、後選ばれて國會議員となつた。社會哲學者としての彼はベンタムとコントとの影響を受ける事頗る多く、最大幸福を理想とする功利説は、彼の中心思想であつたのみならず彼の全生涯を通ずる道念であつた。彼は屢々政治其他の實際運動に關係して、これが實現を企てたが然し彼の主力は思索の世界に向けられた。彼の見解によれば、社會的善悪は社會的眞理の一定しないが爲めに生

ずるものである。そこで彼は精神科學の攻究に勉めた。その結果は『論理學大系』となつて著はされた。然し彼が社會科學者として重きをなすに至つたのは經濟學の方面である。經濟學上の彼の地位はスミス、マルサス、リカルドを祖述修正綜合して、正統學派の完成者たりし點に在る。故に彼の原論は、獨創説を含む事は少いが、資本主義經濟學全般に互る體系を示すものとして重要である。彼は斯の如き正統學派の驍將たると共に、新時代への連鎖となつてゐたが、晩年に至つて稍社會主義的色彩を帯びたと云はれてゐる。一八七三年に死す。著書としては『論理學』『政治的經濟學』『自由論』『模範的政治論』『功利主義』『ハミルトン氏哲學の研究』等がある。尚、雜誌に載つた論文ではあるが『七月革命』から得た『現代の精神』は非常に好評を博し、『婦人問題』や『自叙傳』も多くの人に讀まれたものである。

ミルラン(アレキサンダー)

ミルラン(Milner Alexander)は社會黨出身の佛蘭西の政治家で一八五九年巴里に生れ長じて大學に法律を修めた。一八八一年巴里に辯護士を開業したが、又モント・ソー・レ・ミーヌの罷業僑夫等の顧問であつた。一

八八四年市會議員に選ばれ翌年には急進社會主義者として議會に列つた。一八八九年彼は『ラボア』誌の所有者となり、これを彼の社會的政治的見解の發表機關とした。議會に於ては諸種の改革案の通過に力めたが就中社會立法に關するものが、大多數を占めた。彼は又『ブチレブブリック紙』の主筆として言論界に聲名を馳せた。殊に彼の冷靜なる演説は有名なものとなつた。一八九九年彼が議會社會主義者、オッポチュニスト社會主義者の首領としてワルデック・ルッソー内閣の商務大臣たるを肯んじた事は、單にゲードに依て率ゐられたマルクス派社會主義者の猛烈なる反對嫌惡を挑發したのみならず、世界の社會主義者の間に、社會主義と入閣主義に關する大論争を惹起した。結局飽く迄妥協と協調を排するマルクス派社會主義者は、入閣主義をも肯定するオッポチュニスティックな社會主義者と分離するに至つた。之は佛蘭西に於けるサンヂガリズムの實際上の發生に刺戟を與へたのである。彼はその立場の強辯に力めたのみならず勞働階級に有利なる立法の通過に盡した。例へば一週一日の休日の設定婦人及幼年勞働の最大限を一日十時間と定める立法等は其主なるものであらう。が同時に勞働争議の

強制的仲裁方法を制定した。一九〇二年彼の内閣投出前に八時間勞働制が通過したが、是は彼の手柄と云はんより寧ろ資本家の退却を法制上に證明したに過ぎぬ。當時彼の社會主義者としての生命は既に亡びてゐた。彼れは斯くして社會主義團體から絶縁状を受けた譯である。一九〇九年商務總信大臣となり、ブリアン内閣の勞働大臣ともなつた。一九一二年ボアンカレー内閣に入つて陸軍大臣となり、辣腕を振つて、勞働争議に出兵を敢てした。一九一四年歐洲戰爭に於てはヴィギアニアの下に聯合内閣の陸軍大臣となつて佛蘭西軍國主義の爲に盡瘁する所あり一九二〇年より一九二四年まで大統領として辣腕を揮つた。

モーア(サー・トマス)

サー・トマス・モーア(Sir Thomas More)は一四八〇年ロンドンに生れた。彼の父は富裕なる辯護士であつたが、彼は少年時代當時第一流の政客として、大法官として、カンタベリ大僧正として有名なりしジョン・モルトンに教育された。一五〇四年二十五歳にしてロンドンより國會議員に選ばれ、下院議長とまでなつたが、ヘンリー七世が皇子の成年式と皇女の結婚式との費用として要求せる額に對し三萬磅の削減をなすや、追はれて閑地に就

いた。彼は閑地に退くや學界の名士と交際し學問の鼓吹に盡したが、ヘンリー八世が即位するに及び、再び用ひられて爵位を授けられ、一五二七年、大法官に拔擢された。彼が有名なるユトピアを書いたのは、一五一五年即ち三十六歳の時でこの年に爵位を授けられたのであつた。彼はユトピアに描いた政策の實行を企てたが元より行ひ得なかつたのみならず却つて一五三四年新教が英國々教として承認せらるゝや、極力これに反對した廉を以て、遂に反逆罪に問はれて刑死した(『ユトピア』参照)。

模倣説(モホーセツ)

模倣説とは社會學上の一法則を取扱ふもので佛國社會學者タルドの唱へたものである。彼は『模倣の原理』の著書を始めとして、四種の著作を公にし、模倣を以て社會現象の根本と見做した。模倣とはいふまでもなく他人を模倣するとの謂であつて、これを障害するものなき限り幾何級數的に傳播するものである即ち一の先例があつて、これに模倣する者が一人あり、この前後二例は又各々一人の模倣する所となり、茲に八例を生じ、以下際限なく發展する、これが即ち模倣傳播の法則である。元より實際には斯くの如く規則正しく行

はれるものではないが、この法則の眞理とされる所は、一度先例となつたものが、幾回も同様に模倣せられるといふ所にある。斯くして新しき先例は、これを模倣する者が數人出で、これら數人と前の先行者とは、また數人によつて模倣せられる事になる。これら三段の數十人の者は更に各が數人によつて模倣せられる事になるのである。一の流行が起るのもこの法則に由來するのであつて、言語が行はれ、宗教が擴まり、教育が普及し、法律が徹底するものも、また同じく模倣傳播の法則に従ふ所である。模倣は一つの精神作用であつて、同一現象が一精神より他の精神に傳はる事もあつて、これが數多に反復せられる。斯くして始めてこれを認識し得るやうになるのである。即ち物理學は顫動及び波動に於て反復を研究し、生物學は遺傳——即ち生活及び固有性が細胞より細胞に遷移し、反復せられる事を研究し、社會學は一個人より他の個人へ、また一團體より他の團體へ、一時代より他の時代へ反復せられる事(模倣)を研究するのであるといふ。この説に對してはギッチングス其他の反對もあつたけれども、また幾多不備なる點はあるけれども、社會に共通せる一反復せられ、多數人に傳播せられた現

象を説明する一法則として承認されてゐる。即ち模倣が社會現象を構成する所の原動力なる事は承認し得べきことで、發明の如きは二條の模倣が一人の精神中に結合したものだと思ふべきである。例へば物理学の知識と工學の知識とは、共に模倣によつて得られるものであり、これが一人の精神、例へばワットの腦裡に結合され、蒸氣機關の發明といふ渾一的の結果となつて、現はれたに外ならないとなすのである。

モンロー主義 (Monro Doctrine)

モンロー主義 (Monros Doctrine) なるものは十九世紀初頭より、合衆國が外交上の立場を決定せる宣言として知られてゐる。一八二三年十二月大統領ジェームス・モンローは、一つの教書を發して、南北兩米大陸が歐洲の何れの國の植民地でもなく、若し兩大陸に對し諸國が兵力を以つて干渉せんとする時は、米大陸の安寧平和を紊すものとして、合衆國は飽くまでも反抗を採る代り、歐洲諸國の内政に關しては、一切の緘黙を守るべきを宣したのである。蓋し當時の歐洲大陸は奧大利の首相メッテルニヒを中心として神聖同盟なるものを創立し、諸國の革命運動を鎮壓すると稱して盛んに内政に干渉を加へつゝあつたので

あるが、神聖同盟は米大陸に於ける諸共和國に對しても、また同様の壓制干渉を加へんとせるを看取し、早くもこの宣言を大統領の教書として發表したのである。而してモンローがかゝる強硬なる意見を探り得た反面には、英國の宰相カンニングが神聖同盟と對峙してゐた關係上、飽くまでも内政干渉主義に抗してゐたので、その後援を得たことはいふまでもない事實である。モンローによつて發せられたる宣言は、やがて合衆國の外交方針の基礎となり、米大陸諸國に對する干渉をなさしめなかつたと共に、諸方の植民地を獨立せしむるに貢獻した。此政策が即ちモンロー主義と呼ばれるところのものである。然るに合衆國はその勢力が増大し、諸國との交渉が密接を加ふると共に、純粹にこの主義を遵守することが不可能になつて來た。歐洲大戰に参加して以來の同國は、事實に於いてモンロー主義の第一歩を破つたものではあるが、しかし尙ほその外交上の玉條はモンロー主義に據つてゐる事は否定すべくもない。東洋モンロー主義といふが如きは、日本の政治家が米國の口吻を學び、亞細亞大陸に對する干渉政策を排斥せんとする主張に外ならない。

モンテスキュー (Montesquieu)

モンテスキュー (Montesquieu) は一六八九年ボルドー東南十哩なるブレードに生る。貴族にして法官の家柄であつた。一七一七年叔父の職を襲うてボルドー裁判所の顧問となり、次いで二年を経て裁判長となつたが彼は一方當時最も世に行はれてゐた博物學及物理學の研究に興味を持つた。其の研究態度は學者的ではなかつたが、然し後年彼の政治及歴史上の著述に確實なる秩序を興へた。一七二二年『物體の透明性の原因及博物學に關する觀察』を著し、同年『ベルシヤ人の消息』を公にしたが、此等は彼をして文學界に重きをなさしめたが、彼は元來學生の事業として一大著述を企てゝゐるので、此等は皆其副産物と云つてよい。彼は材料を求めて歐洲各地を歴遊した。一七三四年『ローマ盛衰の原因』を著し一七四八年に大著『法の精神』を完成した。彼の學説は英國のロックの影響をかなり受けてゐる。其の三權分立の主張もロックに基いてゐる。彼の佛蘭西政府に對する攻撃はボルテール程激しくはなかつた。一七七五年に死す。

モラトリウム

モラトリウム (Moratorium) は政府の命令をもつて債務支拂の期日を延長すること、これにヂェネラルモラトリウム (一般支拂延期

令) とスペインアルモラトリウム (特殊支拂延期令) の區別がある。スペインアルモラトリウムは、或特定の債務を限つて適用するものであり、ヂェネラルモラトリウムは、大正十二年九月の震災災當時に發布されたる如き、一般の債務の支拂期を延長するをいふ。十二年九月六日發布の支拂延期令を摘出する。第一條 大正十二年九月一日以前に發生し同日より同年同月三十日迄の間に於て支拂を爲すべき私法上の金銭債務にして債務者が東京府・神奈川県・静岡県・埼玉県・千葉県及び震災の影響により不安を生ずる處ある勅令を以て指令する地區に住所又は營業所を有するものに付ては三十日間その支拂を延期す。但し債務者が其地區外の營業所を有する場合に於て該營業所の取引に關する債務に就ては此の限にあらす。

第二條 左に掲ぐる支拂に付ては前條の規定を適用せず。
一、國・府・縣其他の公共團體の債務の支拂
二、給料及び勞銀の支拂

三、給料及び勞銀の支拂の爲にする銀行預金の支拂
四、前項以外の銀行預金の支拂にして一口百圓以上のもの

第三條 手形其他之に準すべき有價證券に關し大正十二年九月一日より同月三十日まで期間に第一條の規定する地區に於て權利保存の爲に爲すべき行為は其の行為を爲すべき時期より三十日以内に之を爲すに因つて其効力を有す。

第一條 第二項の規定は前項の場合これを準用す。

モラトリウムは米國桑港の大震災の時にも發布された。震災の如き異常なる現象によつて經濟界に大變亂を來し、日常の法則をもつてしては到底之を救ふに由なき時、債權といふ私法上の權利を一定期間國の命令によつて停止する事、恰も戒嚴令に於て、一時各種の人民私權を停止すると等しく必要とせらる。昔日本には徳政なるもの存し、モラトリウムに似た政策をとつたが、徳政は債權債務を全部抹殺したのであつて、この點モラトリウムと異なる所である。モリス (William Morris) は富裕なる家の子

として、一八三四年ロンドンに生れた。詩人として、美術家として、建築家として、小説家として、當時第一流の地位を占め、行くとして可ならざるなき多方面の人であつた。畫家ロセッチとの交遊の密なりしは人の知るところである。一八八〇年ハインドマンと協力し民主同盟を組織して、社會運動に入つて來た。彼によれば商業主義を敵ふものはあらゆる俗悪で、眞の美を創造するには資本主義經濟組織の根本を打破しなければならぬと考へてゐた (『藝術的社會主義』參照)。其後ハインドマンと社會革命に關する意見の衝突により、これと分れて社會民主同盟を組織した。その後身が今日の英吉利社會黨である。彼が社會運動に加はつた動機が、既に美のため、藝術のためであつたが如く、彼の中心思想は藝術至上主義であつた。それと同時にまた労働至上主義であつて、藝術と労働とは一致しなければならぬもので、必需品と藝術品とは一體でなければならぬとは彼の根本思想であつた。従つてハインドマンと衝突して以來は自然社會主義の實際運動とも遠ざかり、一八九六年郊外の別墅に歿した。彼の最も有名な著述は『無何有郷記』である (『ユトローピア』參照)。

無産階級(ムサンカイキョウ)

『プロレタリア』を見よ。

無政府主義(ムセイフシユギ)

『アナキズム』を見よ。

ムッソリーニ(ベニトー)

ベニトー・ムッソリーニ (Benito Mussolini)

は一八八五年伊太利エミリア州のフォルリに生れた。始め土地の師範學校を卒業し、數年間小學校に教鞭をとつた。直情徑行の情熱家たる彼は、當時の思想界に燎原の火の如く燃え擴がつてゐたマルタスの學說に觸れるや、忽ちそれに傾倒してしまつた。熱心な社會主義者となつて、教職を去り瑞西に赴いた。そのうちに或る佛蘭西人と共同し、社會主義の新聞をジエネバに創立したが、瑞西政府の忌諱にふれて國外に追放された。故國に歸つた彼は社會黨に入黨し、一九一一年アンコーナに開催された社會黨大會において熱辯を振つたので、その教養と識見を認められた。間もなく黨の幹部に列し、選ばれて機關紙『アドヴァンティ』の主筆となつた。

一九一四年ダヌンチオが伊太利の參戰論を唱へるや、彼は驕然として態度を換へ、熱心な愛國者となり開戦を主張した。そして一九一五年の春、社會黨本部より除名されるに至つた。

N

中江兆民(ナカエチモト)

明治年間に於ける知名の佛蘭西派の學者、本名篤介、兆民は其雅號である。高知藩士中江卓介の子で慶應元年、十九の時、藩の留學生となつて長崎で佛語を學んだ。江戸に出てて村上英俊に就き、轉じて箕作麟祥の塾に入った。明治の初年、福池源一郎の日報社に聘せられて塾頭となつた。明治四年司法省出仕となつて佛國に留學し哲學史學文學を修めて、孟子、文章軌範・日本外史等を佛譯し、明治七年歸朝して元老院書記官となり翻譯課に勤めた。院の幹事陸奥宗光と善くなかつたので罷めて外國語學校長となり、後ち自ら番町に佛學塾を開いた。又『政理叢談』を發行してルッソの『民約論』を翻譯した。西園寺公望が東洋自由新聞を發行し、又自由黨成立して板垣退助が自由新聞を起すに及び兆民は兩者に關係して熾に自由民權説を高唱し、薩長の藩閥政府の打破を絶叫したので、常に政府から睨まれた。自由黨の解散せる時自由新聞も廢刊し、

た。茲に於いてか、彼はミランに赴き同志と共に日刊新聞『ボポロ・デ・イタリア』を創刊し愛國主義を高唱した。伊太利が鋒を採つて大戦に加るや、彼は志願して戦線に表はれて活動した。この間に國士ムッソリーニの名は伊太利の兵士達に知れ渡る事となつた。大戦も終熄しミランに歸つた彼は、再び『ボポロ・デ・イタリア』に據つて、社會黨に對する腹撃を加へてゐた。當時旺盛を極めてゐた社會黨の暴力に對して、暴力を以て對するといふ信念のもとに、一九一九年三月、ファススチなる團體を組織した(『ファススチ』参照)。ファススチの首領として、彼は熱心に社會黨妨害運動を続け、一九二一年五月の總選挙には、同志と共に議院に送られた。翌年十月には、殆んど無政府状態の伊太利全土にクーデターを行ひ、各地を占領し、遂に内閣組織の大命を受けた。同十月三十日より、彼は伊太利の首相として活動してゐる。

佛學塾も廢して終つた。明治二十年、保安條例如が布かれた時彼は眞先に東京を逐はれた。二十一年栗原亮一等と東雲新聞を大阪に起し、二十二年憲法發布と同時に赦されて東京に歸つた彼は、後藤伯が大同團結を主唱して政論を發刊したので其の主筆となつた。後藤伯の變節と共に大同團結が解散された時兆民は自由黨を再興して自由新聞・立憲自由新聞の主筆となつた。廿三年大阪から選挙されて代議士となつたが、二十五年に至つて北海道に渡り、小樽の北門新報に筆を執つたが、間もなく札幌に紙店を開き、次で北海道山林組合を立て、實業に従事したが、多くは失敗して貧窮甚しかつた。出京して毎夕新聞の主筆となり國民同盟會に投じて、長閑内閣及政友會に當つた。三十四年三月胃痛を病んで危篤に瀕したので泉州堺に轉地して咽を割いた。餘生一年半に過ぎないであらうとの醫師の言葉に因み、生前の所感を録して『一年有半』と題した。東京に歸つて『續一年有半』(一名無神無靈魂)を書いたが、共に數十版を重ねた。三十四年十二月十二日遂に歿した。年五十五。著書には上記の外英文常山紀談・理學鈞弦・維氏美學理學・沿革史等がある。

南北戦争(ナンボクセンソウ)

南北戦争とは一八六一年四月より一八六五年四月に至るまで、約五ヶ年間の久しきに亘つて、合衆國の南北二方の諸州が各々同盟を組織し、米國建國以來の大内亂をなした事件をいふ。南北戦争の表面上の理由は奴隷廢止問題に置かれてゐるが、しかし單にそればかりでなく、政治上經濟上、社會上に種々複雑せる原因を有してゐる。政治上に於ては共和黨と民主黨の政策上の分離であつて、前者が鞏固なる共和的集權制を採用すべしとなし、後者が各州分權の民主的共和政治を實現すべしとなし、その一が奴隷廢止反對論者と結び、他が廢止論者と結んで、相互に抗争したのである。殊に合衆國諸州は南北によつて經濟上の利害も一致せず北部諸州は夙に蒸氣力又は電氣力を應用する製造工業を盛んならしめ、良港に富む關係上、貿易も盛んであるに比し、南部諸州は數百萬の奴隷を使役して耕作に従事せしめ、棉花・烟草・穀物等を栽培し農業を以て本となすものが多かつたのである。兩者の状態がかくの如く異なつたから、北部の或る州の如きは國內の製造工業を勃興せしめるため保護關稅を採用してゐたが、南部諸州はそれがために害を蒙る事が多かつたので南カロライナ州を首動として該法令の

撤去を要求してやまなかつた。加ふるにワシントン以来の奴隷存廢問題は、この頃になつて漸く世論の中心となつて來たのである。この問題に對して知識的に進歩したる北部諸州はこれを人道問題なりとして奴隷廢止に賛成したが、南部諸州は四百餘萬の奴隷に主として農業上の生産を営ましめてゐたが故に、理論は兎に角としてもこれが廢止を許さざるものがあつた。故にそれまでも幾度か奴隷問題に就て衝突を續けて來た南北の諸州は、かかる政治問題が起されると共に、その政争の渦中に投じ、兩者の反目は著しく増大して來たのである。然るに一八六〇年の大統領改選の時機に際して、兩派の激烈なる争の結果、奴隷廢止運動の頭目エブラハム・リンカーンが當選するに及び兩派は截然分離するに至つた。即ち南カロライナ州は他の五州を誘つてアメリカ聯邦なるものを組織し奴隷存廢論の頭目ジェフ・ファーソン・デビスを大統領に選舉し、憲法を別個に制定するに至つた。然るに幾何もなく新に他の五州が此の聯盟に加はり、三百萬の黒人奴隷を有する十一州六百萬の白人は、二千二百萬人を有する北部二十三州と衝突することとなつたのである。然るに單なる一揆と見做した南方諸州の勢力は意外にも

強く、最初の戦に於て北軍は大敗を招いたもので、合衆國政府は五十萬の義勇兵を募集し、五億弗の軍費を支出することに決定した。茲に於てマクレラン將軍が總督となりジョンストン、グラント等の諸將が南軍を撃破し、要港を封鎖して軍資を得る道を絶ち、リンカーンは一八六二年九月二十二日を以て奴隷解放令を發布する等、俄かにその勢力を増して活動するに至つたけれども、ナポレオン三世及び英國が南方政府を承認したのみならず、名將リーが南方軍總督となつて形勢逆轉し難いものがあつた。然るにリー將軍の武運薄く連敗の結果北方の軍門に降り、デビスは捕虜の身となつたのである。茲に於て一先づ片はついたのであつたが、一八六五年四月リンカーンが阻害されて後、副大統領ジョンソンが大統領として南方諸州の復讐を促し、グラント將軍が一八七〇年選出されて大統領となるに及び、多年の反目を續けたる南北兩派は、圓滿なる合併を遂ぐるに至つたのである。これを要するに南北戦争は、表面的理由としては奴隷の存廢によつて起された戦争であつたけれども、事實は兩地方の社會的・經濟的なる利害關係の相違が、やがて諸種の政治問題と連絡して、つひにかゝる大内亂を招くに至ら

しめたものである事は、注目に値するところである。

日本文學史上の社會問題(ニホンブンガクシジョーノシヤカイモンダイ)

日本文學の上に社會思想、社會問題を見るやうになつたのは主として室町時代(足利)からで、江戸時代に入つて、それが稍鮮明な形を取つた。室町時代以前にも、『愚管抄』などには、一種の社會革命思想が閃めいてゐるし、且つ人質のことなどが『大鏡』『選集抄』『砂石集』などに出てゐる。が、何と云つても、民衆的色彩に濃度を加へて來た室町時代から桃山時代、江戸時代の文學になつて、一段、かうした方面のことが、はつきりしてゐるのである。

わが國に於て、最も古くから行はれた人身賣買のことは、久しい社會問題の一つであつた。そしてそれが容易に解決されないうで、室町時代の主要文學となつてゐる謡曲には、人身賣買の犠牲となつた人々の受難苦が示されてゐる。『櫻川』には「か様に候者は、東國の商人にて候。われ久しく都に候ひしが、此度筑紫日向に罷りくだつて候。また昨日の暮ほどにをさなき人を買ひとり候。彼の人の申され候は、この文と身の代を、櫻の馬場の西に

て櫻子の母と尋ねて、たしかに届けよと仰せ候ほどに、只今櫻子の母のかたへまゐり候。」とある。また商人に買ひ取られたものゝ悲惨な有様が『角田川』に出てゐるが、それには「さて去年三月十五日、しかも今日に相當て候。人商人の都より年の程十三ばかりなるをさなきものを買ひとつて奥へ下り候が、このをさなきものは、まだならぬ旅のつかれにや、以ての外に遠例し、今はひと足もひかれずとて、この河岸にひれ臥候を、なんぼう世には情なきものゝ候ぞ、このをさなき者をば、その儘路次に捨て、商人は奥へ下つて候。」と記してゐる。

次に民衆が生活苦から、政府に反抗した出來事、室町代には著しく見えてゐるので、さうした現象が『塵塚物語』などに反映されてゐる。かの土一揆の如きは、結束固く、統制力をも有した團體で、可なりに爲政者を苦しめ、民衆の勢力の侮り難いことを明示した。社會秩序が亂れた動搖時代には、どうしてもこの種の傾向が著しい。つまり、それは下剋上の思想に裏付けられてゐる。即ち階級打破の考、特權階級を排しようとする考が民衆のうちに強く動いてゐたのである。一條兼良の『權談治要』には「貴族として下剋上の思想を

嘆き、「昔より天下の亂るゝことは侍れど、足輕といふことは、舊記などにもしるさざる名目也。平家のかぶるといふ事をめづらしきためしに申侍れ、此たびはじめて出來たる足輕は超過したる悪黨なり。その故は洛中洛外の諸社、諸寺、五山十刹、公家門跡の滅亡はかれらが所行也。かたきのたて籠りたらん所におきては力なし。さもなく所々を打破り、或は火をかけて財寶をみさくるとは、ひとへにひる強盜といふべし。かゝるためしは、先代未聞のこと也。……下剋上の世ならぬ、外國の聞えも恥づべきことなるべし。」と述べてゐる。

さて江戸時代になると、民衆の武士に對する反抗の念が時と共に次第に高まり、金さへあれば、どんな望みも遂げられる。兩刀を帯びたり位階を有つたりしなくとも宜いと云つたやうな思想が、文學に現はれ始めた。西鶴の町人物などにもこの種の考へがおぼろ氣ながら窺はれる。西鶴が町人の社會觀として『永代藏』に説明したのを見ると「人は十三迄辨へなく、それより二十四迄親の指圖を受けその後は我と世にかせき、四十五までに一生の家を固め、遊樂する事に極まれり。」と云つてゐる。恐らく、當時の町人のすべては、こ

の考を抱いたであらう。そして西鶴は町人の極樂圖として、ある富豪の豪華生活を「胸算用」に描き「銀十枚の棧敷を二軒とりて狸々皮の數物道具置の棚をつらせ、腰屏風枕箱、その後の料理の間さま／＼の魚鳥、鬘籠に折節の水菓子、次の棧敷に風爐釜を仕掛け、割蓋の杉手桶に宇治橋音羽川と書附して並べ、醫者、吳服屋、儒者、唐物屋、連歌師など入交り、その後その方には島原の揚屋、四條の小供宿、都に知られた末社、按摩取、兵法遣の浪人まで控へたり。」云々と記してゐる。要するに町人が金錢を唯一の力として武士に反抗し、その自覺、その擡頭を見るに至つたのは江戸時代の大きい一特色で、西鶴の文學はそれを裏書きしてゐる。そして近松の戯曲には武士道に對する町人道の確立を示し、町人が昔のやうに無知、盲目でないことを明かにしてゐるのを見ると、町人が社會上の實際的新勢力となつたことが深く思はれる。

次に江戸時代に於ける農民が、表面、江戸政府から町人よりも優待されながら、その實、烈しく虐げられてゐたことは『遺老物語』にその年の入用作食をつもらせて、その餘は年貢に取るべし。百姓は財の餘らぬやうに、不足なきやうに治むること道なり。」とあるのを見ても

一端が察せられる。百姓と胡麻の油とは絞れば絞るほど出る」と代官等が見くびつたもので、本多利明の如きは『西城物語』でそれを非難した。百姓一揆が正徳年間から弘化年間まで約五十件に上つてゐるのを見ても百姓對爲政者の間に多くの葛藤を生じたことが思はれる。それらは『浮世の有様』『後見草』『翁草』『折たく柴の記』などの雜著に記されてゐる。それは一揆文學とも云ふべきものである。

日本法制史(ニホンホーゼーシ)

【不文法時代】 上古我國に成文法なく僅に史實に由つて慣習法の存在を知るのみである。同一系統を汲む種族を社會の生活單位とする氏族制度は上古社會の基礎である。この氏族が増殖するに伴れて本支を分ち、又貴賤の區別の必要より姓(カ、ハ、ネ)の制が始まつた。上古の政治組織は其上に築かれ、中央地方の官制も亦是によつて定まり且つ世襲せられた。上古の犯罪は慣習的に禊祓及盟神探湯法(クガタチ)によつて裁定するを常とし、大寶令前に焚殺梟首流罪答罪徒刑に相應する刑罰があつた。私法事項にも先嫡後庶の相續法は既に認められ、婚姻に就ても大體の慣習法があつた様である。

【成文法時代】(A)王朝時代の法制 應仁天皇

以來三韓支那との交通頻繁となつたが、殊に佛教傳來後は支那法典の律令格式の影響を受けて漸次その制定を見た。先づ推古朝聖德太子は儒佛二教に精通し、憲法十七條を定め治國修身の大綱を成文を以て示した。次いで孝徳朝大化二年に改新の詔があり、天智朝に近江令が定つた。これ支那法系成文法典の振興である。文武朝四年大寶律令制定され元正朝再び改修せられて養老律令各十卷の成文法典を完成した。此律の史實意義に關しては後年議論の存する所であるが、要するに當時の經濟事情社會事情の發展の爲に維持し難くなつた氏族制度を、可成個人主義的に改革して社會の實情に應ぜんとしたもので、その班田制・租稅制等はこれを立證してゐる。此律令に照して當時の唐制模倣熱は更に弘仁格式・貞觀格式・延喜格式等を各朝相繼いで定めた。併し延喜以降朝政紊れ、藤原時代となり、院政時代に移つては中央の綱紀は益々亂れて地方に豪族が跋扈し、平氏興亡して、源氏が鎌倉幕府を開くに至つては、四書の法典も亦空文に歸してしまつた。

(B)鎌倉室町時代の法制 鎌倉幕府は始め王朝の法典を參酌して中央地方の武權の確立を計つたが、之を法制化したのは北條氏の執權

以後に屬する。先づ貞永式目は北條泰時の定むる所で武家政道の安寧の爲に公私の裁判權を收めてその公平を期したものであり、始めは御成敗式目と稱せられ、始め關東地方に、後に承久以降關西に及び全國に對する規定となつた。後に至りその式目追加せられて三百六十二條となり、室町時代にも遵守せられ徳川時代にも傳承せられた。世に建武式目十七條と云ふものがあり、室町幕府の編纂せるものであるが、之は單に政道の要を述べたる意見書に過ぎず、足利時代に別格の法制なしと云はねばならぬ。慶仁の大亂後は群雄割據して貞永式目その他の追加が一般に行はれたとは思はれ難い。各大名は或は自らその私領の爲に法度を定め、或は習慣に由つて法制を設けなかつたのである。今世に残れる朝倉氏十七條、長曾我部元親百箇條、北條早雲廿一箇條、武田氏家法、大内氏壁書の如きは何れも其私領に行はれた法度である。織田氏に至り東國法度十五條を定め、既橋城主瀧川氏に授けて之を關東に行はしめ様としたが、一般に及ぶ暇がなかつた。

豊臣氏一度海内を統一するや、法制成り就中田地租稅法に關する法記最も有名である。所謂天正の石直しは其表はれであつて大寶以來

の制地法も此に至つて一變してしまつた。要するに豊臣氏は農業政策に最も留意して財政政策を行つたのであつて、その外、武士に關する法制、宗教に關する法制、船舶に關する法制等著々定まる所があつたが、晩年征韓の役があり、間もなく秀吉薨去し、遂に法制の統一大成を見ずして終つた。

(C)江戸幕府の法制 徳川氏に依つて始められた江戸幕府は、既に封建國家より警察國家にその基調を置き、その制定する諸法制に此色彩が濃い。先づ慶長十年諸公家法式五條が秀忠將軍の名で發表された。専ら京都に於ける精神諸家を制抑せんとするものである。次に同廿年の禁裏御法式十七條は皇室の權限を規定したものである。是より先徳川氏は同十六年武家統制の爲に法令を布かんとし、三ヶ條の誓約を諸大名に爲さしめ、武家諸法度十三條の制定を見た。尙、諸士法度は萬石以下の旗下に下したる法令であるが、後世武家法度と混用せられて、これに併合され事となつた。又、浮屠の法式は家康の創意による宗教上の法制である。八代吉宗將軍は刑政に一眼を有し所謂公事方定書を編纂せしめ、令八十一條、律百三條、刑法訴訟法等を定めたるものであるが、寛保以後は律のみに由つて裁

斷せられたので『百箇條』の名がある。後寛政二年、松平定信に由つて改訂せられ寛政刑典となつた。此等の律令を補足せん爲め例書と稱するもの(後の『科條類典』)も定められた。併し上述の諸法制は多くは當路者に由つてのみ知られ、必要なる部分に限つて高札又は觸書に由つて人民に公布せられるのを普通とした。要するに我國の法制は、初め唐法を模範としたが後は人情風俗を本とし、慣例に重を置き、傍ら古法律、及支那法律を參照し、武家時代に入つて簡素のものとなり、遂に徳川氏に由つて統一を與へられたものである。

日本貨幣史(ニホンカヘーシ)

【徳川時代以前】 上古は物々交換時代であつたから、今日の意義に於ける貨幣は當時之を認め得ないが、尙ほ交換の要具として稻米布帛綿の類が使用せられ貨幣の代用に供せられた事は事實である。我國に於て貴金屬貨幣が行はるゝに至つたのは遙に後代の事に屬し、而もその起源に至つては史實の據るべきもの少なく甚だ曖昧である。鑄錢司の設置は多少の議論はあるが日本紀持統天皇八年に始まり文武天皇三年にも行はれてゐた事は文献に徴するも確實である。併し乍ら之は單に官職を設け或は官廳を置いた事實に止まり、韓土よ

り輸入された銅錢、銀錢が之より以前一般に行はれてゐたものの如くである。銅錢・銀錢の起源に關しては種々なる議論が聞はされてゐる。我國に於ける銀銅產出の前後を以て銀銅鑄造の前後は決し難く、銀銅鑄造を以て、銀銅貨幣使用の前後は決し難い、銀銅器の多くが支那渡來のものであるに願れば、銅錢も亦外國の原料に依つて鑄造し、或は外國に於て鑄造して輸入したものかも知れぬ。これは銀錢に付ても云ひ得る事である。和銅以降支那の銅錢が屢々輸入されて内國通貨と共に使用せられてゐた事は甚だ注意すべきである。金錢の起源も亦甚だ明瞭を缺くが聖武天皇天平二十一年金の產出ありて後十一年、天平寶字五年金錢開基勝寶の鑄造は何人も認むる事實である。

天平寶字五年以後凡そ二百六十年村上天皇天德二年に至るまで金銀銅三幣が鑄造されたが主として鑄造されたのは銅錢であつて、而かも其流通は甚だ狭少であり、民間商取引には及ばなかつたと見るべきである。天德二年乾之大寶(銅貨)鑄造後永祿天正に至る六百餘年間は後醍醐朝建武元年に乾坤通寶(銅貨)の鑄造があつた外には殆んど鑄造の事なく、主として支那渡來の銅錢のみを使用してゐた様で

ある。蓋し經濟生活未だ進歩せず、銅錢の需
要は僅に商工の取引の一部に限られたもので
あるから、支那船載の銅錢のみで十分間にも
合つたからであらう。天徳以後は、朝廷に於
て鑄錢の事はなくも、諸國民間には、鑄錢盛
んに行はれ民間の流通に資した。是れ歷代諸
朝が、嚴命を下して私鑄錢の弊を取締つたに
見るも明である。

然るに永祿天正に至つて金銀銅の三貨の鑄造
が復活して市場に現るゝに至つたが、既に諸
國民間の私鑄錢の風は滔々として行はれ、山
城小判銀、河内小判金、和泉堺の小判金など
が公然行はれ其他の諸國にも私鑄の金銀小判
が行はれた。織田豊臣二氏は當時の貨幣制度
の混沌として、上下不便を感じてゐるのを見
て、其整理を企圖したが、何れもその時の大
兵馬軍役に忙はしく、此方面に徹底的施設を
爲す事なく終つて了つた。此時代の特徴とし
て金銀砂金等の貴金屬貨幣が秤量貨幣として
使用されたのみならず、稍々定まつた形式を
取つて現れ、銅貨は殆んど外國船載のものに
依つて用を辨じ、末期に近づくに従ひ硝布等
の商品貨幣は、漸次その跡を絶つに至つた。
併しその混亂は依然救済されることなくして
徳川時代に入つた。

【徳川時代】 徳川家康は豊臣時代から公然鑄
錢の特許を受けてゐた。文祿四年江戸駿河兩
所に於て所謂墨判金を鑄造した。これ徳川時
代貨幣鑄造の濫觴であるが慶長六年小判金が
廢止されて刻印となり、大判金のみ幕末に及
んだ。文祿四年の鑄造後徳川氏は慶長四年一
分判金を鑄造して市井取引に便し大いに當時
の商人に歡迎されたが、此頃より佐度石見の
金銀鑄造出高が増加したので慶長六年伏見に
銀座を設け、丁銀豆板銀の鑄造が行はれ、慶
長十四年諸國の銀塊を銀座に吸收して盛に鑄
造を重ね文祿八年の改貨事件に及んだのであ
る。これは、元和以來商工業漸く發達して各
地の商取引漸く活潑に行はれ、通貨又流通圓
滑なるに及び促進されたものと解するの外は
ない。徳川氏の初代には金銀銅の三貨並び行
はれ、その比價は、金銀に於て權衡を得たが、
銅貨の相場は寛永に於ける濫鑄の結果、昂低
常なく民間取引は動もすれば定制を紊るの惧
かあつた。金銀貨はその價格を元祿八年に至
る迄維持したに拘らず、銅貨はその需要供給
が動搖常なき爲め、絶えず相場に變調を來さ
しめてゐた。銅錢は金銀貨幣の補助貨に過ぎ
なかつたので、價格變動の影響も亦その範圍
を出でなかつた。然し元祿以後金銀貨を改鑄

するに至つて、終に貨幣制度を根本より覆し
再び救ひ難き状態を誘致したのである。當時
江戸に金貨本位の相場が立ち、大阪に銀貨本
位の相場が立つたのは、その著しい特徴であ
る。これに就いて、或は金銀産地の關係に原
因を求め、或は江戸は幕府の金貨本位の計算
に出で大阪は上方銀貨流通に由ると云ふ種々
の見解が行はれてゐる。此時以後、元祿に及
び、幕府財政の窮乏はその極に達し、目前缺
くべからざる國用すら支辨する能はず、内外
國債は募集する事能はず、不換紙幣の發行は
周圍の事情之を許さぬので、止むを得ず勘定
奉行萩原近江守重秀の建議を容れて金銀改鑄
に由る一時の糊塗策を取つたのである。近
江守重秀の建議を以て私利の爲めにする奸策
とする者あるも、當時幕府の當局者としては
避け難い處置であり萩生徂來も同様の意見を
抱懐してゐたのであつた。即ち幕府は流通金
銀貨の品位を下し虚數を多くして、焦眉の急
を救はん爲め、近江守の「官の行ふ所瓦石と
雖も通用すべし、況んや雜事に銀鉛を以つて
すれば論紙札に勝れり」と云つたのに動され
元祿八年柳澤保明を總奉行、萩原重秀を主任
に命じ、從來通貨の極印磨減して明瞭なら
ず、且つ近年金銀の産場多からず、その位を

直して改鑄し、數を多くすべし、との口實に
由つて改鑄事業に著手したのである。然るに
新貨幣はその品位粗惡にして、幕府に依り舊
貨幣と引換へんとするも之に應ずるもの少な
く、而もグレシアムの法則に由り貨幣市場に
於ける良貨幣はその影を潜め、新しき惡貨の
みが法通する有様なので、貨幣改鑄に由つて
流通額の増加を來さんとした當局の所期は全
く裏切られ、加之新金銀貨の比價改訂の爲め
銀の相場昂騰し、再び改訂せられて暴落し、
相場の變動此時より甚しい事はなかつた。而
も幕府は改鑄に由つて一時巨利を博したるに
より、引續き改鑄を企て元祿八年より正徳二
年迄十八年間に二回の金貨改鑄五回の銀貨改
鑄を敢てし、金は大判小判、一分判、二朱判
乾字小判、乾字一分判、銀は元祿銀、寶字銀、
中字銀、三寶字銀、四寶字銀が出たのであ
る。殊に銀の品位は後に至る程劣つたもので
あつた。斯くて經濟界の混亂日を経るに従つ
て甚だしく、銀本位を慣習とする關西地方に
於ては名狀し難い變動を生じたので、幕府は
新井白石の建議に従ひ幣制復古を企てた。正
徳四年幕府に由つて爲された幣制復古は、慶
長金銀貨と同銀なる新金銀貨の鑄造に由つて
經濟界の亂調を防止しようと試みたのである

が、幕府は何等の準備なく、漠然と乏しき材
料に由つて之れを企てたので、新金銀貨は吸
收しつくされて、再び市場に出でず、惡貨の
み流通して市場の混亂は益甚しきを加へた。
政府は頻りに狼狽して不自然の干渉を試み、
却つて益々惡影響を助長した。爲に幕府の財
政は益々窮迫を來した。然るに、偶々米價の
下落があり、幕府は貨幣數量の増加に由つて
之を救はんとして、元文元年より所謂文字金銀
を發行して品位を劣惡ならしめたので金銀の
比價大いに狂ひ、文政に至る八十餘年間通貨
の混亂状態が繼續した。尤も、明和年間南銀
二朱銀の發行は、元祿・正徳・文元の改制に
續て徳川時代幣制改革の新紀元を作つたもの
である。從來徳川時代貨幣は秤量貨幣であつ
たが明和二年、勘定奉行河合越前守久敬の建
議に由つて定位銀を發行した。然るに定量五
匁の銀貨を鑄造し、その三枚を以て金一分に
通用すべきを命じたものであるから、通用圓
滑ならず兩替店に滞積するに至つた。此に至
つて、幕府は斷然之を廢止して、新たに二朱
銀を發行した。二朱銀は品質純良にして携帶
に便なりとされ歡迎されたが、間もなくその
八枚を以つて金一兩に通用すべき旨を觸出づ
るに至つて又々金銀の比價が狂ひ、後に金の

海外流出を助けたと非難されることゝなつ
た。然し此觸れは法定相場を定めたものに過
ぎず、實際市場に於ては既に金銀貨の權衡あ
る相場が行はれた。斯くて王政復古に及び、
明治に至つたのである。
【明治以後】 明治四年の新貨條令は金貨を以
つて本位貨幣、銀貨を以て補助貨幣としたが
不換紙幣が市場に流通してゐたので金本位貨
を流通せしむる事が出来ず、僅に開港場を限
つて關稅の上納及外國貿易の便利の爲に一圓
銀貨を鑄造流通せしめた。而して明治十一年
に至り國內を通じて一圓銀貨の通用を許した
が、當時は不換紙幣の流通多く従つて金銀貨
の如きは全く流通する事がなかつた。明治十
九年銀貨を以て紙幣と引換ふるに至り、茲に
事實上銀本位制になつた。然るに銀貨が益
下落したので明治三十年十月一日金本位制
を採用し一圓銀貨は翌三十一年三月限り通用
を禁じた。かくて我國は金本位國となるに
至つたのである。而して現行法は金二分を以
て價格の單位とし之を圓と稱し本位貨幣は五
圓・十圓・二十圓の三種と定められてゐる。貨
幣は法律に定むる品位量目を有すべきもので
あるから、之れが製造發行に當り、公差を認
め通用最輕量目を定めて貨幣の命數を定め以

て市場に於ける貨幣價値の變動を防ぐに力めてゐる。

日本經濟史(ニホンケイジ)

【上古時代】太古の事は信憑すべき史實に乏しく之を知るに由ない。古文書を通じて僅に神武天皇時代を中心想像するより外はない。一般に信ぜられる所では、此頃遂に大和民族が移住し來つて先住アイヌを北に逐ひ、天皇を大宗として氏族制度を形成し大氏に由つて法律上政治上の單位を形り、小氏に分化して經濟單位を構成し生産的生活を營んだ。初は漁獵を營み漸次農業に移り小氏に由つて耕地が共有せられ原始的手工業も此頃發展した證據がある。茲に於て職業の分岐が起り小氏に依て世襲せられたが、之は天皇の大氏の必要の爲にせられたものである。例へば弓削部・矢作部・土師部・玉造部などがそれである。しかるに人口の増殖は必然公有地の擴張を促し、共產的社會の秩序たる氏族制度を小單位化し高度の文化を有せし支那朝鮮との接觸が大和民族の欲望を刺戟して、收獲の増加に由つてこれを充さんとした結果、共產的氏族制度は經濟的秩序としても支持し難くなつたが、危機に瀕し乍らも此制度は應神天皇の治世より雄略天皇に至るまで續いた。然るに飲

明天皇朝に移入せられて、用明天皇乃至推古天皇朝にその基礎を据ゑた佛教は、個人の覺醒を促し、つひに氏族制度の崩壊に決定的影響を與へたものである。大化改新を斷行した天智天皇や天武天皇は、難局に處して君權の擴大に力め、從來の共產的基礎の上に立つ此の制度を打破し、直接に臣民と相接する君主によりて行はれる所の、個人的思想に基く專制政治を確立したのである。斯くて氏族はもはや政治上法律上の單位たることなく、戸が凡てこれ等の單位となり、全國の土地は皇有に屬し、各戸は其の使用收益權を有し、收獲の一部を租として天皇に納むる班田制を布いた。その法制化せられたるものが大寶律令・養老律令であり、凡て唐制を模したるものであるが、五保の制度を以て氏族崩壊後の行政單位を定め五戸を以て一單位とした。班田の制は天皇所有權の下に使用收益を許さるゝ土地の分配方法を定めたものである。然し經濟狀態の進歩及び人口の増殖は懸田に由る純然たる土地の私有を助長し、寺田又これに與つた。かくて天皇のみを唯一の所有者とする法制は破れるに至つた。

【封建時代】斯くて一度は上述の如き法制に由つて支持された君主の獨裁政治も、皇室に於ける佛教の浸潤、支那文化の全盛等に依つて皇權の衰微を伴ひ、光孝天皇及冷泉天皇以降、皇室の外戚たる藤原氏が攝政關白の名に於いて政權を壟斷するに至つた。藤原氏亦支那文化に心酔して奈良に、京都に燦然たる文明を創めたが、これは僅に京都若くは其附近に限られ、地方文化と隔絶し、地方官や豪族が次第に口分田を兼併して大地主となり、地方には所謂莊園の制度が發達した。莊園の發達は免租地の擴張を意味し、朝權益衰へたるに對し、その所有者は事實上物的權力を有し、領地内の人民に對して、財産生命與奪の權を有し、自ら裁判權を獲て、公司を排し、多數の士卒を蓄へて、獨立の主權となつた。これは承平元年、時平關白となつてより建久二年法皇院政の終を告ぐるの時に互つて最も著しく、領主は互ひに戦ひ秩序は破れ、藤原氏に擾亂平定の實力なく、莊園所有者中の巨頭源平兩氏の横行に委すの外なかつた。而して初めは平氏が權を得てゐたが忽ち源氏がこれに代ることとなつた。従つて權力は遠く京都を去つて鎌倉幕府に歸してしまつた。源家三代にして滅び北條氏これに代つたが忽ち亡びて政權は一時後醍醐帝の手に移つた。然るに延元元年、足利氏が全國の實權を收め、

天正元年に至り織田信長に亡ぼされ、政權は豊臣を経て徳川家に渡つた。此頃は莊園變じて封地となり、邸黨變じて侍となり、古の氏族制度の跡は殆んど絶えて封建制度が社會の秩序となり、戰亂久しきに互つた時代の特徴として職業的戰士階級を生じ、封地の農民階級と各別個の階級を成し、治者として農民に貢納の義務を負担せしめ、その經費を支辨した。封建制度の初期に於ける法制は、朝の【御下文】に現はれ、進んで北條氏に至り、封建制度は益發達して貞永式目に規定せられ、足利氏に建武以來追加の法制があるが織田を経て豊臣に及び、封建制は最も發達した。封地は初め世襲でなく、後に之れが發達して私領の外、貢納を禁ずるに至つた。封建制を成し立せしめた戰國時代は又我國の都市建設時代にして、割據せる大小名の居城の周圍に夫々都市が勃興して商工業の發達を促し、大小名これが誘引に力め城下に於けるその繁榮を圖り、北條氏の頃から商工業者の團體に式或は座と稱して特權を賦與し、保護獎勵に力めた結果、到る所に都市を發展せしめ幣制をも發達せしめた。鎌倉時代には商人に由る支那朝鮮との通商あつたが、戰亂のため朝鮮支那との修交斷絶し、元兵の來寇ありたる結果、一時

衰微した。足利時代には再び活潑となり諸大名自ら貿易に従事し將軍義滿の如きその最も大なるもので、支那錢を移入して經費の支辨に充てたが、間もなく海賊の横行に遭ひ敗類した。次いで天文十年葡萄牙人の渡來後歐洲との通商により俄然我國の商工業が復活し、平戸は其の中心地となつた。後、豊臣秀吉朝鮮に遠征し、獲る所はなかつたが、日本文化及び經濟の發展に貢納する所が多かつた。

【徳川時代】秀吉死して徳川家康天下の政權を收むるや慶長八年より慶應三年に至る迄二百數十年の太平を現出したが、此頃封建制度は既に衰へて、徳川幕府を中心とする中央集權の特微著しく濃厚となり、大小名は其單なる道具と化し終りたる觀がある。蓋し經濟上に於ける農民の地位の變遷、沿海都市の有力なる勃興、宗教界に於ける變動等の刺戟を受けて在來の秩序たる封建制度は破壊せられ、豊臣氏に由つて助勢せられ徳川氏に由つて達成せられたる新國家組織を生んだのである。徳川氏の領土は全土の殆んど三分の一に及びその家臣諸大名の所領を加へて全國の二分の一に及んだ、その他の土地のみが領地として外様大名に屬したものであるから、從來と多少異なるべき組織を生んだものも敢へて不思議ではない。

徳川氏は先づ都城を江戸に定め公家法式に由つて朝廷の權限を制し、武家諸法度に由つて諸大名の權限を制し、國家の機關を確定不變ならしめて支配の永久を期し、警察國家を樹立した。斯かる法制組織の要求は全く多年の戰亂に倦める武士階級及び農工商階級の平和の愛好に出でたもので、又當時に於ける戰爭の反面に於ける通商貿易等の隆盛を語るものである。併し間もなく徳川氏は武士階級の統制をひいて漸く活潑ならんとする商工階級にも移し、鎖國主義を勵行して外船の出入、通商額、通商地を極限し、警察國家の面目たる停滯的秩序の紊亂を防遏すべく力めた。爲に日本の經濟的發展を抑壓阻害したる事は鮮少でなかつた。以後は單に流通經濟が消極的發展を續けて村落の勃興、都市の發達を促し、徳川氏の財政々策の影響に於て多少の消長を見るに過ぎず、徒らに幕府の附屬學者をして經濟論を恣にせしめた。併し徳川氏の個性抑壓主義の警察國家は、武士階級及び商工階級の不平を喚起し初め、武士階級に於ける國家の復興、商工階級に於ける家内工業に基く流通經濟の發展は、有能の武士及び商人をして相結んで徳川氏に反抗せしめ、さなきだに素

亂せる財政のため危殆に瀕してゐた徳川政府は嘉永六年米船の來航以來、内憂外患相繼ぎ、遂に支ふる能はず、慶應三年徳川氏政權を奉還して、明治の新時代を生むに至つたのである。

日本工業史(ニホンコウギシ)

【上古時代】 上古時代は神武天皇より大化の改新に至るまでである。此時代には主として朝廷の供用を主とする手工業が行はれ、その特色は部と呼ぶ團體が工藝を世襲するに在つた。神代に於て工藝技術は意外に早く發達した様であるが、これを詳にする由もない。神武天皇の海内統一後は宮中奉仕の官人は工藝を世襲的に分掌し、武器・家具又は宮殿官省の建築に従事した。即ち弓削部・矢作部・織部・服部・鍛部・土師部等がそれである。應神天皇以後は、三韓との折衝から朝鮮支那文化の輸入を誘致し、従つて上代の工藝技術をして長足の進歩を遂げしめた。殊に織物陶器類等の製造に於いて著しいものがあつた。斯くて工業技術の進歩は國民生活の向上をも促し、國外の工人が移住された結果、朝廷を中心とする工業獨占の傾向が發へ、工業は普及の傾向を示した。

【寧樂平安朝時代】 工業技術の進歩、國民經

濟の發達、人口の増殖と相關聯して工藝世襲の風衰へ、佛敎の傳來と其發展は工業史上第二期の特徴を現すに至つた。寧樂時代は朝權最も振ひ佛敎は全盛を極め、工藝は佛敎に關する建築その他の藝術品及び朝廷官人の弄びし奢侈品美術品の製造に於て異常の發達を示した。例へば奈良の大佛は當時の冶金鍛冶術の卓越を語り、奈良京都の寺院堂塔及び佛像等は建築彫刻術の優秀を示し、寧樂は七寶に於て創意を示すものであつた。その他、染織工業・漆工業・製紙業等何れも後世學ぶべきものが少なくない。然し普通工藝に於ては餘り見るべきものなく、獨り美術工藝品に於て特にその卓越を發揮したのは、當時の工業が國民文化の發達よりも寧樂朝廷の繁榮と佛敎の盛隆に負ふ所多かつた結果である。

【幕政時代】 源賴朝が幕府を鎌倉に開いてより、徳川幕府に至る迄を幕政時代とする。此期に入りて工業の國民化が萌芽し、豐臣氏の滅亡に至る迄は戰亂が屢々起つた爲め工業の發達は阻害された觀があつたが、一面に於て海外との自由交通盛となり支那及び歐洲諸國の文化を輸入し得て、我工業を進歩せしめたる事も注意すべきである。又大名家族の地方割據に伴ひ工業の分布を見た。故に或種の工

業は需要者の變動の爲に衰退したのもあつたが、大體に於て發達の跡は覆ひ難い。例へば製陶の如きは、此時代に至つて始めて磁器を産し、釉薬を用ふるに至り窯業上一新紀元を開いたものと云はねばならぬ。漆器も初め鎌倉影が創始され次いで高時繪が案出せられて、美術的工藝品として進歩した許りでなく更に一般の必需品として盛なるに至つた。染色工業は支那・和蘭・西班牙より盛に新技術を輸入して發達し、造船業も海上往來の繁きにつれ長足の進歩を爲し、建築業の如き戰亂の影響を最も受けたるに拘らず、尙、東山時代、桃山時代の如き豪快なる新様式を出した。殊に武器及び武器用の工藝品は尙武の世に必要な爲め殆んど發達の極致に達したのである。然るに徳川幕府の時代に至るや戰亂全く收まると同時に、海外貿易等及び諸侯の城市等が繁榮するに至つて各種の工業は益發達の氣運を示したのであるが、幕府は寛永十三年鎖國策を採用して斷然海外諸國との通商を嚴禁した。故に新工業の勃興新技術の發展も全く頓挫するに至つたのである。一方諸侯は領内の殖産工業の發展保護獎勵に力めた爲に我國固有の工業は幾分進歩する所があつたが、新らしき意味の工業の創めらるるもの少く、

唯太平の久しきにつれて、文運の隆盛を來し製紙業を發達せしめ奢侈の風民間に及んで、奢侈品の製造技術を進歩せしめた。絹織物の需要増加に伴ひ、生絲の製造發達し、家具什器の方面には銅器鐵器の進歩を促したが如きはその一例である。要するに此時代に於ては我國固有工業は狭き需要と簡單なる技術との範圍内に於て殆んどその發達を遂げたものである。その製品に精巧なるものもあるも需要狭く、企業組織も遂に手工業の域を脱し得なかつたのである。

【明治維新以後】 明治維新に於て、開國の國是定まり、經濟界は甚大の影響を受け、殆んどその面目を一新するに至つた。就中、社會組織の激變と交通の發達は工業界を混亂せしめ、從來封建諸侯の庇護の下に發達した工業中には殆んど衰亡に瀕したるものがあつた。然し明治十年の亂平定後は政府の基礎益固く諸外國との通商が繁盛に赴き、社會の民心全く收まるに至つては、工業政策も自ら定まり大いに歐米先進諸國の新技術を輸入し、一方從來の工業技術に改良を加へてその發達を計り、又新工業を勃興せしめた。明治新政府は始め人を歐米諸國に派し、彼地の工業狀態・政策・技術を觀察せしめ、各種の模範工業

教育の進歩を促した。而して博覽會共進會等を開催し、次第にその効果が擧がるに及んでまた工業試驗場を設立し專賣特許法を制定し、その他工業補助金品の交付、製造諸機械の貸付、興業銀行の設立、實業講習生の海外派遣等、凡そ工業の發達に必要な政策は施さざるなく上下力を協せて之が發展に力めたのである。明治時代に入りて著しく發達を遂げた工業の中、日本固有のものには、生絲・織物・陶磁器・漆器・吳産及び花莖・酒類・和紙等の製造工業である。新に歐米より移植したものと及び海外貿易の發展に伴ひ勃興した新工業は、綿絲・絹絲・麻絲の紡績、西洋紙・燐寸・眞田・澱粉・煉瓦・玻璃・砂糖・石鹼・人造肥料等の製造工業、鐵工業・製鐵業・造船業・電氣業・瓦斯業等である。之を要するに維新以前に於ては、専ら手工業に依つて營まれた工業が、明治時代に入りて一躍大規模の機械工業を主とする工場工業として發達するに至つたものである。内外交通の進歩と市場の發展は益々此傾向を甚しからしめんとするものである。技術的方面より見れば物品の變形に關する機械工業は既に發達の緒についたが、物品の變質に關する化學的工業は尙幼稚にして前途遠望の感がある。然しその一般の發達は明治の

工場發達の統計と生産品高の統計とが之れを示してゐる。固有工業に關し早くより西洋の新技術を採り、改良を加へて著明の發達を爲したのは明治二十年以後のことである。その他の新工業は、概して明治二十七八年戰役を機としてその後俄かに勃興して忽ち盛大となつたものである。大正に入り、歐洲大戰の勃發に伴ひ機械工業殊に化學工業は著しき發達を來たし、歐米に比するも遜色なくならぬに至つた。此等の工業の經營は純然たる大規模生産の資本主義的組織によつてなされ、大量生産が益行はれる様になり、在來の小經營は次第に微力となつてゐる。

日本農民組合(ニホンノウミンクミアイ)

日本農民組合は大正十年十二月、關西における小作人組合・農民組合等を糾合して組織されたもので、十一年二月、第一回大會が神戸に開かれ、杉山元治郎が組合長に賀川豊彦等が理事に擧げられた。大正十一年十月に至つて、本州中部以北の聯合會支部間の連絡を保つため、日本農民組合關東同盟が組織された。關東同盟の會長は鈴木文治で、日本農民新聞なる機關紙を發行してゐる。組合の目的は農民の地位の向上改善を計るにあり、大正十一年末の加盟支部組合三百餘、總組合員數二萬

餘と稱せられる。本部は大阪市北區西野田江成町三四にある。

日本労働總同盟(ニホンロドメー)

日本労働總同盟は始め友愛會と稱してゐた。友愛會の創立は明治四十五年で、當時東京朝日新聞記者だつた鈴木文治が、統一教會の機關雜誌『六合雜誌』の經營に當るや、紙面の一部を割いて労働問題研究のために充て、更に安部磯雄、桑田龍藏、吉野作造、高野岩三郎等の援助の下に四頁の小冊子『友愛』を出すこととなつた。『友愛』を中心として各地の労働者は支部を設け、本部と連絡を保つて一の組織を成すやうになつた。これ即ち『友愛會』の濫觴に外ならない。友愛會はその後各地に支部の数を増すと共に、機關誌『友愛』を『労働及産業』と改題し、同時に遊澤榮一、添田壽一等を顧問に加へ組合の發展を期することとなつた。然し當時に於ける友愛會の態度はそれだけに協調主義に基づける微温的な労働團體に過ぎなかつた。大正五年會長鈴木は米國に渡り、日本の労働團體としての友愛會を宣傳し、國際的にもその存在を知らるゝやうになつた。然るに大正八年に至り、友愛會は在來の幹部に代つて棚橋小虎、麻生久の兩人がその首脳部に加はるに及び、漸次労働階級

の戰鬥機關たる實質を備ふるに至り、第一回國際労働會議の委員選出に際する示威運動を機會として、大いに緊張するところがあり、機關誌も『労働』と改めた。而して同年秋の大會に會名をも『労働總同盟友愛會』と改稱した。而してその頃より各地支部には漸次解體作用の徴候が現はれ、各々産業組合に分裂するに至る。友愛會鐵山部、全國鐵夫組合、大日本鐵山労働同盟會の三組合が合して全日本鐵夫總聯合會として獨立したのは當時の事に屬する。尙ほ友愛會はこの頃より政治運動に對する熱心を失ひ、遂に大正十年の大會には、兼ねての主張たる普通選挙運動を放棄するに至つた。また同大會において、名稱を日本労働總同盟と改めた。同盟の組織は總同盟の下に關西労働同盟會(大阪聯合會、神戸聯合會、京都聯合會、濰聯合會、泉州聯合會、北九州機械職工組合があり、それら支部組合を有する)、關東労働同盟會(東京聯合會、野田聯合會その他)、全日本鐵夫總聯合會(足尾聯合會の外、各鐵夫組合及びその支部がある)の三組織からなり、本部には庶務・會計教育・職業紹介・宣傳・法律・調査・出版・國際の各部が設けられてあり、決議機關としては中央委員會なるものがあつて、これは各地

の自治組合より選出したる中央委員、及び會長、主事より成立するものである。中央委員會は大會に先立つて開かれ、大會は毎年一回これを開くこととなつてゐる。組合員の總數は全く秘密に附せられてゐるが大正八年頃の隆盛時代には六萬を數へられてゐたが、現在ではその半ばにも及ばぬらしい。一時は政治運動を全く放棄してゐた總同盟も、普通選挙制實現の可能が増進し來るとともに、再び政治運動に参加するやうになり、普通選挙の現には労働黨として活躍せんとする傾向があるやうに見受けられる。總同盟の綱領は左の如きものである。

綱領

- 一、我等は公共の理想に従ひ、識見の開發、徳性の涵養、技術の進歩を圖らんことを期す。
- 二、我等は共同の力に依り、着實なる方法を以て、我等の地位の改善を圖らんことを期す。
- 三、我等は互に親睦し、一致協力して、相愛扶助の目的を貫徹せんことを期す。

日本宗教史(ニホンシユキョーシ)

【太古】古代日本人は素朴に自然の威力を恐れ之を敬うて八百萬の神々を信じた。その宗

教は多神教であるが、祖先崇拜の念厚く政治上祭政一致が行はれた。その教に教祖なく教義なく經典なきも、宗教の實は行はれて所謂神ながらの道、神道の淵源となつた。

【王朝時代】朝鮮支那との交通あり漢籍の輸入に伴ひ儒教も輸入されたが、猶朝廷の事に屬し一般には及ばなかつた。然るに欽明朝百濟王の貢獻に係る佛典佛像に由つて佛傳傳來するや、其影響する處頗る大きく、此處に端なくも敬神保守の一派と崇佛進取の一派との軋轢を惹起し王朝の禍となつたが、神佛の争は最後に崇佛派の勝利に歸して佛傳は洪水の如くに蔓延した。その弘布に功勞あつたものは聖德太子である。その憲法十七條は崇佛敬神思想の衝突に際して國民に教へんとしたものである。

當時の佛傳は成實、三論の二宗であつた。大化の改新は寧ろ佛神思想の衝突に鑑み、神道を起して比較的我が社會事情に適せる儒教を弘め、佛傳を抑へる傾があつた。此當時の佛傳には新たに法相と俱舍二宗が入つた。奈良朝時代は支那文物の移入隆盛にして、從つて支那に行はれる儒・佛・道傳の三思想が傳來したが、就中佛傳は最も隆盛を極め我國の文化に燦然たる光輝を加へたものである。此時代華

嚴・律の二宗が入つて六宗となつた。而して此頃から達域の僧に依つて、神佛融合が企てられた。弘法大師はその先蹤である。平安朝に入り文化漸く優美に流れ、儒學者神官共に無氣力なるに反し、佛家には人材輩出して佛傳の隆盛を維持した。此頃入唐せる我國人によつて始めて天台宗が傳へられ、神佛を合一して佛傳の日本化が行はれたのを始めとして、平安朝の末には念佛宗等が新に創始せられ、佛傳のみ獨り旺んとなつた。

【武家政治時代】社會の變遷は朝權の衰微武家の勃興を齎したが、戰亂の後を承けて佛傳は依然として朝野の歸依を得て最も繁榮し、神道儒教共に影薄く、新らに禪宗が傳へられ、臨濟宗として鎌倉時代より室町時代に及んで最も振ひ、五山はその淵源となつた。彼の他力易行の念佛を旨とする眞宗の創始せられたのも鎌倉時代である。妙法に由つて世界統一を祈つた日蓮宗も此時代の所産である。

佛傳の勢ひ斯くの如く從つて其思想は當時の詩歌散文にも現はれ、美術工藝にも影響があつた。就中室町時代の文明は僧侶の作り出せる所である。從つて我國の文教も亦僅に其手に由つて命脈が保たれ、漢文も亦、其教ふる所となつた。應仁亂後世は兵馬に忙しく宗教

に見るべきものなく、南都北嶺の宗門さへ寺山に割據して僧兵を貯へた。一向一揆は最も有名である。當時に於て注目し得るものは天文十八年西洋人の來航に伴はれた耶穌教の傳來である。その布教巧妙にして諸侯の信する者多く、大友大村氏の如きは使者を遠く羅馬に送つた程である。然し間もなく織田氏豊臣氏の忌諱に觸れ、その布教は禁せられ、一時許されたが、徳川氏に依つて再び嚴禁せられた。然しその通商政策は依然として外人の渡來を許したので信徒は猶跡を絶たず、壓迫の極途に島原の亂となり、幕府は恐れて鎮國を斷行し、その勵行の効果を擧げんと欲したが、却つて佛傳の歸依を勧め、佛傳の勢は再び振ふ傾があつた。

併し江戸時代に於いて國民の上層を風靡したものは儒教であつて、武士達と結んでその精髓が發揮された。佛傳は下層の民衆に由つて信ぜられたが、寧ろ江戸時代は宗教就中佛傳より一般に解放せられ放逸なる生活が一般に愛好せられた。江戸時代の後半に於て國學の復興に促され神道の發展した事は注目すべきである。僧侶や學者に由つて神道の教義の説かれた事は珍しくないが、眞淵・宣長の後を受けて篤胤に至り、茲に始めて平田流の神道

を説き兼て愛國尊王の大義に及ぼし、明治維新の氣運に先驅したと云はれてゐる。此時代の佛教は儒教中心の思想に影響せられたが、特に注目すべきものはなかつた。明治に至り宗教の自由が認められる事となつた。

日本財政史(ニホンザイセーシ)

【上古時代】上古未だ貨幣經濟發達せず、又中央費一般政費の區別なく、官有地の收入及び現品及勞役の徴收を以て主なる財源としたのであるが、後者は後の法制に於て租調庸と稱せらるゝものである。神功皇后の新羅征伐や朝鮮支那との交通は、當時の財政を著く膨脹せしめ、而も國用を充たし得たのであるが、欽明天皇時代の佛教の傳來以後は免稅せられる寺社領多く、貴族の免稅田莊と相俟つて政府の收入を減少せしめた。

【奈良平安時代】此頃の財政は孝徳天皇の大化の革新に基礎を置く。大寶令・近江令等に依り、租調庸が始めて法制上に定められた。天下の土地を輪租田・不輪租田・輪地子田とし、輪租田輪地子田は中央政府の財源となり、租として一定の稅率に由る米粟を納付せしめ、調に由つて各地の産物、庸に由つて勞役に代ふべき布又は米を納付せしめた。民部大藏の兩省主として徴稅に當り宮内省は政

府の財用とは別に皇室の財用を掌つた。當時皇室費と一般國費とは區別せられ、又經常臨時の豫算制を設け、太政官を經由して大藏省出納の局に當り、中央費には諸國貢賦の調庸を充用し、地方費には田租を以つて充てた。官稻と稱せられるものが之れである。此頃又通貨を生じ、金銀銅錢が發行せられた様であるが、平安朝の終に至るまで銅錢の種類十二種に及び、政府は屢々惡錢を出だして、財政の窮乏を救はんとした様である。孝徳天皇の朝、一度天下の網紀肅正せられたが、班田戸籍整密ならず、賦役輪租の法普く行はれず、墾田による私有の制認めらるゝや、官吏豪族は私田を貯へて納稅せず、寺社の領は次第に増加し、公出擧は無用せられて國庫の收入を大いに減せしめたが、就中莊園の發達は國家財政を衰耗せしめた。

【鎌倉時代】文治二年源頼朝鎌倉幕府を建設するや、政權之に移りその派出せる守護地頭は朝廷の國司に代り財政の機關ともなつて、關東と關西とを分ちて前者を幕府直轄し、後者は地方官に委し、段別五升の兵糧米を徴收し、又田租其他田宅園林に課する雜稅及諸役を徴收して財源とした。兵糧米の徴收は地頭の横領漏出して一時停止せられ、兵糧料所の

金銀の運用を司つた。江戸時代の初期は財政頗る鞏固であつたが、家綱の頃、江戸大火による賑恤土木費が巨萬に上り、幕府の財政破綻の緒を開き、元祿の奢侈に依つて助長された。綱吉將軍の政變は一時財政を救つたが、惡錢世に行はれて物價騰貴し、金銀の採掘は減じ、加ふるに正貨の海外流出があり財政の窮乏漸く大ならんとした。茲に於て幕府も見る所あり、海外貿易を制限し元祿の惡貨を改鑄し一時財政恢復の兆があつたが、吉宗將軍再び改鑄して惡貨を出し、國庫の收入年を逐うて減少し、外患を加へて財用多端となるも收支を償ふ能はず、諸國の大名亦財政逼迫し、紙幣を發行して漸く濫發に陥り、中央地方共に物價は急激の變動を重ね、經濟の秩序全く紊亂して收拾し難く、遂に幕府崩壞の緒を開いたものである。

人間主義(Ningenshugi)

ヒューマニズム(Humanism)の譯語。其項を見よ。

農奴(Nord)

農奴は封建經濟時代の農民階級であり、最も主要なる勞働者であつた。古代には奴隷が最も重要な勞働力の提供者であつたが、中世には農奴がこれに代つた。奴隷の存在してゐる

指定がこれに代つたが、其後屢々復活し、年貢たる田租は米又は錢にて納められ分朱分錢と稱せられた。雜稅は主として臨時の出費に充てられたる地子と稱せらるるもので、米及錢に由つて徴收せられた。北條泰時貞永式目を定め、天下の財政健實の風があり、時頼これを相繼いで益助長したが高時の驕奢のため財政再び窮乏するに至つた。當時に於ける朝廷の用度は僅に僅少の御料地や國司都司の納付に俟つたが、殆んど支へ難く多くは官職の買買による成功(ジャウゴウ)の收入を充用した。間もなく後醍醐帝の建武の中興をり、政權一時朝廷に歸したが、乾坤通寶及び諸幣の發行は財政の窮乏を促進し、加ふるに失政多くして足利尊氏による武家政治が始まつた。

【室町時代】此時代の財政制度は全く鎌倉時代のそれを踏襲したもので、當時財政の困難を救はん爲め幕府朝廷共に新關を立て、關稅を徴し、德政を惡用して幕府の負擔を消滅せしめた事は前時代と異なる所である。又此時代に義滿は屢々明國と交通し明錢の移入を企て之を以て財用に充てんとしたが、格別の成功を見なかつた。幕府の末葉に及ぶや威望全く地に墜ち諸國の守護各地に土着して幕命に従はず群雄割據の狀勢となるや財政制度は殆

た時代にも、農民階級は在つたが、彼等の身分は自由であつた。然るに封建制度の發達と共に自由農民は從來の奴隷と混合せられて農奴といふ被搾取者階級となるに至つた。農奴の特徵は略々三つある。第一は彼等が土地に隷屬せられてゐることである。農奴は一生の間自己の生れた土地に留まらねばならぬ。彼等は自己の土地以外に移住することを嚴禁せられる。第二の特徵は農奴が人格的にも主人に隷屬することである。主人は時として農奴を賣買、贈與、質入してゐた。この特徵は特に露西亞に於て甚しかつた。第三の特徵は村落が共產的單位となつてゐる事である。大抵土地の共耕制が行はれてゐたし、また租稅も村落の連帶責任となつてゐた。

農奴は歐羅巴に於ては十八世紀末より十九世紀中葉にかけて解放された。一七九一年に於けるフランス革命政府の農奴解放が最も早く、ドイツ諸邦は十九世紀の前半に之を完成し、ロシアは遅れて一八六一年に之を行つた。農奴解放は農業上に於ける經營自由の原則の確立と同じく、近世の資本主義社會を展開する大導線であつて、是より農民は大農中農や小作人や農業勞働者に分裂するに至り、また土地の私有制度も確立した。獨り英國のみは農

んど崩壞するに至つた。

【江戸時代】豊臣秀吉織田信長の遺業を繼いで政權を握るや、斗量を新制し天下の土地を掌握し、田制を一變し租額を増加を企圖して國庫を充實せしめ、當時に於ける大造營や征韓役を以てしても國庫の不足をきたす事がないかつた。徳川家康又理財に長じ、財政に意を注いで、徳川三百年の基礎を築くに至つたものである。

幕府の財源は主として地租雜稅其他の賦役である。公領地は幕府の直轄地で幕府自ら之を徴し御領地は大名を經由して納めしめたが、其稅制各藩に於て異り直轄地を除いて一定せず、雜稅は小物成・運上・冥加・分一等あり前の三者は營業稅に近く小物成は古代の調庸に類似せるものである。江戸府内は地租を除きこれに代へて賦役を課せられた。

幕府の財政は主として勘定所奉行の勝手方によつて行はれ、老中若年寄の中分掌してこれに當つた。殿中と二の丸とに分れ、前者は大藏省、後者は内務省に似てゐる。勘定奉行の下に金奉行として一般の財政以外江戸の金藏を司るものあり、藏奉行は米粟を司つた。郡代官は地方の政治租稅一般の民政を司り、また別に金座・銀座・爲替用達等あつて諸般の財用

奴の消滅が最も早く、十六世紀には既に制度の上より消えてゐた。近世に至り英國が最も早く資本主義化し、經濟上の發達に於いて大陸諸國を凌駕するに至つたのである。

農奴は奴隷よりやや善きものに過ぎなかつたから、其社會的地位は苦痛であり、従つて時大規模なる暴動を起した。諸國の農奴史は何れも一揆の歴史を持つてゐる。英國では十四世紀に、フランスでは十五世紀に、ドイツでは十六世紀に、ロシアでは十七世紀に全國的な農奴の大叛亂があつた。——我國にも農奴の時代があつた、即ち鎌倉時代より徳川時代にかけての農民は歐羅巴の農奴と略々同じ性質をもつてゐた。而して一揆も頻發してゐた。我國に於ける農奴解放は明治維新であつたと云ふ事が出来る。

農業(ノイギョー)

農業とは各種の作物を耕作栽培することを言ふ。故にこれを狭義に解すれば田畑を耕作して、穀物野菜等の生産物を得るものを指す事となるが、廣義に解する時には家畜を飼養し蕃殖せしむる事も、また林業・園藝等も農業の中に包括されて來るのである。即ち飼畜は何等の耕作栽培を爲すものでないが、我國に於ける乳汁搾取業の如きは、歐米における畜

乳及び乳産物製造業と同一視す可きものでは

なく、廣義の場合には農業の中に含まる可きものであり、林業は森林の經營、樹苗の栽培移植等を爲すものであるから、その生産物を異にし、經營の事情を異にするものであるが、又廣義に於いては農業の一種と見做されるのである。園藝は往々別種の事業とされてゐるが何等かの作物栽培を培うものであるから、これ又集約的な農業と見做される。農業は最初穀物・根菜等人類の食料に充つるものを栽培してゐたもので漸次發達すると共に飼畜林業等を派生して來たものである。最初はその生産方法も極めて幼稚であり、氣候及び土地の事情が異なるに従つてそれ／＼經驗に基いて行つてゐたものであるが、その後科學の發達が進むに伴ひ、選種・栽培の上に科學の應用が行はれるに至つた。殊に肥料に就いては、草肥・厩肥・人糞尿・魚肥等の外、化學肥料、人造肥料等が發明されて來るやうになつたのである。然し我國は、各國と交通する事なく孤立してゐたので、徳川時代に至るも尙經驗に頼る外はなかつたのである。故に著しき農業の發達は明治維新以後に於いて見られる事となり、品種の増加科學の應用等が次

第に進んで來たのである。

農業器具の發達に於ては、歐米と我國との間に甚しい懸隔があるが、これは經營組織の相違に依るもので、大經營に於いては機械の利用が多く、小經營に於いては人間勞働力に依る部分が多いからである。故に我國では到底米國並びに歐洲北部に於けるが如き大機械を利用する餘地なく、汽力・電力等の原動力使用は勿論、牛馬の使用さへ十分に行はれ得ないのである。又農業生産物中の重要なものは歐米に於いては麥類、東洋に於いては米であるが、麥の原産地は西部亞細亞であり、米の原産地は印度洋の沿岸地方であると信じられてゐる。

農業保險(ノイギョーホケン)

農業保險とは、旱魃・阜冷・洪水・降雹・降灰・病害蟲・家畜傳染病等に依る農業の損害を保險するものを云ふ。然しかゝる災害は、その度數も不規則であり、被害の程度も一定してゐないので、これが機會及程度を知る事は困難であり、且つその發生が頻繁な地方と、甚だしい地方とがあつて、一般的に農業家を包括する事は不可能である。殊に作物病、害蟲などは、當事者の注意如何によつて減滅する事が出来るものであるから、農業保險の

實行は極めて困難な事である。それ故に歐洲諸國でも、農業保險として現に行はれてゐるのは、電害保險と家畜保險の二種のみで、その他の災厄に對して保險の行はれる事はないのである。電害保險は降雹に依る損害を防がんとするものであるが、如何なる程度の被害を保險す可きかは、種々なる議論の存するところである。これは相互組織として行はれる事が最も多く、私營會社は勿論、國家によりて經營されてゐるものもある。又小地主の多い地方では、多くの地主が協力してその所有地を合せ、その代表者の名を以つて保險契約を結ぶ事などもある。家畜保險は家畜の斃死撲殺・棄却等に依つて生ずる損害を保險するものである。これは村落家畜保險組合・國立乃至公立保險所・私立會社等に依つて行はれるもので、家畜生命保險・家畜輸送保險・屠畜保險・馬馬保險・放牧保險・共進會保險等種々なる區別がある。然し、家畜生命保險・屠畜保險の外は、何れも保險期間の短いもので、私立家畜保險會社で經營されるに過ぎないものである。家畜生命保險は、疾病・創傷・傳染病の爲めに家畜の死亡する事を保險するもので、中小農の多い地方又は小家畜に對しては、村落組合及び公立保險が行はれ、大農乃至大家

農業金融(ノイギョーキンユウ)

畜に對しては私立保險が行はれてゐる。屠畜保險は食用乃至賣却の爲めに飼育されてゐる家畜が、衛生警察の立場から屠殺されて、その一部分乃至全部を棄却しなければならぬ場合に生ずる損害を補ふ爲めに行はれるものである。此保險も亦屠殺組合・國立保險・私營會社等に依つて行はれるものであり、中にはザクセン王國のごとく國立保險に對して加入の義務を強制し、その爲めに多額の國費を支出してゐる處もある。

農業労働者(ノイギョーロドーシャ)

【概説】農業労働者とは農業に従事する一切の労働者を包括した言葉である。農業生産はその性質上技術の發達が遅れてゐる爲め、機械を應用し得る部分が比較的少いので、労働者が占める地位も甚だ重要であり従つてその數も極めて多いのである。殊に日本では労働階級の大部分が、小作人といふ特種の農業労働者によつて占められてゐる状態である。我國の小作人は歐羅巴のそれと異り、農業労働者の性質を有することは後に述ぶる如くである。然し農業労働者は、その總數が極めて多いにも拘らず、甚だ孤立的であり、且

つ階級意識を缺いてゐる。それは農業労働者が極めて孤立的で、同一地域に同一の労働條件を以つて、同一の地主に仕へてゐる者は極めて少數であり、且つ、労働者相互の間に共通の利害關係が横つてゐる事が明確に意識されないからである。そのうへ、農業労働者と地主との間には、賃銀の授受乃至小作料の授受といふ關係以外に、多かれ少なかれ主従的關係が存在し、何等かの保護を受けてゐる事は、更に一層この階級的觀念の發達を防げる事となつてゐるのである。農業は又技術の發達幼稚なる爲、農業労働者は工業労働者の如く特殊の技術的熟練を要しないので、婦女老幼も協力して労働に従事してゐる場合が多い。然しその収入は極めて僅少なものであるから、多くは全家族が従業してゐても、辛うじて低級な生活を支へ得るに過ぎない状態である。ただ僅かに他の労働者に優つてゐると思はれるのは、重要な生活資料は自ら生産してゐる場合が多いので、物價の變動の爲めに生活の困難を感じる事が少ない事と、その職業が世襲的固定的であるから、失業に苦しむ憂が少くないといふ事だけである。尙從來、農業労働者中の、小作人・小自作農等に對して、彼等が労働者であるか企業家であるかと

の論議がしきりに繰返へされてゐる。小作人は一定の利子を拂つて耕地を借受け之を耕作して利潤を収める形式になつてゐるのであるから、彼等を企業家と呼ぶ事も理論上許されるのである。然し乍ら、彼等が地主に提供する借地料は、普通の意味の借地料ではなく、耕作収入の大部分を占める巨額のものであり、地主はかゝる形式の下に多大の剩餘價值を搾取してゐるのである。事實に於いて小作人の生活が普通の労働者に遠く及ばないのは、其收益の大部分が借地料即ち小作料なる名目の下に地主に搾取されるからである。それ故に理論上彼等が何に屬してゐやうとも、實際には地主に對して労働者の關係に立つものだと云はなければならぬ。

【種類】(1)小作人 小作人は地主から一定の耕地を借受け、之を耕作してゐるものである。彼等は耕作す可き土地を持つてゐないので耕地を借り入れることに對して、一定の借地料即ち年貢を納めてゐる。この年貢は豫め一定されてゐるものであるから、天候の不順などに依る不作の場合には、年貢を納める事の出来ぬものもあつて、地主との間に紛擾を生ずる事がある。小作人は世襲的のものも多く、また極めて定住的のものであり、耕

地の借り受けも永久的に契約されて居り、若し耕地の所有者が變れば、新たな地主と契約を結び直すに過ぎないのが普通である。

(2)作男 これは地主の家庭に起臥してゐるもので、主人の家事や、耕作労働其他の雑役に従事し、地主に對して最も濃厚な主従關係を持つものである。それ故に労働の必要が少い時にも雇傭關係を續けてゐる事が出来るのであるが、その代り、時に依れば夜間の労働や、その他の過度の労働にも服さなければならぬのである。従つてその地位は極めて安全で、一生涯同一の地主に仕へてゐる者もある。然し此の種の労働者は、主として未婚の青年であつて、相當の年齢に達した時にはその主人乃至他の地主の小作人となるか、日雇労働者となるかするのが普通である。また歐洲諸國における農場主の下男(Gentle)はこれと略同性質の労働者である。

(3)小自作農 これは自己の所有地を耕作する丈けでは、生計を立てる事の出来ないもので、自己の所有地を耕すと同時に、他の地主からも耕地を借りて働く者である。自己の所有地を耕作する丈けで生計を営み得る者は、之を自作農と云ふのである(自作農参照)。之を要するに小自作農とは、自作農と小作人

とを兼ねるもので、近來農村に於ける土地集中化が進むに従つて、從來の自作農が小自作農となつて来る事も亦著しい事實となつた。

(4)契約労働者 これは日本に於ける小作人に似たもので、歐洲諸國に存在して居り、地主と特定の契約を結んで、長く同一地主の労働者となつて居るものである。彼等は普通、地主の農場内に起臥して居り、住宅や菜園などを貸與され、且つ又穀類・薪炭・飼料等をも支給されるのである。仕事の少ない時にも解雇される憂のない者であるが、農繁期には夜間の労働もせねばならず、時には妻子も共にその労働を扶けねばならぬ事もある。契約は一年を期限として結ばれる事を普通とし、賃銀は實物と貨幣とで給され、日雇労働者などに比較すれば、種々なる特典を與へられる事が多い。

(5)自由労働者 農業に於ける自由労働者には、出稼労働者・渡り労働者・日雇労働者等がある。出稼労働者とは、或る部落の労働者が、賃銀を得る事を目的として、一定の期間他の地方乃至外國に出稼するもので彼等は一般に故郷に對する愛着の念が強く、その目的を達すれば、直ちに自己の村落に歸つて来るのである。若しまた出稼地に留るやうな

場合にも故郷への送金を忘れないのが彼等の常である。獨逸のザクセン渡り者などは、その最も好適例で、日本に於いても養蠶地方には盛に行はれる事である。渡り労働者とは一定の住所もなければ耕地もなく、水の低きにつく如く轉々として農業労働の需要ある地を放浪して歩いてゐるものである。かゝる労働者には、頑廢的性格を有するものもあり、農村の風紀を亂す事一方でないものであるが、農本家の立場から見れば、農繁期には必要な丈けの労働力を得る事が出来、その必要が止めば、直ちに解雇し得るものであるから、甚だ重寶なものである。由來農業は農繁期と農閑期とがあるから、つねに多数の契約労働者を雇つて置くこと云ふ事は多くの費用を要する。然るに渡り労働者や出稼者や日雇労働者が増加すれば、契約労働者を少くして必要期にはかかる労働者を雇入れ、ばよい事となるのである。故に日本ではまだ現はれて來ないが、農業が次第に大企業的となつて行く歐米では、渡り労働者・日雇労働者の増加は著しい勢ひで進んでゐる。日雇労働者とは雇ひ入れ期間などの契約が無く、必要の時丈け雇はれて日給を支拂はれるものであるが、我國でも農業の資本主義化に伴つて、盛にかゝる勞

働者が各地に發生して來るであらう。

【賃銀】 農業労働者の賃銀は、一般労働者に比較して甚だ低廉であるが然し一般賃銀率が昂騰するに従つてその影響を受け次第に増大して來てゐるのである。即ち不定住的労働者作男などは、盛に工場へ流れ込んだので、農業労働に於けるその賃銀も、亦従つて工場労働者のそれと近い處まで引き上げられるのである。これは生絲工業の盛な信州などに於いてその最も適切な實例を見る事が出来る。又小作人・小自作農の収入も賃銀の一般的騰貴による米價の上騰によりて次第に増加しつゝあるが、然しかゝる収入の増大は、物價の一般的騰貴に伴ふものに過ぎないから、事實上彼等の生活を向上せしむるに足るものではない。農業労働者は一般労働者と異つて、貨幣賃銀のみを支給されると言ふ事が極めて少いのである。即ち自由労働者の中の、日雇労働者は貨幣賃銀のみを支給される者であるが、渡り労働者、出稼労働者等は、原則上貨幣賃銀のみを給與される者であつても、時には種々の生活必需品を給される事もあるのである。また契約労働者も、實物と貨幣賃銀とを給されるものであり、我國に於ける作男なども食料及住居を與へられた上に賃銀を給され

農業政策(ノーギ・シーサク)

農業政策とは狭義に解すれば、農業の改良發達を促し、農民の幸福を増進せしむる所の、國家若しくは公法人の行政政策を指すものであるが、近來では之を廣義に解して、斯かる目的の爲めに私人の團體や私人の實行する政策をも農業政策と呼んでゐる。農業は天然物たる土地を基本とし、且つ氣候の影響の下に始めて營まれるもので、かくの如き自然の條件は殆んど人力を以つて動かす得ないものであるため、その發達進歩は常に

緩慢である。故に農業は一般經濟界の變化し發達するに依つて、屢々不利益なる影響を受ける事となるので、國家及びその他の團體が、農業に對しては商工業に對するとは異つて、特別の保護を加ふ可き必要が生じて來るのである。これ即ち國家を始めとして、自治體及び民間の團體が農業に對する保護政策をとる所以である。

近年各國は皆農業政策の研究に力を注いで居り、國家自ら行ひ難き時には、民間に適當の團體を造り、之に代つて保護政策を行はしむる事としてゐる。農會は即ちかゝる目的の爲めに起されたもので、我國でも農會法に依つて、一定の規定の下に補助される農會が甚だ多い。農會法の規定以外に立ち自由に組織される農會も亦、少くないが、これらは何れも農民の代表者となり、或は國家その他の機關に對して參考資料を供へる等の任務を果してゐるのである。

農業政策の中で最も重要なものは、金融機關の整備と教育機關の發達とである。その他土地の分配や、土地に對する農業者の關係を適當ならしむる事等も忘る可らざる問題である。農業者の要する資本は低利であり且つ長期のもので、年賦償還を許されるものでなくては

ならない。それは農業利潤が一期にして得られるものではないからである。故に普通の銀行は、農業者に對して十分の便宜を與へる事が出來ないので我國では農工銀行なるものが各地に設けられてゐる(農工銀行参照)。また教育機關に就いては、甲乙兩種の農業學校・農業補習學校・農事試驗場等が設けられてゐる。

土地の分配に就いては、土地の集中甚しき場合には衆子均分法に依り、之と反對の場合には一子相続法に依ると云ふが如く、相続法の力を藉る事もあれば、地代銀行を設けて、小作料と共に地代を拂込ましむる事に依つて、小作人をして土地所有者たらしめんとする事もある。然し我國では單に一子相続法に依つて、一家の所有地を細分せしむる事を防いでゐる計りである。

其他、農業の發達進歩を阻害するものを防ぐ法律政策も亦、重要な農業政策であると言はなければならぬ、害蟲驅除・家畜傳染病豫防水害豫防等の法律は勿論、肥料取締法・耕地整理法等は皆かゝる目的に依つて行はれるものである。

農業資本(ノイギョーシヤン)

農業資本とは農業經營に使用される資本を云

ふのであつて、通常、基礎資本・經營資本に大別されてゐる。基礎資本に屬するものは耕作地等の土地資本と倉庫・物置・厩舎・買室・作業場等の建物資本であつて、何れも農業經營の基礎となるものである。かゝる資本の効用を十分に發揮せしむるには、尙經營資本を要するが、經營資本は一回に消費されるものと、再三反覆されるものとに依つて、流通資本と固定資本とに分けられるのである。固定資本は、家畜牧畜等の家畜資本、即ち有生固定資本と、器具器械等の無生固定資本とに分たれる。農業生産に於いて、家畜資本の占むる位置は頗る重大であつて歐米に於ては動物力を利用する事なしには、殆んど農業を行ひ得ないものとさへ考へられてゐる。我國に於ては小農法が行はれてゐるので、動物力を利用する事は、比較的稀であるが、而も動物力が耕作・運搬等を扶ける事は、輕視す可からざるものがある。その上、家畜は脂肉・乳汁・卵等を生産する許りではなく、厩肥を生じ土地の耕作力を増大する事ともなるのである。無生固定資本即ち器具・機械の類は、耕作・運搬等を扶けること著しいものではあるが、而も工業生産に於けるが如く重要なものではない。殊に我國の如き集約的なる小規模

尤も一定の條件を附して債務者の側より通知的であることを納得させ、年賦金支拂の時期支拂額の増減等を許すならば差支ない事となるが、これは特別な機關を設けなければ行はれるものではない。通知的信用とは信用當事者たる債權者・債務者が、任意に負債償還の請求を爲し得るものであり、不通知的信用とは、何れの一方もかかる任意の要求を發することの出來ぬものを云ふのである。

の農業に在りては、機械を使用する部分は甚だしく、大抵人間の勞働力に倚賴するものであるから、此の有生固定資本は農業資本中の僅少部分を占むるに過ぎない。流通資本は一回使用される毎に、全く原形を失ひ、若しくは經營者以外の手に渡つて行くもので、狹義に解するならば貨幣の資本のみを指すこととなる。即ち他の資本の缺損を補充し、又は追加を爲し、諸種の生産原料を購入し、勞銀を支拂ひ、その他の雜費を支拂して經營の圓滑を期するものが、此の流通資本である。

農業資本の組成即ち相互の割合は(イ)農業の組織、(ロ)交通の便否、(ハ)勞働力需要供給の如何、(ニ)經營者及び使用人の手腕、(ホ)土地の廣狹、氣候の如何等の異なるに從つてそれ／＼相違してゐるが、然し工業資本等に比較する時は、基礎資本の大なる割合に、經營資本の少ななるを常とする。

農業信用(ノイギョーシヤン)

【概説】 農業信用とは、返済行爲を信任して爲される農業資本(農業資本参照)の貸借を言ふのである。即ち、農業信用は農業經營者の利用する所の信用であつて、信用としての條件は、他の商工業におけるものと同様である。然し農業といふ特殊の企業における、特

殊の資本の貸借として、行はれるのであるから、自ら特殊の色彩を帯びて來ることとなるのである。農業信用が他の信用と異なるのは、即ち次の諸點である。農業信用は第一に短期ではならぬ。手形による商業取引の信用は普通三ヶ月を以て期限としてゐるが、農業においては少くも半年乃至一年以上の期間がなくてはならないのである。それは商工業における資金の回收が極めて短期間に行はれるに反し、農業における資本の回收は極めて長期間に亙るものだからで、比較的短期間に回收される經營資本の貸借即ち經營信用に於いても、半年以上の期限がなくては何等の用もなさぬのである。其基礎資本の爲めに不動産を抵當として行はれるものゝ如きは、殊に長年月に亙る信用であり、且つ年賦償還法によるものでなければならぬのである。

農業はまた、比較的利潤の少いものであるから、金融利子は他の商工業におけるものと異つて比較的有利でなければならぬのである。それのみならず、農業の經營は固定的であつて自然の影響を受くることが多いものであるから、收穫期に達しない前に負債の返済を要求されることを、甚だ苦痛とするのである。故に農業信用は不通知的でなければならぬ。

【分類】 農業信用は、その信用の用途によつて、土地所有信用・土地改良信用・經營信用の三つに區分され、債務者の提供する擔保によつて、對人信用・動産信用・不動産信用に分たれるのである。以下それ／＼について説明して見る。

(一)土地所有信用 之は土地の購買、遺産分配、土地讓渡の借償等の爲、土地所有權を獲得し又は保存する目的を以つて行はれるもので従つて多額の資金を要するものであるから、年々その土地から生ずる生産物によつて償却され得る年賦償還法に依らねばならぬことを特色とする。それ故に此の土地所有信用は、農業信用中最も長期に亙るものである。(二)土地改良信用 土地改良には一時的ものと永久的のものとの二種がある。即ち施肥

中耕・除草のごときものは、一時的なる土地改良と見做さる可きものであり、耕地整理及び排水灌漑等は永久的土地改良である。然るに永久的土地改良は比較的多額の資本を要するが、一時的改良に至つては經營資本の一部を以つて爲されるに過ぎぬものであるから、土地改良信用の對象となり得るものは、永久的土地改良のみである。此の信用の基礎となるものは改良によつて増加される土地の生産力であるが、而も改良の結果は數年内に擧るものではなく、比較的長期の年月を要するので、これまた年賦償還を許されるものでなければならぬ。(3) 經營信用 農業經營に要する資本、即ち借地料・勞銀・種子代・肥料代・家畜・家具等の支辨に要する資金を得る爲めに行はれるのが、此の經營信用である。經營資本は農業資本中最も短期に回収され得るものであるから、年賦償還の行はれることはなく、多く短期間の信用に止るのである。また經營資本は、元來個人的貸借によるものが多く、其の借入手續のごときも成る可く簡單なものを便利とするので、信用組合の利用を最良の方法とされてゐる。其の他信用の基礎となるものゝ種類によつて分類されたものに、對人信用と、動産・不動産等に關する

る對物信用とがある。即ち對人信用とは、債權者が債務者の人格に信用を置き何等の擔保をも提供せしめることのないものであり、對物信用とは農業經營者が動産即ち農産物を抵當とするものと、不動産即ち土地・建物を抵當とするものとの二種から成る。就中對人信用は、個人的信用によるものゝ多い爲めと、危険性の多い爲めとに依つて、最も利子の高率なものであり、不動産信用は、其の土地から生ずる收穫によつて返済されることを原則とするもので、比較的長期に亙つて行はれるが、其の利子率は最も低いのである。動産を抵當とする貸借は、多く農産物の價格が低い場合に、之を賣却する好機を待つ間、資金融通を受くる爲めに行はれるので、其の信用期間は最も短いのを常とする。

【機關】以上の如き農業信用の行はれる機關として、我國には日本勸業銀行・農工銀行等種々なるものがある。勸業銀行及び農工銀行は、主として不動産を擔保として資金の提供を計るものであるが、時には耕地整理組合・産業組合等を経由して、無抵當なる資本の供給を爲すこともある。又近年漸く盛になつて來た米麥倉庫の中でも金融部を有するものは動産信用の機關となつて居り、各地方に行はれてゐる信用組合は、對人信用機關として最も有力なものである。

農業信用組合(ノークミアイ)

農業信用組合には信用供給組合・信用生産組合・信用販賣組合の三種類がある。而して信用供給組合の事業は、主として農業用具及び原料を農民に供給するものであつて、その經營方法は普通の都市商店と異なる所がない。けれども信用供給組合は附加的營業として、食料品及び家事上の必要品をも供給することあり、組合によつては、時として工場を有するものもあるが、本來の職能は主として農具・種苗・肥料等の供給をなすものである。供給組合の組織としては地方組合・中央聯合組合・卸賣組合があつて、組合員は何等の仲介なく所要物品の供給を受ける。これら需要物の價格決定及び利益の配當は、組合によつて自ら異なるものがある。

次に信用生産組合は農産物の種類によつて二種に分たれる。その一は製造組合であり、他は販賣組合である。製造組合は例へば牛酪製造組合・豚肉燻製組合・葡萄酒釀造組合等の如き製造を主とするものであり、販賣組合とは例へば鶏卵賣高組合・穀物販賣組合・果實野菜販賣組合等の如き販賣を主とする組合で

ある。しかしして製造組合によつて利益する所のものは製造の作業及設備に於て、また製造所と牧場との關係に於て、優良完全なる組織をなし得ることであり、販賣組合によつて利益するところは、製造用の機械器具の購買をなす上に於て、また製造したる生産品を市場に送る上に於て、甚だしく有利なる條件を齎し得る事である。製造組合に於て最も有名なるものは英國の牛酪製造組合であり、販賣組合に於て最も聞えたものは、丁抹の鶏卵販賣組合、獨逸の穀物販賣組合であつて、その組織は完全を極めたものである。

農工銀行(ノークギンコー)

農工銀行は明治二十九年に發布された農工銀行法に依つて行はれるもので農工業の進歩發達を計るために長期に亙る低利資金を貸付けすることを目的とする銀行である。由來農工業は商業のごとく短期間の内に資金を回收し得るものではなく、長期間の苦心を経て漸く利益の得られるものであるから、農工業者は特に低利の長期貸付金を必要とするのである。日本勸業銀行も亦かゝる機關として存在するものであるが、これは多く大規模の事業に貸付けることを目的とするもので、各地方に於ける中流以下の農工業者には均霑し得ないの

である。農工銀行は即ち、各地方の農工業者の爲めに行はれるもので、僅少の不動産を抵當とし、又は二十名以上の共同體(例へば水利組合のごとき)に對しては、對人信用を以つて貸付けを爲すものである。此の貸付け資金は、不動産を第一擔保とし、銀行の資本金を第二擔保とする債券を發行することに依つて得られるのである。農工債券なるものは即ちこれ、大正九年末の調査に依れば、全國各府縣に於ける、四十八の農工銀行に依つて發行された債券の總額は一億五千五百一十一萬三千七百圓に上つてゐる。然し農工銀行はその營業範圍が極めて狭い爲め農工債券の流通範圍もまた一地方に限られるので、之を廣く流通せしむる爲めに日本勸業銀行をして引受けしむる途を講じてゐる。それ故に、農工銀行は資金に窮することなく、容易に營業し得ることとなつてゐるのである。かくの如き特權を與へてゐるのは、農工銀行が單に營利のみを目的とするものではなく、其の府縣に於ける農工業の改良發達を計ることを主眼とするからである。従つて政府は、又これに對して嚴密な監督をも加へる事としてゐる。若し農工銀行が法律の規定に反して不確實の事業に對して貸付けを爲すやうな事があれば銀

行は不測の損失を蒙る憂があり、従つて債券所有者に損害を與へ、其地方に於ける經濟界に恐慌を惹起することゝもなるからである。故に農工銀行法中には、地方高等官中より監理官を命じて、大藏大臣指揮の下に農工銀行の業務を監視せしむることが規定されてゐる。

農村問題(ノークンモンダイ)

農村問題とは農村に關する一切の問題を含むが故に、その範圍は頗る廣大のものたるを得ない。食糧問題・國防問題・小作人問題・土地政策・家産保護制定等凡そ農村に關する一切の問題は、悉く皆な農村問題といひ得る。而してこれまで多く農村が問題とされたのは、食糧の自給と強兵養成とのために、農村の疲弊を救はなければならぬといふ立場からと、他方では貧富の階級的分裂に對して中間階級として存在する如き自作農を保護し、その調和を期待せんとする立場からであつた。即ち前者は國防のために強壯なる農民兵士と食糧品を目的とし、後者は將來の階級闘争を調和し急進的なる都會市民に對して保守的なる地方農民を對立せしめんとする目的に出でたものである。換言すれば農村民の保守退嬰的にして比較的從順温健なるを利用し

支配階級が自己の地位を擁護せんとする目的から、従来所謂農村問題なるものは論ぜられて来た。勿論、國防上、食糧政策上、または社會の調和と階級の緩和とを助勢する意味から農村は重要な關係を有するが故に、かゝる國家的立場から農村問題の解決が論ぜられたことは當然であつたが、然し今日に於ては農村問題にかゝる政策上に出づるものではなく農民自らがその生活上の壓迫を脱せんとする運動が、中心内容となつてゐる。即ち地主對小作人の階級的闘争が農村問題の重要な骨子となつてゐる。元來農村社會は比較的資本主義の影響を蒙ることが少なく、従つて所謂自作農・小作農なる中間階級の存在を維持することに、従つてこの事業に基づいて小農保護の政策が採られて来たところであるが、然し資本主義化した社會に貧富の社會的分裂が行はれるといふ原則は、農業社會たると商業社會たるを問ふところでなかつた。即ち經濟現象としての資本集中は地主の土地兼併に現はれ、自作農の滅落は家庭工業の滅落に相伴ふものであつて、労働者たる小作農民の増加を阻止することは不可能であつた。小農保護の目的で起された政府の産業政策も、決してこの大勢を防ぐことが出来ず、社

會問題としての小作争議は激増するに至つた。この事實を明治十六年の調査と三十年後の大正二年の調査によつて對化するに自作農は七・三二%の減、自作農兼小作は一・四〇増、小作農家は五・九九の増といふ數字を示し、六十餘萬町歩の土地は地主に兼併されたこととなつてゐる。かゝる傾向は年とともに益甚だしくなり、地主と小作人の對立は更に明瞭となりつゝある。然らばこの小作農の生活状態は如何なるものかといふに、大正六年度新潟縣農會の報告によれば、小作農一日當平均労働報酬は二十七錢七厘に過ぎず、その一日一人の平均生活費は、八錢乃至十錢といふ状態である。これに比して、地主方面は如何といふに、小作米の利廻りは、僅かに三四分にしかならぬ。茲に於て、小作料削減の要求は實際上に成立しないといふ有様で、農村は地主たる小作人たるを問はず、頗る苦境に陥りつゝあることを見逃す事が出来ない。かくして地主は土地を賣拂つて他の方面に投資せんとし、小作人は工業労働または他の労働に轉せんとして農村を棄てる者が續出して来た。農村荒廢の事實は斯の如くして一層劇しくなつて来たのである。故に農村問題は單純に農民のみの問題ではなく、社會全

體の問題として解決の急を告げてゐる。然らば農村問題を根本的に解決せんとするには、如何なる方法が提示されてゐるか。これを大別すれば土地政策と家産保護制度とである。土地政策には、土地を國有にすべしとする意見と、國有にしないまでも、無産の小作農に相當の土地を與へて生活の基礎を有せしむるために、土地制度の改革を内容とする政策を施すべしといふのがある。これに對して家産保護制度は、自作農の經濟的基礎を保有して、その生活を安定ならしむるために、土地の自由處分を禁ずる制度を施すべしとなすのである。此種の二政策を行ふこと以外に、農村問題の解決に就ては、農業組合の普及、副業の奨励、學理的農業經營の採用實施等、幾多の案件が提出されてゐる。

奴婢(ヌヒ)

【概説】 奴婢とは一定の主人に所有され、主人の命令によつては如何なる労働にも服し、物品同様の取扱を受け、牛馬の如く自由に賣買される者を指すのである。西洋ではかゝる労働者を奴隷と呼んでゐた(「奴隷」参照)。奴婢は可成り古くから存在して居り、或る時代には、所有者にとつて最も重要な財産とされたとあつた。生産物の交換が普遍化せず

一切の生活資料が消費者自身の手で生産されてゐた自足主義經濟時代には、多數の奴婢を所有する者程多量の生産物を得る事が出来、従つて豊饒な生活をする事が出来たからである。それ故に奴婢の多寡は富の大小を表はすものとされ、奴婢を所有して居り自ら労働しないといふ事は、非常な誇とされてゐたのであつた。此の時代に於いては、富者はすべての生活資料を奴婢の生産に俟つてゐた。然し乍ら、社會の經濟的發展が進み、生産物は交換によつてのみ得られるやうになり、分業が發達してそれ／＼特殊の技能を持つ労働者の必要が生じ、且つまた社會思想が進み、自由を束縛することが罪惡視されると共に、奴婢は次第に解放され、今日では殆んどその跡を絶つに至つたのである。

【起原】 日本では奈良朝が奴婢經濟の盛期であつた。それ以前には鬪争の敗慘者や、俘虜などが奴婢として使役されてゐた。支那では殷の末に箕子が紂王の加害を避くる爲め、自ら奴となつて身を隠したといふ史實もあるから、此の時代には既に奴婢が存在してゐたといひ得るのである。また夏代には、君命を用ひざる者は之を奴としたと傳へられてゐる。朝鮮では何時の時代に生じたものか、明かな記

録がない爲め正確には知ることが出来ないが、略々三國時代以來存在してゐたといふ事は推定し得る。

【種類】 奴婢となる理由及び所有者の異なるに従つて、奴婢はまた數種に分たれる。即ち奴婢となる理由の上からは、奴婢の子女、犯罪による者、賣買による者の三種に分つ事が出来、所有者の差違からは、官衙に使役される政府の奴婢即ち公奴婢と、私人に所有される私奴婢とに分類する事が出来るのである。賣買に依つて奴婢となるのは、父母の貧困の爲めに賣られるものや、自身の負債の結果身を賣るもの等であり、奴婢の子であるが爲に生涯奴婢として終らねばならぬ者は、奴婢を父母とする者は勿論、両親の内何れかゝ奴婢たる者に見られる。日本では一般の人民と奴婢との結婚を禁ずる爲めに、良民と奴婢との間に生れた子女は、奴婢たらしめる事となつてゐたが、延暦八年の勅令により良賤通じて生んだ子は、奴婢とされる事を免かれ得る事を定めた。これは奴婢解放の第一歩であつた。朝鮮でも奴婢によつて生れた子女は奴婢とされる事となつてゐたが、婢が主人の五等親以内の血族と通じて生んだ子女は奴婢としない事になつてゐた。然し支那では、子女

はすべて父に屬する者として、婢に依つて生れたものも父が良民の場合には、奴婢とされる事はなかつた。犯罪者を奴婢とされる事も一般に行はれたものであるが、然し如何なる犯罪者を奴婢としたかは、知る事が出来ない。朝鮮では、父母を殺した者、印信偽造者強盜等を妻子まで奴婢としてゐた様である。使役される仕事と所有者によつては、公奴婢私奴婢とに分たれるものであるが、公奴婢はまた官奴婢とも言はれ、政府に所有されて官衙や官營工事等の仕事に服せしめられるのである。日本の公奴婢は毎年十日宛の休暇を與へられ、春秋二季には衣服を給される等の特典もあり、公婢には女醫となる道を開かれてゐた等、私奴婢に比べて著しく優遇されてゐたものであつた。朝鮮では之を公賤と唱へ、中央官衙に使役されるものと、地方官衙に使役されるものとの別があつた。地方官衙に使役されるものは、常に所屬官衙の職務に服してゐたのであるが、中央官衙に使役される者は、年二期に交代するもので、在京中は官衙の雜務に服し、勞役を果して歸郷してゐる時には、一定の貢税を納める事になつてゐたのである。私奴婢は私人に所有され、私人の家庭に於け

る勞役に服したもので、其の待遇の如きも所有者によつて異つてゐたが、然し概して奴婢には及ばなかつた。口分田は公民の三分の一を支給されてゐたのだが、その數は頗る多かつたやうである。朝鮮に於ても財産の測定は奴婢によることとなつてゐたので、私奴婢即ち私賤の數は甚だ多かつた。これ等の私賤は主人の家庭を離れて、獨立の生計を營んでゐたが、然し必要ある場合には、主人の家庭に呼び寄せられその勞役に従つたのである。彼等は所有者の爲め、日常の生活資料を生産し、これを供給するものであつたが、その待遇は所有者によつて、それ／＼異つてゐた様である。

【奴婢に關する法制】(1)日本 大化の改新以後歴代の朝廷は、屢々奴婢に關する規定を設けたが、大養律令が撰定されるに至つて、其制大に備つた。これによれば、彼等は黒色の衣服を着けしめられ、一般の人民と區別される事となつて居り、且つ彼等の婚姻は同一階級の間にのみ許されてゐた。子女を賣り又は身を賣つて奴婢となる事は固く禁ぜられてゐたが、饑饉の際などには、之によつて一時の急を免かれようとする者が多かつた爲め、事實に於いて、此の禁は行はれなかつた。ま

た公奴婢は官衙に所有されてゐた爲め、自由に轉賣される様な事はなかつたが、私奴婢は全く自由に賣買・讓與・質入・交換する事が出来た。奴婢は主人に對して絶對に服従を守らねばならぬので、若し主人を殺さんと計つたが如き場合には斬刑に處せられる。主人が奴婢を殺す事は、官司の許可を得さへすれば差し支へない事とされてゐた。奴婢が其の身分から解放され得るのは、主人が任意に放免した場合、主家が死滅し且つ奴婢の處分に對して遺言のない場合、身代金を辨償した場合訴訟を提起して不法處分を脱した場合等に限られてゐた。(2)朝鮮 公賤の賣買は禁ぜられてゐたが、私賤の賣買は官衙の許可を受けられれば、許される事となつてゐた。そして、若し官許を経ずして賣買した場合には、奴婢とその代金を沒收される事となつて居り、價格に就いても一定の規定が設けられてゐたが、然し實際には官許も受けず價格の標準にも依らずに賣買される事が多かつた。またその身を賣り妻子を賣つて奴婢とする事も、嚴重に禁じられてゐたが、實際には行はれなかつたのである。奴婢は全く物品の如く取扱はれてゐたが、然し財産を所有する事は認められ、その財産を奴婢の子女が相続する事も認

められてゐた。奴婢が解放されるのは、功勞に依つて奴婢たる事を免ぜられるか、または贖良錢を出して免ぜられるかの二つに限られて居り、一度贖良されたものは補充隊に屬せしめられるのであるが、若しその仕事を怠る時は再び賤役に就かせられ、又公私の婢と結婚した場合には、其の子女を奴婢たらしめる事とされてゐた。然し例外として、奉城寺成均館の公賤、咸鏡・平安二道の私賤は、如何なる理由をもつてしても、贖良される事を許さなかつたやうである。(3)支那 支那では、公私の別は官衙乃至官營事業に使役される者と、官吏等の私用を辨ずる者によりて定められて居り、その間には明確な區別が立てられてゐた。而してそれぞれ價格が一定されてゐたから、公奴婢と私奴婢とを交換する者は、其の價格の差異により利益を計つたものと見做され、窃盜罪として處分されてゐたのであつた。私奴婢の賣買は、契字と稱する賣買契約書を官廳に提出して檢印を受けた場合にのみ許可されてゐた。又、主人乃至その家族が慘酷な行爲を爲した場合と主人の家が廢絶した場合などには、解放されて奴婢たる事を許される規定になつてゐた。



王安石(オウワンセキ)

字は介甫、撫州臨川の人、文筆を好くし歐陽脩に知られて、進士上第を振出しに地方官となり判官となり朝官となつたが、英宗に侍することを悦ばずして野に下つた。神宗の立つや擧げられて侍講となつた。信任せられて參知政事に進んだが、新法を制定して、非難の的となつたので、幾何もなくして再び野に下り、元祐元年四月狂死した。享年六十八。

オーエン(オウエン)

オーエン (Robert Owen) は一七七一一年五月十四日、モントガマリーシア・ニュータウンに生れた。幼少の頃から難行苦行、各處に轉轉してマンチェスターに至り紡績事業に身を投じ斯界に其名を知られた。有名なる紡績工場主デギット・デルと相識り其工場を買収して『ニュー・ラナーク』熱心會社とし常務取締役の椅子を占めた。時に二十六歳。マンチェスターに於ける彼の事業は實に實業的方面に於てのみならず、學術及び教育上の方面に

も亦注目すべきものがあつた。即ちマンチェスター文學哲學會々員となり、有名なる化學者ジョン・ダルトンと親交し、又詩人コーリップヂと公開討論を爲し、よくその好敵手たりしが如きは之である。一七九九年九月、デルの女を妻とし、爾來漸く教育問題に専心し『單に富を集積して私用に供するは、罪惡之より甚しきは無し』との言をなした。斯くて彼はその私財を投じてニュー・ラナークに勞働者の部落及び學校を新設した。その學校の特色は、要するに、教師の温情、生徒の愛護に盡きる。而かも校風を慕つて來り就くもの頗る多かつたと云ふ。又、勞働者の部落に於ては、飲酒者の減少を計り、惣然其他不正行爲者の改悛に努力するところがあつた。其純勞働者の品性改善、購買組合の如きもの設立、圖書館・讀書室・舞踊室に至る迄、凡そ現時の勞働者保護問題の理想とする所を悉く此處に施さんとした。而して彼が一貫して深く意を用ひたのは前述の教育事業であつた。一八一三年オーエンは『新社會觀』(人格養成論集)なる一書を公にし人の品性は外界の事情に左右せらるる事多く、外界の事情は又社會組織に影響せらるる事大なるが故に先づ健全なる社會組織を興すべしと論じ世の注

意を集めた。一八一六年には、オーエンはピールを介して、幼年工保護法案を議會に提出した。一八一八年に至り漸く法律として發布せられたが、雇主等の反對により法案は骨髄を沒却せるものとなつた。オーエンは又種々の有益な教育事業に關係したが一八一七年ロンドンに於て、宗教は人類に有害なりとして否認したため名聲漸く衰へた。當時佛國の有名なサン・シモンは理論的感情的の社會主義的意見を發表したが、オーエンは努めて抽象論を避け實際に適合せんとした。彼が政治的臭味を帯べるに反し、此れは全く産業的特色を有して居た。其後一八二一年『ヂ・エコノミスト』誌を發行する等大いに理想實現を計つたが、宗教論に禍され異端邪説を以つて目せられた。一八二四年オーエンはアメリカに赴き、インディアナおよびイリノイス州に三萬エーカーの土地を購ひ、私財を投じて『ニュー・ハーモニー』なる模範自治團體を設け、その社會主義的理想を實行せんとした。彼は又アイルランドに、ハムシアに植民の計畫を立てたが此種の事業は何れも失敗した。かくの如く、失敗を重ねたが、屈する所なく勞働者の教育に一身を傾倒した。或は通俗講演に或は出版物に、或は又努力を以て貨幣の代用

たらしむる制度を設ける等一々擧げ難い。一八三五年、オーエン主義の心服者は、彼の所謂一切の階級及國民の協同的新運動をば初めて社會主義と名付けた。一八四〇年起訴せられて、宗教上の審判を受ける身となり社會改造の大罪は破れた。後オーエンは神靈論者となり、年來の主張を放棄して顯はれず、一八五八年十一月十七日に歿した。天國を地上に作り出す事は彼の腦中では可能であつたが、現實の隔りは到底之れを許さず、彼れの一生は此空想に捧げられたのであつた。

救生祖傳(オギエーソライ)

名は豊松、字は茂卿、通稱徳右衛門、護國とも號した。姓は物部、故に略して物と稱した。寛文六年二月江戸に生れた。將軍綱吉の寵臣堀澤吉保の厚遇する所となり、屢々將軍に見えて、歴史を論じ、政務に献策したので寵遇せられて祿五百石を食んだ。寛永六年綱吉薨じて堀澤の權勢地に墜ちたので、徂徠も亦去つて、市中に門を開いた。その門下に服部南郭、安藤東野、大宰春英等が集つた。享保六年將軍吉宗の命によつて『六論新義』に句讀を附して上り屢々文章を以て教に應じた。同十三年正月水腫を病んで歿した。享年六十三。護國隨筆、論語微、辨道辨名等の著がある。

家と労働者との關係は、直ちに家長と家族との關係であるといふ。即ち彼は資本家と労働者との間に於て、賃銀による労働力の買取關係を否認し、純然たる家族的温情によつて連結されねばならないと主張する。詳言すれば家長としての資本家は、家族としての労働者の利害休戚に關し、熱心なる同情の念を以てこれに面接し、労働者はただ一時的の雇人ではなく、労働力の賣手ではなく、永久の關係を有する所の家族員なりとの觀念を發揮せしめて、これを扶持撫育せよといふのである。従つて労働者もまた資本家に對しては、恰も師父に接するが如く敬愛し、資本家の利害休戚を各自の利害休戚として考へ、苟くも敵對反抗するが如き態度を採るを許さぬといふのである。斯くして温情主義の妙諦となすところは、經濟と道徳との調和に外ならない。要するに全ての資本家をして慈善心に富ましめ且つ全ての労働者をして服従心に篤厚ならしめ、各人悉く徳操強く道心堅きものたらしめんとしたものである。この種の議論は産業革命以後、小規模の企業家が大型企业家に壓迫されたる折、親方としての特權を維持せんとして、中世のギルド制度に還元せんとする運動を起したる際、これらの小企業家によつ

オイケン(ルドルフ・クリストフ)

オイケン(Rudolf Christoph Eucken)は獨逸の哲學者で、一八四六年一月、東フリースランドのアウリヒに生れた。幼少の折、父を失つたが、幸ひに母は同情に富んだ慈愛な婦人であつた。郷里に於ける學校で彼は教師の一人ウケルヘルム・ロイテルと云ふ哲學者(クラウゼの弟子)の感化を受け、哲學者たるの業地を得た。後ゲッティンゲン大學に入つて、カント派の哲學と古代史とを選んだが、彼の心は寧ろ倫理學の哲學的方面に向つて居た。次いで彼は柏林に至り、トンデレンブルヒの下に勉強を續けた。哲學も亦、歴史的發展の跡を辿らねば眞諦を掴み得ぬと云ふ彼の主張に著しく動かされた。一八七一年から七四年迄、オイケンはいざで哲學の教鞭を執り、七四年には、イエナ大學の哲學教授となつた。一九〇八年ノーベル賞を受けた。オイケン(の哲學は半ば歴史的、半ば組織的である。始め前者を主とし、漸次後者に傾いた。而して此の間一貫して最も著しい特徴と見るべきは兩者の密接不離の關係である。彼れは歴史的研究によつて哲學的概念とその屬する時代との必然的關係を闡明せんとした。これは彼れの全哲學體系に一貫せる所であつ

て先づ唱へられたものであつた。その一事によつても推察し得る如く、温情主義なるものは多くの資本家が自己の特權を維持せんため、羊頭狗肉的に温情の美名に藉口せんとするものと見ていい。蓋し一切の資本家をして道徳家たり慈善家たらしむる事を不可能とするかぎり、この理想を實現し得る可能性は、頗る狭隘のものたらざるを得ない。然しその狭隘なる範圍内に於て、資本家が家長としての温情を以て労働者に接し、私財を抛つて労働者の保護救済に任ずる事は、元より社會平和を維持する上に於て不必要な事項ではない。即ち社會改良の實を目的的に擧げんとするには、温情主義もまた別種の位置を與へられていい。ただ然し、温情主義なるものが狡猾なる資本家に、遁辭を構へしむる口實を與ふる限り、社會問題の根本的解決を達成せんとする目的の前には、幾多の害惡を伴ふものと觀ぜざるを得ない。蓋し、近世の社會問題なるものは、資本家と労働者との背反せる利害關係を調和せんとして起されたものであるけれども、その調和は温情主義が目的とする如き慈善事業の獎勵によつて達し得るものでないばかりでなく、慈善的施與をなすことにより、却つて根本的解決の日をして遠からし

た。

哲學は人生全般の哲學で、新文化の發展たるべきである。單なる智識一點張りて無く、學生とした宗教的靈感を以て、社會の實際問題に當らねばならぬ。此の實際的理想主義をオイケン(は、アクテヴィズムと言つて居る。此の主義に従つて、彼は社會問題や教育問題につき世人の注意を喚起した。

温情主義(オンジ・ジョシユギ)

温情主義とは社會問題を解決する目的をもつて富家及び資本家とその資財の一部を削いで貧民労働者を救済せんとするのである。換言すれば、社會改良主義の實行に關し、諸種の慈善事業を以てせん事を目的として居る。その温情主義と呼ばれる所以のものは、現在社會に於て強者の位置を有する富豪資本家が慈母の赤子に對する如き、君主の臣下に對する如き温情を以て、貧民労働者を撫育すべしと主張する點に存する。斯くの如き議論は概ね資本家側によつて唱導される所のもので、かかる觀念の根柢をなすものは資本家と労働者との階級的優劣をば、家族制度に於ける家長と家員、封建制度に於ける君主と臣下に比する差別觀が基礎をなして居る。この派の代表的辯士たるルブレイの說に従ふならば、資本

たる所以である。殊に温情主義はそれ自身に於て階級的差別に立脚せるばかりでなく、その美名の背後に隠れて資本家が労働者の利益を搾取する事を容易ならしむるの理由の下に、現在では少くとも社會改良に資する實行方針としては重んぜられてをらない。故に主義としては、時勢運れの思想として漸やく棄てられんとして居る。これに對して新しき温情主義とも目すべき思想が、獨逸の一部新理想主義哲學者の間から起された。その思想はルブレイの說と略相似たるものであつて、經濟と道徳との調和を説き、經濟的活動に加ふるに、道徳的動機を以てせんとするものである。元より斯くの如きは、一個の理想として是否認すべき理由を有せぬが、全ての資本家を以て慈善家たらしめんとする希望と等しく、遂に架空の希望たるに止まるものである。總じて温情主義の目的とする所は、支那階級と被支配階級との存在を認め、然る上に兩階級間の連結を道徳的動機即ち被支配階級たる労働者の立場からすれば、服従の美徳を馴致して、家員の家長に對する如き、臣下の君主に對する如き情念を發揚せよといふのである。然るに近世の社會問題が發生したのは、かゝる階級的支配關係を排除せんとする

運動に出たものであるが故に、問題解決の目標に對しては、全然逆流せるものといつて差支へない。勞資協調といふが如き旗幟を描ぐるものゝ思想内容は、多くこの温情主義に立脚してゐるものである(『社會改良主義』參照)。

大安麻呂(オーノヤスマロ)

大日本史に、大安麻呂は神八井耳の後なり、慶應の初、從五位下に依り和銅中正五位上に進み、勅を奉じて『古事記』を撰す。靈龜中從四位下に進み、氏の長となり、尋いで民部卿となり養老中卒すとある。彼は『日本書紀』の著者舎人親王と共に當時に於ける哲學者であり、又日本國史上最初の恩人とも云へる。

オッペンハイマー(フランチ)

フランチ・オッペンハイマー(Ernst Oppenheim)は一八六四年三月三日獨逸伯林市に呱呱の聲を擧げた。始めフリードリヒ・ギムナジウムに學び卒業後バーデンのフライブルグ大學と伯林大學とで醫學と哲學とを修め、醫者を開業せる傍ら、經濟學社會學に關する出色の著書を公にしてゐる。一九〇七年『國家論』を出版した時は彼が四十四歳の春で、これに依り始めて、伯林大學のプリファードドツチエントとなつた。現在獨逸に於て最も人

氣ある學者の一人である。著書には『國家論』の外、『ドイツ・リカルドの地代學說』、『大所有と社會問題』、『社會問題と社會主義』等がある。

和蘭貨幣制度(オランダ)

和蘭では一八七七年に金單本位制を採用するまで、複本位制が行はれてゐたのであつた。然し同年以後は銀貨の自由鑄造を廢止し、九百位の金六七二グラムをフロリンと稱して價格の單位となし、その百分の一を仙と云つてゐる。

鑄貨には金・銀・白銅・銅の四種があり、金貨には二十フロリン・十フロリンの二種があつて、無制限法貨として流通せしめられてゐる。銀貨には一フロリン・半フロリン・ライクスターレル・二十五仙・十仙・五仙の六種があり、補助貨幣として支拂高に制限が加へられてゐる。白銅貨は五仙のものゝみであり銅貨は二仙半・一仙・半仙の三種である。而して尙この外に、オーストリア同様、法貨に非ざる取引上の貨幣も實際には流通してゐるのである。紙幣として、和蘭銀行發行の二十五・四十・六十・百・二百・三百及び千フロリンの兌換券と、政府の發行する兌換券とがある。

卸賣商業(オロシワリシヨギ)

卸賣商業とは小賣商人に對して、商品を販賣する商業を指す。卸商と小賣との差異は、決して經營上の規模の大小に依るものでも、資本の大小に依るものでもない。それは一に顧客の種類に依るのである。小賣商業の中にはデパートメントストア(『デパートメントストア』參照)などの如く普通の卸賣業よりは巨額の資本を以つて、大規模に經營されるものもあるが、これは一般消費者を顧客とするので、従つて其の商品を多數の小分量に分割して販賣するものであるから、卸賣商業とは云ふ事が出来ない。卸賣商業は、假令それが如何に小規模に行はるゝにせよ、小賣人を顧客として小種類の商品を大分量に分割して販賣する商業の一切を意味するのである。其の他小賣商業と卸賣商業との間には、小賣商業が原料品等一般生産者によりて消費されない物を取扱はなかに反し、卸賣商業はあらゆる商品に對して成立し得るものである事、小賣商は相當數量の商品を、常に店舗に準備して置かなければならないが、卸賣商は單に見本を備付けて置くだけで足りる事等の差異があり、従つて卸賣商には一般市場の状態を判斷する知識が必要であるが、小賣商は單に一地

方一都市に於ける需要の増減を觀察すれば足り、卸賣價格は市場の變動によりて、敏活に動搖するが、小賣價格はかゝる影響を受くる事が緩慢であり、又常に卸賣價格より高價である事を原則とするのである(『小賣商業』參照)。

大鹽平八郎(オシノオヘーハチロー)

名は後素、字は子起、中齋と號した。先祖は駿河の今川氏の臣である。文政十年、大阪の小吏に擧げられたが、忽ち拔擢されて與力となつた。文政十年、天主教の徒を京阪の間に捕へたのが彼の出世の初めであつた。十二年には姦吏の豪商と結託して公然賄賂を收受しつゝあるを愾し、連罪者を捕縛し悉く嚴刑に處し、彼等の横領して居た三千金を沒收して市民の窮せる者に頒與した。是より先き、天保元年町奉行は發令して破戒僧の横行を取締つたが一人も改める者がなかつた。平八郎は怒つて、其の徒を捕へ悉く法刑に處した。その後自己を知る所厚かつた高井某が町奉行を辭職すると共に、彼も亦職を養子格之助に譲つた。天保八年、米價が暴騰して市民に餓死する者が頻々として現はれた。平八郎は奉行に向つて貧民救助の事を八方獻言したが、空しく水泡に歸したので、山積せる蔵書を賣拂

つて一朱短一萬餘の貧民に振舞つた。且つ時の諸役人と大阪の富豪とを誅戮し、彼等が貯藏する財貨を一般の貧民に分與すべき計畫を立て、檄を播津・河内・和泉・播磨等に飛ばした。此の義舉は不幸にして、同志の一人平山助次郎の密告に依り露顯した。平八郎は決死の黨人、濟田清之助・小泉淵五郎・吉見九郎右衛門・近藤堀五郎・渡邊良左衛門・養子格之助等を引率して、二月十九日火を市中に放つて城代跡部山城守の館に攻め寄せたが、衆寡敵せず逆襲されてしまつた。僅に身を以て遁れ再起を計るに由なく、油掛町の美吉屋五郎兵衛の隱宅に潜伏した。三月廿六日官軍包圍の裡に自ら火を放つて格之助と共に自殺した。彼の著書には洗心洞割記、古本大學刮目等がある。

埃太利匈牙(オーストリアハンガ)

埃太利匈牙(オーストリアハンガ)は一八九二年、匈牙利は一九〇二年から金單本位制を採用する事となつたが、それ以前は何れも銀單本位制であり、一フロリン及び二フロリンの銀貨が本位貨幣とされてゐた。この時代の貨幣は、今日猶流通してゐるが、現在では九百位の金五二三七四二一五〇一六グリーンから成るクローネが價格の單位とされ、其の百分の一をヘルラーと呼んでゐる。

鑄貨には金・銀・白銅・銅の四種があり金貨は百クローネ・二十クローネ・十クローネの三種がある。銀貨は一クローネ・半クローネの二種、白銅貨は二十ヘルラー・十ヘルラーの二種であり、又銅貨は二ヘルラー・一ヘルラーの二種から成つてゐる。此の中金貨だけは本位貨幣として無制限流通の資格を與へられてゐるが、其他の補助貨は何れも仕拂高に制限が加へられてゐるのである。

また紙幣は埃太利匈牙利銀行の發行する兌換券のみで、一九〇七年に於ける發行額は二十億二千八百餘萬クローネに達してゐる。これ等の外に尙オーストリアの實際市場では、取引用貨幣として、法貨として認められて居ない數種の金銀貨も流通してゐる。

オートクラシー

「寡頭政治」を見よ。

P

巴里コムミュニオン(パリ)

巴里コムミュニオンとは一八七一年三月十八日乃至同年五月二十七日に亘つて起された内亂をいふ。佛蘭西でコムミュニオンといふのは、市長又は市會の支配に屬する行政區域を指すのであるが、巴里のコムミュニオンは最も大なるものであつて、中央政府に叛逆したのは決して一再でなかつた。即ち一五五六年、一五八八年、一七九一年、一七九四年といふ具合に屢々反抗して、一時的ながらも巴里を獨立自治の市たらしめた。蓋し自治的にして共產主義的なる都市の聯合は、早くから佛蘭西社會主義の理想として唱へられてゐた。一八七一年の内亂もまたこの色彩を帯びてゐた點に於ては、過去のコムミュニオンの反抗運動と同じであるが、その内亂の範圍が大であつて且つ比較的永い間に亘つてゐたが故に、巴里コムミュニオンといへば、特に一八七一年のコムミュニオンの内亂を指してゐる。而してこの内亂は普佛戰爭の結果として、佛蘭西が巨額の

償金とアルサス・ローレンを失つたので、國民の不平が頂上に達するに至り、密かに王黨が此形勢を利用して國民議會に多數を占め、以て共和政體そのもの基礎をも危うからしめんとするに及び、巴里のコムミュニオンが共和政治の擁護を名として、反抗したものであつた。殊に巴里は有力なる國民護衛軍によつて武装せられてゐたので、反動分子を以つて大多數を占むる國民議會も、チエール政府も如何ともなす事が出来なかつた。元來、國民議會が招集されるに至つたのは、講和條約の批准の目的のためであるが、當初の權限を無視して立法部として存続することになつたばかりか、間もなく巴里の急進共和主義の新聞を悉く禁止し、續いて首都をヴェルサイユに移すべき決議を通過せしめたので、チエール政府に對する反感は高潮に達し、巴里の自治と獨立とを要求する叫びは、革命主義者と愛國主義者たるを問はず、巴里の全人民の口から起つて來た。然るに一八七一年三月十八日に至り、政府及び國民議會はモンマルトルを手始めに、巴里の武装解除に着手するに及んで、國民護衛軍は一齊に起つて巴里防衛のために反旗を翻した。これが即ち、巴里コムミュニオンが一揆の起された第一日である。かくの

如く巴里コムミュニオンは大體に於て、王政主義の國家に對する共和主義の都市の反逆であつて、愛國主義者も、共和主義者も含まれてゐたが、特に注意すべきは急進主義者・社會主義者が有力なる要素となつてゐたことである。かかる急進主義者と社會主義者の大部分は、概ねインターナショナルの會員であつたが、共和制の維持といふ一點には商工階級の共和主義者と同じの目的を有してゐた。殊にこの内亂はインターナショナルの實策に基づいてゐるともいはれてゐる如く、社會主義運動史上には重大なる關係を有するものであつた。即ち、インターナショナルの巴里支部が直接に重要な活動をしてゐたばかりでなく、倫敦の常務評議會も間接にこれを援助しマルクスの如きは最も重要な助言を與へてゐた。彼の著『佛蘭西の内亂』なるものは、即ちその記録とも見做さるべき文獻である。尤も内亂の當初にあつては、社會主義者及びその他の急進主義者は、寧ろ運動の背後に隠れてゐたのであるが、やがて内亂が進行するにつれて前面に現はれ、その運動を指導するやうになつて來た。従つて巴里コムミュニオンは中央政府の廢止、自由都市の樹立、個人の絕對自由、賠償による資本の沒收、土地及び資本

を労働團體の間に分配する事等を政綱として發表してゐる。然しこの運動は前述の如く難多な分子を含んだ運動であつたので、漸次に内訌が生じたのと、地方農村との間に聯絡が無かつたので、巴里は全く孤立の状態に陥り、マクマホン將軍の卒るヴェルサイユ政府の九萬の軍隊のため、五月二十二日より五日間の悲憤なる市街戰爭の後、巴里コムミュニオンは遂に没落するに至つた。この市街戰に於て、政府軍は數千のコムミュニオン黨を一齊に射殺して斬首に打込むとか、罪なき巴里市民を虐殺するとかその悲惨なる状態は眼を掩はしむるものがあつた。これに對してコムミュニオン軍はテリリー宮殿を始め、政府に關係ある目ぼしい建物を焼き拂ひ、大僧正ダルボワ及びその他の人質を惨殺するに至つた。これがため没落後のコムミュニオンはあらゆる誹謗を加へられ、且つそれがインターナショナルと密接な關係を有してゐたといふやうな關係から、歐羅巴の新聞雜誌による憎悪は甚だしかつた。茲に於てインターナショナルの總務會はマルクスの起草にかゝる宣言を發表した。これが即ち前述の『佛蘭西の内亂』なる單行本として刊行されるに至つたものである(『コムミュニオン』及び『インターナショナル』

参照。
パテン(サイモン・ネルソン)
 パテン(Simon Nelson Patten)は一八五二年五月一日米國シカゴ近在のサンドキッチ村に生れ、エヴァンストンのノースウエスト大學で數學及哲學を學び、卒業後獨逸に渡り一八七六年ハルレ大學に入り、コンラッド教授の下で三年間の研究を續け、同七八年學位を授けられ、米國に歸りてペンシルヴェニア大學國家學教授となり、同地のホワートン財政經濟學校の教授を兼ね、尙ほ一九〇八年より一ヶ年間米國經濟學會の會長を勤めた。彼は自ら富の消費、歴史の經濟的研究、社會學と經濟學との關係について、最大の努力を拂へることを言明してゐる。著書には『經濟學緒論』『保護貿易の經濟的根據』『社會力論』『文明の新基礎』『英國國民思想の發達』『遺傳と社會進化』等がある。
ブラグマチズム
 ブラグマチズム(Bragmatism)とは哲學上、殊に倫理學上の實際主義である。眞理と虚偽との區別を人生の目的に適合せるや否やによつて判定しようとする思想の傾向である。この點に於ては王陽明の知行合一説とよく似通つた所が認められる。晩近英米に於てシラー、

ゼームス・デューキー等の哲學者によつて熱心に主張される所である。本來、人類生活の爲であるべき道德宗教學問が、却つて吾人をして生活そのものを忘れて、ひとへに學問の技術や宗教の未技に走らせるに至つたことは餘りに奇怪千萬なる現象と云はざるを得ない。吾人は唯、眞實に生活せんが爲めにのみ存在し得る。一切は生活の爲の手段にしかならないのだ。これがブラグマチズムの根本精神である。
プライス(リチャード)
 プライス(Richard Price)は一七二三年二月二十三日英國チントンに生る。始め數學哲學神學を研究して宗教家たらんとしたが、一七八二年急に政界に身を入れ、時の宰相ランズダウン卿の秘書官となつた。一七六九年帝國學士院會員に擧げられ、一七九一年四月十九日病歿した。かれは財政論殊に減債基金制度の熱心な提唱者として有名である。一七七二年國債問題私見なる一書を公にし大いに世風の注意を惹起し時の宰相ピットの採用する所となり英國の財政上に大なる影響を及ぼした。東に角英國の財政に多大の影響を與へ、時の宰相ピットの採用する所となり、佛國でも採用を見たが實績は多く擧らなかつた。

プラトン

プラトン(Platon)はギリシアの大哲學者、ソクラテースの弟子で、アリストテレスの師、西紀前四二七年アテネの名門に生れた。二十歳にして始めてソクラテースの門に入り死に至るまで之に師事した。當時名門の子弟は多く政界に活動したが彼は政界の腐敗を見て之を避け學界に身を投じた。ソクラテース刑せらるゝや、其學徒は迫害を避けてアテネを去つた。彼も其の一人で、エジプト、イタリ、シチリア等を歴遊した。シチリアでは政治活動をしたので主權者の爲め奴隷市に賣られたが救ふ人あつてアテネへ歸る事が出来たといふ。時に年四十一。アテネの市民はソクラテースを刑した事を悔いてゐたので彼は喜び迎へられ、郊外なるアカデマイアの學舎も子弟で滿された。彼は後再びシチリアに赴き其の抱負を實現せんとしたが、失敗に歸し爾來全く政治運動を断念しアカデマイアに平和の晩年を過し、八十歳を以て歿した。著書として『對話篇』あれど、其の三十六篇中眞實のものは十五七篇に過ぎないといふ。『國家篇』は就中最も整頓せる長篇で、彼の學說を知るに便である。

ブレハノフ(ゲオルグ)

露西亞社會民主黨の建設者にして、露西亞に於ける最大社會主義者の一人であるブレハノフ(Georg Plechanoff)は一八五七年露國ムボフ縣に生れた。礦業學校に修業中ペテルスブルグのカザン大寺院附近に於ける一八七六年の有名な政治的示威運動に参加して學校を追はれた。後に革命的團體『土地と自由』(ランド・アンド・リバーティー)の主要なる一員となり、ペテルブルグの労働者及びドン地方のコサックの間に運動組織者として働いた。一八八〇年露西亞退去を餘儀なくされ巴里及びゼノアに追放者の生活を送つた。一八八三年彼は始めて後年ロシア社會民主黨と呼べるべき團體を組織した。彼は多數の社會主義雜誌を刊行し同時に國際的社會主義新聞の爲に寄書した。其の中にはマルクス派社會主義の見解に基づく名著がある。『歴史の一元的説明』『無政府主義と社會主義』『チエルニシェフスキーの批判的研究』及び『二十年を閉して』等は最も有名である。ブレハノフは露西亞に於ける最も多能なる又異彩ある著者として、一般に知られてゐる。歐洲大戦の始まるや、彼はロシア社會民主黨の領袖として、戰爭に反対せざるのみならず、進んで聯合軍側に加擔した。蓋し彼は眞のデモクラシ

の樹立は聯合軍側の非利に依存すると信じに由るものであらうが、パーゼル會議(一九一二年)の決議を裏切つたといふ譯で社會主義左黨の人々を怒らしめた事は學はれぬ。自ら歐洲戰爭是認及び加擔の理由を正當ならしめ一貫せしめんが爲めに、カウツキー等と呼應して、反ボルシェキキーの宣傳に力めたが、一九二二年ポリシエキキー全盛の間に淋しく死んだ。

プロミスクイテイ

プロミスクイテイ(Primoskviy)とは人類の最原始的狀態に對し、未だ婚姻關係の出でざる亂婚時代が存在したとの假説に基づき、人類が禽獸のごとく生活してゐた状態をいふ。この説の起されるやうになつたのは現存せる原始民族間の族制、及びその婚姻に關する研究が與されると共に人類共同生活の最原始的狀態は、血縁關係によつて連結される家族關係ではなかつたといふ解決が下されるやうになつてからである。換言すれば、人類も亦禽獸と同じくその最初に於ては確定の夫婦關係を有せず亂婚の状態を經過して來たものだといふのである。かゝる状態が即ちプロミスクイテイといふ。しかるにその後プロミスクイテイ説に對しては幾多の反對論があらはれ、

現在に於てはそれが一個の假説に過ぎないと認められるやうになつてゐる。即ちその反對論の一は純然たる理論的根據に立つもので、もし男女の關係が果して斯くの如き状態を經過したとすれば、人類は生物學の原則により既に絶滅してゐなければならなかつたといふ。故に人類が今日まで存続してゐる限り、斯くの如き状態を前提としてゐなかつたといふのである。加ふるに事實上にも、かゝる状態を經過して來たといふ確實なる實證を擧げられてゐないため、この説は漸やく棄てられんとする傾がある(『血縁關係』參照)。

プロバガンダ

プロバガンダ(propaganda)は普通に『宣傳』と譯され、不正なる力に對する眞理の威力を説くことに用ゐられてゐる。然しこの言葉の語源は加特力教から來たものである。即ち一六二二年羅馬法王グレゴリオ十五世が、基督教の信仰を外國に宣傳せんとする目的のために、特に加特力教の大僧正より成れる委員會を設置したのであるが、この委員會の名稱がプロバガンダと呼ばれてゐたのである。のみならず、その中央機關としてはプロバガンダ學院なるものが設けられてをて、外國に派遣される宣傳教師がそこで養成せられてゐる

た。故にこの事實に基づき、基督教教義の傳布をなすことをプロバガンダと呼ぶやうになつた。然るにその後プロバガンダの意味は廣義に轉じて眞理の宣明をなす事となり、更に轉じて不正なる力に對する眞理の威力を表現するものとなり、資本家が言論の自由を財力によつて左右するに至り、言論の自由を確立する必要から、かく用ゐられるやうになつたのである。

プロレタリア

プロレタリア(Proletariat)といふ言葉は佛蘭西語で、拉丁語の Proletarius から來たものである。Proletarius とは子(Proles)を産むことによつてのみ國家に貢獻し得る人々即ち、最下級の貧民といふ意味であつて、プロレタリアなる言葉も最初は極貧者のことのみを指してゐたのであつた。その後貴族・僧侶等の封建的特權者の群に對し、ブルジョアが勃興して其の地位を奪ふに至つた。封建時代において經濟的優越階級、即ち搾取階級の内容を爲すものは貴族・僧侶の群であり、これに對し被搾取階級の内容を爲してゐたものは農奴等であつた。然るにブルジョア即ち商工資本家の群が、搾取階級の内容を爲すに至つて、被搾取階級の基本的成

員は、農奴より、賃銀労働者に移つたのである。即ち財産において自由なること、無財産なること、人格的に自由なること等を特色とする賃銀労働者が被搾取階級となり、プロレタリアとなつたのである。かくプロレタリアなる概念を構成するものは今日では賃銀労働者であるから、本來は無産者又は貧乏人を意味するものであるが、今日に於いて事實上無産階級と労働階級なる言葉とは、全く同意義に解す可きものであるとされる。然し近來一般に用ひられるところによると、嚴密の意味に於ける労働階級と見做し得ざるものをも、此言葉の中に包括せしめることがある。即ちプロレタリアの中には、所謂資本家階級以外のものをも含むとされることがある。然し斯く解する時は餘りに意義廣汎となり、此の語本來の特色は著しく稀薄にされる嫌がある。

ブルドーン(ジャセフ)

フランスの無政府主義者ブルドーン(Joseph Proudhon)は一八〇九年ベサンソンに生れ、初め印刷業を営んでゐたが三八年同地の學士院から奨學金を支給せられ學術研究の爲めにパリに遊學した。四三年リオンに於て商人となつたが四七年此職を捨て、パリに移住

した。五〇年に至るまで彼はパリに於て幾多の新聞を相繼いで発行した。四八年國會議員となり翌年國民銀行を創立した。其後幾許もなくして出版法違反の罪により、三年の禁錮を宣告せられパリ監獄に收監せられた。一八五二年刑期を卒へて出獄しパリに住んでゐたが一八五八年又も出版法違反によつて三年の禁錮を宣告せられた。彼はそこで、パリを脱走してブラッセルに遁れ、此地に暫く滞留した。一八六〇年罪を赦されて歸國し爾來パツシーに餘生を送つた。彼はマルクスと同時代に無政府主義の巨頭として活躍した人で、『窮乏の哲學』を著すや、マルクスは『哲學の窮乏』を著してこれを駁撃した。彼の著書として最も有名なものは『財産とは何ぞや』『窮乏の哲學』『經濟的矛盾論』等である。

票(ピアオ)

票とは支那に於いて、商業取引上用ひられるもので、發票・本票・支票・莊票・滙票等種々の區別があるが、ここには主要なるものだけを述べて見る。即ち發票とは送り状のことで、取引の浅い場合特に注意を要する場合か、または發票が契約書たる用を果す場合に用ひられてゐる。本票は我國の約束手形に

相當するもので莊票とは異つて普通の商人が発行する。また支票は小切手に相當するもので、錢莊と取引ある者が錢莊に向つて振出すものであり、莊票は支那錢莊の發行する兌換券で、銀票と錢票との二種がある。滙票は爲替手形に相當するもので、票號・錢莊及び一般商人が之を發行するが、最も信用あり且つ多く行はれてゐるのは爲替を専門とする票號を發行するものである。

補遺

バンカースト(クリスタベル)

英國の有名なる婦人參政權論者クリスタベルバンカースト嬢(Christabel Pankhurst)は一八八〇年エメリン・バンカースト夫人の娘として生まれ、長じて女學校に學び、一九〇六年マンチエスターのダイクトリア大學でエル・エル・ビーの學位を授けられた。卒業後、婦人運動に加はり、幾度びか投獄され、一九一二年には巴里に逃れて熱心に參政運動を續けた。一九一四年アメリカに渡つて宣傳演説をした。

バンカースト(エメリン)

エメリン・バンカースト(Euneline Pankhurst)は、前項クリスタベルの母であつて、同しく生き永らへん事の無意義を感じ、一九一一年十一月二十五日周到なる注意の下に其愛妻と共に自殺した。彼れには著述が多い。就中『財産進化論』はエンゲルスの『家族、私有及國家の起原』と共に、私有財産に關するマルクス主義的攻究の古典的文獻と稱せられる。

ライン都市同盟(トンドロー)

ライン河は中世の歐洲に於いて、世界商業交通上極めて重要な地位を占めてゐた。それ故に沿岸の諸市は、早くから貨物集散の中心となつて居り、産業が進歩し貿易が隆盛になると共に、漸次に發達して來て、それらの都市は自治權を得て獨立するに至つてのである。然し當時は尙、封建諸侯が各地に割據して專横暴を極め、其の領地を通行する貨物に對して、不當な關稅を課したり、商人を伴として償金を徴収したりといふ有様であつた。都市商業者の爲にかゝる掠奪を豫防して利益を保護するには、利害關係を等しくする各都市が、互に氣脈を通じて攻守同盟を造る外はない。其處で一二五四年、マインツ及びヴォルムスの二市が首唱となつて、ライン河畔の大小都市六十餘はライン都市同盟を結び、諸侯に對立することになつたのである。

じく熱心な婦人參政論者、マンチエスターに生れ、後ち巴里にて勉學し、一八七九年辯護士リチャード・バンカーストに嫁す。一八八九年には婦人參政權同盟、一九〇三年には婦人社會政治同盟を起し幾度びか投獄された。

此の同盟には次第に多くの都市が加入することとなつたので、其の勢力も亦從つて旺盛となり、同盟都市の利益を擁護する爲めには屢々國王や諸侯と干戈を交へる事もあつた。同盟都市は何れも秩序整然たる租稅制度を有して居たので、軍資その他の費用を缺くことき事はなかつたのである。而して若し臨時の費用等に窮する場合には、今日行はるゝことき公債制度も整つてゐた。かゝる有様であつたから、一世紀許りの間は非常な勢力を揮つてゐたのであるが、ハンザ同盟起るに及び、その勢力は次第に衰へて、一三八八年には此のライン同盟も全く崩壊してしまつたのである。

ラマルク(ジャン・バチスト)

ラマルク(Jean Baptiste Pierre Antoine de Monet de Lamarck)はフランスの有名なる動物學者である。一七四四年に生れ、アマリアンに於けるデニスイット派の學校に學ぶ。一七六一年軍人となり將校に昇進したが戰に出で、負傷し軍職を退いて醫學を修めた。然し醫者とならずして専ら植物學の研究に没頭した。一七八一年以來二年間獨逸・和蘭・ハンガリアを歴遊し歸來王立植物園の附屬保管者となつた。一七九三年此植物園が改造せられて

R

ラファルグ(ポール)

ポール・ラファルグ(Paul Radergus)は、フランスの社會主義者で、一八四二年キアパのサンチアゴに生れた。始めパリ及びロンドンに於て醫學を學んだが、ロンドンでマルクスに逢つた。彼の妻はマルクスの娘である。彼れはインターナショナルの一員となり、一八七一年の巴里コミューンに参加して敗れスペインに逃れ、次いでポルトガルに赴いた。一八八〇年の大赦でフランスに歸還しデュール・ゲードとマルクス派社會主義を樹立した。彼の熱烈なる煽動革命的宣傳は忽ち當局の忌諱に觸れ、一八八三年及九一年の二回に互り投獄せられた。後の投獄當時には彼は下院議員として獄中尙その職にあつたが、一八九三年再選に敗れた。彼はゲード派が社會主義者を賛したるに對し、斷乎として反對した一人である。彼は老後衰弱したる身體を以つて空

博物学館となるや、彼は専ら動物学の方面を擔當し無脊椎動物の研究に従事した。又、氣象學にも興味を有し一七九九年より二年間氣象年報を出した。一八二九年歿す。

ラマルク説(—セツ)

ラマルクの學説は近世進化論の嚆矢たるものである。元來生物進化の事實は、種の不變を否定して、生物の變化、殊に外界の變動に順應せる都合よき變化を以て、その根柢としてゐる。而して此の變化を説明するに二様の見解がある。一は順應せる變化の原因が、生体内に具有せられ、生物は外界の變動に隨ひ、生存に都合よき變化を以て直接これに順應すると説く。これがラマルク説であつて、直接順應説(Theorie der directen Anpassung)ともいふ。二は外界の變動に伴ふ生物の變化は偶然的、盲目的にして、決して順應性、合目的性でないが、而も淘汰作用ありて變化せるもの中適者を生存せしめ、劣者を殲滅せしむる事に由つて、進化の事實を惹起すると説くダーキンの説である。ラマルクに依れば、生物は外界の變動に由つて、新なる要求——ラマルクは此言葉に由り單に欲求のみならず、新條件に對する反射をも包含せしめてゐるが——を喚び起され、變化が若し

永續するとすれば、新なる變化を惹起し、爲めに諸器官の用不用の状態を一變し、使用せられざる者は退化し、使用せられるものは益發達して、よく順應性變化を起し得るものである。而して外界の變化によりて現はれた此順應性變化は、遺傳に由りて後代に傳へられ、外界の變動去らざる限り、愈助長せられ、以つて新種を生ずるに至るものである。例へば麒麟の長頸は、常に高所に在る樹の葉に達せんとする努力に由つて生じ、蛇の細長き體は、狭き隙孔を通じて匍匐せんとする欲求に發する。ラマルク説は最も早く事實に由りて進化を證明し、且つ是れに理論的解釋を下した點に於て、斯界に偉大の貢獻を爲したものであるが、同時に幾多の缺點をも含んでゐる。若しラマルク説が眞であるとすれば、生物に現れる變化の一般一劃も合目的性順應的であらねばならぬが、事實は却つて生物に不利益なる變化を示すを見る。此の點に於ては、生物の變化を、因果の法則に由る必然的盲目的のものとなし、淘汰作用に由り、順應性を説明したダーキンの説は、ラマルク説に一步先んじてゐる。近代に至つてコップ、ハイアット等は古生物學の研究に由り、ラマルク説の直接順應説の事實を認め、ラマルク説

の復活に力めて居る。新ラマルク説と稱するものがそれである(『新ラマルク説』参照)。

ラキン(ジエームス)

ジエームス・ラキン(James Latta)は愛蘭労働運動の領袖である。彼は愛蘭運輸並に一般労働者同盟を組織し、一九一四年辭任當時までその書記であつた。此の團體に於いて彼は熟練不熟練の全愛蘭労働者の團結を完成し様と企てたのである。彼は殊にダブリン市の材木労働者の罷業一九一一年に於ける愛蘭の鐵道罷業一九一三年ダブリンに於ける運輸労働者の罷業には最も活動したものである。彼は労働者活動に關聯し辭柄を虚構したるの廉を以て一九一〇年告發せられ、後赦免せられたが一九一三年十月内亂罪を以て七月の投を宣せられた。が、直ちに赦された。投獄は單に、彼の仲間を於ける名譽を高むるに過ぎず、加ふるに他の階級の間にも熱切なる同情を喚起した。一九一二年ダブリン市の議員に選ばれた。週刊新聞『愛蘭の労働者』の主幹ともなり、愛蘭労働者の間に於ける彼の特殊の影響に由つて生れた愛蘭の労働運動は、ラキンニズムとさへ呼ばれてゐる。これは歐洲大陸の革命的サンヂカリズムや、アメリカのI.W.W.と全く性質を一にする所の労働運動

ラッサレ(フェルディナンド)

フェルディナンド・ラッサレ(Ferdinand Lassalle)は一八二五年獨逸ドレスラウに生れた。マルクスと同じく猶太人の血をうけてゐる。父は彼を實業家たらしめんとして商業學校に入學せしめたが、彼は此種の生活を厭ひ父の希望に背いて、最初はドレスラウの大學に、後にはベルリン大學に入り、言語學と哲學の研究に没頭した。一八四五年大學卒業後、ヘーゲル派の見地より觀たるヘラクリトスの思想に關する著述に着手したが、間もなくそれに興味を失つて中絶した。後、パリに赴き詩人ハイネと相知つた。ハイネはラッサレに就いて曰く、彼は該博な智識、明敏な判斷力、おどろくべき表現、加ふるに驚嘆に價する精力と實際的能力とを蔵する若き天才であると。後ち再びベルリンに歸來するや、彼の天稟は忽ちにして一部の著名なる人々の間にも認めらるるに至つた。其の後間もなく、一八四六年に、彼の生涯を通じての大事事件なるハッツフェルト伯爵夫人事件がもち上がった。ハッツフェルト夫人はその良人の放蕩と、酷薄なる待遇とに對して、長く法廷に争ひつあつたが、俠氣あるラッサレは夫人のために奮然立

つて此の訴訟事件を引受けた。彼は茲に於て俄かに法律研究者となつたが、異常な熱心と根氣とをもつて三十六ヶ所の法廷に於て争つた後、遂にその目的を達して夫人の希望を貫徹せしめた。此事件はラッサレをして革命運動家としての出發點を與へたるものとして注目されてゐる。ヘーゲルの獨逸がビスマルクの獨逸に變ぜんとする過渡期、換言すれば、哲學を背景とする國民生活が政治並びに産業を背景とする生活に變ぜんとする一八六〇年代より、ラッサレの社會運動は開始された。一八六一年皇帝ウキルヘルムは宰相ビスマルクと共に獨逸改造の大業を企圖した。此の大業に於ける最難事はプロイセン陸軍に關する問題であつたが、皇帝は斷平として陸軍の擴張案を議會に提出し、議會は是に對して激烈なる反對を表示し、茲に於て爾後四年間に互なる大抗争が惹起された。ラッサレは一八六二年『憲法本質論』なる演説の中に其意見を公表して曰く、「憲法は現代に於ける最初の政治的權力其ものゝ表現である。プロイセンに於ける諸勢力の中最も強勢なるは國主である。彼は常に軍隊を有してゐるからである。而して軍隊こそはプロイセンに於て實際に活躍する憲法の基礎をなすものであるからであ

る。故にかくの如き根據の上に立てる政府に對する闘争は全く無機威である」と。この演説は勿論進歩黨の反感を買つたが、彼はその第二回の演説に曰く、「政府の如き政府に對して殘されたる唯一の有効手段は議會の召集を拒絶することである云々」と。ラッサレの演説は頻りに非難された。彼は正義の要求を力の要求の下に置いたといふのが共通の非難點であつた。彼はこれに對して力か正義かと題する小冊子に於て答へて曰く「先の演説は、斯くあるべしといふ自己の意見を發表するものにあらずして、唯歴史的に事實を解説して刻下の形勢の真相を明かにしたに過ぎないものである」と。彼はその結論に述べて曰く、「プロイセンに於ては純正なるデモクラシーの外何者も正義を語るの權利を有しない。それは常に正義と終始し來つた。デモクラシーと共にのみ正義はある。また、それと共にのみ力がある」と。此最終の一句は社會運動者としての彼の進路を決定したものであつた。一八六二年の彼の演説は労働者を煽動するものであると告發された。彼が其時自らなした辯論は、その著『科學と労働者』の中に収録されてゐる。その行かんとする所を未だ明白に決定し得ずして低迷してゐた労働階級に對

し、彼の演説筆記の公刊は空谷の足音の感があつた。かくしてライブチヒ労働協同委員はラッサレに意見の開陳を要望した。ラッサレは直ちに有名なる公開状を送つて是れに回答した。此回答の中で、彼は國家は労働者をしてその努力の全生産を得せしめんがために生産組合を設立し、且つその國家は當然普通選挙の下に立つものにして、必ず人民代表たるべきものでなければならぬ事を述べた。かくして彼は労働者が自己階級の改善を唯一の目的としたる政黨を組織せんことを主張した。彼の此主張は大いに労働階級の意を得、フランクフルト大會、マインツ集會等に於ける彼の熱辯は深く労働階級を感動せしめた。やがてラッサレを中心とする『ドイツ労働同盟』が生れた。一八六三年の此同盟宣言は普通選挙に對する要求を以て終始した。彼は五年間の任期を以て新政黨の首腦者に任ぜられたのである。彼は此時より驚嘆に値する活動を開始した。遊説に、法廷の辯論に、常務の指揮に、激甚に奮闘した。而も其間頻りに著述に従事してゐた。唯労働し、唯掠奪せられたる労働者が、今やその遺傳的墮落、無感覺並びに絶望より醒めて、世界の隅々に迄も輝き渡る解放の大聲を發しはぢめた。この大

運動はラッサレの天稟的なる指導によつて促進されたのである。けれどもラッサレはこの大事業の完全なる統率者たるにはあまりに節度を缺いてゐた。彼はあまりに粉飾と快楽とに憧れすぎた。彼のこの性格は、彼を戀のため決闘にまで導いた。偉大なる社會運動の闘士は、かくして一八六四年八月二十八日その敵手のために重傷を蒙り、遂に同月二十一日永遠の眠りに就いたのである。

レヴィジニスム

レヴィジニスム(Revisionismus)とは修正主義の義で、マルクス説に對して修正を唱へる一派の社會主義説を指すのである。十九世紀終末の三十年間に、マルクス派社會主義は歐洲各國に浸潤し、其の與黨は熱心に社會革命の急速なる實現を期待してゐた。そして激烈な商業的恐慌の週期的襲來が資本的社會を震撼して今にもその解體を生じさうな勢を示したので、一時はマルクスの革命的豫言が適中するらしく見えてゐた。固よりマルクスの勢力は獨逸に於て最も強く、同國の社會黨は全力以つてマルクス説の固持に努めてゐた。彼等は資本家との凡ゆる提携を非とし、社會黨は純然たる労働階級のものではなければならぬとした。階級闘争説が盛に行はれて、これに

賛成せぬ者は即ち彼等の敵だとした。目的は現在制度の改善でなく、寧ろ其の根本的的革命だとした。共産的基礎の上に自由社會を建設する爲の訓練と教育とに役立たぬ限り、區々たる妥協的政策は一切排斥する事とした。然るに年月は過ぎ行いたが、社會は社會主義者の所期の目標に向つて進んでゐなかつた。實際上の事實は日々マルクスの社會發展説を裏切つてゐた。産業上の進化はマルクスの描き出した様な平滑な進路を採らなかつた。勿論産業の集中はあつたが、マルクスの豫見したほどの程度ではなかつた。産業の集中統一と相並んで小産業中産業の増加が生じた。産業的に最も進歩した國でも、小中産業が生産額の大部分を占めるといふ統計が示された。又農業上の實際もマルクス説に反してゐた。地主の数は減少せず却つて増加した。又商業上の恐慌も近年に至つて、銀行制度の進歩の爲め、及び恐慌の原因に關する知識の進歩の爲其の度數と激烈とを減少した。かくの如き社會的事實は十九世紀の終末になつて、社會黨の實行と理論とに變化を生ぜしめるやうになつた。労働者生活の一般的改善、中流階級の人員増加、恐慌發生の減少の事實等が社會主義者の或る者をしてマルク

スの社會激變説を棄てさせた。そして社會主義は労働階級が行ふ革命に依つて實現するものでなく、産業の經營及び管理に於ける國家の干渉の永期續行の頂點に於て實現するのだと考へられた。斯くしてマルクス派の間に不和を生じた。そして修正派(レヴィジニスム)若しくは、改良派(レフォームイスト)といふ一派が生じたのである。

獨逸に於ては一八九九年ベルンシュタインを主唱者として此の新運動が起り、正統マルクス派に反對して社會主義實現の道は徐々の國家干渉に在る事を主張した。ベルンシュタインは此年『社會主義の假定説と社會民主主義の諸問題』を著し、マルクス説の重要原則たる唯物史觀・餘剩價值説・資本集中説・資本主義崩壊説及階級闘争説等を批評したが殊に社會崩壊説に其の攻撃の主力を集中した。此等の批評は既に大體に於て他の學者からも出てゐたのであるが、それが新たにエンゲルスの友人であり、獨逸社會黨中央機關紙フォルダエルトの記者であるベルンシュタインの口から出たので、社會に可なりの衝動を與へた。正統マルクス派の指導精神たる、カール・カウツキーは、これをもつて科學的社會主義の基礎的原理及觀念の放棄であるとして、『ベ

ルンシュタインと社會民主黨綱領』と云ふ小著を公にして、熱心に反駁を試みてゐる。ブデインも亦其の著作『カール・マルクスの理論的體系』の中で簡明直截に修正派及び其の與黨の議論を反駁してゐる。

佛英にも亦同様な新運動が起つた。佛國ではゲードの如き修正派に賛成する者あるに對しミランの如き修正派に賛成する者が現はれた。ジョレスは、労働階級に對する國家の改良政策には賛成したが、それでも社會黨が他の諸黨派と提携する事には反對した。彼は一方ミランに近い所もあつたが、一方階級闘争説を棄て得なかつた。英國では正統派の社會民主同盟の勢力が衰へて獨立労働黨の勢力が増大した。獨立労働黨はフェビアン主義の系統に屬する修正派である。斯くの如く獨逸のベルンシュタイン、佛國のミラン、英國のシドニー・ウェップ、白耳義のヴァンデルベルト等が各々自國の社會黨綱領に漸次的進化の思想を入れた。彼等によれば、社會主義は社會改良策の連續に依つて斷片的に獲得されるべきものである。

大體を要約すれば斯うである。(一)産業組合、殊に消費組合の發達、(二)市有及び國有産業を成るべく多く作る事、(三)労働組合をなるべく多く作る事(團體交渉の機關としてのみならず亦政治的の機關として)、(四)選挙權を凡ての労働者に擴張する事、(五)大所得に對する累進税、地價の暴騰より生ずる何等の動勢に基かざる利潤の國有。理論的には修正派社會主義と正統派社會主義とは其の目的を異にするものではない。即ち現在の個人的所有制度の代りに共同所有制度を作らうとする主張に於て共通してゐる。併し前者は理論的には此の目的を有しながら、實際に於いては其實現に甚しく冷淡の嫌ひがある。然し歐洲大戦に依つて、各國社會黨の持論が革命的マルクス主義の羊頭狗肉に過ぎなかつたことを暴露すると同時に、一方ポリシニキズムの勃興が正統マルクス主義の看板を獨占するに及び、舊來のマルクス正統派は茲に全く立場を失つた觀がある。

リードラー(ウェリントン)

アメリカの社會主義著述家で講師を勤めてゐる。一八八四年紐育州ブルックリンに生れ、ウエスレーアン・セントローレンス大學のブリックリン法科學校、及びコロンビア大學

に學んだ。一九〇七年から一〇年迄ブルックリンのデーリイ・イグナル紙の記者を勤めた。間もなく紐育に辯護士を開業し、一九一四年歐洲に於ける社會狀態を研究した。一九一〇年かのインターカレッジ・エリート・ソシアリスト・ソサイエティーの創立委員となつた。是は諸種の點に於て英國に於けるフエビアン・ソサイエティーと彷彿たるものがある。一九一二年に彼は年四回刊行のインターカレッジ・エリート・ソシアリスト誌を出版した。有名な「非買同盟と労働主義」及び「社會主義の理論と運動」等の著述がある。

歴史(レキシ)

【意義】 歴史の語は通常二の意義を有する。一は「物の變化の跡をたどる記述」であるといふ。他は「物の變化の跡其のもの」であるといふ。嚴格な意味に於ては後者が正しい。ヘロドタスの記述が歴史であるのではなく、彼れの記述の目的物が歴史となるのである。萬物は總て流轉する。近世科學の發達は森羅萬象一として絶對不變のもの無き事を我々に示した。石も常に固體ではなく、水も常に液體ではない。それ等は單に氣化と結晶の間にある一状態であるに過ぎない。進化論は生物の現在状態が長き變化の歴史の一階段にあるこ

とを我々に教へた。社會科學に於いても同様に我々は現在と異なる他の社會を過去に於いて見る。現在の社會制度も休みなく次の社會制度への進化を續けてゐる事を認めずには居られない。かく物皆が不變でない事は單に科學に於てのみならず藝術に於ても哲學に於ても道德に於ても眞理である。時に應じて其の姿を變へる。聖書はもはや道德ではない。變化あるものは歴史を有する。

歴史なる語は又廣狹二義に分つ事が出来る。廣義に於ては事實の總起的變化を總稱し狹義に於ては人類の國家的又は社會的生活に於ける事實の總起的變化を意味する。從來は政治史即ち國家的生活の歴史に重きを置き、文化的事象の發達等に關しては單に附記するに止まつてゐた。

【歴史の歴史】 古代の歴史は單なる物語に過ぎなかつた。ヘロドタス(紀元前四八四—四二五)は始めて神話を化して年代學にしたが、まだ科學的研究の對象物とはならなかつた。シセロも「歴史家の任務は眞實を發見するに在る」といひ乍らも、之れを以て演説の材料とし教育の引例としたに過ぎなかつた。紀元四、五世紀に至つて歴史はキリスト教の奴隷となり終つた。十五世紀の文藝復興は歴

史をもキリスト教から解放した。然しまた國家的勢力から解放されなかつた。十九世紀に至り諸般の科學と共に歴史研究も大いに發達し科學の面目を備へるに至つた。ランゲの研究は劃世的のものである。然しやはり主として政治史に止まつてゐたが、ギゾーにより文明史なる一分科が興へられ、又ヘーゲルにより歴史哲學が起つて來た(「歴史哲學」參照)。かくするうち歴史の見方に就き根本的に意見の相違する一派が起つた。即ちカール・マルクスの唯物史觀が是である(「唯物史觀」參照)。かれの結論は要するに、「社會の歴史の發達の過程は經濟的條件に基因するものである」といふのであつて、ヘーゲルの「絶對意思」に對するフオイエルバッハの攻撃を引用してゐる。此思想は着々新鋭な頭腦を指導しつつある。歴史家としてはマルクスに後れる事十年にしてバックルが現はれ、英國文明史(一八五七年)を著はして、就中ヘーゲルに挑戦した。

歴史派經濟學(レキシハケーザイガク)

第十八世紀の後半、アダムス・スミスを始祖として起つた英國の正統派經濟學が、第十九世紀に入つて漸く資本萬能主義の弊に陥り、次第にその影の薄れ行かんとする時、是に對す

る反動として經濟學界に出現したるものは獨逸の歴史派經濟學者の一群である。この學派は、リストを先鋒とし、ロッシア、クニースヒルデブランドを前軍として更にシュモラー、ワグナー、ブレンタノー等を後軍とする。リストは當時經濟學界一般の問題となつてゐた外國貿易に關して多年の研究を積みたる結果、各國に互り古今を通じて一定の經濟法則があるべきことを否定し、各國その經濟事情に應じて適當なる經濟政策を執るべきであることを提唱した。此學派が後年社會政策學會といふ要素に占據するに至つた所以は茲にある。リストは一八四一年に「國民經濟論」を著し、國民經濟の發達には五階段あることを説き、各時代各國に特殊なる政策を執るべきことを力説した。次いでロッシアは一八五四年に「經濟學論」を著し、正統學派の學說の誤謬を指摘し、經濟現象の研究は決して演繹法に依るべからず歴史上の事實を本とし歸納して以て眞理を求むべきことを主張した。これ歴史學派の名の依て來る所以である。爾後獨逸の經濟學者は殆どこの學派に風靡された。即ち歴史學派學者は經濟學の研究法として歸納法を主張する。其結果各國を通じて劃一的經濟法則のあることを信ぜず、經濟現象は他

の社會現象と分離することを得るものであるから各國の材料を集蒐したる後に始めて各國に通ずる經濟法則を斷定すべきことを説き、從來正統學派が人間行爲の動機から演繹して一般的眞理を樹立し、然る後その眞理を支持するに都合よき事實のみを拉し來るが如き研究法を極力論難した。しかしこの學派に反對する者は若し各國の材料を悉く集めたる後に非ざれば經濟法則を樹つる能はずとすれば、永久に法則を樹つるの時無かるべしと痛撃した。惟ふに歴史學派の努力に依て人類經濟生活發展の過程は或る程度まで明白にされたけれども、むしろ史的の研究的限界を超え、歴史に囚はれたりといふ非難は或は當らない事もない。

歴史派の學者には、社會政策を主張する者が多かつたから「講壇社會主義」の名がこの學派に與へられたけれども、社會主義とは全然その根柢を異にし、科學と政策との混淆といふべきものであつて、微温的な労働者福利増進の政策を唱へた。彼等に依れば社會國家の目的は社會に屬する人々の幸福にあり、而して社會の上流者は自ら幸福を得べき手段を有するが下層の者は然らざる故に國家は之を保護しその福利を増進すべき政策を採るべきで

ある。社會政策を論ずる學者にも自ら二派あり、一は社會問題の解決をば主として國家の力で行はんとするもので、シュモラー、ワグナー等はこれに屬する。又一派の學者は成るべく國家の干渉を排斥して、労働者の自由意志に因つて生じたる團結の力を以つて之を解決すべきことを主張した。ブレンタノーは之が代表者である。が孰れにしても現代の經濟組織を保護せんとするのである。歴史學派の學者の多くはリスト以來シュモラーに至るまで、その學風に基づいて、海外貿易に關しては極力保護貿易主義を主張した。

歴史哲學(レキシテツガク)

單に事件の總起的記述に止まらず、史的事實の間に因果的連絡を求め、以て人類の社會的發達を支配する法則を發見せんとする哲學的研究である。此學はヘーゲル及びシュレーゲルに始まり、フリント、バルト等に依て繼承された。而して歴史哲學は社會學との間に最も激烈なる論争を惹起したのである。歴史哲學は人類生活の上に起れる因果關係や、社會の變遷を研究の目的とするに當り、社會學的文化的觀の成立する餘地なしと云ひ、社會學は社會の形態をその自然的存在に於て研究

するものであるから、當然獨立すべきものであるとし、フイーエ、ブレンタノ、ジンメル等に依り支持せられる。いづれにしても、社會的原理を史實に適用して、因果的關係の説明を試みたるものが歴史哲學であるといふのが妥當の見解であるやうに思はれる。

聯合國家(レンゴヨコッカ)

聯合國家とは二つ以上の國家が聯合に依つて形成するところの國家を指して云ふ。國家の聯合とは單に一時の同盟を指すのではなく、二國以上が各其國力を増進するが爲め、或は事務を共同に行ふことを目的として永久的に結合することを謂ふのである。この國家聯合の制度は聯邦とは全く異なるもので嚴に區別すべきである。聯合國家は國家とは稱するけれど、聯邦の如く國家たるものではなく、従つて國法上國家と認むべきものではない。又國際法上に於ても人格を有することなく、換言すれば國家の聯合は單に國際法上認められる一種の關係に止まるものである。其結果として聯邦は夫れ自身の臣民及領土を有するけれども、聯合國家なるものは其臣民及領土を有しない。従つて國家の聯合の共同機關が決定した事項を其關係國の國民をして行はしめんと欲するときには、關係國各々の權力を以

つて自國民に命令を發せねばならぬ。聯合そのものが直接に其關係國內の人民に對して命令を下すことは出來ぬ。或は聯合國家も聯邦の如く直接に人民に對して命令權を行ふことを得るものと説く者もあるが、これは謬説とされてゐる。

レニン(ニコライ)

ニコライ・レニン(Nikolai Lenin)は本名をウラヂミール・イリッチ・ウリヤノフ(Urzhmir Iyich Ulianof)と云ひ、一八七〇年四月ザルガの傍シムピルスタに生れた。父はシムピルスタ政廳の參議官として貴族の稱號を許され經黨の間に聲望が高かつた。其家庭は愛情濃やかな家族の團樂であつたと云はれてゐる。然し一八八六年彼の兄アレキサンドルは皇帝アレキサンドル三世暗殺の陰謀露顯してルクセルブルグ牢獄に處刑せられた。此一悲劇は當時十七歳の少年なりしウラヂミールに深き感銘を與へた。同年彼も亦學生の革命運動に参加した廉でカザン大學を退校された。一八九一年彼はベトログラード大學に入り、法律經濟を修め法學士・辯護士となつた。此の頃彼は既に革命運動に憧れてゐたが、猶、民衆派(ナドロニキ)とマルクス派との境界に立つてゐた。然し彼の社會主義者の間に頭角を現は

したのは民衆派に對するマルクス主義の見地よりする痛論に始まる。九三年彼は「労働者解放闘争同盟」なる一團體を組織し最初の労働者同盟罷工を組織した。九五年、彼は他のロシア社會主義者と同様久しく牢獄に繋がれた後二十年間のシベリア追放に處せられた。荒涼たるシベリアの追放も彼には讀書と著述のための休暇であつた。「イーリッチ」イーリン「テイーリン」レニン等の變名の下に書かれた諸文章中「ロシア社會民主主義の諸問題」はロシア無産階級の眞の指導原理を與へたものとしてブレハノフ一派の激賞を受けた。此頃彼がその犀利なる論鋒を向けたものは、ブルヂョア自由主義者の合法的マルクス主義思想であつた。シベリア流刑の期滿するや、直に西歐に亡命し、ブレハノフ等の亡命者等と彼の有名なる「イスタラ」(火花)誌を創刊し、社會民主労働黨の機關たるのみならず、ロシア革命運動史上重要な任務を演じた。彼は亡命中も猶歐洲各國の警察に追ひ廻され、ミュニヒ、ブラッセル、パリ、倫敦に轉々したが最後にゼネヴァに安住した。一九〇三年倫敦に開かれたロシア社會民主労働黨の第二回大會は、端なくもボリスエキキとメニシエキキとの兩派の分

裂を生んだ。分裂の表面的動機は兎もかく、事實に於てはボリスエキキを代表するレニンの革命的マルクス主義と、メニシエキキを代表するブレハノフの民主的マルクス主義との分裂にあつた事は云ふまでもない。爾後彼は「前方へ」誌を創刊し革命的マルクス主義の立場から凡ての協調主義に痛撃を加へた。一九〇五年露國に於ける第一回の革命勃發するに及びボリスエキキとメニシエキキの態度は益々鮮明なる分野を示した。此時開かれた第三回社會民主大會に於けるレニンの主張は、明に無産階級の獨裁、資本の沒收、革命的行動の徹底的遂行等來るべきロシア革命の必要條件を暗示してゐた。革命後彼は一時大赦に由り歸國したが再び亡命し、最後にガリニアのクラカウに居を定め國內と策應聯絡した。一九〇八年から三年間は沈滞期に屬し、他の亡命者の鎖沈にも拘らず彼は其の精力を學理に傾注してゐた。「唯物哲學と經濟的批評哲學」はその收獲である。

一九一〇年レナ・ゴルドフィルズ工場に於ける罷工労働者の虐殺に依つてロシア社會主義運動は一新期を開いた。レニンの徒は「星」或は「思想」なる機關誌を有し、猶労働者の議員をも同志に持つてゐた。レニンは芬蘭から或

はクラカウから此労働運動を指導してゐた。歐洲大戦は世界の社會主義運動に一大試練を垂れた。そして獨佛英の社會主義者等が、相次いでストットガルト及びバーゼルの決議にも拘らず労働階級を裏切り、資本家的戰爭に投ずるに及び、レニンは第二インターナショナルの崩壊を宣告し、憤懣の中に一九一五年から一七年迄を瑞西に送つた。然し彼は此間と雖も萬國社會主義精神の亡びざるを信じ、私に同志の糾合に努力した。一九一五年九月チュムメルワルドの反戰爭社會主義者の會合はその成果である。この會合は更にキエントールの會合を生み、ストツクホルム會議に展開するに及び、帝國主義の戰爭に代へて階級的戰爭を開始すべき第三インターナショナルの創立を決議した。一九一七年四月四日にレニンはベトログラードに歸つた。三月革命に後るゝ事正に一ヶ月である。レニンは歸國後間もなく無産者の革命遂行を説いたが、當時一般人心はブルヂョアの政治革命に傾いてゐた。七月には有名な大反亂がベトログラードに起つた。然し猶機は熱さなかつた。却つてレニンはケレンスキーの反動政策の爲に芬蘭に亡命した程である。九月末から彼れは労働者に對して權力掌權を説き出した。十月

したのは民衆派に對するマルクス主義の見地よりする痛論に始まる。九三年彼は「労働者解放闘争同盟」なる一團體を組織し最初の労働者同盟罷工を組織した。九五年、彼は他のロシア社會主義者と同様久しく牢獄に繋がれた後二十年間のシベリア追放に處せられた。荒涼たるシベリアの追放も彼には讀書と著述のための休暇であつた。「イーリッチ」イーリン「テイーリン」レニン等の變名の下に書かれた諸文章中「ロシア社會民主主義の諸問題」はロシア無産階級の眞の指導原理を與へたものとしてブレハノフ一派の激賞を受けた。此頃彼がその犀利なる論鋒を向けたものは、ブルヂョア自由主義者の合法的マルクス主義思想であつた。シベリア流刑の期滿するや、直に西歐に亡命し、ブレハノフ等の亡命者等と彼の有名なる「イスタラ」(火花)誌を創刊し、社會民主労働黨の機關たるのみならず、ロシア革命運動史上重要な任務を演じた。彼は亡命中も猶歐洲各國の警察に追ひ廻され、ミュニヒ、ブラッセル、パリ、倫敦に轉々したが最後にゼネヴァに安住した。一九〇三年倫敦に開かれたロシア社會民主労働黨の第二回大會は、端なくもボリスエキキとメニシエキキとの兩派の分

の終末にはベトログラードで一大示威運動が起つた。二十三日の夜共產黨の中央委員會は遂に武装的躍起を決議した。此時に及んでレニンには無産階級の獨裁かブルヂョアの獨裁か、二者一つを選ぶの外はなかつた。レニンは十一月三日のボリスエキキの會合に於て十一月七日を斷起の時と定めた。凡てが簡単に實行された(ロシア革命の詳細なる記述は「露西亞革命」参照)。革命成就後彼れは人民委員會總裁として活躍したが、過勞のため健康を害し、一九二四年一月二十一日モスクワに溘死した。

リー(アルガーノン)

アルガーノン・リー(Lee Arpanon)はアメリカの社會主義者にして又新聞記者である。一八七三年アイオア州デユブクに生れ、ミネソタ大學に學んだ。一八九五年頃より社會主義者として活動し初めた。一九〇四年市俄古に於ける社會主義者會議及び一九〇四年アムステルダムに於ける國際社會主義會議に列し、一九〇六年獨逸スツットガルトに於ける同會議にも列した。一九〇六年社會主義全國委員會の役員となつた。彼れはミネアポリスで「トクシン」誌を發行し、又後に紐育で「労働者」を發行し、メトロポリタンマガジンの發

行者ともなつた。一九〇九年にはランドスタール・オヴ・ソーシアルサイエンスの秘書となり社会主義の教育方面に活動した。

立法(リッポ)

近世の立憲國に於ては立法・行政・司法の三種の作用が各々分立してゐるのを原則とする。三權分立といふものは即ちこれである(『三權分立』『司法』『行政』参照)。日本の憲法では行政權は天皇に屬し大臣が補弼してこれを行ひ、司法權は裁判所が天皇の名に於て之を行ひ、立法權は天皇が議會の協賛を経て之を行ふのである。されど天皇は必ずしも議決を俟つて後のみ法律を發布し得るのではなく、必要と認められる場合には何時でも法律を定めることが出来るのである。即ち、憲法第八條の緊急勅令の大權、第九條の命令大權、第十條の官規大權、第十二條の軍編制の大權、第十三條の條約大權、第十五條の榮典大權、第十六條の恩赦大權等は之に屬する。されば人民の權利義務を定むる法則には、議會の決議を経るものと、然らざるものとの二種が存在するのである。最近の例によれば、過激社会運動取締法案が議會に提出せられ、結局否決の運命に終るべく見えた時、若し議會が之を否決するならば、緊急命令として發布せられ

るであらうといふ説が行はれた。緊急勅令として該法案が發布せられたならば、人民は否應なくこれに服従しなければならなかつたのである。

リーフクネヒト(カール)

カール・リーフクネヒト(Karl Liebknecht)は一八七一年に産れた。此年は初めて無産者獨裁を實現した記念すべき巴里コミューンの年である。當時、彼の父ウキルヘルムは獨逸帝國に對する叛逆罪の廉を以つて牢獄に呻吟中であつた。彼はウキルヘルムの三男二女の中の一人でライプツヒ・伯林・ウィルツベルグ等の大學で法律及經濟學を研究し博士の學位を得てゐる。彼は夙から既に熱心な主義者として、有力な宣傳者として活躍してゐた。特に彼れが心血を注いだのは年少労働者の頭に反軍國主義的精神を扶植する事であつた。彼は單に獨逸労働者最愛の老戰士の息子としてのみならず、直情徑行なる急進主義及び其大才の雄辯、個人的魅力のため眞面目なる革命的労働者の間に熱狂的歡迎を招いた。彼れは獨逸に於ける愛國主義が政治的勢力として侮り難きを察し、一九〇四年ブレーメンの民主黨大會に於て無産階級青年間に、反軍國主義宣傳の急務を説いた。又一九〇六國マ

ンハイムに於ける獨逸青年社会主義團體の大會席上で反軍國主義講の演を試み、その内容は翌一九〇六年軍國主義と反軍國主義として出版せられたが忽ち叛逆罪として一年の禁錮に處せられ書物は沒收の危に逢つた。その公判はカイゼルをして詳細なる報告に最も焦慮せしめ、全獨逸の視聽を集めた結果、却つて有力なる宣傳となつた。彼が下獄するや伯林の労働者は憤激して入獄中の彼をブローイセン議會の議員に選出した。更に帝國議會にも選出した。彼れは資本家の利害と愛國主義や戰爭熱の鼓吹とは完全に一致し居ることを暴露し、議會を擾亂せしブルヂオア自由主義的獨逸社會黨の幹部を完膚ならしめた。かれ及びその同志の努力は斯くて幾分か酬いられ獨逸各地方の青年團體の間に於ける反軍國主義思想が次第に濃厚を加へた。一九一四年社會黨が第一回の軍事費案に賛成したときカール以下十三名は猛然これに反抗した。然し間もなく、彼れは中尉として招集せられ、波瀾の方面に廻されたが大戦中戦線に議會に非難論を咆哮し續けた。遂に第五回軍事費案の提出の際、彼れ及び同志二十九名は社會黨中より除名せられ愛國主義の罵聲に轟られた。然し當時非戰派と主戰派の實力は殆んど伯仲して

ゐたので、政府の壓迫も次第に過酷となり頻頻として犠牲者を出した。一九一六年普國議會豫算案討議は殊に其軋轢を刺戟しリーフクネヒトは再び起つて政府の態度を苛難した。尙三月の同議會に於けるリーフクネヒトの軍國主義的教育に對する痛論は議會に於る未曾有の混亂を惹起した。次で五月一日(メーデー)が來た。獨逸國內に於ては隨所に大運動が續發し婦女子さへ加擔して形勢刻々に不穩となつた。リーフクネヒト外八名は煽動罪の廉を以て軍法會議に附せられた。彼れは始め二ヶ年の禁錮に處せられ、後四ヶ年に延長せられ六ヶ年の市民權喪失を宣告せられた。革命的社會主義者及び労働者は憤怒しその釋放を求め大示威運動を行つた。是より先獨逸社會民主黨は多數派に對する急進的非戰的少數派が分裂して獨立黨を形成したがリーフクネヒト、ロザ・ルクセンブルグ、メーリング等は其中でも最も急進的領袖であつた。形勢は刻々急轉して十月五日キール軍港に於ける暴動は初めて全國の動亂と化し遂に革命が展開した。然も皇帝の退位と共に政權を掌握したものは温和派たるエベルト、シャイデマン等の多數社會民主黨であつた。然し民衆は革命的氣分に由つて動き地方政廳の實權は勞兵

會に握られ宣言や命令は獨逸社會主義共和國の名で調印された。リーフクネヒトは革命勃發前社會民主黨と中央黨の聯立内閣出現と共に特赦に依つて民衆の歡呼に迎へられ、ロザ・ルクセンブルグ等と共に、民衆運動の先驅をなした。政府の權刀は社會民主黨員と獨立社會黨員の手に納められた。前者は緩慢なる社會進化的道程を辿らんとし、後者は凡ての權刀を勞兵會に與へんと主張したに拘らず、次第に軟化の徴を示し來たつたため、リーフクネヒト、ルクセンブルグ等のスバルタクス團は蹶起するに至つた。彼等は革命の徹底的遂行により、無産者の獨裁を招來し無産者の解放を完うせんとしたのである。併しその蹶起は機を失し、獨逸の無産階級は既に新なる社會秩序に慣れ、再び起つて自ら權力を掌握する意氣を缺いたため、スバルタクス團は一敗地に塗れ、加ふるにリーフクネヒト、ロザ・ルクセンブルグ等の悲惨なる犠牲を拂はしめるに至つた。

リーフクネヒト(ウキルヘルム)

ウキルヘルム・リーフクネヒト(Wilhelm Liebknecht)は一八二六年獨逸ギーゼン市に生れた。一八四六年伯林より退去を命ぜられ、瑞西に亡命し小學校教師となつて生活した。一

八四八年の革命に際し、巴里に赴き共和主義者を糾合して獨逸を製はんと企てた。而して同年九月同志と共に義勇兵を率ゐてライン河を渡りバーデンに共和國を建てんとしたが捕縛されて八ヶ月間獄裡に呻吟した。公判の際同志に救はれ、再び革命運動に従事したが、ブローイセン兵に追撃されて亡命し倫敦に住した。此の間にカール・マルクスと交誼を結び、一八六一年大赦に會つて歸國した。一八六五年ブローイセンを迫はれてライプツヒに轉住し、一八六七年北獨逸聯邦會議議員となる。七十年戰爭の當時、これに反對した爲め一八七二年二ヶ年の禁錮に處せられた。一八七四年獨逸社會主義者の合同が成立した時より、死に至るまで社會民主黨首領として活躍してゐた。一八九〇年以來伯林に居住し、社會民主黨機關新聞『前方へ』(フオーワード)の主筆を兼ね、傍ら數種の著作をした。カール・リーフクネヒトは彼れの子である。

利益分配制度(リエキブンバイセード)

【概説】利益分配制度とは、労働者に對して企業利潤の一部分を分配しこれに依つて労働者の仕事に對する興味をつなぎ、忠實に綿密に労働しめんとするものである。昔、或工場主がロバート・オーエンに向つて、自己の労働

者が、今少し業務に忠實であり、且つ材料、生産器具等の取扱ひに注意を加へるならば、一年間に約一萬磅の利潤を増加することが出来る。と語つたとき、オーエンは、然らば何故その内五千磅を労働者に分配しないかと反問したさうである。この問答は誠によく利益分配制度を説明してゐる。要するに此制度は労働者の隷屬關係を更に濃厚ならしめ、利潤の増加を計らんとするものである。それ故、労働組合は常に此の制度に對して反對の聲を擧げてゐる。英國のホアイト・ウッド炭坑では、労働組合の勢力を減退せしむる爲めに、此制度を設けて十ヶ年間戦つてゐたが、遂に組合側の同盟罷工に依り、之を廢棄せねばならなくなつた事があり、米國アラ・クツシマン會社では、労働者を組合に加入せしめない爲めに、此利益分配制度を設けたが、失敗に終つたこともある。然しロンドンの瓦斯會社で、労働争議と組合とを拒絶する爲め、分配制度を設けて成功したことがあつた。此の制度が組合にとつて最も打撃となるのは、單に労働者が年々與へられる分配金に迷はされる計りではなく、分配金の延べ支拂が行はれる場合には、分配金は使用主の手に保留されてゐるので、使用主の意に反して退職する時は沒收さ

れる事になる爲め、労働者が組合運動に従事する事が出来ぬ點にある。

【沿革】此の制度は一八三一年及び三二二年にロバート・オーエンがララヒンに於いて試みたのを最初とする。然し當時には使用主が無かつたのであるから、今日の分配制度とは全く異つたものである。今日行はれてゐる意味の分配制度が、初めて行はれたのは一八四二年で、巴里に於けるペンキ業ルグシア會社に實施されたのであつた。翌年には矢張り巴里のラロクア社で行はれたが、此兩社は單に利益を分配するのみならず、進んで共同經營組織としたのであつた（『共同經營』參照）。

一八四四年には巴里オルレアン鐵道會社が利益分配制度を採用したが、これは種々なる新工夫を加へたもので、後二十年間程は利益分配制度の典型とされてゐた。その後他の諸國でも、みな佛國の影響を受けて此の制度を採用するに至つたのである。即ち英國では一八六五年におアイト・ウッド炭坑で試みられたのを初めとして一八八九年には倫敦瓦斯會社にも行はれた。米國では一八七〇年紐育のブリウスター車輦製造會社で行はれ、一八九二年、利益分配制度實行獎勵會が設けられたが、まだ十分には普及してゐない。佛國で一

八九三年に此の制度を採用してゐた工場は百七であり、一九〇二年には九十三であつた。英國では一九〇三年に於ける採用工場數百九十八で内八十五は忽ち失敗した。其他の諸國では一八九八年の調査に依れば、獨逸では一七、瑞西では一四、伊太利では八工場に過ぎず、白耳義・和蘭・埃太利・西班牙・露國等の諸國を合計して僅かに二七工場であつた。

【參加條件と分配額】此の制度の下では、利益の分配を受ける労働者に一定の條件を附せられてゐるのが普通である。中でも労働組合員に非ざる事、一定年限の勤続者である事といふ二條件は最も一般的に行はれてゐるものである。佛國の製紙所ラクロア社では、初めは監督者のみを、利益の分配に參與せしめ、ロンドンの瓦斯會社では役員と監督職工のみに、米國のビルスベリー製粉所は五年以上の勤続者へのみ分配してゐた。又巴里の印刷・出版・書籍販賣業シオア商店では、三ヶ年以上の勤続者で且つ店主の許可を受けたものだけを、此恩恵に加はらしめてゐた。かゝる制度に依る分配額は、總利益金の中から種々の實費、資金の金利を差し引いたものを單位として計算される場合と、資本の利子を差引かず一定の金額を積立金としてその殘額を單位と

して計算される場合とがある。尙この外に資本の金利、重役俸給、使用人の賃銀を差し引いた純益を、資本案と指導事務者と労働者とに分配する方法もある。此の分配金が、各労働者に分配される場合には、各労働者の一年間の賃銀額が、總賃銀額に對する比率に依つて割り振られるか、若しくは労働者の地位・職分・賃銀額・勤続年數等に依つて種々なる等級に割り當てられ、その等級に従つて分配されるかするのである。巴里のオルレアン鐵道會社では、此後の方法に依つて、労働者を三級に分つて分配金を定めた事があつた。

【支拂方法】利益分配金の支拂方法は極めて多様であるが、略、次の三種に大別することが出来る。(1)現金支拂(一定期間の終りに現金で交付するもの)(2)延べ支拂(分配金を貯蓄銀行に預けて基金とするか、年金制度として一定の事件が発生した場合に、年金として支拂ふもの)(3)株券若しくは債券支拂(その會社の株券または債券を以つて支拂を爲すもの)

(1)現金支拂 此は利益分配制度の中、最も簡明なものであり、且つ最も端的に労働者の勤勉と注意とを喚起するものである。一九〇三年の調査に依れば、英國に於ける利

益分配制度を實行してゐる工場八十五のうち、此の方法に依るものが六十五に及んでゐた。而も残り二十五工場の内、十五は一部は現金、一部は延べ支拂としてゐるのである。佛國では一八七二年の百七工場の内、現金支拂を爲す者は僅かに二十九であり、三十四は一部を現金支拂とし一部を基金に拂込む方法をとつてゐるのである。

(2)延べ支拂 この場合には分配金を労働者保護の爲めに設けられた基金中に拂ひ込むことが多い。その他には一々労働者個人の名義で銀行に拂ひ込み、一定の年齢に達するか、一定年限の勤続を終へるかするまでは、特殊の事情の發生しない限り、引下げをなさぬ方法も一般的に行はれてゐる。これらの場合には何れも労働者の一旦與へられた権利は後継者に繼承せしめられ、退職前一定の期間に退職を通知して置く場合の外、隨意に退職する場合にはその権利を沒收される事が多い。これは労働者が労働組合等に依つて、同盟罷工その他の争議を起し、若しくは他の工場に轉職するなどの爲め、隨時退職することを防ぐ爲めに行はれる所である。此の支拂方法は、労働者の氣風の異なるに従つて、その効力を異にするものである。歐洲殊に巴里の労働者は、

比較的後慮の念に富み、將來に備へる手段を講ぜんとする傾向があるので、効果も亦従つて多いが、米國のごとく、後慮の念に乏しい處では十分にその目的を遂げることが出来ない。

(3)株券・債券支拂 分配金の全部を會社の株券乃至債券で交付すると言ふことは、實際上あまり行はれてはゐない。即ち分配金の一部分は債券株券を以てし、他の一部分は現金で給與すると言ふのが、此株券及び債券に依る支拂と言はれてゐるのである。然し又、中には毎年株券を與へて行き、一定額の株券を所有する者にのみ、その株券に對する分配を爲すものもある。何れにもせよ、かゝる分配手段をとるのは單に分配を爲すことだけを目的とするものではなく、これに依つて労働者を投資者の一人たらしめ、共同經營の形式を採ることに依つて、分配制度の目的とする處を、完全に行はんとする爲めなのである。故にかゝる支拂手段をとる場合には、利益分配制度と言はんよりも、むしろ共同經營と言ふ方が適切である（『共同經營』參照）。

【實例】(1)ルクレア社 巴里のペンキ業ルクレア會社では、一八四二年以來實行してゐたが、初めは單に永久的使用人が此の恩恵に

浴するわけであつた。然るに一八七〇年一社會主義者の爲め、少數の資本家に代つて多數の小資本家が、他の労働者を搾取するに過ぎない」と罵倒されたので、同年以後は如何なる労働者に對しても、此の分配に與らせることとしたのである。同社では總收入の中から、五分の金利を支拂つた残額を純益としてその一割五分を無限責任社員(即ち使用主)が差引き、五割を全出資労働者に分配される。そして残額の三割五分は、永久的使用人の團體である共済會に分配され、その會員の利益を計る爲めに用ひられてゐるのである(「共同經營」實例の項参照)。

(2)ネルソン會社 米國のエヌ・オー・ネルソン會社は、使用人千二百名以上に上る大製鐵會社であるが、一八八七年以來この制度を採用し、六ヶ月以上の勤続者には悉く利益の分配を行つてゐる。此處では資本に對する七分の金利を除いた純益金を、出資額と賃銀額との比例で分配してゐるのである(「共同經營」實例の項参照)。

(3)ホワイトワクス會社 鋼鐵製造會社として有名な英國のホワイトワクス會社では、普通行はれる所とは異り、労働者の預金を基礎として行つてゐる。即ち使用人は賃銀年額の

幾割かに達するまでは、必ず一定の預金を爲さねばならぬ事となつて居り、會社は此の預金に對して四分の利息を支拂ひ、且つ總收入から此の金利と營業費とを差し引いた残額を資本に對して二、労働に對して一の割合で各労働者に對しては預金額に比例して分配するのである。然し此の場合には、利息と分配金とで預金額の一割を超えることは許されない。此の方法の下では一定の預金をしてゐる者は、極めて優遇されてゐる譯であるが、然しかかる利益を享受し得るのは、極めて高級の労働者のみであつて、多數の下級労働者は一向その恩典に浴し得ないのである。現に一九一一年に於ける同社の労働者数は一萬五千九百人であつたが、その中この分配に與つたものは僅かに二千七百八十八人に過ぎなかつた。

利潤(リジューン)

〔概念〕商品の生産行程において生ずる剰餘價值は利潤・地代・利子の何づれかの形に實現されるものである。而して地代は土地を主要生産機關とする生産部門、即ち農業において生ずる剰餘價值の顯現態であり、他の生産部門における平均利潤率の存在を前提して始めて成立し得るものである(「地代學說」参照)。

かゝる労働力の消費として剰餘價值が生じ、これが利潤となつて現はれるのであるが、然し一定量の商品に含まれる剰餘價值量とその顯現する利潤量とは必ずしも一致しない。それは商品の價值と、需要供給の關係が作用する實際市場に於ける商品價格とが、決して一致することがないからである(「價值論」参照)。

假りに商品の價值と價格とが一致し剰餘價值量と利潤とが一致するとしても、剰餘價值と利潤、即ち剰餘價值率と利潤率とは全く相違するものである。それは剰餘價值率が可變資本(即ち労働力の購入に宛てられる資本部分)の價值と剰餘價值量との比例であるに反し、利潤率は總資本額(消費された可變資本及び不變資本の貨幣總額)と利潤量との比例だからである。例へば一切の價值と價格が一致するものとして、此處に可變資本一萬圓、不變資本一萬圓の事業があり、一年間に全部の資本が消費され、一年の終りに於いて生産品が三萬圓で賣れると假定する。此の場合、剰餘價值量は二萬圓の資本に附加された一萬圓であり、利潤量も亦一萬圓である。然るに剰餘價值率は、可變資本一萬圓に對する剰餘價值量一萬圓であり、百パーセントであるけれど

然るに利潤は農業以外の他の一切の生産部門における剰餘價值の顯現態であり、地代成立の基礎を爲すところの、最も基本的にして本來的なる剰餘價值形態であると言はねばならない。

經濟學者の中には、利潤を目して、生産事業の總收入中より生産に要した土地・資本・労働の報酬たる地代・利子・賃銀を控除したるものと説く者が少くない。然し此中の賃銀は、労働力なる商品の價格であり他の利潤・地代・利子のごとく剰餘價值より出づるものでない(「賃銀」参照)。利子は利潤・地代と同じく剰餘價值から派生されるものであるが、更らに副次的性質を帯びたものである(「利子」参照)。等しく剰餘價值の顯現態である利潤・地代は、その成立する分野を全く異にしてゐる。而して一切の生産における剰餘價值を一括して觀察する場合には、地代として現はれる以外の剰餘價值が利潤となり、利潤として現はれる以外の剰餘價值が地代となるのである。而してこれを平面的に見るならば、土地を主要の生産機關とする生産部門の剰餘價值が地代として現はれ、他の部門の剰餘價值が利潤として現はれるともいひ得る。

も、利潤率は總資本額二萬圓に對する一萬圓即ち五十パーセントに過ぎないのである。故に如何に剰餘價值量と利潤量とが一致しても、剰餘價值率と利潤率とは全く異つたものとなるのである。

〔平均利潤と剰餘利潤〕總資本中の可變部分と不變部分の比例は、生産部門の異なるに伴れてそれ／＼異つてゐる。即ち生産技術の發達が進んでゐる部門においては、技術の遅れてゐる部門よりも、一層多くの不變資本を要するのである。マルクスは可變資本が比較的少なく、不變資本が比較的大きいものを高位組成の資本、反對のものを低位組成の資本、而して兩者の比例が社會的平均を爲してゐるものを、平均組成の資本と呼んでゐる。

資本組成が低位なる生産事業と、高位なる事業とでは、剰餘價值率は同様であつても、利潤率は全く相違して来る。即ち前者においては利潤率が高く、後者においては利潤率が低いのである。然るに資本家の望むものは、高き剰餘價值率ではなくて、高き利潤率である。さればかゝる場合に達着すると、争つて利潤率の高い生産事業に投資せんと企てるのである。其處で利潤率の高い事業は生産が増加し利潤率の低い事業は生産が減退する。商品の

〔生成〕マルクスに依れば資本は剰餘價值を生む價值であり、貨幣(商品)は(貨幣+△剰餘)なる循環運動を爲すものである。最初資本として生産に投じられる貨幣は、そのまゝ消費されて終ふことなく、再び貨幣となり新に△貨幣を伴つて、元の所有者の手に歸つて来る。即ち資本家は、先づ其の貨幣資本を以つて、労働對象物・労働器具等を含む生産機關と、人間労働力とを買ひ入れる。而してかかる生産要素を以つて何等かの商品を生産した後、これを賣却し貨幣に換へるのである。然るに此の場合、最初に投下した貨幣量と、最後に回收する貨幣量とが同一であるならば、彼等の生産行為は全然無意義でなければならぬ。然し實際上、最後の貨幣量は最初の貨幣量よりも、△貨幣が附加されるだけ大量となり、これが最初に資本を投下せしめるところの動力となつてゐるのである。即ち資本は△貨幣となつて現はれる剰餘價值を生むものである。△貨幣は利潤の基本體である。然らば剰餘價值は如何にして生ずるか云ふに、商品の生産行程において、人間労働力が消費されるからである。人間労働力は生産機關の價值を商品に移轉するのみならず、新たな價值を生む商品である(「剰餘價值」参照)。

かゝる労働力の消費として剰餘價值が生じ、これが利潤となつて現はれるのであるが、然し一定量の商品に含まれる剰餘價值量とその顯現する利潤量とは必ずしも一致しない。それは商品の價值と、需要供給の關係が作用する實際市場に於ける商品價格とが、決して一致することがないからである(「價值論」参照)。

も、利潤率は總資本額二萬圓に對する一萬圓即ち五十パーセントに過ぎないのである。故に如何に剰餘價值量と利潤量とが一致しても、剰餘價值率と利潤率とは全く異つたものとなるのである。

市場価格は需要供給の關係に作用されるので、勢ひ前者の価格は低落し、後者の価格は上騰することとなり、従つて兩者の利潤率は次第に平均化され、遂には双方の利潤率が、資本組成の社會的平均に位置する事業の利潤率と一致するに至るのである。マルクスは之を平均利潤率と呼んだ(『平均利潤率』參照)。資本制生産の發達してゐる社會においては、傳來の平均利潤率があり、資本家は最初からこれを標準に標準価格を計算してゐる。即ち普通に利潤といふ場合は、此の平均利潤を指すのであり、生産費(總資本額)と所謂『世間普通の利潤』たる平均利潤との總和が、商品市價の水準となつてゐるのである。而して資本家は其の利潤が平均利潤率を下ることを非常な損失として警戒してゐると共に、それ以上の利潤、即ち剩餘利潤(特別利潤とも云ふ)を獲得せんとして、常に種々なる努力を試みるのである。

此剩餘利潤獲得の努力こそ、労働生産力の發達を生むのである。假りに企業家が、新機械の採用、またはヨリ大規模なる協業によつて、同一生産部門の他の企業家よりも、著しく生産力を増大することが出来たとする。此の場合に於いて、彼の採用した生産方法

が、同一の産業部門に普通化するまでの間、彼は剩餘利潤を占有することが出来るのである。即ち彼は増進した生産力によつて、一般の企業家よりも、同一量の労働力の消費を以つてヨリ多くの生産を爲すことが出来るからである。彼の商品は一般の同種商品よりも含有する労働量が少なく従つて價值が低い。然し市場においては當時一般に行はれる生産方法に依つて生産される商品が、それに相應した價格を以つて賣られてゐる。従つて彼の新生産方法によつて生産される、ヨリ小なる労働を含む商品も、通例の價格を以つて販賣することが出来、彼は一般企業家が得る以上の剩餘利潤を得ることが出来るのである。

【利潤率低下の法則】然し一企業家が剩餘利潤を得ることの出来る期間は、決して永くは續かない。同種商品の生産に従つてゐる企業家は、忽ち新なる生産方法を模倣し、新生産方法は間もなく全體に擴がつて行き、その生産部門普通のこととなつて終ふからである。普通のこととなれば、此の能率の高い新生産方法による労働が、その生産部門における『社會的平均労働』となり、その商品に要する平均労働時間が少くなり、従つて價值が低くなるのである。かくて價值の低下に應じて

價格が低くなれば、最初新生産方法を用ひた企業家も、其商品を安くする外はなくなる。斯うなると、此生産部門の資本の組成(可變資本と不變資本の率)が變化する。即ち従前よりも一層多くの不變資本を要する新生産方法が、一般的となる爲めに、此の部門における資本の平均組成は變つて来る。既に述べた如く不變資本が多くなれば利潤率がそれに伴ひ増加しない以上、利潤率は低下しなければならぬ。然るに生産の増進した丈、商品の價值が低下して来たのであるから、他の事情を生ぜざる限り、此の部門に於ける利潤率の増加する筈がない。此處に於いて此の部門の平均利潤率は低下するに至るのである。マルクスは之を『利潤率低下の法則』と呼んだ。即ち企業家の間に抱かれる剩餘利潤追求の欲望は、絶えず生産技術の革命を囂らすものであるが、然しそれと同事にその平均利潤率をも低下せしめるものである。されば資本制生産の行はれる生産部門においては、小資本は次第にその存在を危くされ遂には大資本に併合されるか、資本制生産の行はれざる部門に驅逐されるかする外ないこととなり、十分に蓄積されたる大資本のみが残るのである。然かも『利潤率低下の法則』は絶えず働くもので

あるから、これらの大資本においても、比較的 smaller なものは漸次に獨立性を失ひ、資本集中の傾向が次第に進んで行くのである(『資本集中説』參照)。

リカルド(デヴィッド)
リカルド(David Ricardo)はイギリスの經濟學者にして、一七七二年に生れ父はオランダ出のユダヤ人で富裕であつた。後キリスト教に改宗したので勘當せられ、獨力其地位を開拓しなければならなかつた。一七九九年アダム・スミスの『富國論』を讀むに及んで經濟學に興味を覺え、その研究に一生を捧げるに至つた。後選ばれて代議士となり不偏不黨、公平透徹なる議論を吐いた。晩年には學校や救貧院を營んだ。

彼はアダム・スミスの祖述者である。然し多くの點に於て前人未發の境地を開拓した。分配論の研究の如きは其適例で、價值・價格・利子・賃銀・利潤・地代等に關する理論を組成し相互の關係を明かにし以て分配法則を確定せんとした事は經濟學上忘るべからざる事績である。彼の經濟學は當時英國に於て勃興しつゝあつた資本主義の經濟學ではあつたといへ、彼の分配論が科學的社會主義に甚大な影響を與へたことは奇蹟である。

彼の著書としては『經濟學原論』の外、貨幣價格の問題に關する『地金の高値』、貨幣銀行問題穀物關稅に關する『經濟並に租稅の原理』の二著は最も著名である。

臨時物資供給令(リンジブッシュキョ)
大正十二年九月の大震直後、食糧建築用材等に對する關東地方の需要高が急激に増加した際、その供給方を私人の手に放任するも到底需要を充すことが出来ず、加之その間幾多の弊害を生ずべきことを見て取つた政府は、斯る緊急の必要に應ずる爲め次の如き勅令を發布した。

第一條 政府は震災に於ける米穀以外の生活必需品並土木又は建築用に供する器具、機械及材料の供給を圓滑ならしむる爲の必要ありと認むる時當該物資の買入・賣渡・交換・加工若くは貯藏を爲し又は他人に委託して買入若くは賣渡を爲すことを得。

第二條 政府は震災地に於ける前條の物資の供給を圓滑ならしむる爲特に必要ありと認むるときは勅令の定むる所により期間を指定してその輸出を制限又は禁止することを得。

第三條 政府は云々、その生産者、取引業者倉庫業者その他の占有者に對し必要なる事

項の報告を命じ又は官吏若くは吏員をしてその營業所、倉庫その他の場所に臨檢し帳簿物件を檢査せしむることを得。

以上の如く需要の激増による臨時の必要に應ずる爲、政府自らが賣渡・買集めに従事し、その他物質の減少物價の騰貴を防止する爲に適當の手段を講ずることを規定する法令を、臨時物資供給令と稱する。通俗には臨時を略して物資供給令と呼ぶことが多い。

利子(リシ)
財貨の貸借に際し、貸與に對する報償として提供せられるものに、地代・賃料・利子がある。然し此の三者は何れも其性質を異にしてゐるものである。即ち賃料は使用財の貸借に對して、その使用價值を享受し、従つて其の財の使用價值を減少したことに對する報償であり(『賃料』參照)、地代は何等原價値を消耗することなき土地の貸與に對して、賃料同様の形式を以つて剩餘價值を搾取するものである(『地代學說』參照)。然るに此の利子は貨幣の貸與に對し、貸與された貨幣の價值は毫も減少しないに拘らず、その報償として提供せしむるものである。貨幣は、これを生産に投下する場合一定の剩餘價值を齎らす。剩餘價值は、土地を主要生産機關とする生産部門にお

いては地代として顯現し、その他の生産部門においては利潤として顯現する。されば、貨幣の所有者はこれを貸與するに際し、貨幣が商品の生産行程に投ぜられるものと假定し、剩餘價值の一部分を報償として提供せしめるのである。貸與された貨幣は必ずしも生産行程に投ぜられるのではなく、時には單なる消費の爲めに貸借が行はれる。然し貨幣の生産的運用に依つて、一定の利潤又は地代が獲得され、貨幣運用の報償なる利子が發生するに至ると、貨幣資本の需要供給に従つて、一定の利率即ち金利が決定され、如何なる目的のために行はれる貸借もこれが支配を免かれなざることとなるのである。金利は貨幣資本に對する需要供給の如何に依つて高低する。また貸附期間の長短に従つて異なり、通常年分または日歩を以つて表示される。

労働保險 (ロートドール)

【意義】労働保險 (Arbeiterversicherung) とは労働者階級の生活の安全を計るべく、不時の災厄に依つて生ずる經濟的損失を補償するために設けられた保險のことである。故に廣義に解すれば、かゝる目的のために設けられた凡ゆる保險、例へば私立の營利會社が行ふ小口保險や、労働團體等が相互救済のために設

しむるものとがある。私營保險には、營利保險・單獨保險・相互保險等があり、私設會社の營利的事業を營利保險、企業家が自己の雇傭労働者のみに對して營むものを單獨保險といふ。このうち相互保險は最も労働保險の目的に叶ふもので、これには次のやうな三つの場合がある。(1)労働者自身が相互救済のために組織するもの、(2)雇傭主が協力して各自の雇傭労働者のために組織するもの、(3)労働者と雇傭主とが協力して労働者のために營むもの。而して、從來歐洲に行はれてゐる例を見るに、失業保險は専ら第一の方法に依つて疾病保險は第一又は第三の方法に依つて行はれてゐる。傷害保險は、災害の發生が多

く工場内において生ずるものであるが故に、雇傭主はこれが救済の義務を有するといふ見地から、第二の方法に依つて行はれ、老廢保險に至つては、労働者の醸出する保険料のみを以つて保険金を支出し得ざる關係上第三の主義に依るのを普通としてゐる。これらの保險中、強制保險もあり、任意保險もある。労働者の衰與は直ちに國家の休戚に關するものであり、且つ労働者は一般人に比して著しく危険が大であるから、これが保護は國家の義務であるとの見地から、官營保險

ける救済組合の如きものも包括されるのであるが、一般には國家が強制的に行ふところの保險のみを指してゐるやうである。而して、この労働保險は漸次被保險者の範圍を擴大し、今日においては、嚴格なる意味における労働者のみならず、遺給の事務員その他の下層民を包括するやうになつてゐる。従つて歐洲では、近來に至つて専ら社會保險 (Sozialversicherung) と稱する様になつた。労働保險も、一種の保險であるから、(1)同様の災厄を慮る多人數の集團があり、集團中に加はれる者がその災厄に遭遇した場合、殘餘の者がその經濟的損失を分擔補償すること、(2)保險體は一定の災厄の發生に對して、經濟的給付をなすべき義務を負担し、被保險者はそれを條件として一定の財貨を保險料として納付すること等の條件を備へなければならぬ。従つて國家的強制のもとに行はれるものでも、保險料の納付を前提としないものは、單なる救済であつて保險とは言ひ得ない。又、労働保險の目的とするものは、労働者が労働能力及び労働機會を減少乃至喪失することに依つて生ずる經濟的損失である。即ち労働能力の減少は、疾病・傷害・妊娠等のために、これが喪失は、不具・廢疾・老衰・死亡等に

は主として強制主義に依つてゐる。獨逸の宰相ビスマルクは、十九世紀の末葉大いに社會政策の實施に努め、強制的労働保險を布くに至つたのである。他の各國も漸次これに倣つて來たのである。任意保險の場合には、労働者がこれに加ると否とは全然自由であるが、強制保險の場合においては、法定の條件を有する労働者及びこれが雇傭主は、事情の如何に拘らず加入せしめられるものであるから、労働保險の目的を達成するには強制主義が最も適してゐるといはねばならぬ。(沿革・疾病・産婦等各保險の條下を見よ。)

労働條件 (ロートドール)

労働條件 (Arbeitsbedingungen) とは、労働力の取引について使用主及び労働者間に締結される條件をいふ。労働力の買買といふが如き現象は、自由主義を基底とする資本制的經濟組織の下においてのみ見られる處である。従つて條件の決定は、當事者間の自由協定に基づくのであるが、労働生産力の發達は、同一量の商品生産に要する労働人口を減少せしめるので、商品の消費量が次第に増大するとはいへ、労働力の剩餘を生ぜしめ、使用主に對する労働者の立場を漸次不利に陥らしむる傾向

依つて生ずる。また労働機會は、解雇及事業の中止等に依つて喪失されるので、労働保險はこれ等の事故に依つて生ずる労働者自身及びその遺族の經濟的損失を補償するのである。但し労働機會喪失の場合には、それが労働者自身の意志に依らないものであることは言ふまでもない。

【種類及び組織】労働保險には目的とする事故の種類に依つて、傷害保險・疾病保險・失業保險・老廢保險・産婦保險等がある(「傷害保險」「疾病保險」「失業保險」「老廢保險」「産婦保險」等参照)。而して、これが組織には經營の主體が公法人であるものと、私法人であるものがあり、任意保險なるものと強制保險たるものがある。狹義において労働保險と稱せられるのは、公法人に依つて經營される強制保險であるが、こゝでは其他のものも一覽する。

經營の主體が公法人たる場合には、これを公營保險といひ、私法人たる場合には私營保險といふ。公營保險は國家又は地方自治體が經營するものであるから國立保險ともいひ、國家が保險經營の組織者たると同時に保險體たるものと、國家は保險經營の組織者として監督の任にあり、地方自治體をして保險體たら

がある。そこで間々、労働力の價格即ち賃銀の極端なる低下と、労働力の亂耕即ち労働時間延長、休憩時間の短縮等を招來する。これ等の事は、労働者を困窮に陥らしめ、労働階級を衰退に導くこととなるのであるが、若し労働階級の衰亡を見ることあらんか、労働階級に對する搾取に依つて成立する資本制生産はその根底を失ふに至るのである。こゝに於いてか、労働條件の低下を適度に防ぎ、労働階級の衰亡と資本制生産の顛覆とを阻止するの必要が生ずる。今日に於いて各國とも、工場法その他の労働者保護法を設けて、最長労働時間・休日・休憩時間・衛生設備等に對する干渉を行ひ、或はまた標準賃銀を決定して賃銀の極端なる低下を防止したりしてゐるのは、即ちかゝる要求に基づくものである(「工場法」「労働者保護法」参照)。

労働會議所 (ロートドール)

労働會議所 (Arbeitskammer) とは、主として労働者の實情を調査し、各種の弊害を指摘し又は改良するため、労働者及び使用主より代表者を出さしめて組織する公の機關である。労働者だけの代表者から成立するものは、普通労働者會議 (Arbeiterkammer) と言はれ、前者と區別されてゐる。労働會議所の最も主要

な職分は、労働者をして自己の利益を政府乃至使用主側に對し主張することを便ならしむるにあつて、労働事情の調査や、政府の諮詢に應ずることは、寧ろ任務の小部分に過ぎない。然し乍ら、事實において労働者の利益主張機關として、大なる効果を有するものではない。かつて、労働争議の調停についてこれを利用する計畫が、和蘭・白耳義等につつたことがあるが、結局成功しなかつた。

佛蘭西においては(Conseils du travail)と呼んで一九〇〇年に設立され、會員は労働者及び使用主の間から半數づゝ選出されることになつてゐる。その職分は地方の社會統計を管理する外、失業救済に關する方策、官廳への建議、区内に於ける社會政策上の經營物に對する公の補助金の分配に關する提議、労働者保護法の實施についての報告等に關してゐる。和蘭では一八九七年の法律によつて設けられ、労働統計・労働報告・利益代表等を取扱ひ、白耳義では一八八七年に淵源を發し、五年以内一定區間に執務し、二十五歳以上に達した者の中から選舉することになつてゐる。

労働階級(ロドールカイユール)

労働階級とは資本家階級に對立し、その經濟的搾取を蒙りつゝある社會階級である。即ち

るところの社會權をいふ。今日の經濟組織たる資本制經濟組織の下においては、凡ゆる經濟的行動は各人の自由である。従つて労働の機會を見出すと否とは、各人の私事に過ぎない。されば生産機關を所有するものは自ら獨立して労働することも出来るが、然らざるもの、即ち今日の貸銀労働者は、生産機關の所有者を求めて、労働の機會を發見しなければならぬ。然るにこの労働の機會は求めて必ずしも得られるものではない。またこれを發見し得たとしても、自己の意志に依らず失ふに至る場合もある。一端得た機會を失ふのを失業といひ、労働の機會を全然見出し得ざるものを無能者といふ。失業者及び無能者の存在は労働授受の機會の不調和を語るもので、現在の如き經濟制度の下においては必然避け難い現象である。茲においてか、各人は等しく生存の權利を有す、との見地から労働權の要求が生ずる。

人類の本能的欲望とこれが充足の調和を計るために生ずる權利を、社會權又は經濟權といふ。しかし、生存欲望充足の最低限を確保せんとするのを生存權とし、生存の手段として労働の全効果を確保せんとするものが、労働全收權である。しかるに、この労働權は勞

働階級を構成する基本的成員は、貸銀労働者であるが、彼等は其の労働力提供に對して一定の賃銀を受くることを唯一の生存手段とする。其處で資本家は彼等から買入れたところの労働力を消費することに依つて、剩餘價値を産出し、これを獲得することが出来る。かゝる剩餘價値の獲得は、資本制生産の唯一の目的であり、それに依つてのみ現在の資本家階級は維持存続することが出来るのである。即ち資本家階級は、労働階級に對する斯くの如き搾取を行ふことに依つて、労働階級は斯かる搾取を蒙ることに依つて、存在し得ることとなる。かゝる社會關係は資本制生産の成立と同時に生じ來たつたものであつて、この被搾取者たる職分は、資本を所有せざる階級、即ちプロレタリアと労働階級とはとなつた。故にプロレタリアと労働階級とは今日では同義に解せられる。プロレタリアなる言葉は主として無産階級と譯されるが、時にまた労働階級なる言葉が當てられるのはこれが爲である。然らば、労働階級は貸銀労働者のみに依つて成立するか、といふに必ずしもさうでない。労働者の中にも幾分かの資本を有し、これに依つて幾分の所得を得ることが出来るが、しかもそのみでは生活費を獲

働の全効果を確保せんとするものでもなく、また生存欲望の充足を確保せんとするものでもない。それはたゞ、労働能力と労働心とを有する者に、労働機會を得せしめんとするに過ぎない。然し乍ら、これに依つて労働能力と労働心とを有する者の生存欲望は充足されるのであるから、間接的生存權とも見ることが出来る。労働權の思想は救貧制度に胚胎してゐる。即ち英國の救貧法、一七九一年及一七九三年の佛蘭西憲法、獨逸のランド・レヒト等の如きは、何れも國家乃至その他の公團體が、貧困者を救助しこれに仕事を與へる義務のあることを規定してゐる。これ等は貧困者救助の一手段であるから、その後社會權としての労働權と次第に區別せられて來た。しかし乍ら、これらの救貧制度が、少くとも労働權の搖籃をなしてゐたことは否定し得ない。十九世紀の末葉に至つて、獨逸の宰相ビスマルクは帝國議會における演説中「労働者壯健なる限りこれに労働を與へよ。其病むときは療養を確保せよ。その老いたる時は給養を確保せよ。」と主張し、是等の要求は近世國家の根本主義として認むべき所であると説いた。蓋し壯健なる労働者が働かんと欲して仕事を見出し得

得し得ざる場合がある。労働賃銀を貯蓄してこれが銀行利子を得るとか或は貸布團屋などを副業として幾分の利益を得るとか云ふことは、絶えず我々の目撃するところであるが、かゝる資本所得に依つて主要生活費を得ることが出来ず、生活費の大部分を労働所得に依つて得ると云ふ場合、彼は労働者として依然搾取を受けつゝある爲、これを労働階級の中に加へねばならぬのである。かゝる現象は、我が國の農村に於いて屢々見るところである。即ち小作人であつて多少の土地を所有し、これを自作しつゝあるものがある。彼は一面小作人として地主の搾取を蒙りつゝ、一面には自作農として立つものであるから、自作農としては何人の搾取も受けないが、しかも小作人としては被搾取階級の地位に立つのである。これ等のものは、資本家階級の中にも純粹資本所得のみでは生活し得ず自己の資本について幾分の労働をなしつゝあるものがあると同様の意味で、副次的の労働階級員と解しなければならぬ。

労働權(ロドールケン)

労働權 (Right to Labour)とは労働の能力あり、その意志をも有しながら、しかも労働の機會を見出し得ざるものが、労働の機會を要求す

ざるが如き場合、これに労働の機會を與ふるは、現代經濟組織の缺陷を補ふ一手段として、かゝる經濟組織を維持存続せしめんとする近世國家のゆるがせにすべからざるところである。

労働嫌惡(ロドールケン)

労働嫌惡 (Arbeitscheu)なる言葉は、ラツェンホッフラーの社會學において特に重要な意義を有するもので、労働を厭ひ之を他人にさせることを指す。彼は其著「社會學的認識」において、「人類支配の一切の現象は、労働嫌惡に其根源を有す」といつてゐる。即ち労働を嫌惡するが故に、他人を使役せんとする欲求が生じ、家族が成立した。而して、成る可く他種族のものを使役せんとする欲求は、他種族を征服し國家を成立せしむるに至る、といふのである。オッペンハイマーも同一の見地に立つてゐるが、ダブレンヤウオードは、労働嫌惡なるものは、決して本具的のものでなく、肉體的労働を離るゝことに依り、地位又は力の優秀を誇示せんとする傾向が生む人爲的なものであるといつてゐる。

労働契約(ロドールケン)

労働契約 (Arbeitsvertrag)とは、労働者とこれを使用主との間に於いて、前者はその労働力

を提供し、後者はこれに對する代償をなす場合に生ずる契約を指す。自由主義の行はれる今日においては、かゝる契約も當事者間の自由に委せられてゐるが、労働者はこの種の契約に際して極めて不利の地位に立つてゐる。労働力の提供は労働者にとつて唯一の生活手段であるのみならず、多くの場合、労働市場には、過剰の労働力が其購買者を求めてゐるからである。永く労働の機会を失ひ窮乏を極めてゐるが如き場合、労働者は如何なる條件にも服従しなければならぬ。故に労働契約を當事者の自由に委して置く以上、過剰労働力たる産業豫備軍(「産業豫備軍」参照)の多い場合には、労働賃銀は、極度に低下する事となるのである。これを救済する方法として、時に労働團體または國家が労働契約に干渉を加へることがある。労働團體が聯合して労働者のために労働賃銀の協定を行ふなどが即ちそれである。かゝる場合には、労働者は個人として契約をなすよりも、多數の力を以つてするだけに利益が多い。そしてかゝる労働賃銀の協定は、契約當時の労働者は勿論、協定存続中、その事業に與かる労働者は全部これが支配を受けるのである。これはまた綜合労働契約とも言はれてゐる。労働賃銀率の協定

が行はれてゐる間、労働者は労働市場の如何に拘らず一定の賃銀が保證される譯である。故に労働力が一般に不足し、労働賃銀が高騰しつゝある場合には、労働者は不利益となる譯である。けれども賃銀の動搖甚しきに比すれば、マシだとされてゐる。この協定の行はれてゐる間、若し労働者が協定事項に違反するやうなことがあり、それが爲めに使用主側で損害を蒙る時には、労働團體がその損害を賠償することになつてゐる。また歐洲では一般に労働契約簿 (Arbeitsvertrag) なるものが使用され、これに労働賃銀の協約のみならず、労働者の使用主に對する權利並に義務、即ち労働時間・休憩時間・解約通知期限・作業場に於ける行爲・機械器具取扱に關する規定などを記載することになつてゐる。

労働組合(ロードクミアイ)

【概説】労働組合は雇傭條件を維持し又は改善することを目的とする賃銀労働者の永続的結合である。賃銀労働者は奴隷と異り、僱主との自由契約に基き労働するもので、己れの好まぬ労働を捨て、好む労働を擇ぶことが出来る。不利なる條件を忍んで一人の資本主に隷屬することを要せず、有利な條件を提出す

る資本主の下に赴いて労働することが出来る。今日の労働者はこの自由を認められてゐる。併しこれを實際上から見ると、労働者は未だ完全に自由を得たものではなく、一面に於て依然として資本家の束縛を蒙り屈従を餘儀なくされてゐる。蓋し、労働力なるものは普通の商品と異り、之を資本家に提供する時は、労働者其ものの身體も共に僱主の支配を受けることとなるのみならず、労働者はその労働力を賣る事によつてのみ、即ち賃銀によつてのみ生存を維持し、従つてその欲せざるとに拘らず労働せねばならず、しかもその労働口は、資本家の意志によつて有無を決定されるからである。資本家は、労働者が労働條件につき不平を訴ふる時、彼を解雇して他の労働者を雇入れることが自由である。労働者にして最初より自己に有利な條件を要求し來らば、資本家は彼を排して、他の労働者を雇入れることが自由である。資本が益々少數者の手に歸し、無財産の労働階級の數が益々増大し來れる事情の下に於ては、右の資本家の自由は益々擴張され、労働者の地位は屈從的となる。賃銀奴隷の稱呼は茲に於いて生ずるものである。労働者は資本制生産の下に於て斯の如き不利を受けることになつ

た。この不利を防いで資本家の壓制に對抗すべく生れたのが労働組合である。即ち労働者一人一人の弱き力を多數結合して強力な團體を作り、資本家の利益追求に對抗して労働者の利益を擁護伸長せんとするのが其目的である。労働者が多數團結する時は、一人の労働者の場合と異り資本家は彼等を屈從せしめる事が出来ず、労働者は同盟罷工其他の強制力を以て主張を貫くことが出来る。労働者團結の範圍が大となればなる程、資本家の地位は不利となり労働者の地位は有利となる。労働者團結は右の如き利益を齎す故、手工業時代に於ても其末葉に當つては職人組合の發達を見、同盟罷工を生じた事さへあつた。併し工場制工業が發達し、多數労働者が集中して労働者間に利害共通の觀念發達し、共同行爲の訓練を受け、而して労働者の階級的自覺を呼び起すに至り、茲に初めて今日の如き労働組合は發達したのである。労働組合の本質は冒頭に述べたる如くであるが、労働者の團結は種々なる目的の下にも成立し得るものであつて、労働組合が未發達の域にある際は殊に、資本家に對抗して自己の利益を圖るといふよりも却つて資本家等の後援により、組合員の共済互助を目的として作られる場合が往々あ

る。「日本労働總同盟」の前身たる「友愛會」の如きは、最初は斯の如き團體であつた。現在の労働組合にも、消費組合共済組合等を兼ねるものがある。されば或人は労働組合をもつて、「同一職業又は産業に従事する労働者が集積せる共同の財産をもつて、雇主に對して共同的の交渉又は同盟罷業により労働條件に關する争闘を爲すことを目的とし、且つ同盟罷業・失業その他の場合に救済を爲すことを目的とする組合的團結」としてゐる。併し労働組合の本質は賃銀其他の労働條件の改善維持にあつて共済にはない。共済互助のみを目的とする組合は労働組合ではないが、賃銀其他の労働條件の改善維持のみを目的とする組合はあると云へる。されば労働組合とはシドニー・ウェッブの云へる如く、「雇傭條件を維持し又は改善せんことを目的とする賃銀労働者の永続的結合」である。労働組合は斯くして資本家に對抗すべく作られたる團體である。併しその目的は労働者の地位向上利福の増進にあるが故に、必ずしも資本家と闘ふことのみを以て手段とするものではなく、労働組合は資本家と團體交渉を行つて集合契約を結び、以て労働争議を未然に防ぎ、和解・仲裁の任に當る等の目的の爲めに種々なる手段

をとるものである。労働組合は本質上消費組合若くは共済組合と異なることは右に述べた通りである。次には労働組合と社會黨との區別を明かにする必要がある。労働組合の發生及び其發達に於て、社會主義と不可分の關係にあることは事實である。社會主義は實に労働者の利害を代表するもので、労働者解放、資本主義の倒壊は其唯一目的とする所である。労働組合はこの社會主義の精神によつて指導され促進されること大にして、また労働者が己れの地位を自覺するに従ひ社會主義的思想を抱き、社會主義運動に参加せんことを欲するに至るは極めて自然の道理である。されば各國の社會主義團體は労働者を中心に組織され、社會黨は労働者を地盤としてゐる。英國の労働黨の如きは、労働組合の生める子にして、兩者を區別することは極めて困難である。また獨逸社會民主黨員は労働組合をもつて社會黨の豫備校と見做してゐる。佛蘭西・埃地利・伊太利の労働組合も社會黨と密接な關係を有し、兩者の區別は容易でない。併し社會黨と労働組合とは決して之れを混淆し同一視すべきものではないのである。労働組合は其目的が經濟上に存するに反し、社會主義團體はその目的が政治

上に存する。詳言すれば労働組合は同盟罷工
 其他の手段によつて、労働賃銀労働時間等の
 雇傭条件を改善するのが其目的であるに反
 し、社会黨は労働者の團體を階級闘争の手段
 と見做し、之によつて資本制度を壊滅し、政
 權を資本階級の手より一般の無産階級の手
 に移さんとするものである。社会主義者が同盟
 罷工を宣傳するのはそれによつて資本制度を
 破壊せんとするのであり、労働組合が同盟罷
 工を行ふのは、それによつて労働条件を改善
 せんとするのである。故に労働組合は同盟罷
 工等の非常手段に訴ふる必要を認めざる時
 は、平和手段を採るに努めるのである。茲に
 社会主義者と労働組合との間に一致し難き點
 あり、社会主義者カウキキーをして「無産階
 級の最も恐るべき敵は其正面の敵にあらずし
 て、其友と稱する労働組合運動なり」と叫ば
 した所以である。我國にも労働組合論者と
 社会主義者との間に屢々論争を生じてゐるの
 は人の知る所である。

ら、次に國別的の叙述を與へる。
 【英國の労働組合】英國は労働組合の歴史の
 最も古い國で、十八世紀中葉以降種々な勞
 働者結社を生じ同盟罷業・法律改正運動等を
 起した。政府は始め傍觀的態度を採つたが、
 佛國革命起るに及んで之が英國に波及するこ
 とを恐れ、一七九九年及び一八〇〇年に結社
 禁止法(General Combination Act)を發布して
 一切の結社を禁止し之を犯す者を處罰した。し
 かし労働者は秘密結社を作りて反抗し、當初
 から處罰を覺悟して工場破壊其他の暴行に出
 たので、之を憂ふる識者等は結社令解禁運
 動を起し、一八二四年ヒュームの發議にて議
 會を通過した。然るに之が爲め同盟罷業は一
 時に擡頭したので、一八二五年議會開會と共
 に資本家達は禁止令回復運動を起し幾分其目
 的を達したが、以前の如く全然團結を禁止す
 るに至らず、唯だ其の目的に制限を加へ、同
 盟罷業に伴ふ暴行・脅迫・他人の行爲を妨害
 するもの等に關する罰則を嚴にするに止つ
 た。茲に於て、労働者は結社の自由を得て各
 地に組合の發生を見た。當時恰もオーエンの
 社会主義が擴がりつゝあつたので其影響を受
 けて券狀黨(Charists)の運動と相應じて政治
 運動に参加し、職業の異同を問はず團體を作

り此等の團體を連ねて全國に互る國民的組合
 (Grand National Consolidated Trades Union)
 を作り、屢々同盟罷業を企てたが概ね失敗し
 た。以上は労働組合萌芽時代で、一八四〇年代
 以降、商工業が顯著なる發達を遂げ漸く資本
 主義の成熟時代を示し來るや、労働組合も次
 第に組織的となり、機械工・建築工等の熟練職
 工の鞏固な團體を生じ、労働者に關する法律
 の外一切の政治問題に中立の態度を持したの
 で組合の發達は顯著なるものがあつた。しか
 も資本家は未だ組合の團體交渉權を認めず、
 罷業に伴ふ各種の行爲は殆んど罰せられたの
 で、嚴罰に處せられる者多く法律は労働組合
 の設立を犯罪行爲とは認めなかつたが、法律
 上の保護を加へるに至らなかつた。一八七一
 年七五年、七六年の法律によつて、労働組合は
 私人同様の保護を法律上加へられることとな
 り、同盟罷業に關しても個人の場合犯罪とな
 らぬ行爲を處罰せぬ事となつた。斯くて労働
 組合は穩健なる發達を遂げることとなつた
 が、一八八九年倫敦船渠夫の罷業が大成功
 を得てから不熟練労働者の組合が相續して起
 り、戰鬥的色彩を濃厚にした。一方一八七〇
 年頃より英國の商工業は漸く其獨占的地位を
 失ひ初めたので、資本家は其原因を労働組合

の跋扈に歸し、資本家組合を作つて對抗し、
 抗争は益々激甚となつた。加之タフゾール
 事件及びオスボーン事件は労働者の注意を政
 治運動に向はしめた。タフゾール事件とは
 タフゾール鐵道會社が鐵道使用人組合に對
 し、其同盟罷業の際の不法監視(罷業労働者
 が裏切者を監視すること)に關し損害賠償を
 要求せる事件であつて、一九〇一年上院の判
 決により會社側の勝訴となり、該組合は二萬
 三千磅の損害賠償金を支拂ひたるのみなら
 ず、他の労働組合も一九〇五年に至るまで此
 例によつて二百五十萬磅の損害賠償を支拂つ
 た。労働組合は茲に於て痛切に法律改正の必
 要を覺り、一九〇六年日由黨内閣の成立と共
 に労働争議法(Trade Dispute Act)の發布を
 主張し、遂に成功して一九〇一年以前の狀態
 を回復した。斯くの如き政治運動の必要と、社
 会主義思想の普及とは相俟つて労働黨の創立
 となり、一九〇六年には議院に五十名の議員
 を選出した。労働組合は此等議員の選挙費用
 及び手當を支給する爲めに組合員より一定の
 醵金を提出せしめたのである。斯くて労働組
 合並に労働黨は近年長足の發達を遂げ、遂に
 一九二四年一月労働黨内閣の出現となつた。
 労働黨其他一般の労働運動に關しては、別項

「英國労働運動」を見よ。
 【獨逸の労働組合】獨逸は十九世紀の中葉迄
 は大工業國にあらず、狹義の賃銀労働者問題
 は起らなかつた。従つて労働組合も一八六〇
 年代に始めて發生し、發生の當時より社会黨
 と密接な關係があつた。一八六〇年代の始め
 先づ獨逸労働者の覺醒を齎したのはラッサレ
 であつた。ラッサレは早世して、其後を享け
 たのはフリッテエ及びシュワイツェルの二
 人で、二人の盡力により一八六八年九月柏林
 に一般獨逸労働者會議を開き労働組合同盟
(Gewerkschaftsbund)が組織された。これは英
 國の國民的組合(Grand National Consolidated
 Trades Union)と相似たものである。然るに同
 會議に參列せる進歩黨員にして、英國の労働
 組合に精通せるマックス・ヒルシュは該會議
 より分裂し、翌日直ちに同志を集め、殊にド
 ワンケルと力を協せてヒルシュ・ドワンケル組
 合(Hirsch-Dunker Gewerkschaft)を組織した
 又マルクス派社会主義者たるベーベル、リー
 ブクネヒトの二人も同時にインタナショナル
 の主義に基く組合を設け(Internationale Ge-
 werksenshaft)と稱した。されば一八
 六八年獨逸には三派の組合が同時に設立され
 たのである。ヒルシュ・ドワンケル派の組合は

英國の組合を模範とし、政治問題には中立の
 態度をとり、ヒルシュ(一九〇五年歿)の指
 導により穩健な發達を遂げた。ラッサレ派と
 マルクス派とは其後相争つて下らず、地方組
 合も又合同を肯じなかつたが、一八七五年ゴ
 ータ會議に於て兩派提携し、組合はマルクス
 主義を奉じて著々發達の機運に向つた。然る
 に一八七八年ビスマルクの「社会黨鎮壓法」發
 布に遭ひ、組合運動は社会主義運動と共に、
 一時逆境に陥つた。が一八八〇年代には基督
 教社会主義(新教)を標榜する労働組合が發生
 し、また官憲の壓迫を避けつつ政治運動に加
 らぬ純然たる労働組合が諸方に生起した。一
 八九〇年社会黨鎮壓法が撤廢された時、此等
 の組合員数は三十五萬人上り、同法發布前の
 五倍に上つた。又撤廢後の同國労働組合は極
 めて急速な發達を遂げ英國を凌ぐに至つた。
 最近の狀況は、別項「獨逸労働運動」を見よ。
 【米國の労働組合】米國労働組合の起原は十
 九世紀の初頭であるが、地方的小組合にし
 見るべきものはなく、南北戰爭以後に起つた
 「ナイト・オヴ・レーバー」を以つて米國に於け
 る有力なる労働組合の始めとする。ナイト・
 オヴ・レーバーは、一八六九年費府の仕立工
 たりしウリヤ・ステヴェンの主唱の下に成立

し、一種の秘密結社として組織され、オーエソンの社会主義を奉じ、不熟練労働者を會員に加へた。一八八六年は此組合の最盛期であつて之に包括される小團體數九千、會員數は五十萬乃至七十萬人と推測された。併し各種の職工を雜然包括せるその團體は、英國の例に運はず漸次衰へて、一八八一年アメリカ労働總同盟(American Federation of Labour)が設立され一八六八年ナイト・オヴ・レーバーと衝突して勝利を得、労働團體の勢力を掌握した。右同盟は同年以後ゴムバースの指揮の下に英國式組合を統轄することとなつた。尤も總同盟の外に特立する有力な組合も少くはなく、鐵道使用人組合の如きは其主なるものにして、一九〇六年には二十六萬の組合員を有した。又社会主義の色彩濃厚なアメリカ労働組合(American Labour Union)は、一九〇五年に十萬の組合員を有した。其他の組合員を合算するときは、米國労働組合員數は一九〇八年に於て二百五十萬を超え、一九一九年には五百六十萬に達した。尙ほ別項「亞米利加労働運動」及び「米國労働總同盟」を参照せよ。

【佛國の労働組合】佛國は小工業國たるその國民の政治的性癖により労働組合は著るしい發達を遂げず、英國に比し遜色あるを免れない。佛國大革命の精神は個人の自由主義にあつた。故に一七九一年の同職組合廢止令は從來の職業組合を一掃すると共に一切の資本家労働者の團結を禁ずることとし、一八一〇年の刑法は、二十人以上の結社は政府の許可を要し政府は任意に其申請を拒絶する事を得るとした。然るに労働の禁止令廢止要求が熾烈となりナポレオン三世の時大同盟罷業が勃發した際禁止令は解除され一時的の團結は許されることとなつたが、永久的の労働者組合は法律上何等の保護をも受け得ず、且つ二十人以上の組合は警察の監督を受け何時にても解散を命ぜられる筈であつた。一八六八年政治上及び宗教上の目的を有する結社は許可を要せぬ事となり労働組合は漸く發達の曙光を見た。一八七〇—七一年のコムニオン騒動の失敗の經驗は労働者をして穩健の道に向はしめた。一八八四年には労働組合法が發布されて公然同一職業に従事する者の組合が認められ、組合員は自由に集會するを得べく、組合は起訴の權を有し、又組合員の醜金より成る資金を有し、且つ共済の爲めに特別資金を設け、労働紹介を爲すを得ることとなつた。然し集會、又は教育の爲にするの外不動産を所有するを許されず、外國人を組合員とする

を得ぬ定めであつた。斯くして組合數並に組合員數は著るしい増加を遂げたが、他國同様社会主義者の影響を受けたのである。一八八六年以後里昂其他の地方に開いた組合聯合會(Federation national des syndicats Ouvriers de la France)は概ね労働黨(L'arti Ouvrier)の總會と同時に同一場所で開催され、その決議も社会黨ゲード派の主義を奉じた。ゲード派は労働取引所聯合會(Federation des Bourses du Travail)が起るに及んで勢を失つたが、労働組合は益々左傾して行つた。労働取引所は單なる職業紹介所ではなく一地方労働組合の設立に保り、組合運動の中心をなすもので、一八八七年始めて巴里に起り各地に普及し、一八九二年此等各地の取引所聯合して右の聯合會を作り、サンヂカリズムを唱へ、總同盟罷業を主張して議會派の社会黨に反對した。一八九五年各組合は聯合して労働總同盟(Confederal General du Travail)即ちシー・ディー・ティーを組織し一九〇二年此同盟は取引所聯合會を併合し革命的な大組織となつた。尙ほシー・ディー・ティーの其後の發達分化等に関しては別項「C.G.T.」及び「サンヂカリズム」を参照せよ。

【露國の労働組合】露西亞の労働組合は、他

の各國の労働組合と比較して、其の機能職分を著しく異にして居る。帝制時代の組合は其の末期に於ても、熟練工の狭き職業別的組合たるに過ぎず、その運動も共済的事業に限られて居た。革命が起つてからも、所謂十一月革命以前のものは政治方面に主力が注がれた形であつた。ケレンスキーの臨時政府時代に至つて、組合運動は階級的の運動となり其の終末(一九一七年)には、職業別的組合は消滅して、大なる産業別の組合が之に代つた。今日職業同盟と呼べるものも、その實質は産業別である。一九一七年十一月七日の第二革命によつて露國の政權は完全に労働者及國民の委員會の手に歸し、政府の努力により、労働組合の組織は完成した。闘争の目的を失つた労働組合は經濟的改造の機關となり、公共生活上の凡ゆる機能は、其下に隷屬するに至つたのである。

【日本の労働組合】各國に比して日本の労働組合と、其運動は尙甚だ幼稚である。明治十六年鐵道馬車廢止を目的として、都下の人力車夫間に作られた車界黨が恐らく労働組合の嚆矢であらう。これは自由黨の青年政治家の首唱によるもので、金權に對する反抗の第一矢である。此運動は勿論失敗に終つたが、こ

れに刺戟せられて漸次労働運動が勃興し、從つて労働團體の組織も現はれるに至つた。二十五年創立の東洋自由黨なるものは、日本労働協會を作つて實際運動に爲す所があつたが同黨の衰微と共に此の協會も挫折した。茲迄の労働運動は政治的色彩を帯びて居て純然たる經濟的運動と目し難いが、明治十七年池田某による活版工組合組織の運動は、經濟的運動の嚆矢と云ふべきである。然しこれは成功しなかつた。次いで鐵工の労働組合運動が起つたがこれ亦金錢問題の爲解散して了つた。然るに日清戰爭により我工業界は空前の大飛躍を爲し、労働者亦好景氣に酔へるが如くであつたが、三十年に至り其反動起るや忽ち俄俄に瀕し同盟罷工・工場閉鎖等各所に起つた而して明治三十年四月には、職工義友會なるものが生れた。同會は主として組合員の疾病災厄老衰等の共済を目的とするものであつた。此會は同年七月労働組合刑成會發會式を擧げた。十二月には期成會員中の鐵工のみより成る鐵工組合が生れた。期成會は其後或は遊説に、或は工場法治安警察法に對する運動に努力し、自己組合の發展を圖ると同時に既成組合の援助、新設組合の設立に努力した。然し乍ら當時の労働者で尙無自覺があつた事

と、工場法制定運動・治警法發布反對運動の失敗は三十三年に至り遂に同會を起つ能はざるに至らしめた。三十三年より四十五年に至る迄は我労働組合運動は中絶の状態にあつたが、大正元年八月一日に至り我國労働團體中の一權威とも目すべき友愛會が組織された(『日本労働總同盟』参照)。また大正六年四月に、歐文工組合たる信友會が、發會式を擧げた(『信友會』参照)。大正八年に至ると從來僅かに友愛會其他二三を數へるに過ぎなかつた労働組合が、各地に出現することとなつた。然しながらその後、戦後の不景氣が襲來するに及んで或者は倒れ、或者は形骸のみをさらし、又或者は僅少の會員を有するに過ぎぬ有様となつた。労働組合の主義傾向のごときも社會主義的・サンヂカリズム的・勞資協調的等全く混沌たる状態である。

労働組合法(ロードークマイナー)

【概念】労働組合の團體運動に關する各國法の變遷は、之を法律上殊に刑法上より三期に分つ事を得る。労働組合法の概念を得るには之を辿る必要がある。第一期は緝對禁止時代にして犯罪として處罰した。然しながら労働者が、其労働條件の改善と地位の向上を計らんとする運動は法の力を以て抑壓し得るも

のではなかつた。第二期は労働者の團體運動
其者は適法とするも當然に伴ふ手段を制限し
事實上阻止を計れる時代である。第三期は勞
働者の團體運動を全く自由とする時代であつ
て、労働者の運動なるが故に刑法上處罰する
と云ふが如き事はなくなつたのである。但し
此時代と雖もただ、犯罪を以て目せずとの消
極的規定を設けて居る許りで積極的に法律上
保護を加へて居るものは寧ろ少ない。次に各
國別として労働者の團結權に對する法制の變
遷を述べる。

【英國】英國に於ては労働者の團結權に關す
る十九世紀以來の立法は非常に多いが、刑事
上に關する立法を見るとき、其變遷は矢張り
三期に分つ事が出来る。第一期は労働者の團
結其者を禁止した時代である。即ち一七九九
—一八〇〇年の結社禁止法によつて、嚴重
に取締つたのである。第二期は労働者の團結
は法律上適法としたが、尙其の團結權が明か
でなかつた時代である。即ち(一)一八二四、
五年の法律。二四年の法律は頗る寛大で原則
として之を認め、唯例外の場合にのみ所罰し
た。然るに二五年の法律は前者の結果に驚い
たもので再び制限が嚴重となつた。但し何れ
も一七九九年の禁止法とは全く反對の原則に

よつたもので團結それ自體は適法と認められ
るに至つた譯である。(二)一八七一年の法律、
此法律は、労働者の團結權に對する制限を嚴
極にしたもので、労働組合の目的は、労働組
合法によつて合法であるが、其目的遂行手段
の或るものを不法としたのである。第三期は
労働團結の自由が確認せらるゝに至つた時代
であつて、一八七五年の法律により一八七一
年の法律は廢止され労働者の團結權は自由且
明確となり、労働組合は全く其の不法性を免
れることを得た。即ち第四條は「労働爭議を
目的として或る行為を爲すために又は爲さし
むるために二人以上の者の合意又は合同する
ことは、其行為が單獨に爲さるゝ時に於て罪
とならざるに於ては共謀罪を構成することな
し」第七條は「何人とも他人をして權利に
屬する行為を爲さしめず又權利なき行為を爲
さしむる目的を以て不法に且權限に依らずし
て左に掲ぐる行為を爲したる者は二十磅以下
の罰金又は三月以下の懲役若しくは禁錮に處
す」と定め、「左に掲ぐる行為」として暴行・
脅迫・執拗なる追跡・財産毀損等が擧げられ
てある。斯くの如きは、平和的手段が犯罪に
ならぬ事を語るものであるが一九〇六年の勞
働爭議法は之を一層明確にしたものと言ふ事

が出来る。今日英國法の下で犯罪となるのは
一八七五年の法律第七條に掲げられた前述の
行為に限られる許りでなく此等の行為は普通
刑法上に於ても犯罪を構成するものである。
普通刑法上犯罪とならぬ行為が、ストライ
キ等の労働爭議に關係するの故を以て處罰せ
らるゝ如きことはないのである。英國に於て
刑法上の問題として見た労働者の團結權は一
八七五年の共謀及財産保護法で殆んど全く解
釋せられたものであるが、民事上の問題とし
ては、今尙未解釋の域にあるものが少なくない。
【佛國】佛蘭西に於ける變遷も亦等しく之を
三期に區劃することが出来る。第一期は労働
者の團結權其者を不法とする時代である。即
ち(一)一七九一年六月十四日の革命法律。同
法は第一條に於て佛蘭西憲法を楯に取り結社
は素より集合をも違法とし労働條件の協義協
定すら禁じた。(二)一八一〇年の佛蘭西憲
法(現行法)第四一四條—第四一六條には雇
主及労働者に對し、其團結を犯罪とした。雇
主が労働者を低下する目的を以て、労働者が勞
働の停止妨害又は賃銀値上の目的を以て、夫
夫團結する者に對し、懲役又は罰金を規定し
て居る。第二期は労働者の團結を法律上適法
視すれども、事實上團結の實際的方面を禁止

した時代である。即ち一八六四年五月二十五
日の法律は、労働者の團結權を認めたが、ス
トライキに依つて他人の業務の自由を害する
のは犯罪とされた(第四一四條—一六條)。

(二)尙佛蘭西刑法第二九一條—第二九四條
によれば、労働者の團結は形式的にのみ許さ
れて實際的に禁止されたものと見るべきであ
る。第三期は労働者の團結權に對する事實上
の制限が排除せらるゝに至つた時代である。
即ち一八八四年三月廿一日職業組合法を制定
し、廣く職業組合を認むると同時に多少の改
廢を刑法に加へた。斯くして今日に於てはス
トライキが暴行・脅迫・詐術の方法に依る場
合を罰する規定が残存するのみである。而し
て此をも廢止すべしとの論があるが、其の意
は此等の行為を適法とするに非ずして、一般
規定の適法を以て足るとするに在る。

【獨逸】獨逸に於ける立法の變遷は英國の如
く明確の段階を附し難い。一八四五年の普魯
西の營業法第一八一條二條は、労働條件改善
の共同運動を禁ぜるに反し、一八六九年の獨
逸聯邦の營業法(後年改正を経て現行法とな
る)第一五二條は明白に同盟罷業に關する罰
則廢止をば規定してゐる。第一五三條は前條
をうけて、暴行・脅迫・誹毀又は同盟罷業の

手段に依れる者に對し罰則を設けて居る。以
上は營業法上の規定であるが、次に刑法第一
一〇條は労働運動に關して公然の方法に依つ
て、法律又は公の處分に對する不従順を擧發
したる者に罰則を定めて居る。ストライキの
獨逸は法律に對する不従順を喫かすものとし
て處罰せらるべしとする。結社の權利は、一
九〇八年四月の帝國結社法に於て明瞭に確保
され組合の活動は一層自由となつた(同法第
一條、第廿四條)。

【英國】諸國に於けると略同様の経路を経て
今日に至つた。即ち労働者の共同運動禁止時
代、嚴重なる取締規定の下に許可せる時代、
制限撤廢の時代これである。

【各國現行法概要】一、英國労働組合に關す
る法令として重要なものは一八七一年の勞
働組合法及一八七六年の労働組合改正法であ
る。この二者を合して一八七一年及一八七六
年の労働組合法と稱せられ、各別に呼ぶ要あ
る時は前者を主法、後者を改正法と稱する(改
正法第一條)。労働組合法の制定と共に所謂
労働組合は從來の適用法を受けない(主法第
五條)。労働組合の範圍は、凡そ職人僱主又
は職人と僱主が相集りて相互間の關係に付き
一定の規約を定め、又は業務上一定行為を制

限せんが爲に設くる組合を包含する。改正法
第十六條に之が明確なる規定を置いて居る。

又労働組合の適法性保障に就ては主法第二條
及三條で、労働組合は單に其目的が産業の自
由を抑制するの故を以て違法なりと認めらる
ることなく、従つて斯かる理由の下に其組合
員を徒黨叛談其他の罪名を以て刑事上起訴し
又は其の組合規則を無効と爲すを得ないとし
てゐる。組合の規約適法性保障の強行力否認
(主法第四條)については、本法は裁判所に對
し左に列擧する各種の規約を組合員に強制す
る事、又は斯かる規約の違反者に對し損害賠
償を要求する事を直接の目的とする訴訟を處
理する權能を賦與しないと定めてゐるが、
然し本法は斯る諸規約を以て違法ならしむる
事がないとして其規約を明記して居る。労働
組合員たるの資格(改正法第九條)について
は二十一歳未満の者と雖も十六歳以上なる時
は別段の定なき限り労働組合の組合員となる
ことを得るが、但し役員たるを得ぬと定めて
ある。

其他労働組合の發起(主法第六第十七條)發起
の取消(改正法第八條)の規定がある。
英國の労働組合に關する法律としては右の外
一八九三年の労働組合(共濟基金)法あり。正

規の労働組合に對し所得税免除の特權其他の
共済基金に關する規定となつて居る。一九一
三年の英國労働組合法は一八七一年及一八七
六年の労働組合法と合し一個の法律として解
釋せらるべきもので一層の完備を示した。此
法律は、一八七一年乃至一九〇六年の労働組
合法と合して、職工組合法（一八七一年乃至
一九一三年）と總稱せられる。

佛國の労働組合に關する主法は、一八八四年
の法律である。産業組合は其目的とする所、
専ら工業商業農業等經濟上の利益の研究擁護
に限定して居る。組合の管理人又は支配人た
るべき者は佛國人で其公民權を有する者たる
を要する。労働組合の權能及制限に就いて見
るに、僱主又は労働者の産業組合は裁判所に
於て原告又は被告たるの身分を有する事、組
合は組合員より組合費を徴收し得る事、共済
又は養老年金制を設け得る事等がある。組合
員の脱退に關する規定を見るに、脱退は比較
的に容易のやうである。又産業組合の聯合は
本法によれるものは之を自由に許してある。
北米合衆國の労働組合法は、一八八五年の制
定である。北米合衆國各州は殆んど凡て其の
法令中に労働職業組合の組織を許容するの規
定を有して居る。

獨逸の職業組合及徒弟制度に關する法律は、
一八九七年七月二十六日の制定にかゝる。
奥國の同業組合法は、一八八三年一八九七年
の制定にかゝる。
白國の職業組合法は、一八九八年三月十一日
制定にかゝる。
日本には労働組合法なし。

米國ワシントンに開かれた國際労働會議に於
て、我國政府は労働組合容認が世界の大部分
を遅れ走せながら覺つた。茲に於て俄かに
これが法案起草を企て、内務農商務の兩省は
各々別個の法案を作成した。内務省法案は農
商務案に先んじたが、出来上つたものは、勞
働組合法案でなくて英國のホイットレー案を
眞似た労働委員會法であつた。次に農商務省
案は更に角、職工組合を認めて居る點で前者
に勝り、初めて労働者の團結權が認められか
けたのである。従つて治安警察法第十七條の
如きも全然廢止の運命に在つたのであるが上
程を豫期せられた第四十二議會は解散の爲め
同法案の成立に頓挫を來たし現在に及んで居
る。案は次の如くである。

職業組合法案
第一條 同一又は類似の職業に於ける労働
者は本法に依り職業組合を設立することを

得。
第二條 職業組合は法人とす。
職業組合は組合員の職業上の利益保護増進
相互協助を目的とす。
第三條 には設立の事を規定して居る。
第四條 定款の事。
第五條 役員（六、七、八條同様）。
第六條 組合の決議を要する事項を掲げて
居る。第十條 組合に於ける表決の事。第十
三條、第十四條 行政官廳の職業組合に對す
る權限、第十五條——十八條には職業組合の
合併解散分割聯合組織の事を定め、第二十條
二十一條は役員其他の罰則を掲げて居る。

労働局（ロドレーキヤク）
労働局とは、労働者問題に關する調査・統計
の蒐集等に從事する官廳であつて、國家が勞
働者保護政策をとる爲めの一機關として設け
るものである。
獨逸には帝國労働局、労働統計局及び帝國統
計局の一部を爲してゐる労働局等があり、帝
國労働局の職分とする所は、大體次のごとき
ものである。（一）賃銀労働者及び之と同等の
地位に立つ小官吏等の、社會的經濟的境遇の
調査、（二）資本金労働者間の關係の調査——
即ち労働委員會の活動程度、工業裁判所和解

所等の效力、同盟工の罷原因・經過及結果・
労働者使用主間の諸機關狀態・作用等の調査
——、（三）種々なる労働者保護法の與へる影
響を觀察すること及び以上の調査に附隨する
一切の事務。

英國では一八八六年以來、商務省の中に労働
局が設けられてゐる。これは常に社會統計の
中心となり重要な調査を公表してゐるのみな
らず、其の發行する労働新聞及び労働統計年
報は、極めて有益なものとして諸國の模範と
されてゐる。佛國の労働局も亦英國のそれに
酷似したもので商務省中の一局であり、労働
問題に關する陳情書、報告書等を蒐集し公表
する事を職分としてゐる。また白耳義の労働
局は一八九七年以來、労働者保護年報、労働
評論（月刊）等を發行してゐる。

瑞西に於いては、労働者秘書廳と呼ぶ半官的
のものがある計りである。これは元來、瑞西
労働同盟の私立報告機關として作られたもの
であるが後に至つて政府から労働調査の機關
として認められるに至つたもので、チュリッ
ヒに於ける労働秘書廳は最も重要な職分を盡
してゐるやうである。又、近來に至つては列
國の労働保護に關する規定等を調査する爲め
國際労働局なるものが設立される事となつた

労働問題（ロドレーモンダイ）

【意義】 現今の社會には夥しき労働者が存在
し、その大多數は頗る貧困なる生活を営み、
極めて低い程度の生活上の満足すらも殆んど
得ることなく生存してゐる。しかも現在の資
本主義經濟組織の下にあつては労働者の數は
益々増加し、従つて彼等の生活は愈々困難
を加へつゝある。労働者自身の側から言つて
も最早現状の維持することは出来なくなり、
資本階級の側では社會の大多數を占むる
労働者の萎縮はやがて自らの致命的な損失で
あるからこの儘に放置することが出来ず、又
人類文化の進歩を第三者的立場から希望する
が如き人士にとつても看過するを得ないのが
今日の労働者の状態である。故に少くとも勞
働無産階級をして人間らしい生活を爲さしめ
るためには、如何なる手段を採るべきか、又
その手段は如何にして適用するかの問題が生
じたのである。これが即ち普通所謂労働問
題である。けれどもこれは今日の資本主義の
經濟制度を認容した上で之を安全に維持し發
展せしめる方策を考へたものであるが、若し
種々なる手段を講じた結果、如何にしても
労働者の徹底的な幸福を得ること能はずして
反つて益々之を窮境に陥れるばかりであるこ

とが明白となり、遂に現在の經濟組織の根本
的な改造といふことに依つてのみ労働問題が解
決され得るものとすれば、労働問題の意義は
一轉して社會人類の萬般の事物に係る大問題
となるのである。

【發生の由來】 労働問題の發生は言ふ迄もな
く、労働者の生活状態が次第に窮迫し來り、
且つ労働者の數が近來著しく増加したるに依
るのであるが、他の一面に於ては労働者階級
以外の人々の意識に労働者の不幸なる境遇が
會得され、且つ現在の状態は是非改善を要す
ることであり、又改善し得ることを信ずるに
至つて發生したと言はねばならぬ。

此等の考へを自覺せしめるに與つて力あつた
のは、第十九世紀以來著しく行はれて來た人
類の精神的覺醒である。勿論労働者自身は近
世的發展の結果、狹隘な一定の土地に隷屬す
る事や又組合的小市民状態にある事から解放
された。彼等は交通の發達や教育の普及によ
り自分自身の状態を昔に増して鋭く考察し得
るやうになつた。随つて不當なる壓迫に對し
て反抗する能力が次第に養はれて來た。企業
家側に於ける巨大な富の形成や、金融機關や
大工場産業の生んだ大なる貧富の懸隔が著し
く労働者の自覺を促した。他方には第十八世

紀以來世界各國に於て、特に憲法上人類の自由平等の原則が承認されてから、これに伴て労働者のみが社會上不當にその人間らしい要求を拒絶されることを不正義とする思想が、政治家・學者・労働者自身の間に起つた。これより後労働問題は近代社會に於ける問題の首位を占め、今や世界を擧げてこの問題解決の爲めに絶大なる苦悶を嘗めつゝある次第である。

【労働問題解決に對する思潮】 以下、労働問題の解決に對して種々異つた見解を持つ思潮につき略述する。

(一)自由主義 これは獨斷的な理想主義を樹て、自由主義的社會哲學を固持する一派の主張であつて、總て現存する事物現象を以て自然法則の產物なりとし、労働階級に關する問題の如きも自然の儘に放置するを以て最良の解決策なりとするのである。

(二)科學的社會主義以前の社會主義思想 これは自然法の信仰の上に、その基礎を置くものであつて、主として人心の改造によつて先づ理想的狀態に到達せんことを主張するのである。けれども實在の世界を正當に觀察評價せずして、唯空想的信仰の上に調和の世界を築かんとすることを特色とする。

(三)復古主義 この思想は近世資本主義が労働者に齎らす弊害を充分に認識してゐる。而してその弊害を排除する爲めには、従前の經濟時代に行はれた原則を現在に適用せんとする。即ち企業家は労働關係を倫理化せねばならぬと主張する。企業家は出來得る限り自發的に労働者のために労働條件を改善し、精神的にも肉體的にも労働者の利福を増進することに努力する。この思潮は可なりよく資本家にも容れられて労働者の地位が一時的にもせよ多少は改善せられた。併しかゝる糊塗的な温情政策は資本主義夫自身が包含する自壞作用、即ち刻々險惡の度を増して行く勞資間の關係を救ふべく何等の効を奏しなかつた。

(四)科學的社會主義(共產主義)ここに於て必然の要求に驅られて生れ出たものが、マルクス及エンゲルスを始祖とする共產主義の思想である。これに依れば現在の經濟組織の下で労働階級が發生し且つ益々貧困なる境遇に陥るは必然の事なりとし、資本主義の發達につれて労働階級も益々その數を増して階級的對立を以て進み、遂には資本家と労働者との階級闘争に依つて必然的に資本主義制度が崩壊すべきことを説いた。而して資本主義倒滅の後一切の生産機關が個人的獨占を離れて社會

に歸屬するに至り、茲に始めて労働問題は全く解決されるといふ。さればこの思想を有する者は労働問題の解決に就いて一切現存の既成制度に依頼せず、むしろ之を排斥して労働者自身の力のみに依るべきものとする。今や労働問題に關してこの思想が最も優勢なる地位を占め、従來の労働問題は一轉して社會組織の改造問題に入り、労働者は共產主義を目標として或は組合運動により或は所謂社會運動の形式を採つて、自力的に自己解放を企てんとしつゝあり、又資本家は従來の温情的施設に努力するよりは労働者の解放運動を阻止するに全力を傾注しつゝある。

(五)アナキズム この思想は根本に於て一切の權力支配を排斥するが故に、元より労働問題の解決の如きも労働者の自力にのみ俟つべしとする點に於ては社會主義と換を一にするけれども、その社會觀に於て社會主義と著しく相違し、従つて未來社會に於ける經濟組織等に就いて見解を異にする。アナキズムは未だ社會主義の如く確固たる科學的基礎を有しないけれども、漸次労働者の頭に浸潤しつゝあることは疑を容れない。

【資本家及び政府の施設】 (一)労働組合の承認 労働組合は元々労働者が自分の利益を保

護する爲めに、團結して形成したものであるが、政府資本家側は始めは容易に之を承認する事なく、労働者側の熱烈なる要求に餘儀なくされ、且つは緩和たる組合を形成せしめることが資本家にとつても有利なることを覺つた結果、近世に於ては歐洲文明國いづれも皆労働組合法を制定して組合を承認するに至つた。この種の法制は漸次世界各國に擴まらんとしてゐるが、畢竟するに、それは現在の組織の下で幾分労働者の利福を増進せんとするに過ぎないもので、到底徹底的に労働問題を解決し得べきものではない。

(二)労働者保護法 特に工場法が近時諸國に實現されるに至つた。その主旨は概ね、(イ)一定種類の労働者たる幼年、婦人の従業を禁止し、又は労働作業に際して非衛生的に互らざるやゝに取締ること、(ロ)従業者に許容し得べき労働時間を制限すること等であるが、

一二先進國に於ては資本家と労働者との間に雇傭契約が成立するに際し、資本家の過大なる勢力の影響することを避けるため最低賃銀を制定してゐる。労働者保護法は漸次労働者の有利なるやゝ改められて行くであらう(『労働者保護法』參照)。

(三)労働保險 賃銀労働者の所得は單に生計

を支へ得るに過ぎない状態にあるから、一朝何等かの原因で所得不能に陥れば忽ち貧困と窮迫に襲はれる。これに對しては私營の保險會社があるが勿論労働者は平素からそれに加し得るが如き境遇にゐないから、彼等にとつては私營保險は全然用を爲さない。茲に於て労働者に對する官營保險の必要が生ずる。獨逸に於ける労働保險法は諸國に示すものであつた(『労働保險』參照)。

(四)失業者救済問題 失業は労働不能に非ずして、むしろ働かんと欲するも職の得られないことを意味するものであつて、これは資本主義經濟組織にあつては必然的に起る現象であるが、爲政者としては放置することが出來ないから、労働紹介・失業保險等の方法によつて救済せんとするに至るのである。之を要するに労働問題は二十世紀に於ける世界の最大問題であつて、將來それが如何に解決せられるかは、極めて興味ある問題である。

獎勵及勞働力(ロイド・リョク)

マルクス以前の資本主義經濟學者は『勞働』と『勞働力』との區別の意義を理解しなかつた。今日に於ても尙此兩概念を混同してゐる學者がある。マルクスは勞働及び勞働力の混同、ならびにそれより生ずる矛盾を明快に指摘し、

其矛盾より生ずる資本主義經濟學者の義辯を總て無効ならしめ、茲に始めて鞏固なる基礎を有する鞏固な價值説を造り上げた。即ちマルクスは先づ『勞働』が商品でないといふこと、隨つて勞働は總ての商品價値の根原であり尺度であるが、決してそれ自體に於ては商品價値を有せざることを説明した。労働者は市場で其『勞働力』を賣るのであつて『勞働』を賣るのではない。労働は勞働力といふ商品の消費に依つて生ずるものである。それは恰も三鞭酒といふ商品の消費に依つて、陶酔が生ずると同じである。資本家は三鞭酒を買ふのであつて三鞭酒から生ずる陶酔を買ふのではない。それと同様に資本家は勞働力を買ひ勞働を買ふのではない。マルクスは勞働力を定義して『人の現身の中に、生きた人格の中に存在する心身能力の總括であつて人は何等かの使用價値を生産する毎に之れを運轉するものである』と云つてゐる。勞働力といふものは一種特別の商品である。それは消費後に始めて代價を支拂はれる。勞働をした後に始めて勞働者は其賃銀を受取る。そこで實際には勞働力が買はれるのだが、一見勞働の代價が支拂はれるかの觀がある。勞働賃銀は勞働力の價格としては、現はれて居らない。勞働賃

銀はそれが労働賃銀として資本家のポケットから公の舞臺に到達する前に一變裝する。即ちそれは労働の價格として現はれて来る。この變裝は如何にして行はれるか、又其結果は如何といふに、マルクス以前の學者はこれを科學的に攻究することが出来なかつた。なぜならば彼等には労働力の價格と労働の價格との差異が認識できなかつたからである。マルクスは嚴密に科學的なる勞銀説を此區別の上で對立したのである。

労働祭(ロードーサイ)
「メーデー」を見よ。

労働者(ロードーシャ)
労働者とは之を廣義に解釋すると、如何なる労働たるを問はず苟も労働に従事するものは一切之を包含すべく從て經濟的労働に携はるものは何れも經濟上の労働者と見做すべきであるが、普通に労働者と云ふ時は、他人に雇はるゝ労働者を指し、殊に經濟上多くの場合に、他人の指揮下に労働に従事し、自己の勞動力を賣つて賃銀を得、それに依つて生活する所の労働者を指すのである。

労働者の種類は或は産業の種類に従ひ、或は労働の種類に準じて類別せらるゝを常とするのであるが、いづれも皆雇主の指揮下に在る。

て、其命の儘に労働に従事するものであるから、獨立なる雇主企業家に比して社會上經濟上著しく劣等の地位に在るは當然のことである。法律上此労働者も、人格の完全なる自由を有すとされてゐるが、資産を有せず業を失へば直ちに餓死せざるを得ない境遇にある労働者は、雇主との雇傭契約締結の際に於ても全然弱者の地位に立ち、凡ゆる不利なる労働條件をも忍んで雇主の横暴なる要求に忍従せざるを得ないのである。法律上の自由は何等實際上の自由を齎らさず、一度び労働者の地位に身を置けば、終生賃銀奴隷として雇主の酷使に甘んじなければならぬ。これ近世に至つて殊に熱烈に労働問題の論議せらるる所以であつて、労働問題とは畢竟かゝる労働者の解放問題に外ならないのである。

労働者保護法(ロードーシャ・ホゴリー)
【概説】労働者保護法とは、社會政策的見地から、労働者の極端な貧困と墮落とを防がんとする法律を總稱する言葉である。故に工場法・労働保險・鑛山労働者保護法と言ふ如きものは、みな労働者保護法に屬するものであるが、國家が斯かる法律を設ける事に對しては労働者乃至雇主の立場から、種々なる非難を加へる者もある。労働者側から加へられる

非難は種々あるが、其の主なるものは、斯かる法律の制定に依つて、幼年者の労働が禁じられ、婦女少年工の労働が制限され、一般に労働時間が短縮され休日が勵行される等の事が、労働者の収入を減ずる原因となり、從つて家計の困難を招來するに至ると言ふのと、かかる姑息な貧困緩和策に依つては今日の生産組織が却つて永續せしめられる事になると言ふのと二つである。前者は雇主的労働に慣れた無自覺なる労働者の云ふ所であり、後者は急進的なる労働者の説く所である。後者は言ふまでもなく當然な非難であるが、労働者保護法が行はれる事に依つて、労働者の収入が減少するなど言ふ事は殆んど有り得ない。婦女・少年工等の収入が制限される事は、必ずその父たり母たる労働者の所得を増さしめる所以となる筈である。又資本主の立場から、賃銀の引上げ労働時間の短縮等は、生産費を増加せしむる結果、企業利潤を低下せしむる事になると説く者もあるが、然し斯かる損失は、今日の生産制度が永續し、資本の増殖を存続せしめ得る利益に比較すれば、言ふに足りない些々たる問題である。要するに労働者保護法は、労働者階級の貧困を防ぎ、資本制生産の存続を永からしめる爲め

には、相當に効果のあるものと云ふ事が出来る。

【種類】種々なる労働者保護法の中で、第一に數へらる可きものは工場法である(『工場法』参照)。これは使用者數、動力の有無、營業の性質等を標準とした一定範圍の工場乃至作業場に適用されるもので、一定年齢以下の者には労働を禁じ、幼年工・少年工・女工・男工等の區別に従つて、それ〴〵保護を加へるものである。また労働保險は(『労働保險』参照)、傷害保險・疾病保險・失職保險・産婦保險(それ〴〵の項参照)等に分れてゐるもので、これ等の事故の爲めに、労働能力乃至労働の機會を喪失し又は減少する事によつて、労働者が蒙る苦痛を豫防するものである。

最低賃銀法(『最低賃銀法』参照)も、労働者保護法中の重要なものである。これは法律によつて、労働者の得べき最低賃銀を規定するもので、労働能力の濫奪を防がんとするのである。其他、鑛山労働者保護法などの如く、一般労働者に較べて、特に危険の多い労働に従ふ者を保護するものもあれば、小企業労働者の保護、徒弟幼少労働者、商業交通業労働者に關する保護法等がある。

以上の如き保護法を有効に行ふ爲めには、適

當な實施機關が必要である。殊に工場法の如きは、之を嚴重に勵行しなければ一片の空文に終る憂れがある。其處で各國では工場監督官を設け、工場を監督し法律の違反を防ぐ計りではなく、労働者の状態を調査報告し、労働者と使用主との間に生ずる紛争の調停、雇傭關係に關する立法上行政上の意見の提出等の任務に就かせる事としてゐる。

【沿革及び現状】(一)英國 英國では十八世紀に於いて、既にエリザベス徒弟令のやうな一種の労働者保護法が行はれてゐた。これは手工業組合に對する保護監督を、主なる目的としてゐたが、同時に徒弟職人に對する保護をも行つてゐたものである。一八〇二年には、工場徒弟健康及道徳條例が設けられ、十八世紀の末葉以來勃興して來た木綿工業に附隨する處の、幼年工の酷使等を禁ずる事とした。更に一八三二年には十時間労働運動の一部が効を奏した結果、此の條例も改正される事となり、絹織物業以外の各種繊維工業に適用されるに至つた。然し此の條例は幼少年労働者の保護のみに限られてゐたが、一八四四年には成年女工をも保護する事となり、一八四七年には紡績工場の少年工・女工は十時間以上の労働に従事する事を禁じられるに至つた。

一八五〇年には紡績工場的一般労働時間を十二時間と制限し、其中一時間半の食事休憩時間を與ふ可き事が規定される事となつた。紡績工場に於けるかゝる規定は、漸次他の工場にも適用される事となり一八六七年には冶金・製紙・硝子煙草等の諸工場に屬する労働者も同様な保護を受けるに至つた。且つ小企業家に屬する労働者の保護法としては、作業場條例が發布され、一八七一年には從來の保護法を一括した『工場及作業場法』なるものが編成された。これは其の後、再三改正せられて今日に至つてゐるものである。其他他鑛山労働保護法は一八四二年以來、労働保險は一八七一年以來行はれてゐる(『英國工場法』参照)。

(二)佛國 最初の労働者保護法は、一八四一年の少年工及女工に對する保護法であつた。一八四八年には一般労働者の労働時間が、十二時間を限度とする事とされ、一八七四年には稍完備した工場法とならびに工場監督官とが設けられる事となり、一八九二年には工場に於ける幼少年婦女に關する法律も制定された。其の他労働保險は一八六八年以來行はれてゐるし、鑛山労働者・商店使用人等に關する保護法も行はれてゐる(『佛蘭西工場法』参照)。

働保險(參照)

(3) 獨逸 獨逸の労働法は十九世紀中葉以來發達した。これはビスマルクの社會主義鎮壓と大なる關係が有る。即ち彼は一方に社會主義を極端に壓迫し、他方に労働法制を完成して労働者の社會主義に走るを抑へようとした。一八四九年に鑛山に於ける九歳以下の者の労働を禁止し且つ十六以下の少年には十時間以上の労働を課する事と、その夜業及日曜日の労働を禁ずる法令が發布せられた。これが獨逸に於ける労働者保護法の嚆矢である。一八九〇年には職業法の改正案、工業裁判所業等が議會を通過した。其の他一八九七年の新商法、一九〇〇年の工業に於ける幼年労働に關する規定、一八九〇年に於ける航運業規定、一九〇二年の海員法及び災局保險法などは、労働者保護に至大なる關係を有するものである。

また労働保險は、他の歐米諸國に先んじて發達してゐるが、其最初のものは一八七一年の「儲主責任法」である。之れは労働者が業務上の事故によりて、損害を蒙つた場合に求償權を認められたものであつたが、一八八一年に至つて宰相ビスマルクは更に其目的の貫徹を計る爲め、強制的労働保險法案を造つて議會に

提出した。その結果疾病保險法は一八八三年に、傷害保險法は一八八四年に、老廢保險法は一八八九年に、何れも發布される事となつた。

(4) 日本 我が國に於ては、明治二十六年の鑛業除令、同三十八年の鑛業法及び同法施行細則の中に、鑛山労働者の保護に關する規定を設けたのが最初であつて、鑛夫以外の労働者に對しては、各府縣に於いて工場設備、汽機汽機の取締、職工の雇入と使用に關する取締を行つた位のものである。これとても區々であり、大した効果が無かつた爲め明治四十二年に政府は工場法案を公表し、一般の意見により修正を加へた上四十三年の議會に提出した。然し夜業禁止に對する非難が盛であつた爲、之を撤廢して新草案を作り、四十四年の議會に提出するに至つた。これは直ちに通過して同年三月、法律四十六號を以て發布せられ、大正五年から實施されるに至つた。現に行はるゝものは即ちこれで、其の他には特に言ふに足る保護法もない様である。而して福田博士の如きは我國工場法は大體に於て當を得てゐると言つてゐるが、他の多くの學者は甚だ粗末にして資本家に遠慮し過ぎた嫌ひがあると言つてゐる。

労働者結社(ロイド・シャケツ)

【意義】 労働者が労働契約を結ぶに際して、各自其の孤立より生ずる弱點を免かれ、且つ雇主に對して社會經濟上の利益を進捗せんが爲に、同一利害關係を有する労働者間に造る結合を労働者結社と云ふ。結社の簡單なるものには、一工場の労働者が共同的に休憩時間、労働賃銀・労働時間短縮等に就いて工場主に要求するが如きものもあるが、尙廣く同一地方全國乃至國際間に連結するものもある。

【起原及び現狀】 労働者の結合は中世の頃、獨逸の手工業者の間に、十四・十五世紀の思想に由来して生れたものであつて、後羅馬法の輸入によつて君主の勢力頗る大となつた結果、一時、個人團結の自由が認められなかつたのである。然し其後に至つて組合的精神、責任自覺の觀念が發生し、更に佛蘭西革命の人權宣言等の影響をうけて再び復歸することとなつた。されど佛蘭西革命の當時に於てはなほ政治上の個人團結權のみに止まり、經濟上の團結は認められてゐなかつた。此の團結の自由が經濟上に承認せられたのは一八六八年のことである。英國では一八二四年の議會に於て労働者の團結を認め、獨逸では先づ聯邦諸國中、ザクセンが一八六一年の

法律でこれを承認した。

我國に於ては、労働者の結社は數年前迄政府は公認してゐなかつた。唯労働者の團結を禁止する明文は存しないから作るのは勝手だと聲明して居た。然るに大正九年に至つて、内務・農商務省共に職業組合法案を作成して労働組合の公認に苦心焦慮し始めた。原來労働者が一致團結して結社を組織する所以は、團體的運動の必要に基づくのである。故に若し團體的運動の完全なる自由が許されないとすれば、労働者が結社を組織する意義は全然没却されてしまふ譯である。我國に於ては治安警察法の如き法規が制定されてあつて、労働者が團體的運動に出でんとするに當つては常に甚しき障礙に逢着する。故に治安警察法にして存立する限り、労働者の自由なく結社は事實上承認せられてゐないことになる。

労働者教育(ロイド・シャケツ)

労働者教育とは、廣義には労働者の個性充實の教育を意味し、必ずしも狹義の専門的意義に限らない。從來労働者教育の機會は、僅に小學校の過程に止つてゐる。是より以上、上級學校教育享受の機會は、支配階級及び中産階級並に小數の擧げられたる労働者にのみ許容されてゐた。純粹なる労働者教育は、大抵み

な小學校の教育過程に限られてゐるが、之が又資本主義經濟組織の社會に於て避け難き副一教育の弊害を醸してゐる。支配階級・中産階級及び擧げられたる労働者の爲には、上級教育入門の餘裕が與へられ、剩へ富者階級の小學校には貧者階級の小學校と區別されたものさへある。労働者は幼年より成年に至る最も重大なる時機に於て教育を中斷せられ、其の幼年時代に學んだ事を忘れるのみならず、尙如何に學ぶべきかさへ忘れて、資本主義經濟組織に於ける誂向きの労働者となり畢せる。即ち無産無識の奴隷群が發生する。一九一八年英國議會に於けるフイ・シアアの教育法案は、其の微温的なるに不拘幼年工と成年工との間に横る教育上の溝渠を解決せんと試みたものであるが、注目すべき二派の反對を受けた。一派は工場に於ける(就中纖維業界に於ける)幼年工供給の閉塞に由来する産業界秩序混亂を指摘して、教育上の必要の爲めに、生産上の方法順序を改訂する必要を認めずと唱へた。此時程、英國の支配階級が露骨に労働階級がその知識に因つて積極的市民權を有する人間となるを否定し、資本家の富及び個人的利潤生産の奉仕に酷使せらるべき道具なる事を強調した事はなかつた。不幸にして他

の一派の反對は、労働者の側から叫ばれた。労働者達は彼等の兒孫の労働に由つて受くべき賃銀の損失を恐れて彼等が幼年時代に受けた教育をもつて十分なるものとした。斯くて十八歳に至る労働者の一週數時間教育延長案は美事擧られて了つた。勿論労働者の爲に存する技術的専門的教育は、多くは資本家に由つて經營せられ、生産時間の短縮、生産品改良の主旨に基いたものである。斯くて一般識者の間には労働者教育問題は一般労働者問題解決に先行するとの説が行はれてゐるが、眞の労働者教育問題の解決は、資本主義組織の經濟生活改造に懸つてゐるのである。次に英國に於ける労働教育運動を概観するに、英國は既に産業革命の先驅を爲したる丈けあつて、労働問題の一方面なる労働者教育に就ても見るべきものが多い。

十九世紀の初葉、英國の町村には多數の労働者教育機關が設立され、此等のものは「メカニクス・インストラクター」『ミューチュアル・インブルグメント・ソサイティー』等の名稱を附せられた。此等の講習所の全盛時代リッフォーム案が通過し、チャーチスト運動が起り、近世産業組合の基礎が確實となり、労働組合が發達したのは見逃し難い現象である。併し乍

ら此等教育機關設立の企圖は、ヴィクトリア女皇を始めとし、支配階級・中産階級の恩恵と好意に基くものであつた。然るに十九世紀中葉に於て労働者の自治経営に依るシェフィールド人民大學が創設せられ、英國に於ける労働大會の先進を爲した。之が偶々當時の労働組合の獨立經營主義と暗合して、到る所に組合労働教育機動が蔓延して労働者大學建設の機運を誘ひ、大學擴張運動に刺戟を與へた。彼の有名なるエフ・デー・モリスは此に暗示を受けて労働大學の計劃を立てたと云はれてゐる。ロンドン・カレッジの創立もそれより間もない事である。レスター大學及び後にマンチェスター總合大學になつたオーエン大學も、モリスの影響を受けて創立されたものである。此時期を通じて英國労働組合運動は益確實性を増し、これに影響されて、先づケンブリッジ大學が一八八〇年代にノース・デュラムの坑夫の間に大學知識普及運動を起すに至つた。之がやがて當時の労働者全般に對する大學教化の擴張運動の導火線となつたのである。而かも之れは、知識階級の一時的感激に止まり、間もなく労働者の参加数を減ぜしめた。十九世紀の中葉以後に於ける、大學擴張運動と産業組合の労働者教育運動との外

に、末葉に至りフレンド教會員に依る男女労働者の成人學校運動が生じた事も注目すべきものである。現世紀の初頭大學擴張運動と産業組合と労働組合との結合を計りオックスフォード大學内に労働者教育協會が公認され、其事業促進の爲め各種の委員會が任命された。その事業の中で英國労働者に取つ最も感銘深きものは「テットリアル・クラス」運動であつて、労働者教育の上に非常な効果あることを示した。一九一八年の統計に由ればイングラント及ウェールズに於ける「テットリアル・クラス」の學級數一五二、生徒たる労働者數三・七九九人に及び、所謂選ばれたる労働者教育を完了した。現存の労働者教育機關の主なるものの中には先づ労働者教育協會がある。これは労働者の會員に依つて支持せられ、成年労働者の教育的渴望を慮さんと力めてゐる。其主なる事業は「テットリアル・クラス」運動であつて、此所に收容せられた労働者の數は既に八千に及ぶと云ふ。「ラスキン・カレッジ」は一八九九年の創立に懸り、労働者の代表者によりて管理せられ、労働組合・産業組合・労働者クラブその他の労働團體に依つて支持されてゐる。從來此處に寄宿勉學せる者五百人、通信教授を受けたる者一萬人、何

れも各種労働團體の幹部を供給してゐる。中央労働大學は以上諸種の大學が勞資協動的なるに反し、創立當初より非協動的であつた。之は一九〇九年、資本主義教育の弊を慨しつゝありしラスキン大學の革命的労働者團體に由つてオックスフォードに創設せられたもので、労働教育の爲め眞に見るべきものである。即ち本大學は資本家階級の觀念及び理論に反對して、労働階級の利益を擁護し宣傳するが爲の功利的教育を受け、労働者團體、即ち労働組合・社會主義者及び産業組合等の代表者をして本大學を所有管理せしむるのである。一九一一年同大學はロンドンに遷はれ、南ウェールズ坑夫同盟と全國鐵道従業員組合とが合同して經營管理し、南ウェールズ、ランカシャー、ノオサム、バーランド、デュラム地方で労働教育普及に努め常に労働者の位置改善を計つたのみならず、賃銀奴隷制度の廢止を實現せん事を期してゐる。ロンドン労働者大學は等しく労働者教育を企圖しつつあるも、モリス、ラスキン、キングスレー等の基督教社會主義運動の所産であつて、その主張は労働階級の思想に合致するものに非ざること推知するに足る。要するに、英國の労働者教育の完成も亦眞に遠遠の未來に屬

するものと云はねばならぬ。諒つて我國の狀態を見るに英國初期の労働者教育にも及ばざる感がある。

労働市場(ロード・ジョー)

労働市場とは労働の需要供給の楔子たる交換關係を云ひ、歴史的には場所の意味をも含むも近世に於ては必ずしもさうではない。併し労働市場に關して我々の注意すべき事は、何人も豫期するであらう如く、此言葉が労働力の商品としての存在を前提としてゐるといふ事實である。此市場には労働者と雇傭者たる資本家のみが出入し、前者が商品としての労働力を供給し、後者は原料機械その他の商品を購入すると同時に労働力を商品として購入する。而してその供給者と需要者との間に結ばれる買買契約が、即ちかの自由なりと稱せられる労働雇傭契約なるものである。然し労働なるものは、労働者の體力及知識感情の渾然たる合成物たる労働力の使用を意味してゐる。労働力以外の商品は供給者の人格と獨立してゐるが、労働力は常に其販賣者なり所有者たる人の人格と不可分のである事に於て、根本的に他の商品と異なる。かくて現今の労働市場に於ける取引は、昔日の奴隷買買と毫も異ならない。其差は單に人間、又は人

格の一生を取引するか、又は月・日・時間定めに切り賣するかに在る。而も此の労働市場に於ては他の一般商品の市場に於ける賣手が、自己の労働力以外にも尙他の商品を所有し、前者の使用と後者の賣却に由つて生産を營むに反し、労働者は通常自己の労働力の外何物をも所有せざる無産者にして、従つて絶えず自己の労働力を賣つて糊口するの餘儀ない不利の地位に居る。従つて労働者は通常他の商品販賣者の如く、その市場に於て常に供給を需要に適應調節し難く、需要の關係とは没交渉に生れ來り、貧困に驅られ、供給調節上、全然無力であつて、購買者たる資本家の一方的條件に屈服するに至る。斯くて販賣者の人格に對する支配關係が確立される事になるのである。労働者は無産者であるが故に無識者でもある。従つて労働市場の景況に從つて巧に労働を供給する事は出来ぬ。殊に地理的移動は仲々覺束なく、労働市場に於ける市價は、暴動か死の二途を擇ぶ最低限に達する傾向がある。之れは資本主義經濟組織下に於いては歴史的必然事たるので、資本主義が崩壊するに非んば、労働者は此苦境を免るべくもない。現に既に資本主義の内部から有力なる労働者の團體が到る所に現れて、労働市場

に就ても、資本家の專制に拮抗して團體交渉權を獲得し、労働者が個人を以て臨む場合の不利を除き、労働力の供給關係に於ても供給者として調節適應的作用を完うせんとしてゐる。尙進んでは生産者たると共に、又消費者たるの地位をも確保せんとしてゐる。即ち労働力の商品としての存在を廢し、労働市場をも消滅せしめんと企てゝゐるのである。これ近世労働者階級の中に必然に生れ來たる精神的欲求に外ならない。

労働植民(ロード・ジョクミン)

労働植民とは都會に於ける労働者が失職して困つてゐる場合に、農村へ移住せしめて生活の途を得させることを指すのであるが、近來ではこれを廣義に解して、失職労働者に對して職業を與へる二三の制度をも、労働植民なる言葉の中に包括してゐるやうである。労働者が長く失職してゐると、自然に浮浪人化して行く傾向がある。かかる傾向が進んで行くに社會全般の善良な風俗を害する事となると云ふのが、労働植民の始められた原因で最初懲罰の意味をも含んでゐたものであつた。労働植民には、大體公法人に依つて營まれるものと、私法人に依つて營まれるものと二種があり、前者は公共團體に依つて、後

者は慈善團體・労働組合等に依つて行はれるものである。労働植民の最も盛なのは、社會政策上の施設が一般に發達してゐる獨逸である。獨逸に於いては、年々三百萬マルク皇室から補助されてゐた伯林労働植民會の經營に係るものが、最大規模であるが、其他の労働植民事業も、それ／＼保護されてゐる様である。斯かる植民によつて、労働者に從事せしむる處の職業は、通例、農業を原則とするが、獨逸では手工業をも加へて居り、賃銀は一般労働者の受くる所よりも少額とし、且つ日傭とする場合が多い。此の植民に於ける労働者には制限を加へてゐないのが普通であるが、獨逸だけは労働組合員が組合の労働紹介所を経たものに限つてゐる。然し他の諸國に於いても、其の地に原籍乃至救済籍を置く者に對して、優先權を認めるなどの如き條件を設けてゐる場合もないではない。

労働争議(ロードソーギ)

労働争議なる言葉に包括される現象即ち同盟罷業・サボターヂエ等の直接の原因は、多く監督者に對する反抗・賃銀増額要求・賃銀減額反對・待遇改善要求等に存する。内務省の統計に依れば、大正三年から大正十年に至る我國同盟罷業の原因は、賃銀増額の要求に非ず

んば賃銀減額の反對であることを明かにしてゐる。然し労働争議の原因は決してこれに盡くるものではなく、尙一層内面的にして根本的なるものがある。即ち労働争議の原因は寧ろ被傭労働者の階級的自覺に伴ふ自由なる人格への翹望と、労働が單純化し次第に無味乾燥となつて行くことに對する反抗とであり、かゝる原因が労働條件の如何によつて誘發されるとの見地から出發するのである。労働争議は個々労働者の反抗が偶々一致して勃發する場合もあれば、組織ある組合の如き労働者團體に依り、豫め相當の準備と策戦とを以つて決行せられる場合もある。労働者が組合を有する否とは、労働争議の結果に影響し、當事者たる労働者の勝敗に影響する事が頗る多い。組合なき労働者は、労働争議當事者として多くの弱點を有するに對し、組合ある労働者は、多數の力と組織とを有する事に於て、多くの強味がある。従つて組合労働者により起される労働争議は多くの場合、非組合労働者のそれに比して大規模であり有力である。即ち基金を有する組合は長期の争議に堪え大系統の組合はよく一工場の争議の爲に、全系統の組合を當事者たらしめることが出来るからである。労働争議に於ける労働者の武器は

主として同盟罷業・怠業・ボイコット・ユニオン・レーベル・暴行等であり、資本家は工場閉鎖(ロックアウト)を唯一の武器としてゐる。此の外、特に佛國のサンヂカリズムは總同盟罷業を最後の武器としてゐる。ボイコットは非買同盟であり、ユニオン・レーベルは職工組合の條件の下に仕事が出来ない事を示すもので、何れも米國の労働争議において著しい役目を演じてゐる。サボターヂエは、亂暴な仕事のしかたをするとか、器械を壊すとか、又は既製品を損じたりする行爲で、同盟罷業の政行か何等かの理由で不可能な場合などに行はれる方法である。同盟罷業は労働者が一齊にその労働力の提供を肯ぜないものであり、總同盟罷業は同盟せる全系統の労働者が全く罷業し、個々の資本家のみならず全資本の依つて立つ産業組織に肉迫せんとするものである。これらの戦術に對する資本家側の對策には、工場を閉鎖して、労働者を飢渴に瀕せしめんとするロックアウトと、一種の怠業とも云ふ可きものがある。労働争議の當面の問題は主として労働條件にある。この條件の如何は、當事者たる労働者の當時の狀態如何によつて決定されるものである。まづ此外に、團體交渉權の承認、工

場委員制度の要求等の如き抽象的要求が主となることもある。然し大體において、労働争議によつて要求される條件には、具體的な労働條件に關する要求と、斯種の抽象的要求とが混同されてゐる(賃銀闘争参照)。

労働取引所(ロードトリヒキ)

【意義】労働の需要供給を仲介して均衡を得せしめんとする組織的機關である。國家其他の公共團體——例へば市町村・労働組合・企業家聯合——に依つて經營されるものも個人に依つて經營されるものもある。前者の非營利的なるに反し後者は營利に走り易い。隨つて英國では一九〇九年、佛國では一九〇四年、獨逸では一九一〇年各々法律を以て之を取締の方法を講じ、公的取引所の設立を奨勵し、全然私的のものを廢止した場合もある。又労働組合及び雇主聯合に依つて經營せられるものは、其の本來の目的より離れて屢々階級闘争の具に供せられ、然らざる迄も各々の利益に従つて、前者は労働力の品質を擇ばないで供給しようとし、後者は自己の欲せざる労働者は労働紹介に應ぜざる等の缺點がある。新獨逸共和國は一般に労働權を認め、國家が此局に當つてゐる。其他、勞資協力して經營するものもある。

【實例】(1)英國 英國の労働取引所(Labor Exchange)

葉に始まつたと云はれてゐるが歴史的には普通の意義の外に尙特殊の意義をも含んでゐる。即ち一八三二—三四年に至つてロバート・オーエンの徒に依つて企てられた労働交換所が是れである。これはオーエンの労働價值説に基づきジョサイア・ワレンが創始したと云はれてゐる労働を基礎とする通貨制度で、労働紙幣に示された労働時間に依つて、一般商品の交易をする紹介所である。現今の手形交換所に類似してゐるが、最初可なり成功したにも拘らず、不正商人の利用する所となつて瓦解して仕舞つた。

(2)佛國 佛國に於ける労働取引所(Les Bourses du Travail)の萌芽は既に佛國大革命に發すると云はれる。以後モリナリ、ヅヌクームジュール等の運動に依り一八八七年巴里に佛國最初の労働取引所が設立され他の都市もこれに倣つたが、その主旨に於いて多少各國労働取引所と異つてゐる。例へば巴里市會は資本に對して同等な合法的武器を以て闘争する手段を労働者に給與するは、市の義務なりと當時議決してゐる。かくて佛國の労働取引所は労働の紹介機關たるに止まらず、ベル

ーチエ等の努力に依り労働者の地方的團結の一単位として、労働者抵抗の有力なる武器となり、労働取引所聯合が一八九二年に成立した結果、サンヂカリズム運動の刺戟となり、此處に動かし難い特徴を與へてゐる。

(3)獨逸 獨逸の労働取引所(Arbeitsnachweise)は十九世紀の八十年代既にハンブルヒ鐵工業雇主組合がこれを設けてゐた。勿論、労働者に對抗せんとするものではあつたが此種の紹介所設立以來、獨逸の工業は世界市場に出づるに至つたと云ふ。公立労働紹介所は一八九四年ストットガルト、エッスリンゲン、エルフルト三市に創められたるを最初とし、爾今市町村立の労働紹介所は次第にその數を増加した。而して獨逸の労働紹介所は最も組織的にして職業別に從ひ求職者の申込みべき時間を異にし、求職者の爲に廣告揭示を以つて需要者を求める事等の特徴としてゐるが、一九七年新共和國となるや新憲法を以て労働權を認め、國家自ら労働紹介の義務を負擔し、且つ其機關を國營とするに至つた。

労働運動(ロードウインド)

【意義】被搾取階級たる賃銀労働階級の資本家階級に對抗する團結的運動を労働運動とい

ふ。労働運動は、單に資本主義に對する反動と云ふより、寧ろ労働階級の創造的衝動の所産であり、消極的には、現在の經濟組織下に於て、彼等の生活標準を支持改善せん事を目的とし、積極的にはその當然の役割として現存資本主義制度の破壊、來たるべき社會共同制度の建設を目的とする。

【發生】労働運動發生の歴史は數世紀に亙り不斷に進行しつゝ、あつた解放の一過程である。労働運動は労働者階級の發生に端を發する。十四世紀の中頃迄今日の意義に於ける労働者階級はなかつた。當時存在した職人は親方になる迄の經濟的進行であり、従つて親方と利害を一つにしてゐたのであつて、所得の性質を異にする労働者階級の存在の餘地なく従つて労働運動の存在もなかつた。併し例外として比較的多額の資本を要した織布工業には、既に一生を通じてその雇主と所得の性質を異にする多數の労働者があり、特殊の労働階級として特殊の労働者團結を生み、既に労働運動に似たものがあつた。而して工業殊に織布業の隆盛と、工業に益々多くの資本が投ぜられた事實とは、都市に多數の無産者を吸引し労働者の數を増し工業の發生を促し、労働者はギルドの競争者となるに至つた。かく

て親方一般の獨占的精神を刺戟し、親方が種々の規約を設けて、その特殊利益の追及に汲々たるに及び、これに對抗して特殊の利益と見解とを有する労働者階級の發生を見るに至つた。十四世紀の末葉、到る所に特殊労働階級の分立の徴があつたのみならず、經濟的階級の利益防禦を目的とした團結及び運動が種々たる名目の下に現れた。十九世紀風の同盟罷業さへ企てられた。併し労働者階級と資本家階級の間には、なほ親方と職人との封建的關係があり、其對立も温情的なものがあり、従つてその労働運動も根本的素質に於て今日のそれとは逕庭があつた。以上の状態は略十四世紀より十七世紀に至り、營業自由の制度が開始せられ、産業革命の成就する迄繼續したのであつて、獨・佛・英に殆んど共通してゐる。此時代の親方の職人に對する封建的支配關係には、既に事實上の制限が加へられあつた許りでなく、國家の立法上の制限も與へられ當時既に端を發してゐた産業革命の成長につれ、大資本に由る大規模生産が生ずるに及び、フイデオクラットやアダム・スミスの自然法的經濟論が此支配關係に最後の打撃を與へ、かの人身の自由、契約の自由、營業の自由等の原則が確立されるに至つた。斯くて

十九世紀の立法に由り、労働者は他の商品の賣手と同様に自己の労働を商品として自由に、且つ買手たる雇主者と平等に對立して取引するに至つた。併しその結果は却つてフイデオクラット、アダム・スミス等の豫期に反して労働の賣買に伴ひ労働者の人格を拘束し資本家の労働者支配關係を確立せしめ、資本家の一方的條件に屈從する所の、資本家とは全く異つた性質の所得を得る現今の労働者階級が生れた。かくして彼等の自己防衛的團結運動が始つたのである。

【現状】現在の労働運動は國民的であると共に、世界的である。各國各々その歴史に負ふ特徴を有し乍ら、國境を超えて世界的に團結を初めてゐる。此等の労働運動は、國民的にも、世界的にも、大體二様の形に表現されてゐる。即ちそれは産業的(労働組合運動)と政治的(社會主義運動)であるが、各國労働運動の特徴に従つて様々に配合されてゐる。例へば英國では労働組合の大部分が労働黨を形成し、佛蘭西では労働組合と社會黨の間に殆んど聯絡がなく、獨逸では時として社會民主黨が労働組合の牛耳をとる事もあるが、自耳義は産業的に、政治的に、共濟的に各々無關係に團結してゐる。而して此等の特徴はい

づれも其由つて來たる原因を有してゐるものである。詳しくは各國労働運動の項を参照せよ。世界的労働運動とも云ふべきは、主として、第二インターナショナルと萬國労働組合聯合とであるが、ロシアの第三インターナショナルの成立後種々の變革が生じて來た。産業的方面に限れば、炭坑夫・織物職工・運送労働者等の種種の産業職業に由る英國聯合が多數あるが、此等は實力に於て前二者に劣るものである。

労働全收權(ロードーゼンシューケン)

【意義】労働全收權とは労働者が其の労働の收穫、又は生産物の金額を自己の所得として請求する權利を云ふのである。近世の社會主義學說に依ると、一般に労働は富を生産し、財貨の價値は労働によつて決定されるといふことになつてゐる。此論據から出發して、一方に財貨は總て其生産者たる労働者の所得に歸す可きものと觀念せられると共に、他方に於て地代・利子・利潤等總て労働せずしに收めらるゝ所得は不正不義のものと考えられ、茲に労働全收權の觀念が起つて來たのである。されば労働全收權の觀念は、地代・利子・利潤等の、所謂剩餘價値や、無労働所得なるものを、全然排斥する意味を含んで居るのであ

る。 【沿革】この經濟的權利の觀念の歴史の起源及び發達を檢するに、先づ地代及び利子を以て労働の報酬を不正に奪取せるものと、労働の生産物は何等削減を加へられず、其儘労働者の所得に歸すべきことを最初に主張したのは英國のチャールス・ホールである。併し労働全收權を中心として樹立された社會主義哲學の方面を、始めて完全に論述した者はウヘリアム・トムソンである。佛國に於ては第十八世紀には、労働全收權に就いて注目すべき人が無かつたが後サン・シモン派の學者、殊にアンファンタン及びバザー等の思想が起つて、言葉の上には明かに表現しなかつたといへ、其主旨及び演繹せらるべき結論は、明瞭にこの權利を説述したのであつた。而してブルドゥーの著作にはこの權利の觀念は更に精密に論述されてゐる。獨逸に於ては労働全收權の觀念は、一般に其消極的方面即ち地代利子利潤等を非難排斥する方面を高調してゐるが、其の積極的方面に於てはあまり注目されてゐない。かのゴータ綱領に於て其の根本的一原理として、労働は一切の富及び文明の淵源なること及び一般的に有益なる労働は社會を通じて始めて可能なるが故に、労働の生産

全額は先づ社會の所得に歸すべきものなることを説いてゐる。該綱領の主旨は労働全收權の觀念の念慮する如く、労働の生産物が直ちに労働者の所得となるべきものでなく、先づ社會の所得となり次に社會によつて各個人の正當なる欲望に應じて分配せらるべきものなることを表明するに在る。従つて獨逸の社會主義者に於ては、この觀念が十分發達してゐなかつたと見る事が出来る。 【現代社會組織との關係】労働全收權は現代社會組織の下に於ても、或る形態又は或る程度に於いて幾分實現し得られるであらう。けれども現存制度の下でこの權利を充分遂行することは到底不可能である。隨つてこの權利の主張は革命的な性質を帯びて來る。されば革命的なる社會主義説は、何れも多少この權利の消極的方面を採用してゐる。即ち地代・利子・利潤等を非難し又は排斥するのである。然し本來労働全收權は生存權及労働權と異り、著しく能助的性質を有するものである。けだし労働全收權の觀念は、労働力を所有する者が、現存社會組織の下で、其労働によつて收むる所得を以つて満足せず、ヨリ以上の所得を收めんとする念慮から出發するものであるからである。つまり資本家・地主・企

業家等の收むる利得は總て不正不義のものとして之を排斥し、生産全額を労働者の手に收めんとするものである。されば労働全收権の積極的方面を基礎とする社会主義は最も急進的といふべきである。

労働全收権を實出する爲めには法律制度、就中現在考へ得る財産形態といかなる關係に立つかを檢するに

(一) 財産の個別使用を伴ふ私有財産制度の下に於ては、生産機關及び消費財が法律秩序によつて個々の人に分與されてゐる爲め、財産所有者は當然不勞所得を獲得し得る地位に置かれるから、労働全收権は到底實現されない。

(二) 個別使用を伴ふ共有財産制度の下に於ては、労働全收権はかなりの程度までに實現されるであらうけれども、不勞所得は單に労働者組合又は市町村の内部關係に於てのみ消滅するが、此等諸團體相互の間には消滅することなく、反つてかゝる社會状態の下では有力なる組合、又は市町村は恐らく今日の土地及び資本所有者と同様に莫大の不勞所得を占有するに至るであらう。

(三) 共同使用を伴ふ共有財産制度の下に於て、始めてこの權利は完全に實現せられるであらう。

あらう。即ち共產主義的秩序の下では、凡ての生産機關及び消費財を所有する國家及び市町村は各個人の労働給付を正確に統制し、その労働給付を標準として享樂資料を分配することになるからである。

老癯保險(ローハイホケン)

【概説】 老衰或ひは發疾の爲め、労働者がその職に堪へることが出来ぬ場合、老後を養ふべき經濟的給付を爲すのが老癯保險の目的である。而して保險金は、事實上労働力が衰耗せると否とに拘らず、一般的に老衰者と見做される一定の年齢に達した場合には老衰年金として、又傷害保險に(「傷害保險」参照)包含される以外の理由に依つて廢疾となつた場合には發疾年金として支給されるのである。老癯保險なる名稱は即ち此處から來てゐる。この保險はまた養老保險に酷似してゐる。然し養老保險は生命保險の一部を爲すもので、一定の期間に死亡した場合には保險金を受け、其の期間を経過しても猶生存してゐる場合には養老年金を受けるのである。之に反し老癯保險は、労働保險の一種として行はれるもの

であり(「労働保險」参照)、従つて保險料は單に被保險者たる労働者から徴收するのみならず、使用主からも徴收し、國家自身も亦補助金を與へてゐる。

この保險は佛蘭西では十八世紀の中葉から既に行はれ、英國でも一八三三年から行はれてゐたが、何れも甚だ不完全なもので完全に強制保險として行はれるに至つたのは、一八八四年に獨逸で強制保險法が制定されてからの事である。

【現狀】 (一) 獨逸 獨逸の強制保險法に依れば、滿十六歳以上の一般労働者、年收二千馬克以下の使用人及び特殊の自由職業者は、何れも此の老癯保險に加入する義務があるものとなつてゐる。而して保險料は使用主と使用人とが折半して負擔し、(但し使用主のない者は其合計額) 政府は一人に對し年五十馬克を補助する。保險料に五等級があつて、年收の如何に従ひそれ等の等級に當てはめられることになつてゐる。老衰年金は千二百週間に上保險料を納付した場合に終身年金として與へられるが、年金額は保險料の等級に依つて、それ／＼異つてゐるのである。又發疾年金は二百週間に上一定の保險を納付した者が、發疾の爲め一部又は全部の労働力を二十六週間

以上喪失して居り、且つその爲めに日給の三分の一以上を得られない場合に與へられるので、その事情の繼續してゐる限り保險金の等級に従つて年金を附與される。若し被保險者が死亡した場合には、その配偶乃至孤兒に一定の年金が附與されるのである。

(2) 佛國 一九一〇年以來佛國では強制養老年金制が布かれてゐる。この制度に従へば、年收三千フラン以下の賃銀労働者全部と、從來年金を受けぬ官吏とが強制的に加入せしめられるのである。而して企業的労働に従つてゐる者、即ち小作人・小商人・小製造業者等も任意に加入することが出来ることとなつてゐる。又年收三千フラン以上五千フラン以下の労働者も加入する事が出来、保險料は男子・女子・少年の區別に従つて異つて居り、使用主はその二分の一を負擔することとなつてゐる。保險金の交付は、三十年以上保險料を支拂つて、六十五歳に達した時、及び労働能力を喪失した時から始まり、永久に年金として給される。若し年金の給付を受けずに死亡した場合には、その支拂保險料が規定額の五分の三以上の場合に限り、相續人乃至寡婦に補助が與へられるのである。

(3) 其他 伊太利では一八九八年に制定された

「國立老癯銀行が任意主義の官營保險を營んで居り、英國では一九〇八年の養老年金法に依る年金が給與されてゐるが、何れも純粹な意味での保險乃至労働保險と呼び得るものではない。伊太利では事務員のみ適用する強制的老癯保險が一九〇六年來行はれてゐるがその他の労働者は、此の老癯保險の恩恵を受けることが出来ない。其他ルーマニアでは一九一二年、和蘭、瑞典では何れも一九一三年以來實施されてゐるさうだが、何れも猶見ることなきものがないやうである。

勞兵會(ローヘイカイ)

【成立】 一九一七年三月十二日露西亞革命の騒亂の最中に、タウリツ宮内に於いて社會黨の代議士チヘーゼ、ケレンスキー及びスコーベレフ三氏が院外の黨員と共に、革命の中心機關として組織成立したものである。同夜革命に味方する軍隊の各中隊より一人宛、労働者一千人に就き一人宛送派された委員より成る勞兵會議に於て、チヘーゼは議長に、ケレンスキー及びスコーベレフは副議長に推された。同十三日騒擾益々猖獗を極め、ペトログラード全市は全く無警察の状態に陥つた。勞兵會は左の如き檄を發した。

舊政府は國家を破滅に陥れ、吾人の忍耐はその限度を超えたり。ツァールの政府は國民に與ふるにパンを以てせずして一齊射撃を以てせり。吾人は舊政府を根底より覆さざるべからず。

吾人は民衆の爲め最も有利なる革命の成果を收めんがため自ら鞏固なる結束を必要とす。因て茲に工場労働者・軍隊・民主及社會的政黨の代表者に依つて勞兵會興れり。勞兵會は民力の結束を固め國家のため奮闘せんことを根本の目的とす。

市民は擧つて我が勞兵會に集り、一致協力以て舊政府を顛覆し、更に普通選挙に依て憲法會議を開く事に邁進せざるべからず。かくて形勢は急轉直下し、革命は直に破竹の勢を以て發展し、十四日夕下院の執行委員會と勞兵會幹部との間に妥協成り、翌十五日未明を以て臨時政府が成立した。

【勞兵會の政府】 下院執行委員會と勞兵會との妥協に依て成立せる新政府には、勞兵會より僅かにケレンスキーが入つて法相の椅子を占めたので閣員の大多数は立憲民主黨より出たが、勞兵會の勢力は強くしてケレンスキーの華美やかなる活動は注目を引いた。この間にニコラス二世の讓位、ミハエル太公の即

位辭退があつた。かくて勞兵會は革命の殊勳者として且つ露都の武力を占有するに依て勢威甚だ強く、屢々新政府を動搖せしめたが、就中和戰問題に關して臨時政府を支持する立憲民主黨と主張を異にし、遂に五月降亂を勃發した。即ち五月始め臨時政府は勞兵會に謀ることなく戰爭繼續の旨を公表したから、勞兵會の過激分子は激昂し、五月四日には政府黨と勞兵會の間に衝突があつたが、首相の釋明に因つて大事に至らなかつた。

勞兵會内に於ても一時硬軟兩派の内訌があつたが、政府に對する實權は依然として衰へず事毎に之を掣肘したので、遂に五月十三日内閣大改造を遂げ勞兵會側より六名の閣員を出した。かくて暫くは鎮靜状態に入り六月十六日には盛大なる勞兵大會が開かれ、茲に立憲民主黨は全く政權を失墜し兵馬の實權は勞兵會の手に歸した。この時獨逸戰線にありし露軍が攻勢に出でた爲、勞兵會内多數派たる穩和派は急進派を壓して立憲民主黨に親しみ戰爭繼續に傾いた。かくて勞兵會内には漸次急進派が勢力を得、爲に七月の降亂を惹起した。が、ボリシエキーは敢然立つて内閣を組織した。が、ボリシエキーの反對に會へる勞兵

會の權威舊の如くならず、加ふるに露軍敗戦、ブルジョア黨の復興運動のため國歩極めて困難となり、ケレンスキーは一旦内閣を擲け出したが八月に入つて立憲民主黨と妥協の上ケレンスキーの第二次内閣が成立した。かくてケレンスキーは始め勞兵會を背景として現はれたが今やむしろ立憲民主黨に近く勞兵會は反つてボリシエキーのものとなつた。内外の形勢は益々ケレンスキーに不利となり、九月には一度彼を首相とする五頭内閣、十月には第三次ケレンスキー内閣成立したが、今や彼の威勢は挽回に由なく、遂には立憲民主黨からも、勞兵會からも見棄てられ十一月革命に至つて政界より驅逐された。

【勞兵會と十一月革命】曩に勞兵會の實權を獲得したボリシエキーは同會を根據として一氣に天下を掌握せんと待つてゐた。十一月四日に愈々勞兵會の内に軍事革命なるものを創設し、反革命運動抑壓を名として、露都駐屯軍に對し同委員會の指令無くば出動すべからざる旨を命じた。茲に於て軍事革命委員會對軍司令部の葛藤生じ、前者の背後にある勞兵會と後者の尻押したる政府との争ひ、即ち過激派對ケレンスキー派の戦は本幕に入つた。六日ケレンスキーは議會に臨んで只管政

府に對する信任と援助とを獻願したけれども容易に決議が纏まらぬ間に、明くれば七日は第二回勞兵大會の當日となり、レニン等の過激派はこの日を以て豫め政權獲得の日となし、レニン自身は大會に出席して滿場の歡呼に迎へられつゝ起つて社會的革命的開始を宣言し、勞農政府の組織、戰爭の中止、講和即行資本征伐、土地奪取、生産監理を宣した。露國駐屯軍は全部軍事革命委員會に味方し、政府が唯一の頼みとせるコサツクの三箇聯隊も亦ケレンスキーを助くるを拒んで出動を逡巡したから、軍事革命委員會は忽ち全市の要所を占領した。この日ケレンスキーは竊に姿をかくして遁走し天下は全く過激派の手に歸するに至つた。

【勞兵會と勞農政府】七日の第二回勞兵大會に於て大多數を占め、過激派が穩和派の領袖を全部逐ひ出し、過激派の頭目レニンは勞兵會を基礎として、而も新たな勞農新政府を樹立したのであつた。勞農政府は勞働者と農民のみの政府であるが如く感ぜられるけれども兵士を除外するものでなく、之を精しく云へば、勞兵農政府とも稱すべきである。實に勞農政府は勞兵會の延長であつて、加ふるに農民を以てせるものである。勞農政府は第二

回勞兵大會を基礎として成立したものであり、且つ其第三回勞兵大會は農民大會と別個に開催された事もあるけれども、勞兵會は事實上第二回大會の日を以て勞兵農合同の共產黨に變形したと見るに至當とする。今勞農政府樹立の際に發布された政綱を掲げて當時の勞兵會の意向を示さう。

- 一、露國は勞兵農會の共和國とし一切の政權を悉く同會の手に收むべし。
- 一、露西亞勞兵農會共和國は各民族の勞兵農會の共和聯邦として、各自民族の自由民同盟を以て其の根底とし其上に築かるべし。
- 一、土地私有權を廢棄すべし。
- 一、勞働者監督を設定し、工場・鑛山・鐵道等を國有とすべし。
- 一、銀行を國有とすべし。
- 一、勞働義務制を布くべし。
- 一、勞農赤色近衛軍を組織し、有産階級の武裝を解除すべし。
- 一、秘密外交を排し廣く各交戰國の勞農間相互の交戰を奨勵し、非併合非賠償民族自主主義の民主的講和を促進すべし。
- 一、小民族及び植民地に對する壓迫を排し勞農政府の芬蘭獨立、波斯撤兵及びアルメニアの自治の聲明に賛同すべし。

一、國債廢棄法案を審査すべし。

ロック(ジョン)
哲學者にして經濟學者であるロック(John Locke)は、英國リンドンに於て一六三二年に生れ、ウエストミンスタースクールに學びクライストチャーチに學んだ後暫く此處で教鞭を取つた。一六六五年英國の使節秘書として、獨逸に使ひし、歸つて醫學を學んだ後シヤフツペリー伯と相識りその醫師兼顧問となつた。彼が人間の理性の限界を探るの重要な事を知つたのは此頃である。七二年彼は伯の勤めに従ひ官界に入つたが後辭し、シヤフツペリー伯の隱謀事件に關して一時和蘭に逃れた。此間に彼の『人性に關する論文』が完結された。八九年大革命成つて歸國し新政府の要職に就いた。九〇年彼の『人性に關する研究』が發表され、非常な歡迎を受けた。同年『統治に關する論文』を發表した。九一年には經濟幣制恢復の問題に逢着して彼の非凡なる經濟學上の見解を披瀝し、九三年には『教育の諸思想』を發表し九五年『基督教の合理性』を發表して基督教諸派の國教統一を説き、基督教は密教に非ずして愛の福音であると述べて反對論を攻撃した。一七〇〇年病弱のため辭して閑地につき、晩年を聖書の研

究に盡し『判断の方法』を發表した。ロックは故國の宗教及び一般文化の自由の爲に盡した所大であるが、彼の名聲の存する所は哲學界に於ける訓時代的な著述『人性の研究』である。

ロックアウト
『工場閉鎖』を見よ。

ロックフェラー(ジョン・デヴィソン)
ロックフェラー(John Davison Rockefeller)は亞米利加の大資本家である。彼の經歷は近世資本主義社會に於ける企業家の最も完全なる典型である。一八三九年紐育に生れ十二歳の時父母に伴はれてオハイオ州に移住した。教育としては此地で公立小學校に暫く學んだ丈である。十六歳で仲買人の番頭になつた。十九歳の時クランクと共同出資に由つて自ら仲買を始めた。夫が忽ち圖に當つて成功した。一八六二年クランクと共に精油業者アンドリユーと結んで會社を組織し、石油業に従事して成功した。間もなく、是れに兄弟のウキリアムを加へてウキリアム會社を設立し大規模の精油を創めた。後にスタンダード石油會社として石油界の覇王たる地位を彼に與へたものが是である。次の發展は紐育に東部支社を建設した事である。是から彼の石油界席捲

政策が始まる。一八七〇年此等の石油會社工場が資本金百萬弗の大會社スタンダード石油會社の下に統一され、ジョン・ロックフェラーはその總頭取兼支配人となつた。爾後彼の全精力は全米に於る石油王國の支配を獲得樹立する事に傾注せられた。この壯圖の實現には油田の產出高の統制のみならず運輸機關の支配をも必要とした。茲に於て直ちに大規模にして組織的なる計畫が案出せられ何人の反對もなく鐵道と特殊の協定が遂げられた。これに依りスタンダード石油會社は割引制度を以つて優先的に輸送の利便を得。他の如何なる會社も此魔術の爲に競争が不可能となつたのである。尙此目的を最も都合に完成する爲、南部開拓會社なる怪物が設立せられんとしたが、流石に是は熾烈なる反對の爲に一時姿を消すの止むなきに至つたが、此目的を含んだ他の手段が別途に講ぜられたのは云ふまでもない。斯くてスタンダード石油會社は敵會社を或は併呑し或は驅逐して、石油界に獨歩の地位を占める傍ら鐵道との關係は益々密接を加へた。一八八二年スタンダード會社はトラスト組織を要求する程發展したが是は解散の優目にあつた。勿論彼が依然として成功の一路を辿つたことに變りはない。爾來各種の會社

工場は個々別々の活動を營んだが、是が總てロックフェラーの一絲亂れざる統制の下にあるは云ふまでもない。斯くて彼の石油界に於ける無敵の振舞は彼が一九一一年活社會より隱退する迄遂に何人も追從せしめず又非議するを許さなかつた。世に稀な富豪の常としてロックフェラーも亦その時と金の多量を教育的宗教的慈善的方面に投じたのは不思議ではない。ロックフェラーは一八九二年シカゴ大學を建設しロックフェラー寄附財團を設置しロックフェラー醫學研究所を提供しその他無數の公益事業に貢献する所あつたと喧傳せられてゐる。而しそれが決して、彼の大企業家大資本家たる資格を高めも低めもしない事は勿論である。

ロンドン(ジャック)

ジャック・ロンドン(Jack London)は一八七六年サンフランシスコに生れ、八歳の頃から農場のボーイとなり、十一歳頃からは新聞の賣子、其他種々な雜役に従ひ、其ひまじまに學校に通つた。十六歳のとき冒険心に驅られて船乗となり、遠く日本沿海及びペーリリング海まで航行した。其後再びサンフランシスコに歸つて工場に労働してゐたが、母に勧められて新聞の懸賞文に應募し、第一等に當選し

た。然し未だ文學者になる氣は起らず、放浪者となつて合衆國中を遍歴し、浮浪罪で入獄したこともあつた。十九歳の時故郷に歸つて高等學校に入つたが、少年社會主義者として注目され、路傍演説で拘引された事もあつた。夫れからカリフォルニア大學に入り苦學をなしたが遂に卒業する事は出来なかつた。次に彼は文章を専門に心掛けたがその失敗なるを覺りクロンダイクの金掘りに出掛けたが父の死に遭つて歸郷し、再び文章に親しみ一九〇〇年(二十五歳の時)遂に第一文集を出版するに至つた。一九〇三年『野性の呼聲』を出してから名聲大いに揚つた。その後彼は英國に遊んで貧民窟の寫實小説『宗落の人々』を書いたこともあり、日露戰爭の際新聞通信員として戦線に従軍したこともあり、禁酒黨より大統領の候補に推されんとしたこともあり、又葡萄酒會社の社長になつたこともある。彼れの著書は甚だ多く、前掲のもの以外に『ホイト・ファング』『ピフォア・アダム』『アイアン・ヒール』其他社會主義に關する小著述が澤山にある。一九一一年十一月四十一の壯齡で病死した。

勞農政府(ローノーセーフ)

【樹立の顛末】革命後の露國は政變に次ぐに一切の權力はソグイエットの手に歸した。政府は一月二十六日、正式に憲法議會の解散を布告した。

【勞農政治の特質】露國革命を象徵するものは、ボリシエキズムである。ボリシエキズムは所謂「獨裁政治」を主張する。ボリシエキズムの主張する「獨裁政治」とは、レンン若しくはトロツキーの獨裁政治ではなくて、ソグイエットの獨裁政治を意味する。而してソグイエットを「工場に従つて編制せられたる生産者團體を基礎とする眞のプロレタリア政治の形式」とすれば、言ふ所の獨裁政治は畢竟「プロレタリアの獨裁政治」でありレンン等は唯その辯護者たるに外ならぬ。

レンンに依れば、革命的過渡期に於ける獨裁政治は必要止むべからざるものであつて、而もブルジョアの獨裁政治と、プロレタリアの獨裁政治との間には、中間の立場はあり得ないとする。露國の形勢の下では、此の二つの外に選擇の自由は無いのである。

然らばボリシエキエは獨裁を謳歌して眞實の意味に於ける「一般的デモクラシー」に反對するものであらうか、否却つて此の一般的デモクラシーの實現を目標として居るものである。従來のデモクラシーは事實上凡て階

政變を以てし、その起るや殆んど定期的であつた。一九一七年の十一月は恰もその時期に當り、人心恟々として居たが果して大政變が勃發した。十一月に入つて間もなく露都勞兵會に據れる過激派は勞兵會内に軍事革命委員會なるものを創設し、反革命運動抑壓を名として軍隊の實権を其の手に收めんとした。茲に於て軍事革命委員會對軍司令部の葛藤となり、前者の背後には露都勞兵會あり後者に對しては臨時政府之が後押しとなり、局面は進展して勞兵會對政府、過激派對ケレンスキー派の戦ひとなつた。

兩者の妥協到底成らざるを見て、臨時政府首相ケレンスキーは臨時議會に臨んで援助を求めた。議會の態度の曖昧なるうちに、早くも軍事革命委員會は勞兵會と協力して、暗中飛躍に成功し、露都駐屯軍の殆んど全部を味方に引き入れ、要所々々を占領して其勢ひ當るべからざるものあり、ケレンスキーも遂に恐れを爲して俄かにその行方を暗まして了つた此の間、過激派の行動は神出鬼没の妙を盡し殆んど戰闘らしい活劇なくして露都占領、大官捕縛の大仕事を果した。

過激派の首領レニンは露都勞兵會の本部に現はれて、喝采裡に社會的革命的開始を宣言し

勞農政府の政綱として、(一)民主的原理による國際平和の提議、(二)地主の土地所有權の即時廢止、(三)労働者の産業管理、(四)銀行國有の決議を公表した。此の席上過激派は大多數を占め、穩和派を一掃してレニンを總理とする新臨時勞農政府を樹立した。勞農政府は又國民執政内閣と稱せられ、勞兵會の本部たるスモリーヌイを以てその政廳としたもので、レンン及トロツキーの内閣即ち過激派の内閣である。ケレンスキーの失政に苦んだ露國民は此の政變に依り、露國の前途に光明を見出さんとし、多大の期待を以て之を迎へたのである。然しながら、新政府に對する攻撃の聲も亦種々なる方面から起つた。

一九一七年十一月二十五日に行はれた全露に互る憲法議會の選舉の結果は、社會革命黨が多數を占めボリシエキエは僅かに三分の一を得たに過ぎなかつた。翌年劈頭の憲法會議でスウェルドフは「被搾取者労働者の權利の宣言」を朗讀して會議の協賛を求めた。この宣言は、一切の權利をソグイエットに與へんとし、明白に無階級獨裁に對する憲法議會の降伏を意味して居た。否決はされたが、其後ボリシエキエの要求認められ、十九日に至つて議員の退散となり、憲法會議は消滅し

級的なるを免れなかつたが、プロレタリアのデモクラシーに至つて初めて眞の一般的のデモクラシーたるのである。而して之を一舉に完成するものが即ちプロレタリアの獨裁政治だと説く。此目標は、ソヴェエツトの組織のうち、立法上行政上の權力を結合することにより又、地方別の選挙區に代ふるに、作業場工場等の如き産業單位を以てすることにより達せられる。

レニンが過渡期に當つて獨裁政治を必要とする理由は、一方階級闘争上の必要に立脚し、一方生産技術上の必要に立脚する。後者よりする獨裁政治の必要は、産業別による労働者の團體組織の發達して居る程度に準じて其必要を減ずるは云ふ迄もない。

【ソヴェエツトの組織】レニンによれば、ソヴェエツトの制度こそマルクスが半世紀前に豫見した無産階級國家の政治組織に該當するものである。今日の眞の力は經濟力で、ソヴェエツトの制度の特質の一つは、選挙區による選挙に對する、産業による選挙であつて、當該産業に従事する労働階級の代表者の委員會が、今日無産階級國家の組織を意味するのである。ソヴェエツトはポリシエキキキによつて、一切の權力を與へられたのであるが、假

令ソヴェエツトに於けるポリシエキキが少數となり、他の何人かゞ代るとも一切の權力をソヴェエツトにと云ふポリシエキキの政策に變りはない。そこでソヴェエツト制度即ちポリシエキキとも云ひ得る。

ソヴェエツト本來の意義は、委員會又は評議員に當るものであるが、露西亞社會主義ソヴェエツト聯邦共和國に於ては、各地に農民、労働者、又は兵士によつて選挙された代表者のソヴェエツトがある。而して今や農民、労働者兵士は共通の大會を開くやうになつた。此等の地方的のソヴェエツトの代表者の集りが、即ち全露ソヴェエツト大會で最高權力を代表する。ソヴェエツト大會は、其中から、全露ソヴェエツト中央執行委員會を選挙す。中央執行委員會は更に人民委員評議會(他國の政府に似たもので、レニンはこれが議長である)を選挙する。

政治組織たるソヴェエツトの選挙は無産階級の完全なる普通選挙と、反對階級に對する選挙權の完全なる剝奪を基礎とする。全露ソヴェエツト大會は、都市ソヴェエツトより選出の代表者、省(グベルニア)ソヴェエツト大會より選出せられる代表者により組織せられ、毎年二回開催される。中央執行委員會は

全露大會に對して全責任を負ひ、大會の閉會中は、最高の權力を代表する。而してソヴェエツト共和國に於ける立法、行政及び管理の最高機關である。人民委員評議會は内閣會議に相當し、評議會の議員は首相とも見るべきものである。議長外十八名の人民委員より成る、人民委員評議會の下には次の十八部分がある。外務・陸軍・海軍・内務・司法・労働・社會事業・教育・郵便電信・民族・財務・交通・農業・工業及商業・食糧・國家監査・國民經濟委員會・衛生。而して人民委員評議會は全露大會及び中央執行委員會に對して全責任を負ひ、人民委員及び其委員會は人民委員評議會と中央執行委員とに對して責任を負ふのである。

【論理學(ロソリガタ)】
【意義】論理學に對する近世諸家の定義は區區である。或は「推論の學」といひ、或は「思惟の法則の學」といひ、或は「眞理探求の際の人間悟性の作用を論ずる學」といふ。今此れ等を参照して試に最も包括的な定義を下げば「論理學は思惟其のものの規範的法則の學である」となるであらう。之を説明すれば、(一)思惟とは經驗によりて知得せる事實を比較して其間の關係を定め、此れを統一し、未だ經驗せざる境界に推論する作用である。(二)規

範的法則とは説明的法則に對し、單に事實を記載して「かくあり」「かくあらねばならぬ」といふ事を示すのではなくて、「かくあるべき等なり」といふ事を規定する法則である。

學の教授に任せられ、一八九一年パデア大學の經濟學教授になり、一九〇三年チュリンの教授となつた。ロリアは歴史の主要な事實を經濟的事實に依つて解説せん事を求むる學派に屬せる光彩ある經濟學者である。彼の見解に従へば、土地保有の諸形式の研究が社會進歩の諸問題を解説する。彼は勿論社會主義に同情を以つてゐるが、然し一般の社會主義者とは異つて、自然力が終に労働者に對し正當なる報酬を與へるものなる事を證明せんと力めてゐる。著書として有名なものは「社會の經濟的基礎(邦譯あり)である。

【露西亞革命(ロシアカクメー)】
【概説】一九一四年に始まつた歐洲戰爭の末期に、交戦國の一たる露西亞に於いて遂行せられた革命は、近代史の中で最も重要な異彩ある歴史的事實である。而して古來諸國に行はれた革命の中で、一九一七年の露西亞革命が特に重要な意義を有する所以は、漸く近代世界を席捲せんとする社會主義革命の魁であつたといふ點に存する。元より露西亞革命は經濟的の革命を完成したるものには非ずして、むしろ社會主義革命の第一歩として無産階級の政權獲得を主とする政治的の革命であると見るを正當とするけれ共、それが單なる政治

此の論理學は教權を論議する中世の哲學思想には適したが、近世に至り自然現象の研究に當つては用に供し難くなつた。そこで自然科学者は各々適當な研究法を案出したが此等を集成し、稍々組織したのはベーコンの『新オルガヌム』で、歸納論理學といふ。後ミルがこれを大成した。學派を大別すれば以上の二つであるが、勿論このほかにブル、ライブニッツ、ロツツエ、ヴント等夫々独自の説をなしてゐる。

【ロリア(アチル)】
ロリア(Achille Loria)は、伊太利の經濟學者で一八五七年マンチュアに生れた。ポロニアに法律を修めて後羅馬伯林倫敦に於て經濟學を研究した。一八八一年にシエナ大學の經濟

的の革命に留らず更に經濟的の革命に一步を進めた所に從來の歴史に比類なき意義を有する。革命後に於ける労働者政府の諸般の施政に關しては幾多の議論を免れ得ないにしても露西亞革命そのものの近代的意義は何人も之を拒むことはできない。

社會主義革命の本質的原因、並に露西亞革命に特殊なる諸原因——殊に露西亞が未だ經濟的には資本主義の爛熟期に到達せずして、反つて中世的專制主義を維持した革命前の状態——等に就いては詳説を略して唯革命の歴史的事實を記するに止める。

【顯末】通常ロシア革命を「三月革命」と「十一月革命」とに分ける。その理由は後述する所に據つて自ら明かであらう
(一)三月革命 由來ロシアの労働階級には、純粹の農民と、半農半工の労働者と、熟練労働者との三つの要素があつて、三者とも略ぼ同様な運命にあつた。先づ都會の労働者は近代の資本主義的社會に於ける總ての労働者と同様に最も虐げられた賃銀奴隷であつた。次に農民は全收穫物の大部分を地主に上納すべき奴隷的境遇に置かれてゐた。かくの如き經濟的不平等に加ふるに、中世的專制政治を喜ばぬ新興ブルジョアの政治的自由の要求は漸

次形勢を陰謀ならしめた。折柄、歐洲戰爭による物資の缺之と、軍事上の失敗と、官僚軍閥の親獨的態度とは、ツアアの政治を、極めて少數な大地主と大資本家以外の全ての人の呪咀の焦點とした。

三月革命の口火を切つたものは二月二十七日ベトログラード三十萬の労働者の政府に對する抗議を意味する大罷工であつた。三月に入ると政治犯人の放釋を要求する一大示威運動が行はれ、之に次いで所々に小暴動が起つた。國會は民衆に加擔する決議をして解散を命ぜられたが、議員は解散命令を無視して依然會合を續けた。三月十一日にはベトログラードに於て、民衆と警官との間に戦鬪が始まつたが、之が鎮定に向つた有名なウオリンスキー聯隊は政府命令を蹂躪して民衆の運動に投じた。この間に労働者はソヴァイエツトを組織した。十二日には反亂は愈々組織的となり、全市到る所に大示威運動が行はれ、鎮壓に向つた近衛聯隊もまた示威運動に参加したから、民衆は兵器廠を占領し、監獄を開放し、秘密警察本部を占領した。

三月十二日の夜ベトログラードのソヴァイエツトはチユヘーゼを會長に、ケレンスキーを副會長に選舉し民主政治要求の宣言を發表した。

この時ブルジョアの代表的政黨たる立憲民主黨は革命が最早や既成の事實となれるをみて態度を一變し、ブルジョア自由主義の立場から立憲政治を要求した。斯やうに三月革命はデモクラシーを要求するブルジョアの政治的革命的に始まつた。然し乍ら立憲民主黨(カデツト)と、大地主及び大資本家の十月黨を多數とする國會(デューマ)は尙ほ帝制の維持を願ひ、即ちミハエル大公を即位せしめて立憲帝制を樹立せんとしたが、ソヴァイエツトの斷乎たる反對に逢ひ、致方なくカデツトの首領ミリュニコフは三月十五日にデューマとソヴァイエツトの皇帝退位論に同意し臨時政府を組織する旨を宣言した。かくして成立した第一次の臨時内閣には社會革命黨から僅かに一人の法相ケレンスキーを出したに過ぎなかつた。

この内閣の組織は當時に於ける革命の段階を最もよく反映したもので、新政府の革命の意義は、政治的民主主義と戰爭の遂行とに外ならなかつた。然しながら民衆の眞に求めてゐたものはパンと平和であつた。十八日に新政府が政治的改革の綱領を聲明するや、ソヴァイエツトは其の施政に對して猛烈な反對を宣言した。この頃からソヴァイエツトの勢力は益加はつて來たが、當時ソヴァイエツトは社會革命

黨とメンシエキーの勢力下にあつた。社會革命黨とメンシエキーとは、ブルジョアとの提携の必要を信じ、従つて臨時政府を支持し且つ戰爭の繼續を主張してゐた。けれどもこれより以後十一月革命にいたる幾多の波瀾は、要するに大地主とブルジョア自由主義との妥協の上に立つ臨時政府と、ソヴァイエツトとの間の權力消長の反映に過ぎない。新政府の施政は益政府の信用を失墜し、左翼の勢力を助けた。レニンは四月三日を以て瑞西の亡命地から露都に歸り、五月十七日にはトロツキーが米國から歸還して更に左翼の一新勢力を増した。政府の失政と戦線に於ける兵士の平和に對する希望とは、グチユコフ並にミリュニコフの辭職を餘儀なくしたけれども、此時尙ほソヴァイエツトには温和社會主義者が勢力を占め、依然として新聯立内閣を支持する決議をした。一臨時政府には六名の社會黨員が閣員に列したが尙ほカデツト(七名)と十月黨(二名)とが多數を占めた。けれどもこの改造内閣の閣員数の示すが如く、大地主と大資本家を代表する十月黨に對して、ブルジョア自由主義のカデツトが優勢を占め、一方社會黨閣員の増加は革命が純粹な政治的から更に社會主義的に進行しつゝあることを物語つてゐる。

る。ポリシエキーは固よりこの聯立内閣に反對した。更に一般民衆の間には臨時政府に對する不平が高まつてゐた。三月革命によつて專制政治の壓力が取去られると、政治上にも經濟上にも、労働階級の運動は一時に勃興し、多くの産業では労働者の賃銀が著しく増加した。けれども資本家も亦盛に生産物の價格を吊り上げたので労働者の生活は少しも改善されず、政府の暴利取締も全然失敗に了つた。農民の境遇も又労働者と同様であつた。かくて五月十七日に開かれた全露大會ではケレンスキーとレニンとの間に有名な論戰が交はされた。七月にはベトログラード・ソヴァイエツトが最初の大衆的示威運動を行つた。當時政府はポリシエキーの反對に拘らず、獨逸の戦線に大規模の攻勢を企てたが此攻撃は失敗に歸し、益民心の不平を激發すると共に一解軍隊の解體を早めた。民衆の不滿は七月十七日の革命的大示威運動となつて現はれた。七月二十日にはケレンスキーが首相となつてポリシエキーを壓迫し、大檢挙を初めた。トロツキーを初め多くのポリシエキストは投獄され、レニンは再び芬蘭に亡命した。かくてポリシエキーは一時聲を潜めたが戦線の状態は益悪化し來り、九月三日にはリガ

が獨逸軍の手に歸した。間もなくポリシエキーは漸次勢力を恢復し、第二回全露ソヴァイエツト大會の召集を要求するや、ソヴァイエツトの執行委員会は妥協の一策として九月二十七日に全露民主會議を召集した。要するに民主會議は妥協の上に聯立内閣の基礎を置かうとする最後の試であつた。會議は極めて僅少の差を以て聯立内閣を可とする決議を通過したが、戰爭繼續の決議はポリシエキーの反對によつて撤回された。

かくして三月革命以後ポリシエキーの勢力は日に加はつて來た。即ち相反する利害の結合の上に聯立政府は全ての問題に對して一定の政策を有しなかつたが、之に反してポリシエキーは全ての問題に對して悉く一定の綱領を有した。彼等は一切の政權をソヴァイエツトに與へることを主張し、土地は即時無償を以て農民に分配すること、工業は社會化して労働者の管理に歸すべきこと、及び民主的原則による講和を主張した。されば今やポリシエキーの要求は日々に高まりゆく民衆の憧憬の代表となり、再び革命を見ねば止まぬ形勢となつた。

(二)十一月革命 斯くてポリシエキーは既に其背後には民衆の多數を有するを得た。そ

して第二回全露ソヴァイエツト大會召集に對するポリシエキーの要求は、最早拒み難きものとなつたから、中央執行委員会は十一月七日を期してベトログラードに全露大會を召集した。これに先立つ十一月三日にポリシエキーの領袖は密室に於て歴史的の會合を開き十一月七日を以て政權獲得の日と定めた。レニンはこれより前芬蘭の亡命地より露都に歸りその會合に於て演説してゐる。十一月四日の『ベトログラード・ソヴァイエツト・デー』に労働者は『戰爭を廢止せよ』『一切の權力をソヴァイエツトに』といふ標語の下に一大示威運動を行つた。同日ケレンスキー政府の最後の頼みとするセミヨノフスキー聯隊は、大多數を以てポリシエキーを支持する決議をした。暴徒はピーター及びポロ監獄を占領した。同六日ケレンスキー最後の強硬なる鎮壓政策も効を奏せず、全部の重要な地點は何等の闘争をも流血をも見ないでポリシエキーの掌中に歸した。七日、臨時政府の本據たる多宮は包圍され、同日午後一時、トロツキーはソヴァイエツトの集合に於て、ケレンスキー内閣の消滅、並に全露大會の開會までは一切の權力を軍事革命委員會に移すべきことを宣言した。同夜多宮は赤衛軍に占領され、ケレンス

キーは逃亡し、閣員の多数は投獄された。臨時政府消滅後権力を掌握した軍事革命委員会は、最初に死刑の廢止と軍隊委員改選の命令を發した。翌八日の夜レニンは有名な平和の宣言と土地に關する布告を、ソヴィエツト大會の執行委員會に提出し、滿場一致を以て通過した。ボリシエキーはかくて十一月七日に政權を把握するや、翌八日には交戦列國に對して休戦の宣言を爲すと同時に、労働産業管理法を發布して労働者との約束を果し、續いて九日には土地法を發布して農民への約束を實行した。けれども新政府に對する非難もあつた。それは主として裕福な農民及び知識分子からであつた。即ち十一月二十五日、全露に互つて行はれた憲法議會の選挙に依る議員の多数は社會革命黨であつて、ボリシエキーは僅かに議席の三分の一を占めた。一九一八年一月十八日を以て開會せられた憲法議會の劈頭に、ボリシエキーストたるソヴィエツト執行委員長スウェルドロフは、『被搾取者労働者の権利の宣言』を朗讀して會議の協賛を求めた。この宣言は後に『ソヴィエツト共和國憲法』と共に露國の基礎法となつた重要な宣言であるが、要するに一切の權力をソヴィエツトに與へ、土地私有を廢し鑛山を社會

化し、労働者の産業管理權を確立し、國民經濟最高委員會の組織、銀行の國有、一般的義務労働等の制度を定め、搾取階級の武装解除と労働者の武装、赤衛軍の編制等を規定し、更に秘密外交の廢止、民主的平和、國債の破棄を宣言したものであつた。固よりこの宣言は溫和派たる社會革命黨の多数に依つて否決された。そこでボリシエキーの代表者は憲法會議を承認せざる旨の決議を朗讀して社會革命黨左翼及び合同社會民主國際派と共に退場したから、憲法議會は自ら消滅し終つた。政府は一月二十六日に、憲法議會解散を正式に布告し、一切の權力は完全にソヴィエツトの手に歸することとなつた。これより後は主としてソヴィエツト・ロシアの建設的時期に入つたのである。

勞資協調主義(ロイシキエ)

近代に於ける労働問題の實狀に對し何等か之が解決の方策を求め、而も社會主義的解決の前途を疑ひ、飽く迄現狀を支持し乍ら社會政策的に勞資の協調を遂げて、労働問題解決を完うせんとするものである。我國に於て勞資協調主義を標榜する最大の機關としては協調會がある。その宣言を見るに、協調主義は社會に於ける各階級特に勞資兩者が平等なる人

格の基礎の上に立つて自他の正當なる權利を尊重すると共に、社會の秩序の爲に公正合理的なる自制互讓を爲し、以て相互に力を協せ産業の發展、文化の進歩、國家の福祉を最も有効に促進すべき事を主張するものであると云つてゐる。又曰く「責任の自覺は協調の出發點であり正義と人道は協調の基本である」

「協調主義は社會に闘争を絶たしむるを空想するものに非ず、闘争に非ずんば到底労働者の地位の向上を期し得べからずとする觀念、闘争の爲の闘争を否認するものである。協調主義は斯くて階級の調和融合に最も重點を置き比が爲の施設と宣傳に其の全力を擧げんとするものである」と云ふに見ても、その主張は窺ひ知られる。

併し果して協調主義はその自ら標榜する主義の實現を完うし得るであらうか。その主義の實現が果して可能であらうか。協調主義は又社會改良主義とも云ひうるが、その主張が果して現在社會問題、就中労働問題解決の唯一の方策として労働者の耳朶を打ち得るや否や問題たらざるを得ない。労働者と資本家は果して其主張を一にし得るであらうか、人格主義は労働者と資本家の何れにも妥當なる諸調であらうけれども人格完成の物的條件を阻ま

れ限界的生存に辛うじて縋りつゝ漸くその生命を支へつゝある労働者に、如何にして人格主義の觀念を鼓吹しうべきか。各人は其能力に應じて生産すると云ふが正義ならば、各人は其の需要に應じて消費し得ると云ふも正義であらねばならぬ。労働者と資本家は其の所得の性質を異にしてゐる。労働者は生産機械として生産に參與するを許されても、無産者たる彼は十分なる消費に參與するを許されない。従つて生産制度の根本的改革がなければ労働問題の解決は付かないのであつて、勞資協調主義は一個の空想とも見られる。

ロツニア(ウキルヘルム・ゲオ)

ロツニア(Wilhelm Georg Friedrich Rosch)は一八一七年ドイツのハンノフェルに生れた。父は同地の高級法官である。ゲツチンゲン及柏林の兩大學に於て史學並に國家學を修め、一八四〇年ゲツチンゲン大學の講師となり、同四三年員外教授となり、翌年正教授となる。一八四八年ライプツヒ大學に招かれ、爾來死に至る迄に教鞭を採つた。彼は歴史派經濟學の開祖として知られ、一八四三年に公刊された『歴史的硏究法に依る經濟學の講義要領』は古典的に重要な書である。有名な著に『國民經濟學體系』がある。一八九四年

歿す。

ロス(エドワード・アルスワース)

ロス(Edward Alsworth Ross)は米國の社會學者である。一八六六年イリノイス州に生れ、現在ワイスコンシン大學の社會學教授である。シカゴ、ハーバード等の大學に經濟學社會學を講じたこともある。日本人排斥論者である。著書には、『社會統制』『社會學の基礎』『社會心理學』等がある。

ルクセンブルグ(ローザ)

ローザ・ルクセンブルグ(Rosa Luxemburg)は一八六五年露領ポーランドのワルシアウに生れた。年少獨逸に留學したが革命運動に投じた結果、露國官憲に引渡されるを恐れて瑞西に亡命して勉強を續け、獨逸の同志との聯絡は絶たなかつた。彼女は後に至りロシアから獨逸に歸つて歸化する事を得た。幾許もなく彼女は社會黨内の有力なる宣傳者、有數なる學者となつた。ローザは理論家の多い社會黨内に於て特にマルクス學者としては一頭地を抜いてゐた。嘗て社會黨が新聞記者及び宣傳者養成の目的を以て柏林に『社會主義學校』を創立した時にはローザはマルクス經濟學の講義を擔任した。そしてその講義の草稿は『資本の集積』に就ての解説である。ローザ

の『ポーランドの産業的進化』と云ふ著書は、マルクス主義に依り時事問題を解説したものである。ローザは黨の機關雜誌や新聞に常に健筆を振ひ、『ライプチーゲル・フォルクスタツング』の編輯長であつた事もある。國際社會黨の間に於てもローザは國內に於けると等しく常に急進的左翼を代表してゐた。『改良か革命か』と云ふ小冊子は修正派の危険なる立場を完膚なく攻撃したものである。一九〇五年ローザはロシア革命に教へられ『總同盟罷工』なる著書を公にした。之は社會民主黨の不徹底なる平和的改良主義を攻撃し革命的手段としての總同盟罷工を論じたものである。

彼女は少くも六ヶ國語に通じ露獨佛波は自由であつた。國際社會黨大會にはクララ・ツェトキンと共に各國代表者間の通譯を引き受けた。彼女は又獨逸社會民主黨員たると共に波蘭の運動にも參加し嚴正なる國際主義反國民的社會主義を標榜するポーランド社會民主黨の一員として愛國的ポーランド社會黨と戦つた。獨逸社會黨の多数派とは事毎に意見を異にしたが、黨から一派を樹てる事に反對し内部に止まり改革に努力した。過去二十五年を通じていつの社會黨大會にも如何なる討議にも

ルクセンブルグとリーブクネヒトとが相携へて少数急進派の爲に戦はなかつたことはい一九一三年イエナ社會黨大會ではローザ及び其の一派は改良派の反對を排して政權擴張の手段として總同盟罷工是認の決議を通過させた。此時ローザは全國民が一人残らず社會黨員となるまでは總同盟罷工を遠慮するに及ばない事、只社會黨の仕事は来る革命の日の爲に平時に於て出來得る限り一般民衆の間に宣傳する事、最後の日には運動に先驅して民衆を率ゆる決心と戰鬥力を要すと説いた。彼女が獨逸に到る迄の經過は『獨逸社會主義』及び『リーブクネヒト』を参照せよ。

ルロアボーリユ (マール・パウル)

ルロア・ボーリユ (Pierre Paul Icoy-Pauli) は一八四三年佛蘭西の小邑ゾームニアに生れ、巴里・伯林・ボンの諸大學を轉々して經濟學を修む。多年獨逸西伊英等の諸國に學び後『レヴュー・ド・ド・モント』『ジュルナル・ド・デ・ペー』誌等の編輯に従事したが一八七二年始めて自由政治學校の教授となり財政學を講じ、一八七八年佛蘭西大學教授となる。同時に佛國學士會員に推されて後獨逸瑞露等の學士會員に擧げられ又學位を贈與せられ、ボロニア、エチンバラ、ケンブリッジ等諸大學より名譽學位を贈られた。自由主義説を奉じ、國家社會主義に反對し、雜誌『エコノミストフランセ』を創刊す。

ルソウ (ジャン・ジャック)

ルソウ (Jean Jacques Rousseau) は十八世紀のフランスの哲學者でフランス革命を促進させるに與つて力あつた一人である。一七一二年スキスの首都ジュネーヴに生る。父は無賴の徒で彼の教育などには全然意を用ひなかつた。で彼は或は從僕となり或は音樂師の群に入つて放浪し或は謄寫業を營みなどして三十八歳に至るまで殆んど放浪的生活を續けてゐた。

處が一七四九年糊口の資を得んとして或る懸賞論文に應じようと思ひ立つた事は彼の新たな眼界を開き新なる人となる轉機であつた。『學術文藝に關する所見』は即ち其の懸賞論文で、學術文藝が人類の幸福を増進するものでないことを痛論し後四年にして『不平等に關する所見』を著し現代の不平等を指摘し原始生活に還るべきを主張した。一七六二年有名なる『社會民約論』及『教育論』(エミール)を著して當時の社會に大影響を與へたが、政府は之を安寧秩序を亂す者として逮捕状を發した。彼れは遁れて英國に渡り後一七六七年

再び筆を執らざる事を條件としてフランスに歸る事を許された。歸國後は又放浪生活を續け一七七八年遂に歿した。彼の死後四年にして公にされた『懺悔録』は有名である。

ルソウ (ワルデック)

ワルデック・ルソウ (Waldeck Rousseau) は佛國の政治家で一八四六年ナンテに生れた。彼の父はナンテの辯護士で同時に地方共和黨の主領であつた。一八四八年に憲法議會の一員としてデール・シモン、ルイ・ブラン等と活躍した人であつた。従つてその子のワルデック・ルソウが、一生を政界に過したのも蓋し偶然ではない。彼はボアチエ・パリに法律を學び、若年に拘らず其の名譽を以つて容易に迎へられた。初め巴里に於て辯護士となり後郷里ナンテに歸省して辯護士を始めた。一八七九年初めて國會に選ばれて一員となり爾來彼の政治的生涯が展開した。彼は共和黨員として凡ゆる自由を尊敬したが只國家の制度に對する陰謀及び青年をして近世社會制度を憎惡せしむるが如き教育には絶對に反對であつた。最後迄此主義が一貫してゐる。彼が政界に於ける最初の名譽は佛國法制研究會に於ける報告に始まる。此頃から彼は勞資の關係に就て研究を怠らず一八八四年の佛國に於ける

労働組合承認には、彼が與つて力あつた。爾來彼は穩和なる共和黨内に與望を克ち得て一八九九年初めて聯合内閣を作り、かのミルラン等を加入せしめた。然し此頃は佛國の共和制に取つて最も險惡なる時期であつて凡ゆる假面の下に共和制顛覆の企があつたが彼の輿論と才能はドレーフユエ事件を無事に解決せしめて此の難關を突破するを得た。又減刑と大赦が時を得て行はれた。彼の行政的手腕の最大なる尺度は、社團法案であつた。是に由つて彼は前の内閣の失敗にも不拘、宗教團體を國家の權力に服従せしむるを得た。宗教問題に關する演説は、彼の演説中最も有名である。かくて一九〇二年彼は反對黨の結束的反抗にも打克つて遂に政治的生涯を閉ぢ、ガムベッタ以後、佛國政界最大人物の一人として記憶された。

ルーズベルト (セオドア)

ルーズベルト (Theodore Roosevelt) はアメリカ合衆國の第二十六代の大統領である。一八五八年紐育に生れ、八〇年ハーバート大學を卒業。一八八一年共和黨員として紐育州會議員に選ばれ二十四歳の時、議長候補者に推される。西米戰爭に武功あり。一八九八年共和黨より推されて紐育州知事となる。一九〇〇年

副大統領に推され翌年大統領マッキンリーの暗殺せられた結果大統領となる。トラストや鐵道會社の横暴を抑制す。一九〇四年再び選ばれて大統領となり日露の休戰講和に盡力した。任期後アメリカ・歐洲を漫遊、歸來雜誌『アウトLOOK』に據り時事を評論す。一九一二年『進歩黨』なる第三黨を組織し、大統領たらんとしたが失敗に終つた。世界大戰の勃發するや盛に健筆を呵してウキルソン大統領の態度を批評し戰爭熱を煽つた。一九二三年歿す。

補遺

ローチアス (ジェームス・ソールド)

英國著名の經濟學者ジェームス・ローチアス (James Edwin Thorold Rogers) は、一八二三年ハンブシャー州に生れ、倫敦のキング・カレッジで神學を修め説教師となつたが、後ち經濟學の研究に専念し、母校の經濟學教授となり、一八九〇年牛津に死んだ。大著『農業及物價史』は一八六六年に執筆を開始し、一八六六年に最初の二巻を刊行したものである。一八八〇年以後六年間、自由黨議員として下院に活動した。

ロムボロソ (チェザレ)

チェザレ・ロムボロソ (Cesare Lombroso)

は伊太利著名の犯罪學者で、一八三六年に生れ、一八五九年に軍醫となり、一八六二年にバダリア大學の精神病教授となり、更に、チューリン大學の法醫學教授ともなつた。一八七五年有名なる『犯罪者』を著して、犯罪者には解剖及心理上常人と異なる特殊のタイプあることを主張した。著書としては、ほかに『天才論』『犯罪の原因及救治』等が最も有名である。一九〇九年十月歿す。

S

サボターヂ

サボターヂ (Sabotage) は普通『怠業』と譯される。元來同盟罷工と共にサンヂカリズムの運動方法のうちに數へられる、同盟罷工の一變態である。スバルゴーに依れば、サボターヂなる語が使用され初めたのは一八九七年に於ける佛國勞働總同盟會議の報告書に書かれてからの事である。同報告書中には英國の海上勞働者達が採つた、普通『カカニ』と稱せられる方法に對する會議事項が記録されてあつた。報告書は知名の無政府主義者、エミール・ブーヂェー及びポール・テラサーレの作成したものであるが、彼等は『カカニ』の方法を研究し、之を佛國勞働者に推奨するために、スコットランドの俗語たる『カカニ』を適當に佛蘭西語に移さんと試み、遂に『サボターヂ』なる語を案出したのである。フランスの殊に田舎の人々は、魯鈍な勞働者を諷して『サボト(木靴)を穿いてゐる』と云ふ習慣が昔からあつた。その意味は言ふまでもなく

重い木靴を穿いた百姓は、革靴を穿いた人々に比して無器用な、のろまな仕事しか出来ないといふことである。『サボトを穿いた』人とは、即ちのろまな人といふことである。ブーヂェー及びテラサーレは、これを採用してサボターヂなる語を作つたのである。サボターヂは其後諸國に擴まり、かなり勢を得た。日本にも歐米戦後の勞働運動勃發時代に之が輸入され大正九年川崎造船所に起つたのを初めとして幾つか起つたが、他の一般同盟罷工に比すれば甚だ僅かなものである。サボターヂの方法は如何なるものかと云ふに、先づ普通なのは、勞働者は平日の通り工場に出動して受持の場所に就く、しかし仕事は少しもしないのである。その代り機械や道具は錆などの着かぬやうに綺麗にして置く。次には又工場に出動し仕事をするが故意にゆるゆると行ふ。さもなくば、わざと過失をして仕事の進行を遅らせる。又或る方法は、仕事を非常に急速に行つて、粗製品を作り上げる。無駄な材料や動力を用ゐる。是等は皆サボターヂのうちに入るのである。サボターヂの辯護者は、この方法に依るときは、勞働者は賃銀を取り乍ら資本家を苦しめることが出来、從つて運動に持久力があり、犠牲を出すこと

も妙く、普通の同盟罷工より有効だと主張する。是に對する反對説には、單に人道的見地から、サボターヂは勞働者を惡徳に導くから宜しくないと主張するものと、今一步突込んだ見地から、サボターヂは勞働者の革命的意氣を廢棄せしめるのみならず、實際的効果の上から見ても歡迎すべきものではないと主張するものとある。

裁判所(サイパンシ)
裁判所とは専ら争證の形式により、法規の適用の確定を目的する國家作用をなす所の機關をいふ。故に裁判所は利害の關係を異にせる當事者の主張に對し、個々實在の場合に於て何れが適法なるかを確定するを目的とする。裁判所は此目的によつて司法裁判所と行政裁判所との二つに分つことが出来る。司法裁判所は民事及び刑事の事件を原則として裁判する裁判所をいひ、行政裁判所は行政官廳の違法處分より、權利を傷害せられたりする訴證を裁判する裁判所をいふ。司法裁判所はこれを憲法上の司法裁判所と、憲法の施行せられざる地に於ける司法裁判所の二種に分つことを得る。憲法の施行せられざる地に於ける裁判所とは、たとへば、關東都督法院・統監府裁判所・領事管廳等のごときものである。

司法裁判所はまた、さらに普通裁判所と特別裁判所とに區別される。特別裁判所とは一定の人及事件區域に關し、特に民事刑事の事件を裁判する裁判所(例へば陸海軍軍法會議臺灣總督府法院)をいひ普通裁判所は又その裁判すべき事項の範圍に從つて、大審院・控訴院・地方裁判所・區裁判所に區別される。行政裁判の構成は法律を以て規定せられ、現在はその地位保證もまた法律を以て規定せられてゐる。

裁判官(サイパンカン)

裁判官なる文字はその解釋の如何によつて四種の意義を有する。第一は最廣義に解する場合で、廣く法規の適用を確定することを目的とする國家作用を行ふ官吏を指す場合、即ち警察署長、特許局の審判官、稅務署長等を一包含む。第二の場合には専ら法規の適用を確定する事を目的とする國家作用を行ふ機關として、裁判所の官吏を含む官吏をいふのであつて、軍法會議の判士長及判士、行政裁判所の評定官等を含む。第三の場合にはその地位につき憲法又は法律を以て特別の保證を有する裁判官、即ち臺灣總督府法院の法官、行政裁判所の評定官、及び普通裁判所の判事に對してである。然るに第四の場合にはこれを最も狹義に

解した時で、憲法五十八條に謂ふところの裁判官、即ち普通裁判所の判事に對してのみ用ひられる。今日一般に裁判官と呼ぶところの者は、この最狹義に解されたる第四の場合を意味してゐる。而してこの意味に於ける裁判官は刑法の宣告、又は徵役處分に據るの外、その職を免ぜられることなきは元より、懲戒に關する規定も、必ず法律を以てせざるべからざる事は憲法の保證するところである。これは裁判官が權門勢家に阿附せず、安んじて公平の裁判をなさしむるに基くのみならず、間接にもその地位を保障せんがために外ならない(『裁判所』参照)。

歳計(サイケ)

歳計とは會計法規によつて豫算を定めこれによつて歳入と歳出との出納計算を爲すことをいふのである。國家は財政を整理するに當り必ずこれが計畫と、實施に關する制度とを定めざるを得ない。故に歳計豫算及び歳計施行の制度を要するのである。また財政の形式的整理の標準としては、一定の時間的區域を附する必要がある。故に財政計劃は年によつて區分されるので、これを名づけて歳計年度又は會計年度と言ふ。歳計は此の年度を標準として、會計法規によ

り歳計豫算を定め、且つ會計法規の定むる機關及手續により一定の期間内に收入及支出を爲しその計算を明かにすることを總稱するのである。歳計豫算とは國家又は其他の公共團體の歳入及歳出の見積を言ひ、またこれを形式的に表示する書類をも言ふのである。而して此の歳計豫算は形式上からは、總豫算・特別豫算・追加豫算に分たれ、性質の上からは總豫算及び支拂豫算に區別されるのである。歳計豫算はすべて經常・臨時の二部に大別され、更に款及び項に區分されて以つてその收支の性質・目的を明かにす可きものとされてゐる。これ等の分類を豫算の科目と言ふのである。歳計豫算は一定の順序により政府がこれを調製するもので、毎年議會の開會と共に全部衆議院に呈出し、其審査・議定を経て、更にこれを貴族院に呈示し、其の審査・議定をも經て確定し、陛下の裁可によつて始めて効力を生ずることとなるのである。

最惠國條款(サイケイコクジョーカン)

最惠國條款とは通商條約の締結に際して締盟國の一方がその相對國に對して第三國に與へつつある處の權利利益及び將來與ふ可き權利利益の全部乃至一部を與ふ可きことを約定する條款のことである。